

こども若者局事業概要

令和5年8月

仙台市こども若者局

目次

I	こども若者局の組織等	
1	組織	1
2	事務分掌	2
3	附属機関等	5
4	組織の変遷	7
II	こども若者局の予算・主要事業	8
III	各種施策及び事業の動向	
第1	妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援	
	【訪問・相談・教育】	12
1	妊娠の届出と母子健康手帳交付（こども家庭保健課）	12
2	妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）（こども家庭保健課）	12
3	特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業（こども家庭保健課）	13
4	母親（両親）教室（こども家庭保健課）	14
5	3～4か月児育児教室（こども家庭保健課）	15
6	助産師による妊産婦電話相談（こども家庭保健課）	15
7	産後の助産師等による相談事業（せんだい助産師サロン）（こども家庭保健課）	16
8	離乳食教室（こども家庭保健課）	17
9	健康診査事後指導教室（こども家庭保健課）	17
10	5歳児のびのび発達相談（こども家庭保健課）	18
11	保健指導（こども家庭保健課）	19
12	訪問指導（こども家庭保健課）	20
13	産後ケア事業（こども家庭保健課）	21
14	育児ヘルプ家庭訪問事業（こども家庭保健課）	22
15	乳幼児健康診査未受診者対策事業（こども家庭保健課）	24
16	子供家庭総合相談事業（こども家庭保健課，こども支援給付課）	25
17	家庭児童相談室（こども家庭保健課）	26
18	健全母性育成事業（こども家庭保健課）	27
19	遺伝カウンセリング（遺伝相談）（こども家庭保健課）	27
20	女性のための健康支援教室（こども家庭保健課）	28
21	多胎児等を育てる保護者のための教室（こども家庭保健課）	29
22	子育て世代包括支援センター事業（こども家庭保健課）	29
23	子育てに関連する情報提供（総務課，こども家庭保健課，こども支援給付課）	30
24	子ども家庭応援センター（総務課，こども家庭保健課，こども支援給付課，認定給付課）	31
	【健康診査】	32
1	妊婦一般健康診査（こども家庭保健課）	32
2	妊婦歯科健康診査（こども家庭保健課）	33
3	先天性代謝異常検査等（こども家庭保健課）	34
4	新生児聴覚検査費用助成（こども家庭保健課）	36
5	産婦健康診査（こども家庭保健課）	36
6	乳児健康診査（こども家庭保健課）	37
7	フッ化物歯面塗布助成（こども家庭保健課）	38
8	1歳6か月児健康診査（こども家庭保健課）	39

9	2歳6か月児歯科健康診査（こども家庭保健課）	40
10	3歳児健康診査（こども家庭保健課）	41
11	幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策（こども家庭保健課）	43
	【医療援護】	44
1	未熟児養育医療給付（こども支援給付課）	44
2	自立支援医療費（育成医療）支給（こども支援給付課）	44
3	小児慢性特定疾病医療費支給（こども家庭保健課）	45
4	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（こども家庭保健課）	47
5	小児慢性特定疾病に係る通院介護料交付（こども家庭保健課）	47
6	小児慢性特定疾病児童とその家族への支援（こども家庭保健課）	48
7	助産の実施（助産施設への入所）（こども家庭保健課）	49
8	不妊に悩む方への特定治療支援事業（こども家庭保健課）	50
9	不育症検査費用助成（こども家庭保健課）	51
10	妊娠高血圧症候群等療養援護費支給（こども家庭保健課）	52
第2	地域子育て支援	
1	のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業（総務課）	53
2	仙台すくすくサポート事業（総務課）	56
3	幼稚園地域子育て支援事業（認定給付課）	57
4	保育所等地域子育て支援事業（運営支援課，認定給付課）	58
5	保育所地域活動事業（運営支援課）	60
6	児童館における子育て家庭支援事業（児童クラブ事業推進課）	61
7	利用者支援事業（総務課，こども家庭保健課，認定給付課）	62
8	地域での子育て支援における担い手の確保（こども若者相談支援センター，運営支援課）	63
9	自主グループ活動への活動支援等（こども家庭保健課）	64
10	子育て支援活動団体の登録（総務課）	64
11	「せんだいのびすくサポーター」の登録（総務課）	64
12	全市的な子育て支援ネットワークの構築（総務課）	64
13	新生児誕生祝福事業（総務課）	65
14	子どもの遊びの環境の充実（総務課）	65
15	仕事と家庭の両立支援促進（総務課）	66
第3	子育てに要する経済的負担の軽減	
1	出産・子育て応援給付金支給事業（こども支援給付課）	67
2	児童手当支給（こども支援給付課）	68
3	児童扶養手当支給（こども支援給付課）	69
4	特別児童扶養手当支給（こども支援給付課）	71
5	子ども医療費助成（こども支援給付課）	72
6	母子・父子家庭医療費助成（こども支援給付課）	74
7	第3子以降小学校入学祝金（こども支援給付課）	75
8	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（こども支援給付課）	76
第4	教育・保育基盤の整備	
1	子ども・子育て支援新制度（認定給付課等）	78
2	幼児教育・保育の無償化（認定給付課等）	81
3	保育施設等の入所状況（幼保企画課，認定給付課）	84

4	認定こども園（幼保企画課，認定給付課）	85
5	認定こども園運営費補助金（認定給付課，幼保企画課）	86
6	認定こども園特別支援教育・保育経費補助金（認定給付課）	87
7	保育所整備事業（幼保企画課）	88
8	私立保育所等老朽化施設対策整備補助（幼保企画課）	89
9	公立保育所の建替え・民営化（幼保企画課）	89
10	私立保育所委託費・助成（認定給付課）	90
11	幼稚園数等の動向（認定給付課）	94
12	私立幼稚園補助（認定給付課）	95
13	地域型保育事業（幼保企画課，認定給付課）	99
14	地域型保育事業補助（認定給付課）	106
15	事業所内保育施設（認定給付課）	107
16	保育サービスへの民間参入促進事業（多様な主体の参入促進事業）（運営支援課，幼保企画課）	107
17	保育サービス相談員（認定給付課）	108
18	1歳児受入推進事業（認定給付課）	108
第5	多様な保育サービスの充実	
1	特別支援保育事業（運営支援課）	109
2	延長保育事業（幼保企画課，認定給付課）	110
3	休日保育事業（幼保企画課，認定給付課）	111
4	一時預かり事業（幼保企画課，認定給付課）	112
5	保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（幼保企画課）	115
6	産休明け保育事業（運営支援課）	115
7	病児・病後児保育事業（幼保企画課，認定給付課）	116
8	子育て支援ショートステイ（こども家庭保健課）	117
9	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（認定給付課）	118
第6	教育・保育の質の向上，人材確保	
1	指導監査の実施（運営支援課）	119
2	幼稚園教員研修支援（認定給付課）	120
3	保育従事者の研修（運営支援課）	120
4	保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ）（運営支援課）	123
5	特別（保育）支援コーディネーター養成事業（運営支援課）	123
6	保育士等の処遇改善（認定給付課）	124
7	保育士資格等取得支援事業（運営支援課）	128
8	保育士人材確保対策（運営支援課）	130
9	保育所等における食育推進事業（運営支援課）	132
10	乳幼児における食物アレルギー対応の充実（運営支援課）	132
11	学校との連携（運営支援課）	133
12	認可外保育施設補助（認定給付課）	133
13	児童福祉施設等食材料費補助（こども支援給付課，認定給付課）	134
14	児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業（こども支援給付課，認定給付課）	135
第7	放課後の児童の居場所づくり	
1	児童館・放課後児童健全育成事業の動向（児童クラブ事業推進課）	136

2	児童館等の概要（児童クラブ事業推進課）	137
3	放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業推進課）	139
4	放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ事業推進課）	141
5	児童館等要支援児受け入れ事業（児童クラブ事業推進課）	142
6	児童館等の職員研修の充実（児童クラブ事業推進課）	143
第8	ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策	
1	母子・父子自立支援員（こども支援給付課）	145
2	母子・父子・寡婦福祉資金貸付（こども支援給付課）	145
3	ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども支援給付課）	147
4	仙台市ひとり親家庭等相談支援センター事業（こども支援給付課）	148
5	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（こども支援給付課）	150
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（こども支援給付課）	152
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（こども支援給付課）	154
8	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（こども支援給付課）	155
9	学習・生活サポート事業（こども支援給付課）	156
10	中途退学未然防止等事業（こども支援給付課）	158
11	母子保護の実施（母子生活支援施設への入所）（こども家庭保健課）	159
12	子どもの居場所づくり支援事業（こども支援給付課）	160
13	養育費確保支援事業（こども支援給付課）	161
14	ひとり親家庭等生活向上支援事業（こども支援給付課）	162
第9	要保護児童・困難を抱える若者等への支援	
1	児童の権利擁護，権利侵害の防止に関する取り組み（こども家庭保健課）	163
2	仙台市要保護児童対策地域協議会（こども家庭保健課）	164
3	児童虐待に係る医療ネットワーク事業（こども家庭保健課）	165
4	子ども家庭総合支援拠点事業（こども家庭保健課）	166
5	支援対象児童等見守り強化事業（こども家庭保健課）	167
6	せんだいみやぎ子ども・子育て相談（こども家庭保健課）	167
7	子どもアドボカシー推進事業（こども家庭保健課）	168
8	婦人保護（こども家庭保健課）	168
9	児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進等を通じた養育環境の向上（こども支援給付課）	169
10	児童養護施設における一時保護専用施設（こども支援給付課）	170
11	身元保証人確保対策事業（こども支援給付課）	170
12	児童養護施設等職員研修（こども支援給付課）	171
13	こどもの日記念行事（こども支援給付課）	171
14	児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業（こども支援給付課）	172
15	子ども・若者支援地域協議会（若者支援課，こども若者相談支援センター）	172
16	若者自立・就労支援事業（若者支援課）	173
17	ヤングケアラー支援体制強化事業（こども家庭保健課，こども若者相談支援センター）	173
第10	いじめ対策推進	
1	いじめ対策の総合的推進（いじめ対策推進課）	174
2	いじめ等相談支援（いじめ対策推進課）	174
第11	新型コロナウイルス感染症対策関係事業	
1	衛生管理体制確保支援（総務課，こども支援給付課，こども家庭保健課，児童クラブ事業推進課，運営支援課，幼保企画課，児童相談所）	177

2	新型コロナウイルス抗原検査キットの配付（総務課，こども支援給付課，児童クラブ事業推進課，運営支援課）	180
3	子育て世帯臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）	181
4	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）	181
5	新生児臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）	183
6	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（こども支援給付課）	183
7	子育て世帯への臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）	184
8	子ども食堂新型コロナウイルス感染症対策助成金事業（こども支援給付課）	185
9	認可外保育施設支援（運営支援課）	185
10	妊婦に対する布製マスクの配布（こども家庭保健課）	186
11	新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（こども家庭保健課）	186
12	助産師による妊産婦電話相談（こども家庭保健課）	187
13	幼児健康診査の一部個別健診による実施（こども家庭保健課）	188
14	児童福祉施設職員向け研修会（総務課）	189
15	児童福祉施設等職員慰労金支給事業（こども支援給付課，児童クラブ事業推進課，認定給付課，児童相談所）	190
16	オンライン相談環境の整備（運営支援課，児童相談所）	190
IV	相談機関等	
1	児童相談所	192
(1)	施設概況	192
(2)	職員構成	192
(3)	児童相談業務	193
(4)	措置業務	196
(5)	里親登録と里親委託業務	197
(6)	心理支援業務	199
(7)	一時保護業務	200
(8)	親子こころの相談室	202
(9)	児童相談所における相談援助活動の体系・展開	204
2	こども若者相談支援センター	205
(1)	施設概況	205
(2)	面接相談	205
(3)	ヤングテレホン相談	205
(4)	子育て何でも電話相談	206
(5)	メール相談	206
(6)	ヤングケアラー相談	206
(7)	ふれあい広場・就労支援活動	206
(8)	街頭指導	207
(9)	広報啓発	208
(10)	青少年健全育成団体等活動支援	210
V	少子化・次世代育成支援対策等	
1	国及び本市の少子化・次世代育成支援対策の経緯	211
2	少子化・子育て支援に係る主な動き	212
3	子ども・子育て支援新制度の概要	217
4	仙台市すこやか子育てプラン 2020 の概要	217

VI 児童等の定義.....	220
VII 各種統計	
1 出生数, 出生率の推移.....	222
2 合計特殊出生率の推移.....	222
3 本市における人口構成図 (人口ピラミッド)	223
4 住民基本台帳ベースでの人口の変化.....	224
5 人口ピラミッドの比較.....	225
6 年齢構成比の推移.....	225
7 婚姻件数, 離婚件数及び離婚率の推移.....	226
8 児童扶養手当受給者数の推移.....	226
VIII 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等	
●認定こども園.....	227
●保育所.....	232
●幼稚園.....	239
●小規模保育事業.....	242
●事業所内保育事業.....	247
●居宅訪問型保育事業.....	248
●児童遊園.....	248
●児童館, 児童センター等.....	248
●子育てふれあいプラザ.....	253
●一時保護施設.....	253
●助産施設.....	254
●乳児院.....	254
●母子生活支援施設.....	254
●児童養護施設・地域小規模児童養護施設.....	254
●児童心理治療施設.....	255
●児童自立支援施設.....	255
●自立援助ホーム.....	255
●小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	256
●婦人相談所.....	256
●婦人保護施設.....	256
●母子・父子福祉施設.....	256

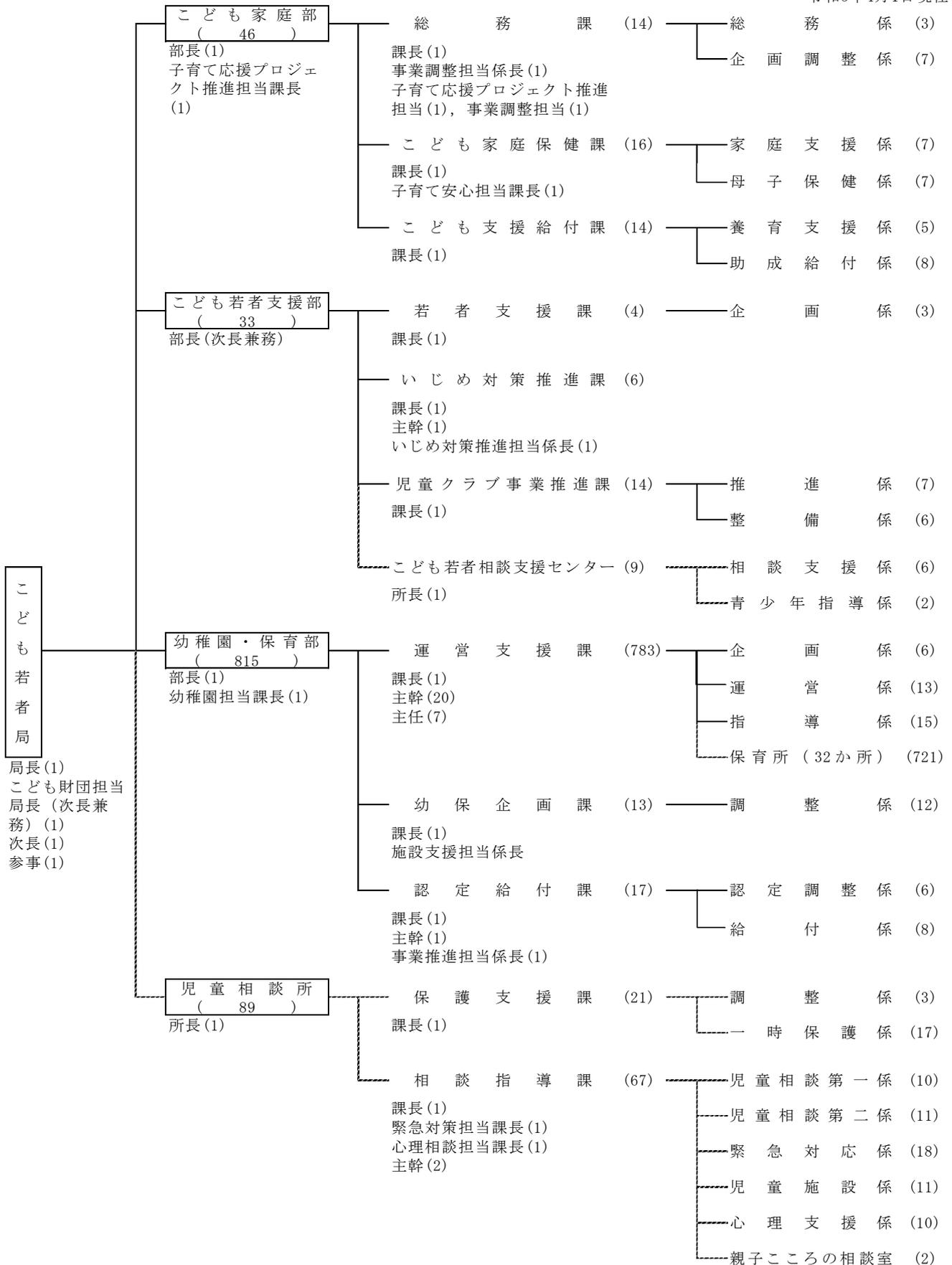
※掲載内容は原則として令和5年4月1日現在

I こども若者局の組織等

I こども若者局の組織等

1 組織

令和5年4月1日現在



※ () 内は正職員 (再任用職員を含む) の数
※点線は公所

I こども若者局の組織等

2 事務分掌

部	課公所	係	事務分掌
こども家庭部	総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市子ども・子育て会議 ・ いじめに係る再調査委員会 ・ 局・部内事務の連絡調整 ・ 課，こども家庭保健課及びこども支援給付課の庶務
		企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台市すこやか子育てプランの推進及び進行管理 ・ 少子化社会対策の総合的な企画及び調査研究 ・ 児童福祉等に係る施策の総合的な企画及び調整 ・ 児童の権利の確保に係る事業の総括 ・ 地域における子育て支援事業の総括 ・ 仙台すくすくサポート事業 ・ 主任児童委員（他課の所管に属するものを除く。） ・ 子育てふれあいプラザ ・ 局内の予算及び決算
		(子育て応援プロジェクト推進担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ せんだいのびすくナビ等による子育てに関する情報発信 ・ せんだいのびすくサポーター ・ 新生児誕生祝福事業
		(事業調整担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 仙台こども財団設立準備
	こども家庭保健課	家庭支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の健康診査に係る事務の総括 ・ 乳幼児及び妊婦の歯科健康診査に係る事務の総括 ・ 児童虐待防止対策に係る事務の総括 ・ 子供家庭総合相談に係る事務の総括 ・ 婦人保護に係る事務の総括 ・ 仙台市要保護児童対策地域協議会
		母子保健係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健に係る施策の総合的な企画及び調整並びに事務の総括（家庭支援係の所管に属するものを除く。） ・ 仙台市小児慢性特定疾病審査会
	こども支援給付課	養育支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭の福祉に係る施策の総合的な企画及び調整 ・ 子どもの貧困対策に係る施策の総合的な企画及び調整 ・ つなぐ・つながる仙台子ども生活応援プランの推進及び進行管理 ・ 児童福祉施設及び養子縁組民間あっせん機関の設置の認可，運営の指導監査及び整備等（他課の所管に属するものを除く。） ・ 実施機関に対する指導監査（他課の所管に属するものを除く。） ・ 児童福祉施設に対する措置費等の支弁（他課の所管に属するものを除く。） ・ 里親の登録，育成及び措置費等の支弁

I こども若者局の組織等

		助成給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還事務の総括 ・児童手当，児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る事務の総括 ・子ども及び母子・父子家庭医療費助成事務の総括 ・未熟児養育医療の給付に係る事務の総括 ・自立支援医療費（育成医療に係るものに限る。）に係る事務の総括 ・第3子以降小学校入学祝金 ・ひとり親日常生活支援の事務の総括 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金，ひとり親家庭高校卒業程度認定試験受験支援，ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の事務の総括 ・出産・子育て応援給付金
こども若者支援部	若者支援課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・若者支援に係る施策の総合的な企画及び調整 ・仙台市子ども・若者支援地域協議会 ・部内事務の連絡調整 ・課，いじめ対策推進課，児童クラブ事業推進課及びこども若者相談支援センターの庶務
	いじめ対策推進課		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の総括 ・いじめの防止等に係る啓発 ・いじめに係る相談 ・仙台市いじめ問題対策連絡協議会 ・仙台市いじめ防止等対策検証会議
	児童クラブ事業推進課	推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども総合プランに係る事業の総括 ・児童館及び児童センターの運営及び職員研修の総括 ・仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会 ・児童館，児童センター及び児童遊園（整備係の所管に属するものを除く。）
		整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館及び児童センターの整備 ・児童館，児童センター及び児童遊園の維持修繕及び物品購入 ・児童館，児童センター及び児童遊園の財産管理
	こども若者相談支援センター	相談支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども，若者及び子育てに関する相談 ・子育て何でも電話相談 ・子ども若者電話相談 ・青少年の継続的通所相談（ふれあい広場・就労支援活動） ・青少年等の健全育成及び啓発活動 ・青少年健全育成団体等の助成，連絡調整
青少年指導係		<ul style="list-style-type: none"> ・街頭指導活動 ・補導関係機関との連絡調整 	
幼稚園・保育部	運営支援課	企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育及び保育に関する施策の総合的な企画及び調整 ・市立保育所運営の総括 ・市立保育所における会計年度任用職員 ・市立保育所の物品購入 ・部内事務の連絡調整 ・市立保育所の庶務 ・課，幼保企画課及び認定給付課の庶務

I こども若者局の組織等

	運営係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の運営に係る指導及び助言 ・ 特別支援保育事業 ・ 保育所等地域子育て支援事業の総括 ・ 保育所給食の総括 ・ 保育所入所児童の健康に関する指導 ・ 緊急時の市立保育所の応援勤務 ・ 市立保育所における嘱託医
	指導係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の質の向上に係る企画及び調整 ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る指導監査 ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る研修の企画及び実施 ・ 特定地域型保育事業の運営に係る指導及び助言 ・ 認可外保育施設の指導監督 ・ 認可外保育施設に係る指導及び研修 ・ 保育士、栄養士及び看護師の実習 ・ 保育士確保事業 ・ 病児・病後児保育事業に係る指導監査 ・ 指定保育士養成施設 ・ 仙台市保育所連合会
	保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を必要とする乳幼児の保育 ・ 子育て家庭に対する支援
幼保企画課	調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育及び保育の基盤整備に係る企画及び調整並びに事業の総括 ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備、認可及び確認 ・ 市立保育所の維持修繕 ・ 市立保育所の財産管理 ・ 市立保育所の建替え等 ・ 幼稚園の新制度移行 ・ 病児・病後児保育事業に係る企画及び調整
認定給付課	認定調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものための教育・保育給付に係る事務の総括 ・ 教育・保育給付認定事務の総括 ・ 子どものための教育・保育給付認定事務（認定こども園・幼稚園を経由して提出されるもの（1号認定に係るものに限る。）に限る。） ・ 区役所（宮城総合支所を含む。）における教育・保育給付認定事務及び保育施設等利用調整事務の連絡調整 ・ 子育てのための施設等利用給付認定事務 ・ 保育料等の徴収 ・ 実施機関に対する指導監査
	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給 ・ 私立保育所に対する委託費の支払事務 ・ 子育てのための施設等利用給付 ・ 私立幼稚園への助成 ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への助成 ・ 事業所内保育施設への助成 ・ 認可外保育施設への助成 ・ 病児・病後児保育事業者への助成

I こども若者局の組織等

児童相談所	保護支援課	調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・所の維持管理 ・所内事務の連絡調整 ・所の庶務
		一時保護係	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児童の行動観察及び生活指導
	相談指導課	児童相談第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・家族に係る相談，調査及び支援 ・児童の支援に係る関係機関との連絡及び調整 ・児童虐待への対応（緊急対応係の所管に属するものを除く。）
		児童相談第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談第一係と同じ
		緊急対応係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に係る緊急及び初期対応 ・その他の要保護児童に係る緊急及び初期対応
		児童施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の児童福祉施設・里親等への措置 ・児童福祉施設等措置費用徴収事務（他公所の所管に属するものを除く。）
		心理支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の心理査定及び心理的支援 ・家族に対する心理的支援及び助言
		親子こころの相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び保護者の心理面接，精神医学的相談

3 附属機関等

(1) 法令に基づく附属機関

名称	所掌事項	根拠法令等	委員定数	任期	所管課
仙台市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律により，その権限に属せられた事項を調査審議する。	子ども・子育て支援法，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律，仙台市子ども・子育て会議条例	25人以内	3年	総務課
仙台市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る審査を行う。	児童福祉法	7人以内	2年	こども家庭保健課
仙台市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し，連絡及び協議を行う。	いじめ防止対策推進法，仙台市いじめの防止等に関する条例	15人以内	2年	いじめ対策推進課
仙台市いじめ防止等対策検証会議	市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証及び検討を行う。	仙台市いじめの防止等に関する条例	5人以内	2年	いじめ対策推進課

I こども若者局の組織等

(2) 要綱等に基づく機関

名称	所掌事項	設置要綱等	委員定数	任期	所管課
こども若者局指定管理者選定委員会	仙台市児童福祉施設条例（健康福祉局の所管に係るものを除く。）及び仙台市子育てふれあいプラザ条例に規定する公の施設に係る指定管理者の指定について審議を行う。	仙台市局指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱	—	当該年度の3月31日まで	総務課
仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会	放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討する。	仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱	15人以内	2年	児童クラブ事業推進課
特別支援保育審議委員会	心身の障害等のため特別な支援を必要とする児童について、要綱に定める特別支援保育事業の要件の有無、集団保育の可否等について審議を行う。	仙台市特別支援保育事業実施要綱	—	当該年度の3月31日まで	運営支援課
公立保育所民営化及び公有財産等の貸与による認可保育所整備に係る事業者選定委員会	民設民営方式等による公立保育所の建替え、並びに公有財産等の貸与による保育所の整備等を行う場合に、保育所を設置しようとする事業者の選定に係る審査を行う。	公立保育所民営化及び公有財産等の貸与による認可保育所整備に係る事業者選定委員会設置要綱	10人以内	審査が終了するまで	幼保企画課

I こども若者局の組織等

4 組織の変遷

※課レベル以上のみ

平成 18 年 4 月	・ 子供未来局（子供育成部（子供企画課，子供相談支援センター，児童相談所，親子こころのクリニック），子育て支援部（保育課，子供施設課））を新設する。
平成 20 年 4 月	・ 保育課を分割し，保育課及び保育指導課とする。
平成 21 年 4 月	・ 子育て支援部に保育環境整備課を新設する。
平成 22 年 4 月	・ 子供育成部及び子育て支援部を再編し，子供育成部及び保育部とする。 ・ 児童相談所を第一種公所とし，保護支援課及び相談指導課を新設する。 ・ 子供企画課及び子供施設課を再編し，総務課及び子育て支援課とする。
平成 25 年 4 月	・ 親子こころのクリニックを廃止する。
平成 27 年 4 月	・ 保育部の名称を変更し，幼稚園・保育部とする。 ・ 子供育成部に児童クラブ事業推進室を新設する。 ・ 保育課，保育環境整備課及び保育指導課を再編し，運営支援課，環境整備課及び認定給付課とする。
平成 29 年 4 月	・ 総務課及び子育て支援課を再編し，総務課，子供家庭支援課及び子供保健福祉課とする。
平成 30 年 4 月	・ いじめ対策推進室（部相当）を新設する。
令和 2 年 4 月	・ 児童クラブ事業推進室を児童クラブ事業推進課とする。
令和 4 年 4 月	・ 子供家庭支援課及び子供保健福祉課を再編し，子供家庭保健課及び子供支援給付課とする。 ・ 環境整備課の名称を変更し，幼保企画課とする。
令和 5 年 4 月	・ 子供未来局の事務分掌に若者に関する事項を加え，名称をこども若者局とする。 ・ いじめ対策推進室及び子供育成部を再編し，こども家庭部（総務課，こども家庭保健課，こども支援給付課）及びこども若者支援部（若者支援課，いじめ対策推進課，児童クラブ事業推進課，こども若者相談支援センター）とする。

Ⅱ こども若者局の予算・主要事業

令和5年度 仙台市こども若者局主要事業（当初予算）

すこやか子育てプラン推進

令和5年度予算額

令和4年度予算額

(1) 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

	9,520,281千円	(7,390,377千円)
① 子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実	6,203,234千円	(5,102,169千円)
・放課後子ども総合プラン推進	1,210,106千円	
・放課後児童健全育成事業	198,262千円	
・児童館整備	775,283千円	
東六番丁児童館建設	154,028千円	
片平児童館建設	31,703千円	
根白石児童館建設	274,208千円	
（仮称）秋保児童館建設設計【新規】	2,954千円	
児童館未整備学区である秋保小学校区に秋保小学校の改築工事に併せ、合築施設として児童館を整備する。		
生出地域複合施設建設設計（児童館）【新規】	8,565千円	
児童館未整備学区である生出小学校区に生出市民センター等改築工事に併せ、複合施設として児童館を整備する。		
児童館大規模修繕	303,825千円	
・（仮称）生出児童クラブ室整備【新規】	35,634千円	
生出地域複合施設供用開始までの間の放課後児童の居場所確保のため、生出小学校区に児童クラブの新規設置を行う。		
・児童館運営管理	3,387,788千円	
・放課後児童支援員処遇改善	531,383千円	
・児童館への防犯カメラの設置	5,615千円	
・児童館・児童クラブ業務支援システムの導入【新規】	59,163千円	
保護者への迅速かつ確実な連絡及び入退館管理の自動化等による業務の効率化を推進するため、業務支援システムを導入する。		
② 児童虐待防止対策の充実	39,948千円	(39,119千円)
・要保護児童対策地域協議会の開催等	4,780千円	
・乳幼児健康診査等未受診者対策	1,163千円	
・児童虐待防止医療ネットワーク	4,818千円	
・支援対象児童等見守り強化	29,187千円	
③ いじめ防止等対策推進	1,696,135千円	(1,648,972千円)
・いじめ防止等対策の総合的推進	6,749千円	
社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、専用ポータルサイトを活用した情報発信や、地下鉄広告の掲出、リーフレットの作成・配布等により、広く市民に向けて広報啓発を行う。		
・いじめ等相談支援室 S-K E T運営	11,825千円	
法律や心理など専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室S-K E T」を運営し、いじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を実施する。また、児童生徒向けチラシの作成・配布などにより、相談窓口の周知を図る。		
・その他事業（教育局分）	1,677,561千円	
④ 安全・安心な環境の確保	8,772千円	(9,196千円)
・街頭指導活動		
⑤ 不登校・ひきこもり等への支援の充実	65,707千円	(25,480千円)
・ふれあい広場サテライト	40,152千円	
・子育て家庭相談支援	2,965千円	
・青少年自立促進	13,140千円	
・ヤングケアラー支援体制強化	9,450千円	

⑥ 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実	18,335千円	(0千円)
・若者自立・就労支援【新規】	18,123千円	
主に10歳代後半から39歳までの就労等に不安を持つ若者を対象に、カウンセリングや各種講座、就労体験などを通じた支援を行う。		
・子ども・若者支援地域協議会の運営【新規】	212千円	
子ども・若者の支援に携わる関係機関等で構成する協議会を設置することにより、支援ネットワークを構築し、関係機関の連携の強化や各分野を組み合わせた効果的な支援を図る。		
⑦ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実	1,488,150千円	(565,441千円)
・児童相談所における相談・支援	39,190千円	
・児童相談システム構築	38,490千円	
・AHT等入院児童の支援【新規】	2,433千円	
AHT（虐待による頭部外傷）等により入院する一時保護児童の付き添い支援、及び当該受傷について法医学等の専門家へのセカンドオピニオン依頼を行う。		
・児童相談所の大規模改修及び一時保護所増築	1,383,032千円	
・里親支援	7,005千円	
・ファミリーホーム開設支援	8,000千円	
・子どもアドボケイト派遣	10,000千円	

(2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

68,049,175千円 (67,205,259千円)

① 母子保健の充実	1,254,298千円	(1,679,088千円)
・産婦健康診査	75,892千円	
・新生児聴覚検査費用助成	39,419千円	
・妊娠・出産包括支援	126,716千円	
産後ケア	90,394千円	
需要の増加に対応するため、委託料を増額し受託施設の拡充を図る。		
せんだい助産師サロン	3,545千円	
3～4か月児育児教室	6,624千円	
特定妊婦関連産科受診等支援	430千円	
妊娠等に関する相談	16,430千円	
その他事務経費等	9,293千円	
・妊産婦・乳幼児等訪問指導	45,520千円	
・育児ヘルプ家庭訪問	21,438千円	
・幼児健康診査	52,747千円	
・3歳児健康診査における屈折検査の導入【新規】	19,091千円	
小児の弱視を予防するため、目の異常の早期発見に資する屈折検査機器を導入し、早期治療につなげる。		
・乳児健康診査	125,322千円	
・5歳児発達相談	2,016千円	
・子どものこころのケア	1,714千円	
・妊婦健康診査	713,451千円	
・母子歯科保健	24,270千円	
妊婦歯科健康診査	14,829千円	
フッ化物歯面塗布助成	9,441千円	
・不妊症・不育症患者等支援	3,341千円	
・妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援【新規】	3,361千円	
妊婦・子育て家庭への伴走型支援として、妊娠届出時・出産時に加え、妊娠8か月の面談を実施するとともに、子育てアプリなどを活用した情報発信や相談支援などを継続的に実施する。		

②	子育てに関する不安・負担の軽減	407,394千円	(420,558千円)
	・ のびすく運営	198,391千円	
	のびすく大型室内遊具購入【新規】	4,622千円	
	のびすく各館において、破損や経年劣化等により継続して使用することが困難になった大型遊具等を更新する。		
	その他指定管理料等	193,769千円	
	・ 仙台すくすくサポート	4,739千円	
	・ 保育所・幼稚園等による地域子育て支援	180,394千円	
	・ SNSを活用した子ども・子育て相談	23,870千円	
③	子育てに要する経済的負担の軽減	25,079,733千円	(25,615,224千円)
	・ 児童手当支給	14,343,820千円	
	・ 児童扶養手当支給	3,496,458千円	
	・ 子ども医療費助成	3,789,626千円	
	※うち子ども医療費助成の拡充	394,078千円	
	子ども医療費助成における所得制限を撤廃し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。		
	・ 第3子以降小学校入学祝金支給	35,760千円	
	・ 子育てのための施設等利用給付	2,613,970千円	
	・ 幼児集団活動利用支援給付	7,200千円	
	・ 出産・子育て応援給付金支給【新規】	792,899千円	
	妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう充実を図る伴走型相談支援と一体となる出産・子育て応援給付金を支給する。		
④	子育てに関する情報提供・相談支援の充実	45,806千円	(45,803千円)
	・ 保育サービス相談員の配置（人件費）	30,938千円	
	・ のびすくにおける専門の相談員の配置	14,868千円	
⑤	教育・保育基盤の整備	37,527,677千円	(35,871,651千円)
	・ 私立保育所等老朽化対策施設整備補助	398,947千円	
	・ 公立保育所維持修繕	34,703千円	
	・ 公立保育所大規模修繕	245,463千円	
	・ 公立保育所建設 2施設（落合保育所、七北田保育所）	230,021千円	
	・ 私立保育所助成	731,712千円	
	・ 認定こども園助成	596,601千円	
	・ 地域型保育事業助成	93,789千円	
	・ 事業所内保育施設助成	22,897千円	
	・ 私立保育所運営委託	12,991,038千円	
	・ 施設型給付	16,874,610千円	
	・ 地域型保育給付	5,165,314千円	
	・ 多子世帯利用者負担額軽減	2,956千円	
	・ 1歳児受入推進	14,256千円	
	・ 公立保育所・保育業務支援システム導入	24,699千円	
	・ 私立保育所等におけるICT化推進	69,500千円	
	・ 保育給付費申請等オンライン化【新規】	31,171千円	
	保育施設等がインターネットから給付費や補助金の申請等が行えるシステムを導入し、事務処理の効率化等を図る。		
⑥	多様な保育サービスの充実	843,291千円	(865,306千円)
	・ 延長保育	481,477千円	
	・ 一時預かり等	246,921千円	
	・ 休日保育	17,790千円	
	・ 病児・病後児保育	59,418千円	
	・ 病児・病後児保育Web予約システム導入	1,265千円	
	・ 未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】	36,420千円	
	定員に空きのある保育所等において、未就園児を対象に週1～2日程度の定期的な預かりモデル事業を実施する。		

⑦ 保育の質の確保・向上	364,840千円	(308,715千円)
・保育士等研修	19,485千円	
・保育士確保支援	5,111千円	
・私立保育所インターンシップ支援【新規】	1,440千円	
保育士として働く予定の養成校学生をインターンシップで受け入れる私立認可保育施設に対し補助を行う。		
・キャリアアップ研修参加支援補助	15,449千円	
・保育士宿舍借り上げ支援	243,334千円	
・保育士等就労スタートアップ補助	74,178千円	
・保育施設等産休等代替職員補助	5,843千円	
⑧ 幼児教育の充実	361,743千円	(372,720千円)
・幼稚園預かり保育の推進	308,345千円	
・私立幼稚園運営費等補助	44,485千円	
・幼稚園PTA活動振興	7,413千円	
・私立幼稚園教員研修	1,500千円	
⑨ 子どもの貧困対策の推進	1,049,769千円	(985,110千円)
・学習・生活サポート	94,733千円	
教室数を拡充し、生活困窮世帯の中学生に対する支援の充実を図る。		
・中途退学未然防止等	19,326千円	
・子どもの居場所づくり支援	9,843千円	
仙台市社会福祉協議会への補助により、「子ども食堂」運営団体へ経費を助成し、食事の提供を通じた居場所づくりと見守りを行う。		
・児童養護施設等入所児童自立支援	9,992千円	
・要保護及び準要保護世帯児童生徒に対する就学援助（教育局）	915,875千円	
「新入学学用品費」（中学校分）を増額し、経済的理由で就学困難な児童生徒に対する支援の充実を図る。		
⑩ ひとり親家庭等への支援の充実	109,524千円	(114,141千円)
・母子家庭等就業・自立支援センター運営管理	31,163千円	
・高等職業訓練促進給付等のひとり親家庭等対策	55,918千円	
・ひとり親家庭等日常生活支援	2,951千円	
・ひとり親家庭等生活向上支援	19,492千円	
⑪ 障害のある子どもなどへの支援の充実	1,005,100千円	(926,943千円)
・児童館等要支援児受け入れ体制の充実	537,280千円	
・特別支援保育の充実	467,820千円	

(3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

328,928千円 (275,454千円)

① (仮称) 仙台こども財団の設立【新規】	13,000千円	(0千円)
子育てしやすいまちづくりを進めるため、子ども・子育て支援に係る事業を行うことを目的とした財団を設立する。		
② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進	2,828千円	(2,257千円)
③ 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開	313,100千円	(273,197千円)
・杜っ子のびすくプレゼント	250,800千円	
・子どもの遊びの環境の充実【新規】	5,133千円	
公園等における自由な遊び場の運営など、プレーパーク活動等の普及に向けた啓発や支援を行う。		
・子育てに関する情報発信の充実	15,207千円	
・若年・子育て世帯住み替え支援（都市整備局）	41,960千円	

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

263,326千円 (391,557千円)

① 衛生管理体制確保支援等	231,169千円	(334,224千円)
② 妊産婦への新型コロナウイルス感染症に関する検査と支援	32,157千円	(57,333千円)

Ⅲ 各種施策及び事業の動向

第1 妊娠・出産期から乳幼児期にかけての子育て支援

【訪問・相談・教育】

1 妊娠の届出と母子健康手帳交付（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健法施行規則
- ・厚生省児童家庭局長通知等

(2) 制度の概要

事業目的	母子共に健全な妊娠，出産，育児ができるように，母子の健康状態を記録し，健康管理に役立たせるため母子健康手帳を交付するとともに，保健指導を行う。
対象者	市内居住の妊婦
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	妊娠した者は，①届出年月日，②氏名，年齢及び職業，③居住地，④妊娠月数，⑤医師または助産師の診断または保健指導を受けたときは，その氏名，⑥性病及び結核に関する健康診断の有無，以上のことについて保健所長を経て市長に届出をする。また，妊娠の届出をした者に対して，母子健康手帳を交付し，必要な保健指導を行う。
周知方法	医療機関等で周知
備考	平成15年度 市民の利便性を図るため随時交付開始

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	6,511千円 (予算額)
令和4年度	5,462千円
令和3年度	5,240千円
令和2年度	5,448千円
令和元年度	5,534千円
平成30年度	5,220千円

(4) 実施状況

(単位：件)

	手帳交付	妊娠届出	届出時の妊娠週数				
			11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
令和4年度	7,132	7,045	6,597	395	33	19	1
令和3年度	7,578	7,484	7,007	412	36	29	0
令和2年度	7,925	7,843	7,337	453	27	25	1
令和元年度	8,375	8,300	7,682	535	51	27	5
平成30年度	8,449	8,370	7,744	540	46	40	0

2 妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知等
- ・妊娠等に関する相談事業実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	妊娠期からの悩みを抱える者等への相談対応や保健指導を行う。
対象者	妊娠（疑いがある場合を含む）により悩みを抱える者やその家族
実施方法	資格のある専門相談員による相談対応を平成25年度から実施。令和2年5月までは電話及び電子メール、令和3年11月からはSNSと電話により実施。
周知方法	関係機関を通して周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	16,430千円 (予算額)	—
令和4年度	13,923千円	6,961千円
令和3年度	7,737千円	3,869千円
令和2年度	118千円	59千円
令和元年度	709千円	354千円
平成30年度	676千円	338千円

※補助率：1/2

※委託期間は、令和2年度は令和2年4月1日から5月31日まで、令和3年度は令和3年11月1日から令和4年3月31日まで。

(4) 実施状況

	相談件数	内訳
令和4年度	211件	電話26件、SNS185件
令和3年度	28件	電話4件、SNS24件
令和2年度	41件	—
令和元年度	353件	—
平成30年度	285件	—

3 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健医療対策総合支援事業実施要綱
- ・仙台市特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

事業目的	予期せぬ妊娠等の相談対応において、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、産科等医療機関への同行支援等を行うことによりその状況を把握し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備し、妊娠中から支援を行う。
対象者	仙台市内に住所を有する特定妊婦と疑われる者のうち、医療機関による妊娠の確認ができていない者で、かつ産科受診等が困難と認められ、本事業による支援を希望する者。
実施方法	保健師、助産師等が、区役所・総合支所等において市販の妊娠検査薬により妊娠の可能性を確認する。妊娠の可能性が確認された場合は、産科等医療機関への同行支援を行うとともに、初回産科受診に係る費用を助成する。
周知方法	母子健康手帳交付時、個別支援ケースの訪問・面接等の際に周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	430千円 (予算額)	—
令和4年度	281千円	140千円
令和3年度	60千円	30千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

	実施期間	支給実績
令和4年度	令和4年4月から令和5年3月	3件
令和3年度	令和4年1月から3月	0件

4 母親（両親）教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知等

(2) 制度の概要

事業目的	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減してそれらに主体的に取り組める姿勢を養う。地域の中での育児の仲間づくりを促進する。
対象者	市内居住の妊婦及びその配偶者等
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	妊婦及びその配偶者等を対象に集団指導・グループワークを実施
周知方法	母子健康手帳交付時に案内

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	540千円 (予算額)
令和4年度	469千円
令和3年度	294千円
令和2年度	346千円
令和元年度	562千円
平成30年度	528千円

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	平成30年度	令和元年度 (※)	令和2年度 (※)	令和3年度 (※)	令和4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	140	139	71	53	102	32	12	18	20	20
参加実人数	1,836	1,809	544	625	885	285	229	59	192	120
うち父親	575	550	182	214	336	109	90	51	64	22
参加延べ人数	2,841	2,748	907	803	1,305	398	285	159	307	156
うち父親	633	628	224	236	443	109	101	131	64	38

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月は9回、令和2年度は49回、令和3年度は31回開催を中止した。

5 3～4か月児育児教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知等

(2) 制度の概要

目的	子どもが健康に育つための望ましい育児環境づくりを目的に、育児に関する相談に応じ、問題解決能力を高める機会とする。
対象者	生後3～4か月の乳児とその保護者等
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に参加
実施内容	発育・発達の観察と個別指導，グループによる育児についての情報交換や育児指導を実施。また，必要な産婦に対して保健指導を行う。
周知方法	住民基本台帳より対象者を抽出し，通知。未来所者に対しては，電話等で勧奨。

(3) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30年度	令和 元年度 (※1)	令和 2年度 (※2)	令和 3年度 (※2)	令和 4年度 (※2)	令和4年度内訳(※2)				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	224	208	0	0	135	32	29	19	33	22
対象者数	8,502	7,671 (7,053)	7,979	7,447	7,182	1,697	1,482	1,043	1,743	1,217
参加者数	7,432	6,370	0	0	3,284	797	648	476	816	547
参加率	87.4%	(90.3%)	0	0	45.7%	47.0%	43.7%	45.6%	46.8%	44.9%
資料送付数 (※2)	—	—	7,909	7,383	2,988	681	646	411	695	555

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，令和2年3月の開催を19回中止した。対象者数の（）は，平成31年4月～令和2年2月の対象者数。令和元年度参加率＝（令和元年度参加者数/平成31年4月～令和2年2月の対象者数）

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，令和2年4月から令和4年7月まで開催を中止し，対象者へ資料送付や電話支援等を行った。令和4年8月から，各区で順次再開した。

6 助産師による妊産婦電話相談（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・こども家庭庁成育局長通知

(2) 制度の概要及び沿革

事業目的	妊娠・出産などに不安を抱える妊産婦等の相談に対応し，妊娠や出産，産後の生活についての的確な情報を提供することで，妊産婦等の不安の軽減を図り，安心して出産等ができる環境整備を図る。
対象者	県内在住の妊産婦，県内で里帰り分娩する妊産婦など
実施方法	一般社団法人宮城県助産師会に委託。助産師が電話により行う。令和2年7月事業開始。※宮城県と共同設置 毎週月・水・金曜日午後1時～午後7時（祝日，年末年始を除く）
周知方法	市政だより，関係機関を通して周知
備考	令和4年度までは「新型コロナウイルス感染症における妊産婦総合対策事業」として設置。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	668 千円 (予算額)	—

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	113	275	440

※県市合計数。令和 4 年度までの実績は P187 「第 11 新型コロナウイルス感染症対策関係事業」に記載。

7 産後の助産師等による相談事業（せんだい助産師サロン）（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 制度の概要

事業目的	育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいない産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する。
対象者	おおむね生後 2 か月から 6 か月未満までの乳児を抱えた産婦
実施機関	一般社団法人宮城県助産師会 及び のびすく（子育てふれあいプラザ等）の指定管理者に委託。平成 30 年 6 月事業開始。
実施方法	指定された日時に参加
周知方法	新生児訪問実施時、または関係機関を通して周知
備考	令和 4 年 4 月から対象者を拡充し、生後 5 か月未満から生後 6 か月未満とした。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	3,544 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	3,006 千円	1,503 千円
令和 3 年度	2,117 千円	1,058 千円
令和 2 年度	1,350 千円	675 千円
令和元年度	1,694 千円	847 千円
平成 30 年度	1,020 千円	510 千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：回，組)

	平成 30 年度	令和 元年度 (※)	令和 2 年度 (※)	令和 3 年度 (※)	令和 4 年度 (※)	令和 4 年度内訳(※)				
						のびすく 仙台	のびすく 宮城野	のびすく 若林	のびすく 長町南	のびすく 泉中央
開催回数	30	49	38	54	83	12	19	13	20	19
中止回数(※)	—	4	18	6	4	0	0	3	0	1
参加者数	277	442	147	155	374	64	91	46	116	57

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年 3 月から 7 月の開催を中止、8 月から個別相談形式で再開した。令和 3 年度は感染拡大状況に応じて対面とオンライン方式を切り替えて実施した。令和 4 年度は対面とオンライン方式の両方を設定し、参加者が選択することとした。

8 離乳食教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生省児童家庭局長通知

(2) 制度の概要

事業目的	乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、発達段階に応じた離乳食の進め方や肥満予防のための食生活等について学ぶ。
対象者	おおむね生後 6～8 か月の乳児とその保護者等
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に参加
周知方法	乳幼児健康診査等で対象者に紹介，市政だより

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	583 千円 (予算額)
令和 4 年度	582 千円
令和 3 年度	319 千円
令和 2 年度	341 千円
令和元年度	511 千円
平成 30 年度	530 千円

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30 年度	令和 元年度 (※)	令和 2 年度 (※)	令和 3 年度 (※)	令和 4 年度	令和 4 年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	66	60	43	44	74	18	12	12	20	12
参加者数	1,451	1,177	680	681	1,139	289	246	141	243	220

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，令和 2 年 3 月は 6 回開催を中止し，令和 2 年 4 月 1 日～9 月 30 日の開催を中止した(中止となった回数 29 回)。令和 3 年度は感染拡大時期に 22 回中止した。

※令和 2 年度より動画の活用，令和 3 年度よりオンライン教室による対応も行った。

9 健康診査事後指導教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知・健康診査実施要綱及び要領

(2) 制度の概要

	① 育児教室，幼児教室	② 歯科事後指導
事業目的	健康診査の結果，発達の遅れまたはその疑いのある児や育児不安等のある保護者に対して，集団での遊びを通して児の発達の確認，社会性の発達の促進，保護者の育児不安の軽減を行い，親子の健康の保持増進を図る。 <育児教室> 1 歳 6 か月児健康診査の事後指導 <幼児教室> 2 歳 6 か月児歯科健康診査，3 歳児健康診査の事後指導	健康診査の結果，歯科疾患のある幼児及び近い将来罹患すると予想される幼児を対象として，電話・文書による通知（必要に応じて訪問）を実施し，望ましい歯科保健行動の実践と継続を支援する。

対象者	健康診査等で必要と認められた児とその保護者等	
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課	
実施方法	指定された日時に参加	
実施内容	遊び（自由遊び・設定遊び），個別相談，グループワーク	健康診査，個別指導。2歳6か月児歯科健康診査事後指導では電話や文書等による保健指導を実施し，望ましい歯科保健行動の実践を促す。平成21年度より従来の集団的な対応を見直し，個別相談型の支援を実施している。
周知方法	健康診査後，個別に連絡	

(3) 実施状況

① 育児教室，幼児教室実施状況

(単位：回，人)

		平成30年度	令和元年度(※)	令和2年度(※)	令和3年度(※)	令和4年度	令和4年度内訳				
							青葉	宮城野	若林	太白	泉
育児教室	開催回数	67	64	27	47	70	24	11	11	12	12
	参加実人数	208	186	42	89	155	68	19	17	16	35
	参加延べ人数	553	466	109	198	335	133	45	38	44	75
幼児教室	開催回数	68	63	21	44	66	33	11	11	-	11
	参加実人数	185	185	33	83	173	93	16	18	14	32
	参加延べ人数	446	482	75	172	360	167	43	44	35	71

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，一部開催を中止した回があった。

② 歯科事後指導実施状況

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度内訳				
							青葉	宮城野	若林	太白	泉
参加者数	1歳6か月児健診	793	765	496	542	484	81	53	95	121	134
	2歳6か月児歯科健診	696	771	238	503	448	139	25	126	46	112

※令和2年度においては，新型コロナウイルス感染拡大防止のための歯科保健事業の延期や健診実施体制の変更等により，受診児の対象年齢超過やタイムリーな事後指導の実施に支障が生じた等の影響があった。

10 5歳児のびのび発達相談（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市5歳児発達相談事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

目的	就学に向けた準備を始め，基本的な生活習慣を確立し，社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に，相談を実施し，早期支援につなげる。
対象者	5歳児とその保護者等
実施機関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実施内容	相談を希望する保護者等の申し込みによる個別相談
周知方法	ホームページ，ポスター・案内チラシ等を市内保育所・幼稚園等関係機関に送付し周知 ※令和3年度から，住民基本台帳より対象者を抽出し，保護者用チェックシート・リーフレット等を個別に送付。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	2,016千円 (予算額)	—	—
令和4年度	1,763千円	1,020千円	255千円
令和3年度	2,950千円	1,967千円	492千円
令和2年度	3,528千円	1,175千円	1,175千円

※補助率:令和2年度は国・県1/3, 令和3,4年度は国2/3・県1/6

(4) 実施状況

(単位:人)

	令和2年度 (※)	令和3年度	令和4年度	令和4年度内訳				
				青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催日数	35	193	208	60	43	29	45	31
相談者数	70	324	381	95	78	45	64	99

※令和2年度は、令和3年1月～3月にモデル事業として実施。

1.1 保健指導(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知等

(2) 制度の概要

事業目的	妊産婦・乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母子の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。
対象者	妊産婦とその配偶者、乳幼児の保護者
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	母子健康手帳交付時、その他必要に応じて実施
実施内容	①個別指導 ②集団指導
周知方法	母子健康手帳交付時及び3～4か月児育児教室で周知

(3) 実施状況(延べ人数)

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (※)	令和3年度 (※)	令和4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
妊婦	9,297	9,191	8,453	8,290	8,517	2,056	1,670	1,099	2,220	1,472
産婦	9,462	8,682	1,762	4,609	5,541	1,097	866	581	1,925	1,072
乳児	9,992	8,697	3,807	4,582	6,466	985	1,628	519	1,882	1,452
幼児	13,625	14,601	10,940	15,193	16,931	2,707	6,359	1,623	3,129	3,113
その他	5,940	7,124	5,591	5,972	7,445	842	1,375	1,519	915	2,794
電話相談	24,401	22,571	48,116	31,935	29,662	4,777	7,312	3,019	7,624	6,930

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から3～4か月児育児教室を中止したため、令和2年度及び令和3年度は産婦と乳児の実施数が大幅に減少した。(対象者には資料送付、電話等による支援を行った。)

1.2 訪問指導（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・児童福祉法
- ・厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」等
- ・仙台市妊産婦訪問指導実施要綱
- ・仙台市新生児等訪問指導実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	妊産婦・乳幼児の保護者に対し、家庭訪問により妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母子の健康の保持増進、児童の健全育成を図る。
対象者	妊産婦、新生児、未熟児及び保健所長が必要と認めた者
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問し、正しい知識の普及や、必要な保健指導を実施。 平成23年度より乳児虐待の要因のひとつである産後うつ発見のため、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施している。
周知方法	母子健康手帳交付時、母親教室等で周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	45,520千円 (予算額)	—	—
令和4年度	34,808千円	11,602千円	11,602千円
令和3年度	36,846千円	12,281千円	12,281千円
令和2年度	38,381千円	12,793千円	12,793千円
令和元年度	41,107千円	13,702千円	13,702千円
平成30年度	39,544千円	13,181千円	13,181千円

※補助率：国 1/3、県 1/3

(4) 実施状況（延べ人数）

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
妊産婦	9,878	10,020	10,440	9,631	9,154
新生児	8,053	7,533	7,587	7,348	6,783
未熟児	761	710	794	733	720
乳児	695	737	1,046	932	1,190
幼児	1,392	1,663	1,898	1,599	2,280
その他	1,784	1,444	1,496	1,570	1,769
計	22,563	22,107	23,261	21,813	21,896

1.3 産後ケア事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・厚生労働省「産後ケア事業ガイドライン」等
- ・仙台市産後ケア事業実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	産後に心身の不調または育児不安がある等、育児支援が必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。
対象者	産後1年未満の産婦とその乳児（宿泊型の利用を希望する場合は産後4か月未満の産婦とその乳児）であって、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、次の(1)、(2)のいずれかの事由に該当する者とする。ただし、医療行為の必要がある者を除く。 (1) 産後に心身の不調または育児不安等がある者 (2) (1)の他、特に支援が必要と認められる者
実施機関	産科・小児科医療機関・助産所の一部に委託。平成31年1月事業開始。
実施方法	① 宿泊型 母子を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。 利用者の負担（1泊2日は2日間と計上） ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 2,300円/日 ・市民税課税世帯 5,500円/日 ② デイサービス型 日中来所した母子に対し、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。 利用者の負担 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 1,400円/日 ・市民税課税世帯 3,200円/日 ③ 訪問型（相談型、リフレッシュ型） 母子の居宅を訪問し、心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する。相談型（2時間まで）とリフレッシュ型（4時間まで）がある。 利用者の負担 ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 1,000円/日（相談型） 1,900円/日（リフレッシュ型） ・市民税課税世帯 2,000円/日（相談型） 3,800円/日（リフレッシュ型）
周知方法	母子手帳交付時、新生児訪問実施時、または関係機関を通して周知
備考	・令和3年度より、多胎産婦の場合は、宿泊型・デイサービス型それぞれの利用日数を7日間から10日間へ拡充した。 ・令和4年度より、対象者を、産後4か月未満の産婦とその乳児から、産後1年未満の産婦とその乳児へ拡充した。 ・令和4年10月より、自宅を訪問し心身のケアや育児サポート等の支援を行う「訪問型」を開始した。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	90,394 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	49,491 千円	24,745 千円
令和 3 年度	24,429 千円	12,214 千円
令和 2 年度	17,914 千円	8,957 千円
令和元年度	10,263 千円	5,131 千円
平成 30 年度	5,787 千円	2,893 千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：組)

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用実組数		25	122	211	292	746
延べ組数	宿泊型	12	86	125	165	276
	デイサービス型	15	70	140	196	408
	訪問型（相談型）					223
	訪問型（リフレッシュ型）					44

※年度をまたいで利用があったものについては、それぞれの年度で計上

(単位：日)

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用延べ日数		93	591	1,064	1,330	2,568
(内訳)	宿泊型	62	399	625	755	1,039
	デイサービス型	31	192	439	575	1,019
	訪問型（相談型）					413
	訪問型（リフレッシュ型）					97

1 4 育児ヘルプ家庭訪問事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・厚生労働省「養育支援訪問事業ガイドライン」等
- ・仙台市育児ヘルプ家庭訪問事業実施要綱及び要領

(2) 制度の概要

目 的	児童の養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を実施することにより、その家庭の児童の養育の安定を図り、健全な育成に寄与する。
対 象 者	本事業の効果が期待できると市長が判断した①～③の家庭 ①若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ②出産後間もない時期（生後 1 年まで）の児童を養育しており、養育に対して不安や孤立感等を抱える家庭 ③児童虐待等のおそれや、そのリスクを抱えるなど、養育上の問題を抱える家庭
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課

実 施 内 容	<p>① 育児や家事等の援助</p> <p>産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行う。</p> <p>ア 育児ヘルパー派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月から実施 ・委託 民間事業者（介護保険法規定の指定居宅サービス事業者）等 <p>イ 利用者の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯 0円/時間 ・市民税課税世帯 600円/時間 <p>※産後ヘルプサービス事業（平成13年7月から平成17年3月まで実施）を吸収・拡大した。 ※平成30年度から、利用期間を6か月から1年に、利用回数を10回（多胎は15回）から20回（多胎は30回）に拡大した。</p>
	<p>② 専門的な相談指導</p> <p>未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。</p> <p>ア 専門指導員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年8月から実施 ・専門指導員の委嘱（保健師，助産師，保育士）により実施 <p>イ 利用者の負担</p> <p>なし</p>

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	21,438千円 (予算額)	—	—
令和4年度	19,800千円	6,600千円	6,600千円
令和3年度	18,141千円	6,047千円	6,047千円
令和2年度	18,384千円	6,128千円	6,128千円
令和元年度	18,798千円	6,266千円	6,266千円
平成30年度	15,613千円	5,204千円	5,204千円

※補助率：国1/3，県1/3

(4) 実施状況

① 育児ヘルパー派遣

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者実人数（人）	590	344	266	298	309
利用延べ回数（回）	1,728	2,118	1,970	2,276	2,556
利用延べ時間（時間）	3,187	3,827	3,600	4,261	4,935

※令和元年度より、月ごとの利用者実人数の合計値から年度ごとの利用者実人数に集計方法を変更。

② 専門指導員派遣

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問実人数（人）	394	334	376	326	288
訪問延べ回数（回）	1,291	1,500	1,460	1,242	1,095

1 5 乳幼児健康診査未受診者対策事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長・母子保健課長通知
- ・乳幼児健康診査と未受診者対策事務の手引

(2) 制度の概要

目 的	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待等の防止を図るため、新生児等訪問から 3 歳児健康診査までの健診等を親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者（直接接触する機会のない親子）に対する家庭訪問等を実施する。
対 象 者	<p>（乳児健診における未受診者等対策）</p> <p>① 2 か月児乳児健康診査未受診者</p> <p>② 4～5 か月児乳児健康診査未受診者</p> <p>③ 8～9 か月児乳児健康診査未受診者</p> <p>（幼児健診における未受診者対策）</p> <p>④ 1 歳 6 か月児健康診査未受診者</p> <p>⑤ 2 歳 6 か月児歯科健康診査未受診者</p> <p>⑥ 3 歳児健康診査未受診者</p>
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実 施 内 容	<p>（乳児健診における未受診者等対策）</p> <p>・新生児等訪問及び 3～4 か月児育児教室における状況を確認した上で、児の所属やかかりつけの医療機関、予防接種の接種状況等を確認し、家庭訪問にて目視・養育状況の確認を行う。なお、児の養育状況の確認にあたっては虐待担当部門との連携を図る。</p> <p>（幼児健診における未受診者対策）</p> <p>・未受診者に再通知を送付し、受診勧奨を行う。再通知送付後も未受診である者に対しては、電話による受診勧奨を行う。</p> <p>・受診勧奨によっても未受診である者については、児の所属やかかりつけの医療機関、予防接種の接種状況等を確認し、家庭訪問にて目視により養育状況の確認を行う。なお、児の養育状況の確認にあたっては虐待担当部門との連携を図る。</p>

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	1,163 千円 (予算額)
令和 4 年度	606 千円
令和 3 年度	328 千円
令和 2 年度	566 千円
令和元年度	829 千円
平成 30 年度	835 千円

16 子供家庭総合相談事業（こども家庭保健課，こども支援給付課）

(1) 制度の概要

目 的	区役所における子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供する。
相 談 種 別	①家庭児童に係る相談，②婦人に係る相談，③ひとり親家庭に係る相談，④母子保健に係る相談
相 談 手 順	一般相談，継続相談，緊急相談に区分し，担当者や関係者で構成する処遇会議において決定した処遇方針に従って，相談者への助言・指導を行う。
相 談 対 応	家庭相談員，社会福祉主事及び保健師が行う。

(2) 相談件数の推移

(単位：件)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度内訳					
						青葉 うち宮総	宮城野	若林	太白	泉	
①家庭児童 (実件数)	2,821	2,819	3,108	2,983	3,256	905	169	464	583	912	392
児童虐待相談	858	1,158	1,390	1,136	1,156	526	135	65	110	217	238
養護相談	833	315	277	479	490	67	23	309	68	43	3
その他	1,130	1,346	1,441	1,368	1,610	312	11	90	405	652	151
延べ数 (訪問/電話/面接)	12,534	15,423	16,013	16,957	19,961	3,016	1,001	4,197	4,240	5,775	2,733
②婦人 (実件数)	1,433	1,361	1,624	1,345	1,270	418	47	197	295	235	125
配偶者からの暴力	472	469	678	511	460	176	19	130	56	79	19
離婚問題	283	296	295	213	228	52	15	30	72	39	35
その他	678	596	651	621	582	190	13	37	167	117	71
延べ数 (訪問/電話/面接)	6,228	5,972	6,181	6,776	5,987	1,476	234	581	1,896	1,161	873
③ひとり親家庭 (実件数)	2,619	2,291	2,057	1,793	1,831	529	152	612	199	285	206
就労相談	298	231	223	224	202	72	12	52	17	35	26
児童養育相談	171	124	106	87	30	13	3	7	2	8	0
福祉資金貸付相談	1,802	1,579	1,238	1,103	1,078	299	90	319	114	189	157
その他	348	357	490	379	521	145	47	234	66	53	23
延べ数 (訪問/電話/面接)	12,352	11,173	9,153	8,042	7,446	1,388	300	1,547	1,303	1,396	1,812
④母子保健 (実件数)	5,786	5,805	5,949	5,630	5,621	1,569	518	992	622	1,931	507
養育支援	4,766	4,829	5,060	4,741	4,841	1,303	419	935	510	1,707	386
(再掲 妊婦)	460	508	447	518	513	174	49	117	63	95	64
発達発育支援	1,020	976	889	889	780	266	99	57	112	224	121
延べ相談数 (訪問/電話/面接)	31,614	36,233	40,608	35,926	36,126	7,846	2,437	8,984	4,025	11,114	4,157
実件数合計	12,659	12,276	12,738	11,751	11,978	3,421	886	2,265	1,699	3,363	1,230
延べ件数合計	62,728	68,801	71,955	67,701	69,520	13,726	3,972	15,309	11,464	19,446	9,575

1.7 家庭児童相談室（こども家庭保健課）

- (1) 根拠法令等
 - ・厚生事務次官通知
- (2) 制度の概要

目的	家庭における児童養育に関し、種々複雑な問題が発生している状況に対応するため、福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、家庭児童福祉に関する専門的相談指導の強化を図る。
相談員	家庭児童相談室を各福祉事務所に設置するとともに、家庭児童相談員として会計年度任用職員を全市で28名配置している。
沿革	平成11年度より家庭児童相談員、母子自立支援員（母子相談員）及び婦人相談員を統合し、各相談員が「家庭相談員」の名称で三相談を兼務している。

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	207千円 (予算額)
令和4年度	141千円
令和3年度	187千円
令和2年度	526千円
令和元年度	2,109千円
平成30年度	229千円

※令和元年度は、子ども家庭応援センター(令和2年度4月～)設置準備のため決算額増。

(4) 相談件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度内訳					
						青葉 うち宮総	宮城野	若林	太白	泉	
社会福祉主事の指導	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
助産施設入所	92	75	86	69	46	11	5	1	14	15	5
母子生活支援施設入所	22	20	11	14	15	0	0	0	5	4	6
措置権者に報告または通知	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童相談所への送致または通知等	9	4	8	12	3	0	0	2	1	0	0
児童相談所の委嘱による調査の完了	455	484	585	518	602	182	50	101	58	178	83
他の機関にあっせん・紹介	65	42	83	115	119	97	0	1	7	0	14
相談助言その他	2,178	2,189	2,335	2,255	2,470	615	114	359	498	715	283
計	2,821	2,819	3,108	2,983	3,256	905	169	464	583	912	392

18 健全母性育成事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市健全母性育成事業実施要綱

(2) 制度の概要

目 的	集団による母性保護知識の普及を行い、もって母性の健康の保持増進に資する。
対 象 者	思春期の男女及びその保護者等
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実 施 内 容	小・中・高校と共催で，思春期健康教室（講習会等）を実施。各校へ派遣する有識者または市職員が講師を務め，生理・心理・社会の各側面から健康的な性意識，性行動を身につけるよう指導を実施する。
周 知 方 法	教育委員会等を通じて周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	448千円 (予算額)	—
令和4年度	416千円	208千円
令和3年度	1,825千円	912千円
令和2年度	1,512千円	756千円
令和元年度	2,798千円	1,399千円
平成30年度	3,625千円	1,596千円

※補助率：1/2

※令和3年度までは、P28「20 女性のための健康支援教室」分を含む。令和元年度まではP64「9 自主グループ活動への活動支援等」分を含む。

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	18	22	21	32	32	4	5	7	11	5
参加者数	2,086	2,094	1,631	3,676	3,158	370	553	844	488	903

19 遺伝カウンセリング（遺伝相談）（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市遺伝相談事業実施要綱

(2) 制度の概要

目 的	遺伝についての不安や悩みを持つ者に対して，結婚や妊娠等への適切な判断ができるよう助言指導を実施する。
対 象 者	遺伝相談を希望する者
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実 施 内 容	各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で保健師及び助産師による一次相談を実施し，その結果必要と認められた者に対して，二次相談を保健所青葉支所で実施する。二次相談は遺伝相談カウンセラー医師，遺伝相談担当保健師等とする。
周 知 方 法	市政日より，パンフレット等で周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	185 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	130 千円	65 千円
令和 3 年度	0 千円	0 千円
令和 2 年度	66 千円	33 千円
令和元年度	193 千円	96 千円
平成 30 年度	100 千円	50 千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況（令和4年度）

（単位：人）

		疾病の 遺伝性	近親婚	薬物,放射 線の影響	その他	計	
一 次 相 談	電 話	4	0	0	2	6	
	来 所	15	0	1	10	26	
	母子 保健	母性(母子手帳交付等)	14	0	1	24	39
		その他	0	0	0	0	0
	成人保健	0	0	0	0	0	
	精神保健	0	0	0	0	0	
	計	33	0	2	36	71	
二 次 相 談						3	

20 女性のための健康支援教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 制度の概要

目 的	育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象にグループミーティング等を実施。自分自身の状況について語ることで、不安の軽減及び児童虐待のリスクの低減を図る。また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る。
対 象 者	育児中の女性や更年期の女性
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課
実 施 内 容	グループミーティングや講演会による健康教育と相談
周 知 方 法	市政だよりによる広報や、健診などを通じての個別周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	801 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	531 千円	266 千円

※補助率：1/2

※令和 3 年度までは，P27「18 健全母性育成事業(3)決算額の推移」の中に含む。

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	86 (10)	70 (16)	63 (20)	75 (428)	118 (60)	38 (12)	9 (0)	28 (24)	34 (24)	9 (0)
参加 延べ人数	1,065 (267)	518 (257)	514 (224)	352 (200)	638 (450)	213 (127)	25 (0)	78 (69)	311 (254)	11 (0)

※()はグループミーティング以外の女性の健康支援事業分

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度は1回、令和2年度は22回、令和3年度は5回開催を中止した。

2.1 多胎児等を育てる保護者のための教室（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法

(2) 制度の概要

目的	多胎児や低出生体重児などを育てる保護者が、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定することで、育児不安の軽減を図る。
対象者	多胎児、低出生体重児などを育てる保護者
実施機関	区家庭健康課
実施内容	グループミーティングや個別相談
周知方法	市政だより（区版）による広報や、新生児訪問などでの周知

(3) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30年度	令和 元年度 (※)	令和 2年度 (※)	令和 3年度 (※)	令和 4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	17	9	0	0	1	0	1	0	0	0
参加延べ人数	206	145	0	0	45	0	45	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度は1回、令和2～3年度は全ての回の開催を中止した。

2.2 子育て世代包括支援センター事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・子ども・子育て支援法
- ・仙台市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。
対象者	妊産婦、乳幼児及びその保護者
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
備考	平成28年度より、母子保健事業に関する専門知識を有する職員を母子保健コーディネーターとして配置

2.3 子育てに関連する情報提供（総務課，こども家庭保健課，こども支援給付課）

子育てに関連する各種支援制度について、印刷物、インターネット、メール配信等を通じ、総合的な情報提供を行っている。

(1) たのしねっと

概要	出産や育児、各種相談窓口、幼稚園や保育所、児童館など子育てに関する情報を集めた冊子
作成部数	14,500部（令和5年度）
配付方法	各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で母子健康手帳交付時に配付
予決算額	令和5年度予算額：3,828千円 令和4年度決算額：3,828千円

(2) うえるびい，うえるびいmini

概要	ひとり親の方へ相談機関や支援制度を周知するための冊子
作成部数	うえるびい：6,000部 うえるびいmini：8,000部（令和5年度）
配布方法	各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課，母子家庭相談支援センター，父子家庭相談支援センター等にて随時配布
予決算額	令和5年度予算額：975千円 令和4年度決算額：867千円

(3) 電子メールによる子育て情報発信

概要	乳幼児健康診査，のびすく（子育てふれあいプラザ等）など，子育て支援に係る様々な情報について，メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。
登録件数	3,920件（令和5年3月31日時点）

(4) 電子メールによるひとり親支援情報発信

概要	ひとり親家庭への各種制度・講座・イベント・相談窓口情報など，ひとり親支援に係る様々な情報について，メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。
登録件数	538件（令和5年3月31日時点）

(5) 仙台での子育てを応援する情報サイト「せんだいのびすくナビ」

概要	子育てに関する様々な行政サービス，施設情報，イベント情報等を提供するスマートフォン向けアプリケーション及びポータルサイト。令和3年3月1日開設。 https://sendai-city.mamafre.jp/
アプリ利用登録件数	6,182件（令和5年3月31日時点）
予決算額	令和5年度予算額：2,552千円 令和4年度決算額：4,326千円

(6) 子育て魅力発信サイト「仙台子育てスケッチ」

概要	市内外の子育て家庭に向けて仙台で子育てする魅力を分かりやすく発信するウェブサイト。令和4年10月12日開設。 https://sendai-kosodate-sketch.jp/
予決算額	令和5年度予算額：628千円 令和4年度決算額：3,498千円

2.4 子ども家庭応援センター（総務課, こども家庭保健課, こども支援給付課, 認定給付課）

(1) 制度の概要

目的	複雑・多様化する子ども・子育て家庭等への総合的な支援体制の整備及び関係機関の連携強化とともに児童虐待の未然防止及び発生時の重篤化予防の取り組みの強化を図る。
実施機関	区家庭健康課及び保育給付課, 宮城総合支所保健福祉課
実施内容	各区家庭健康課と保育給付課, 宮城総合支所保健福祉課において, 「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」などの機能を一体的に運用する体制を構築し, 子ども・子育て家庭への総合的な支援体制の充実を図るとともに, 母子保健や保育, 各種給付分野の業務間連携を強化する。
備考	令和2年4月より開始

【健康診査】

1 妊婦一般健康診査（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・子ども・子育て支援法
- ・厚生労働省児童家庭局母子保健課長通知等
- ・仙台市妊婦一般健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	妊娠中の身体の異常の早期発見，早期治療等を促進するとともに妊婦の保健管理の向上を図る。
対象者	仙台市に住民票を有する妊婦
実施機関	県内指定医療機関（仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の助産院） ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応
実施方法	助成券に記載された妊娠週数に合わせて使用し，14回まで助成する。（多胎児妊婦の場合，27回まで助成可）
健康診査の内容	問診及び診察（超音波検査），血圧・体重測定，尿化学検査 ※上記に加え，健診の時期毎に必要な健診項目を標準的な健診項目として記載
健康診査料	初回が上限額 20,500 円，2 回目から 10 回目までは上限額 6,000 円，11 回目から 14 回目までは上限額 8,000 円の助成券方式 ヒト T 細胞白血病ウイルス-1 型（HTLV-1）検査 上限額 2,290 円
周知方法	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査助成券の交付により周知
里帰り等妊婦健康診査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関を受診した妊婦について，受診後の申請により助成する。助成回数は県内で助成券を使用したものと併せて 14 回まで。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	711,103 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	627,689 千円	1,025 千円
令和 3 年度	670,448 千円	1,175 千円
令和 2 年度	700,540 千円	—
令和元年度	733,732 千円	—
平成 30 年度	756,772 千円	—

※令和 3 年度より，多胎妊娠の妊婦一般健康診査費用について 1/2 補助

(4) 実施状況

(単位：件)

	医師会委託分		助産所 受診件数	里帰り 受診件数	合計
	初回受診件数	2～14 回受診件数			
令和 4 年度	6,861	70,172	387	4,373	81,793
令和 3 年度	7,293	75,191	439	4,618	87,541
令和 2 年度	7,636	77,898	183	5,681	91,398
令和元年度	8,014	80,797	404	6,153	95,368
平成 30 年度	8,194	82,939	626	7,024	98,783

(5) 制度の沿革

- ・平成 19 年度まで、前期・後期の 2 回の受診券方式で実施。
- ・平成 20 年度より、妊婦健康診査でかかった費用について、初回券は 17,500 円、第 2～10 回は 4,500 円を上限に助成（1 人あたり助成額は 58,000 円まで）。また、分娩を扱う助産所での妊婦健康診査を、助産所との委託契約により開始。さらに、平成 20 年 7 月から里帰り等で宮城県外の医療機関で受診した場合も、申請により償還払いで対応開始した。
- ・平成 21 年 2 月より、平成 20 年度厚生労働省第二次補正予算による妊婦健康診査支援事業費補助金が創設された（※平成 24 年度まで継続）。
- ・平成 21 年度より、初回券は 18,000 円、第 2～14 回は 5,500 円を上限に助成（1 人あたり助成額は 89,500 円までに拡大）。
- ・平成 23 年 1 月よりヒト T 細胞白血病ウイルス-1 型（HTLV-1）検査については、2,200 円を上限に助成を実施。
- ・平成 24 年度末で妊婦健康診査支援基金は終了となった。平成 25 年度以降は、妊婦健康診査 14 回分の公費負担について、普通交付税措置が講じられた。
- ・平成 26 年度より、消費税率改定に伴い、助成上限額を変更。初回券は 18,514 円、第 2～14 回は 5,658 円、HTLV-1 検査は 2,263 円を上限に助成（1 人あたり助成額は 94,331 円）。
- ・平成 29 年度より、助成上限額を変更。初回券は 20,500 円、第 2～10 回は 6,000 円、第 11～14 回目は 8,000 円、HTLV-1 検査は 2,290 円を上限に助成（1 人あたり助成額は 108,790 円）。

2 妊婦歯科健康診査（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・仙台市妊婦歯科健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

目 的	う蝕や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、歯科保健指導を行うことにより、中高年の歯の喪失の主因となる歯周疾患の進行を防止し、家族ぐるみの歯と口の健康づくりを図る。	
対 象 者	歯科健診を希望する妊婦	
実 施 機 関	区家庭健康課，総合支所保健福祉課	
実 施 方 法	市内の登録医療機関で受診券方式により実施	
健康診査 の 内 容	歯 科 健 診	①現在の歯の状況 ②歯周疾患の状況 ③歯垢及び歯石の沈着状況 ④口腔粘膜および軟組織の状況 ⑤その他の異常（顎関節等）の有無
	保 健 指 導・ 健 康 相 談	①歯科疾患予防，進行抑制のための正しい生活及び食習慣 ②適切な歯口清掃法
周 知 方 法	母子健康手帳交付時に案内するほか，ホームページで広報	

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	14,877 千円 (予算額)
令和 4 年度	14,713 千円
令和 3 年度	14,973 千円
令和 2 年度	14,211 千円
令和元年度	13,094 千円
平成 30 年度	13,151 千円

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	登録医療機関数	妊娠届出数	受診者数	受診率(※)
令和4年度	398	7,045	3,281	46.6%
令和3年度	382	7,484	3,383	45.2%
令和2年度	376	7,845	3,170	40.4%
令和元年度	371	8,300	2,954	35.6%
平成30年度	361	8,370	2,963	35.4%

※受診可能期間が妊娠期間中であることから、正確な対象者数を把握できないため、参考値として妊娠届出数を母数にして目安の受診率を算定している。

(5) 備考

- ・平成28年8月より本事業を一般社団法人仙台歯科医師会に委託し、直営での実施から登録医療機関での受診券方式に切り替えた。
- ・平成28年9月末までは経過措置により直営でも実施。

3 先天性代謝異常検査等（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市先天性代謝異常検査等事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常，先天性甲状腺機能低下症及び副腎過形成症を早期に発見し，早期の治療につなげるために，血液によるマス・スクリーニング検査を実施し，児童の健康の保持増進を図る。
対象者	仙台市内の医療機関等で出生した新生児のうち，保護者が本検査を希望するもの
実施機関	採血：医療機関等 検査：宮城県公衆衛生協会 精密検査：東北大学病院小児科及び精密検査可能な医療機関
実施方法	採血ろ紙及び送付封筒を医療機関等に配布 出生後5～7日の間に，医療機関で採血ろ紙に採血した後，翌日までに公衆衛生協会あて送付
健康診査の内容	①先天性代謝異常検査 ②甲状腺機能低下症検査 ③副腎過形成症検査
周知方法	母子健康手帳交付時及び医療機関で新生児の保護者に周知

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	22,414千円 (予算額)
令和4年度	22,785千円
令和3年度	21,680千円
令和2年度	22,055千円
令和元年度	22,305千円
平成30年度	23,296千円

(4) 実施状況

(単位：人)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
先天性代謝異常症 検査	総数	8,603	8,158	8,011	7,851	7,497	
	実人数	8,577	8,129	7,970	7,830	7,455	
	再検査	26	29	41	21	42	
	検査結果	陰性	8,568	8,114	7,953	7,823	7,446
		擬陽性	30	32	43	26	43
		要精検	5	12	15	2	8
検査不能		—	—	—	—	—	
ガラクトース血症 検査	総数	8,630	8,167	8,015	7,863	7,486	
	実人数	8,577	8,129	7,970	7,830	7,455	
	再検査	53	38	45	33	31	
	検査結果	陰性	8,569	8,125	7,962	7,823	7,444
		擬陽性	52	39	44	34	35
		要精検	9	3	9	6	7
検査不能		—	—	—	—	—	
先天性 甲状腺機能低下症 検査	総数	8,650	8,170	8,026	7,897	7,632	
	実人数	8,577	8,129	7,970	7,830	7,455	
	再検査	73	41	56	67	177	
	検査結果	陰性	8,556	8,120	7,950	7,814	7,583
		擬陽性	79	38	63	68	40
		要精検	15	12	13	15	9
検査不能		—	—	—	—	—	
先天性 副腎過形成症検査	総数	8,795	8,335	8,118	7,988	7,633	
	実人数	8,577	8,129	7,970	7,830	7,455	
	再検査	218	206	148	158	178	
	検査結果	陰性	8,557	8,074	7,937	7,791	7,418
		擬陽性	233	253	175	193	211
		要精検	5	8	6	4	4
検査不能		—	—	—	—	—	

(5) 備考

- 平成24年4月より、新しい検査方法として「タンデムマス法」による検査を導入。これにより、検査対象疾患が6疾患から19疾患に、平成30年4月より20疾患に拡大された。
- 令和3年度より、宮城県公衆衛生協会が実施する原発性免疫不全症検査及び脊髄性筋委縮症検査について、ろ紙血の使用を承認した。
- 令和4年度より、宮城県公衆衛生協会が実施するライソゾーム病及び副腎白質ジストロフィー検査について、ろ紙血の使用を承認した。

・1件あたりの単価

(単位：円)

	～平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度～ 令和元年9月
先天性代謝異常検査	600		1,100		1,000	1,026
甲状腺機能低下症検査	740	700			712	
副腎過形成症検査	1,100		840		864	
	令和元年10月～ 令和3年度		令和4年度～			
先天性代謝異常検査	1,045		1,276			
甲状腺機能低下症検査	726		726			
副腎過形成症検査	880		913			

4 新生児聴覚検査費用助成（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知
- ・仙台市新生児聴覚検査事業実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑える。		
対象者	当該検査を初めて受検する新生児		
実施機関	県内指定医療機関(仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の助産院) ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応		
実施方法	助成券に記載された検査種別について、初回検査のみ助成する。		
検査の種類・助成上限額	自動ABR（自動聴性脳幹反応検査）	上限 5,000 円	
	OAE（耳音響放射検査）	上限 2,200 円	
周知方法	母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査助成券の交付により周知		
里帰り等新生児聴覚検査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関で検査を受けた場合について、受検後の申請により助成する。		

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	39,419 千円 (予算額)
令和 4 年度	8,954 千円

(4) 実施状況

(単位：件)

	医師会委託分		助産所委託分		里帰り 申請件数	合計
	自動ABR	OAE	自動ABR	OAE		
令和 4 年度	730	437	8	0	28	1,203

※令和 5 年 1 月 1 日より、同日以降に出生した新生児を対象に事業開始

5 産婦健康診査（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・仙台市産婦健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。
対象者	仙台市に住民票を有する産婦
実施機関	県内指定医療機関（仙台市医師会が指定した医療機関及び出産を取り扱う県内の助産院） ※里帰り等のために県外で受診した分については償還払いにより対応
実施方法	助成券に記載された産後 2 週間及び 1 か月頃の 2 回分を助成する。
健康診査の内容	問診及び診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）※EPDSは必須

健康診査料	1回あたり上限額5,000円
周知方法	母子健康手帳交付時に産婦健康診査助成券の交付により周知
里帰り等産婦健康診査補助金交付	里帰り等のために県外の医療機関で受診した産婦について、受診後に申請することで助成する。助成回数は県内で助成券を使用したものと併せて2回まで。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	75,892千円 (予算額)	—
令和4年度	65,491千円	31,466千円
令和3年度	69,160千円	33,292千円
令和2年度	68,016千円	32,727千円
令和元年度	71,596千円	34,108千円
平成30年度	13,189千円	5,368千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：件)

	医師会委託分		助産所委託分		里帰り 申請件数(延)	合計
	2週間 受診件数	1か月 受診件数	2週間 受診件数	1か月 受診件数		
令和4年度	5,613	5,960	55	52	1,079	12,759
令和3年度	5,922	6,461	52	38	1,033	13,506
令和2年度	5,576	6,485	35	31	1,183	13,310
令和元年度	6,084	6,411	53	52	1,043	13,643
平成30年度	1,166	919	17	9	36	2,147

※平成31年1月1日より、同日以降に出生した産婦を対象に事業開始

6 乳児健康診査（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市乳児健康診査実施要領

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	乳児の心身の異常を早期に発見し、早期に適切な措置を講じ、乳児の健康保持増進を図る。	
対象者	生後2か月、4～5か月、8～9か月の乳児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた乳児（乳児期に1回）
実施機関	県内指定医療機関（仙台市医師会が指定した医療機関）	仙台市医師会が指定した医療機関または市長が特に必要と認めた医療機関
実施内容	母子健康手帳交付時に交付した乳児健康診査受診票により受診	
健康診査の内容	①問診 ②身体計測(身長, 体重, 胸囲, 頭囲) ③聴打診 ④保健指導(生活指導, 栄養指導, その他) ⑤その他必要に応じ, 検尿, 血液検査 ⑥股関節脱臼検査(2か月児乳児健診)	①問診及び診察(指導を含む) ②臨床検査

健康診査料	全額公費負担	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし、子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	母子健康手帳交付時に各時期における健康診査の受診について周知 新生児訪問時に2か月児の健康診査を、4か月児育児教室時に4～5か月児と8～9か月児の健康診査の受診を勧奨 未受診者に対しては、電話、訪問等を実施	

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	125,322千円 (予算額)
令和4年度	127,482千円
令和3年度	133,277千円
令和2年度	141,567千円
令和元年度	139,959千円
平成30年度	146,779千円

(4) 実施状況

(単位：人)

	(計)	一般健康診査						精密健康診査 受診者数
		2か月児		4～5か月児		8～9か月児		
		受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率	
令和4年度	20,722	6,871	96.1%	7,023	95.7%	6,928	94.1%	541
令和3年度	21,784	7,246	95.4%	7,265	94.8%	7,273	90.9%	581
令和2年度	23,164	7,712	97.1%	7,775	96.8%	7,677	94.7%	623
令和元年度	23,114	7,638	91.9%	7,757	92.2%	7,719	90.3%	599
平成30年度	24,499	8,203	96.8%	8,214	95.3%	8,082	92.1%	649

7 フッ化物歯面塗布助成（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市フッ化物歯面塗布助成事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

目的	歯が生え始める乳児期からフッ化物歯面塗布や歯科保健指導を受けることで、歯科保健に対する意識の向上を図るとともに、かかりつけ歯科医での予防処置を受け始める機会とする。また、「☆せんだい☆でんたるノートF」を活用した継続的な歯と口の健康づくりに寄与する。
対象者	生後8か月に達してから1歳6か月を迎える前日までの乳幼児
実施機関	仙台歯科医師会が指定した医療機関
実施内容	母子健康手帳別冊に綴じ込む形で助成券を交付。 生後8か月から1歳6か月を迎える前日まで、フッ化物歯面塗布を1回分助成。
周知方法	8～9か月児乳児健康診査を受けた際に配付される、☆せんだい☆でんたるノートFにより周知

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	9,393千円 (予算額)
令和4年度	8,251千円
令和3年度	8,197千円

(4) 実施状況

	登録医療機関数	対象者数(※)	受診者数	受診率(※)
令和4年度	326件	7,886人	3,240人	41.1%
令和3年度	283件	11,377人	3,163人	27.8%

※令和3年度の事業対象者：令和2年4月1日以降に出生した乳幼児。

※対象者数及び受診率は、年度途中の転出入等による誤差が生じること、また、助成可能な期間が1歳6か月に達する日の前日までであることから、年度をまたいで対象者として計上されるケースがあるため目安の数字である。

8 1歳6か月児健康診査（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健法施行規則
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市1歳6か月児健康診査実施要綱
- ・仙台市1歳6か月児歯科健康診査実施要領

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	運動機能、精神発達など心身の健康状態を確認し、適切な指導を行うとともに、対人関係の確立、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養その他育児に関する指導を行い、保護者には、幼児への関わりや育児についての相談、助言を行い、児童虐待の予防発見に努める。	
対象者	1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課	仙台市医師会が指定した医療機関、仙台市発達相談支援センター
実施方法	指定された日時に受診	精密健康診査受診票、精密健康診査精神発達判定票を使用して受診
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上課題になる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事等)	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし、子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	対象者の保護者あて通知 未受診者の場合、再通知、電話・訪問等を実施	

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	23,920 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	23,573 千円	5,197 千円	—
令和 3 年度	20,839 千円	769 千円	309 千円
令和 2 年度(※)	35,878 千円	17,230 千円	361 千円
令和元年度	16,692 千円	—	—
平成 30 年度	17,836 千円	—	—

※令和 2 年度決算額は個別健診に要した経費を含む。(個別健診分の詳細は、P188「13 幼児健康診査の一部個別健診による実施」を参照)

(4) 実施状況

(単位：人)

	一般健康診査							精密健康診査	
	対象者数	受診者数	受診率	継続支援を要する者(※)			歯科検診 受診者数	受診者数	
				身体	精神発達	養育環境		身体	精神発達
令和 4 年度	7,593	7,489	98.6%	2,394	1,872	1,027	7,489	118	12
令和 3 年度	7,754	7,602	98.0%	2,423	1,690	953	7,601	121	10
令和 2 年度	8,564	8,422	98.3%	2,869	1,610	959	8,420	135	14
令和元年度	8,036	7,831	97.4%	2,802	1,662	974	7,831	132	15
平成 30 年度	8,548	8,404	98.3%	2,858	1,942	993	8,403	136	15

※疾患が複数ある者はそれぞれの疾患毎に計上

(5) 備考

- ・仙台市医師会に健診医派遣委託。平成 26 年度より健診医として委嘱。
- ・育児支援強化として、平成 14 年度から保育士(健診時に子どもの状態や親子関係を把握する)、平成 15 年度から心理相談員(育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う)を配置。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和 2 年 3 月～5 月の幼児健康診査を一時休止した。再開後は、一時休止期間中に健診対象となっていた児の健診を迅速に進めるとともに、健診の平常化を図るため、個別健診を行う特例対応を実施した。
- ・令和 2 年 3 月の対象者は、令和元年度実績の対象者数には含まず、令和 2 年度実績の対象者数に含む。

9 2歳6か月児歯科健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市 2 歳 6 か月児歯科健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

事業目的	むし歯が急激に増加する幼児を対象に歯科健康診査及び必要な予防措置を実施することにより、う蝕の予防と進行阻止を図る。
対象者	2 歳 6 か月を超え満 3 歳に達しない幼児
実施機関	区家庭健康課, 総合支所保健福祉課
実施方法	指定された日時に受診
健康診査の内容	①乳歯の重要性, 清掃方法, う蝕の予防処置, う蝕の治療等の指導 ②生活習慣の自立, 食事, しつけ等, 育児上問題になる事項の個別指導 ③視診, 触診による歯科健康診査 ④う蝕活性試験
周知方法	対象者の保護者あて通知 未受診者の場合, 再通知, 電話・訪問等を実施

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	12,701千円 (予算額)	—	—
令和4年度	12,619千円	1,346千円	—
令和3年度	9,854千円	769千円	309千円
令和2年度(※)	32,914千円	606千円	2,988千円
令和元年度	9,342千円	—	—
平成30年度	9,825千円	—	—

※令和2年度決算額は個別健診に要した経費を含む。(個別健診分の詳細は、P188「13 幼児健康診査の一部個別健診による実施」を参照)

(4) 実施状況

	開催回数	対象者数	受診者数	受診率
令和4年度	206回	7,876人	7,645人	97.1%
令和3年度	209回	7,847人	7,485人	95.4%
令和2年度	84回	9,232人	8,260人	89.5%
令和元年度	195回	7,999人	7,645人	95.6%
平成30年度	213回	8,860人	8,509人	96.0%

(5) 備考

- ・平成17年6月から個人通知を開始(従来は、市政だよりで対象日時を周知)
- ・平成19年度より心理相談員を配置
- ・平成26年度より太白区の健診歯科医師を仙台歯科医師会に派遣委託
- ・平成29年度より若林区及び泉区の健診歯科医師を仙台歯科医師会に派遣委託
- ・平成30年度より宮城野区の健診歯科医師を仙台歯科医師会に派遣委託
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月～5月の幼児健康診査を一時休止した。再開後は、一時休止期間中に健診対象となっていた児の健診を迅速に進めるとともに、健診の平常化を図るため、個別健診を行う特例対応を実施した。
- ・令和2年3月の対象児は、令和元年度実績の対象者数には含まず、令和2年度実績の対象者数に含む。

10 3歳児健康診査(こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健法施行規則
- ・厚生省児童家庭局長通知
- ・仙台市3歳児健康診査実施要綱

(2) 制度の概要

	一般健康診査	精密健康診査
事業目的	心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や児童虐待の予防や発見に努め、小児科・歯科・視聴覚・精神発達等総合的な健康診査を区家庭健康課、総合支所保健福祉課において実施し、児童の健全な育成のための助言・指導を行う。	
対象者	満3歳7か月を超え、満4歳に達しない幼児	一般健康診査の結果、より精密な健康診査の必要があると認められた幼児
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課	宮城県医師会(ヒヤリングセンター)、仙台市発達相談支援センター

実施方法	指定された日時に受診	—
健康診査の内容	①身体発育及び栄養状況 ②身体の疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④精神発達、言語発達の状況及び異常の有無 ⑤予防接種の実施状況 ⑥その他、育児上問題になる事項 (生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事等)	一般健康診査の結果により、必要な検査
健康診査料	全額公費負担	「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成 6 年厚生省告示第 54 号)により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額を公費で負担。ただし、子ども医療費助成制度を優先とする。
周知方法	対象者の保護者あて通知 未受診者の場合、再通知、電話・訪問等を実施	

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	53,277 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	34,793 千円	5,197 千円	—
令和 3 年度	32,914 千円	769 千円	309 千円
令和 2 年度(※)	43,302 千円	12,745 千円	151 千円
令和元年度	27,152 千円	—	—
平成 30 年度	26,749 千円	—	—

※令和 2 年度決算額は個別健診に要した経費を含む。(個別健診分の詳細は、P188「13 幼児健康診査の一部個別健診による実施」を参照)

(4) 実施状況

(単位：人)

	一般健康診査							精密健康診査受診者数	
	対象者数	受診 実人員	受診率	継続支援を要する者(※)			歯科健診 受診実人員	身体	精神発達
				身体	精神発達	養育環境			
令和 4 年度	7,971	7,738	97.1%	5,277	576	569	7,723	1,763	49
令和 3 年度	8,393	8,036	95.8%	5,840	625	646	8,020	1,940	44
令和 2 年度	9,184	8,885	96.7%	4,856	691	721	7,516	1,571	34
令和元年度	8,374	7,981	95.3%	5,522	605	590	7,966	1,604	32
平成 30 年度	9,065	8,671	95.7%	5,758	788	681	8,652	1,835	61

※疾患が複数ある者はそれぞれ疾患毎に計上

(5) 備考

- ・仙台市医師会に健診医派遣委託，平成 17 年度より嘱託医師 2 名配置（平成 25 年度で嘱託医師は終了），平成 26 年度より健診医として委嘱
- ・仙台歯科医師会に健診歯科医派遣委託
- ・育児支援強化として，平成 14 年度から保育士（健診時に子どもの状態や親子関係を把握する），平成 16 年度から心理相談員（育児不安や悩みに関する個別相談指導を行う）を配置
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，令和 2 年 3 月～同年 5 月の幼児健康診査を一時休止した。一時休止期間中に健診対象となっていた児の健診を迅速に進めるとともに，健診の平常化を図るため，個別健診を行う特例対応を実施した。
- ・令和 2 年 3 月の対象児は，令和元年度実績の対象者数には含めず，令和 2 年度実績の対象者数に含める。

1.1 幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市子どものこころのケア事業実施要綱

(2) 事業の概要

平成23年8月より、震災の影響による子どもの心身面の不安やストレス反応について、「幼児健康診査における子どものこころの相談」及び「子どものこころの相談室」を実施している。

「幼児健康診査における子どものこころの相談」は、各幼児健康診査で「こころとからだの相談問診票」（アンケート）による聞き取りを行い、必要な方について児童精神科医の専門相談につなげている。

「子どものこころの相談室」は、仙台市内に居住の18歳未満の子どもを対象に、5区で児童精神科医・臨床心理士の専門相談を実施している。

震災から年数が経過してもなお、子どものこころのケアの重要性は依然として高いことから、令和3年4月以降も事業の位置づけを整理し、令和3年度4月に仙台市子どものこころのケア事業実施要綱を制定して、母子保健事業の一環として継続して実施している。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	1,714千円 (予算額)	—	—
令和4年度	1,351千円	901千円	225千円
令和3年度	1,417千円	944千円	236千円
令和2年度	1,351千円	1,351千円	—
令和元年度	1,327千円	1,327千円	—
平成30年度	1,296千円	1,296千円	—

※補助率：国 2/3，県 1/6（令和2年度までは被災者支援交付金（国庫補助率 10/10），令和3年度から子ども・子育て支援事業交付金（利用者支援・母子保健型）に変更）

(4) 実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児健康診査でのアンケート回収数	25,469件	23,474件	25,422件	23,123件	22,880件
児童精神科医等による専門相談数	126人	109人	109人	129人	118人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月の幼児健康診査を中止したことから、令和元年度のアンケート回収数が少なくなった。

【医療援護】

1 未熟児養育医療給付（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子保健法
- ・母子保健法施行規則
- ・仙台市母子保健法施行細則
- ・仙台市未熟児養育医療給付事務取扱要領

(2) 制度の概要

目的	入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、必要な医療費を給付（所得により一部自己負担あり）する。
対象者	出生時体重2,000グラム以下等で、医師が入院養育を認め、保健所長が給付決定をした未熟児
実施機関	指定養育医療機関

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	84,766千円 (予算額)	—	—
令和4年度	83,549千円	32,894千円	16,447千円
令和3年度	111,105千円	58,492千円	26,321千円
令和2年度	73,003千円	23,854千円	16,003千円
令和元年度	67,042千円	24,082千円	12,041千円
平成30年度	69,749千円	18,958千円	13,542千円

※補助率：国1/2、県1/4

(4) 実施状況

	給付申請件数	給付決定件数	給付実人数	給付額
令和4年度	199件	199件	206人	83,499千円
令和3年度	228件	223件	232人	111,058千円
令和2年度	221件	218件	258人	72,952千円
令和元年度	239件	238件	241人	66,945千円
平成30年度	208件	205件	239人	69,648千円

※「給付実人数」及び「給付額」は、当該年度以前の申請者への給付実績を含む。

2 自立支援医療費（育成医療）支給（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
- ・仙台市自立支援医療（育成医療）支給認定及び支給事務取扱要領

(2) 制度の概要及び沿革

目的	身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で、确实なる治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために医療に要する費用を支給する。
対象者	身体に障害（内臓障害、肢体不自由、視覚障害等）を有する18歳未満の児童で、确实な治療効果を期待しうる者
医療の実施機関	指定自立支援医療機関（育成医療）
自己負担額	保険診療の自己負担額のうち、医療機関窓口で「かかった医療費の1割」と「月の自己負担額の上限」の金額のうち、いずれか低い方。「月の自己負担額の上限」は所得と障害の程度に応じて定められている。
所得制限	障害の程度が重度かつ継続的な治療を要するもの以外で、世帯の市町村民税額が235,000円以上の場合は対象外となる。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	7,158千円 (予算額)	—	—
令和4年度	4,232千円	2,098千円	1,049千円
令和3年度	7,500千円	3,724千円	1,862千円
令和2年度	4,659千円	2,329千円	1,164千円
令和元年度	7,068千円	3,491千円	1,746千円
平成30年度	6,114千円	3,028千円	1,514千円

※補助率：国1/2，県1/4

(4) 実施状況

	給付申請件数	給付決定件数	給付実人数	給付額
令和4年度	203件	186件	257人	4,195千円
令和3年度	236件	228件	310人	7,448千円
令和2年度	114件	110件	210人	4,657千円
令和元年度	234件	229件	345人	6,982千円
平成30年度	244件	239件	283人	6,056千円

※「給付実人数」及び「給付額」については、当該年度以前の申請者への給付実績を含む

3 小児慢性特定疾病医療費支給（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令
- ・児童福祉法施行規則
- ・仙台市小児慢性特定疾病医療費支給認定及び支給事務取扱要領
- ・仙台市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領
- ・仙台市小児慢性特定疾病指定医の指定に係る事務取扱要領

(2) 制度の概要

目的	厚生労働省告示により定める慢性疾患（16 疾患群）にかかっている 18 歳未満の児童（20 歳到達まで延長が可能）に、保険診療の自己負担分を支給（所得により一部自己負担あり）する。
対象疾患の認定	学識経験者等から構成される仙台市小児慢性特定疾病審査会において、対象疾患の患者として認定または不認定の決定を行う。
備考	<p>○平成 17 年度制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 疾患群から 11 疾患群，488 疾病から 514 疾病に対象を拡大 ・ 全ての疾患で通院が対象 ・ 一部自己負担制の導入 ・ 一定の基準による対象者の重点化，全ての疾患で対象年齢延長（20 歳まで延長可） <p>○平成 27 年 1 月制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 疾患群から 14 疾患群，514 疾病から 704 疾病に対象を拡大 ・ 自己負担割合の変更（3 割から 2 割へ） ・ 一部自己負担額の改定（入院・通院の区別撤廃，重症患者にも一部自己負担導入，保険調剤及び入院時の食事療養に係る自己負担導入，同一世帯内に複数対象者がいる場合人数で自己負担額按分） ・ 指定医制，指定医療機関制の導入 <p>○平成 29 年 4 月制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 704 疾病から 722 疾病に対象を拡大 <p>○平成 30 年 4 月制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 14 疾患群から 16 疾患群，722 疾病から 756 疾病に対象を拡大 <p>※令和 2 年度において，新型コロナウイルスの感染症の感染拡大の影響を踏まえ，受給者証の有効期間を 1 年間延長した。</p> <p>○令和 3 年 11 月制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 756 疾病から 788 疾病に対象を拡大

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	320,208 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	321,706 千円	160,853 千円
令和 3 年度	333,740 千円	164,933 千円
令和 2 年度	321,124 千円	159,396 千円
令和元年度	317,533 千円	155,983 千円
平成 30 年度	321,065 千円	148,739 千円

※補助率：1/2

(4) 令和4年度認定者数

(単位：人)

	認定者数
悪性新生物	156
慢性腎疾患	89
慢性呼吸器疾患	56
慢性心疾患	210
内分泌疾患	301
膠原病	44
糖尿病	86
先天性代謝異常	37
血液疾患	28

	認定者数
免疫疾患	15
神経・筋疾患	169
慢性消化器疾患	114
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	21
皮膚疾患	9
骨系統疾患	23
脈管系疾患	11
合計	1,369

4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・仙台市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

概 要	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象者に対し、日常生活用具を給付する。給付の対象となる用具は次の18種目。 ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具 ⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車椅子 ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器 ⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー ⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具（蓄便袋） ⑰ストーマ装具（蓄尿袋） ⑱人工鼻
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 決算額の推移および支給件数

	決算額	国庫補助額	支給件数
令和5年度 (予算額)	1,347千円	—	—
令和4年度	628千円	244千円	6件
令和3年度	1,647千円	731千円	27件
令和2年度	1,446千円	723千円	24件
令和元年度	1,337千円	469千円	14件
平成30年度	875千円	437千円	10件

※補助率：1/2

5 小児慢性特定疾病に係る通院介護料交付（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台市小児慢性特定疾病に係わる通院介護料交付要綱

(2) 制度の概要

概 要	通院1日につき1,500円（月4日を限度とする）を支給する。支給は、年2回（4～9月分、10～3月分）。
対 象 者	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象となっている通院患者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳の1級から3級を有する者（3級は医師が必要と認めた場合） ②13歳未満の者 ③①②以外の者で、医師が特に通院時の介護を必要と認めたもの
申 請 方 法	小児慢性特定疾病医療費支給事業の対象として認定を受け、申請書を保健福祉センターに提出
有 効 期 限	原則として、保健福祉センターに申請のあった年度の末日まで。年度ごとに申請が必要。

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	14,259千円 (予算額)
令和4年度	13,446千円
令和3年度	13,545千円
令和2年度	11,976千円
令和元年度	14,100千円
平成30年度	14,823千円

(4) 支給状況

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前期	827	840	756	860	870
後期	854	834	842	862	876
計	1,681	1,674	1,598	1,722	1,746

6 小児慢性特定疾病児童とその家族への支援（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行令
- ・児童福祉法施行規則
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・仙台市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

(2) 制度の概要

概 要	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の事業を行う。また、関係者等に対する講演会等を実施し、情報提供や周知啓発を行う。
対 象 者	小児慢性特定疾病医療費支給事業の認定を受けた児童とその家族等
備 考	○平成25年度 事業開始 ・ウェルポートせんだいと共催で医療相談会を開催 ○平成27年1月 児童福祉法一部改正 ・小児慢性特定疾病児童等に対する相談支援事業及び小児慢性特定疾病自立支援員による支援が必須事業に定められた ・平成27年1月より東北大学病院に小児慢性特定疾病自立支援員の設置及び相談支援事業を委託開始（小慢さぼーとせんたー設置） ○平成28年度より小慢さぼーとせんたーに講演会事業及び研修会事業を委託開始

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	5,478千円 (予算額)	—
令和4年度	5,480千円	2,739千円
令和3年度	5,477千円	2,739千円
令和2年度	5,455千円	2,728千円
令和元年度	5,271千円	2,636千円
平成30年度	5,136千円	2,568千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

	講演会		自立支援員 相談件数
	開催回数	参加者数 (延べ)	
令和4年度	4回	135人	778件
令和3年度	4回	191人	422件
令和2年度	3回	59人	825件
令和元年度	4回	187人	161件
平成30年度	4回	164人	321件

7 助産の実施（助産施設への入所）（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・仙台市児童福祉法施行細則
- ・各区助産施設入所事務取扱要領
- ・各区助産施設入所基準

(2) 制度の概要

内 容	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産が受けられない妊産婦に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する。
実 施 施 設	東北大学病院，仙台赤十字病院，仙台市立病院，仙台医療センター（国の医療機関）
対 象 者	低所得者で出産費用の捻出が難しい妊産婦。 ただし、妊産婦の属する世帯が生活保護世帯，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯，非課税世帯以外の場合で，社会保険からの出産育児一時金等が48.8万円以上給付される場合は対象外となる。
利 用 期 間	出産日の前日から退所可能と医師が認める日までの継続する期間で，原則14日以内

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	45,109千円 (予算額)
令和4年度	35,491千円
令和3年度	44,743千円
令和2年度	45,199千円
令和元年度	45,384千円
平成30年度	48,053千円

(4) 利用料

区分		利用料
A階層	生活保護等世帯	0円
B階層	非課税世帯	2,200円＋出産育児一時金等の2割
C1階層	市県民税 均等割課税世帯	4,500円＋出産育児一時金等の3割
C2階層	市県民税 所得割課税世帯	6,600円＋出産育児一時金等の3割
D階層	所得税8,400円以下	9,000円＋出産育児一時金等の5割

(5) 施設に対する給付

出産に伴う費用のうち、医療保険が適用されない分を、助産施設からの請求により月毎に給付する。

(6) 利用状況

(単位：人)

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度内訳					
					青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
96	85	84	80	68	15	2	13	16	14	8

8 不妊に悩む方への特定治療支援事業（こども家庭保健課）（※令和 4 年度事業終了）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱
- ・仙台市不妊・不育専門相談センター事業実施要綱

(2) 制度の概要

目 的	医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的とする。		
対 象 者	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された、治療開始時において妻の年齢が 43 歳未満の戸籍上の夫婦または事実婚関係にある夫婦		
対 象 治 療 法	全国の指定医療機関において行われる体外受精、顕微授精 ※男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）も対象		
助 成 内 容	令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療について申請する場合の助成額		
		治療内容	1 回の治療に対する助成上限額
	A	新鮮胚移植を実施	30 万円
	B	凍結胚移植を実施	
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10 万円
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30 万円
	E	受精できず または、胚の分割停止等により中止	
F	採卵したが卵が得られない等により中止		
	・令和 4 年度は、令和 4 年 4 月から不妊治療が保険適用となったことを受け、令和 4 年 3 月 31 日以前に治療開始し令和 5 年 3 月 31 日までに治療を終了した特定不妊治療 1 回分のみ助成対象とした。		
所 得 制 限	令和 2 年 3 月 31 日まで終了した治療：夫婦の前年の所得の合計額が 730 万円未満 令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した治療：なし		
支 給 申 請 手 続	特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日までに、必要書類を添えて「不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書」を各区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課に提出する。		
備 考	平成 31 年 4 月より、不妊・不育で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供。併せて精神的・身体的な相談に対応するための「不妊・不育専門相談センター」事業を東北大学病院への委託により実施。 令和 5 年 6 月より、流産・死産等子どもの死を経験された方に対して、精神的負担の軽減を目的とした「グリーンケア相談」を同センター内で実施。		

(3) 決算額の推移等

	決算額	国庫補助額	県補助額	件数	備考
令和5年度	2,296千円 (予算額)	—	—	—	—
令和4年度	83,480千円	750千円	42,047千円	393件	令和4年4月より、不妊治療が保険適用となったことを受け、移行支援としての経過措置満了となる令和5年3月末をもって、不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成事業は終了。不妊・不育専門相談センターにおける相談事業は継続的に実施する。
令和3年度	479,027千円	750千円	240,155千円	2,108件	—
令和2年度	249,006千円	104,127千円	18,785千円	1,237件	令和3年1月の制度改正により、令和3年1月1日以降に終了した治療について申請する場合、①所得制限の撤廃、②事実婚の夫婦を助成対象に追加、③助成額の拡充、④助成回数を1子ごとに算定することとされた。
令和元年度	220,775千円	106,963千円	—	1,220件	平成31年4月よりA、B、D、E、Fで男性不妊治療を実施した場合の初回の追加助成上限額を30万円に増額。
平成30年度	229,633千円	111,641千円	—	1,276件	平成30年4月より、A、B、D、Eで2回目の場合の助成上限額を20万円に引き上げ。

※令和元年度までの補助財源は母子保健衛生費（補助率：国1/2）

※令和2年度以降の補助財源は母子保健衛生費（補助率：国1/2）及び安心こども基金（補助率：県1/2）

※令和元年度以降の決算額・予算額には、不妊・不育専門相談センター委託料を含む。

9 不育症検査費用助成（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・仙台市不育症検査費用助成事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	先進医療に位置付けられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的負担軽減を図る。
対象者	既往流死産回数が2回以上の者
対象検査	流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）であって、当該検査の実施機関として届出または承認がなされている保険医療機関で実施するもの
助成内容	対象者の不育症検査に要した費用について、1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には切り捨て）を助成する。ただし、6万円を上限とする。
申請手続	検査が終了した日の属する年度の末日までに、各区家庭健康課、総合支所保健福祉課に申請
周知方法	各区家庭健康課・総合支所保健福祉課及び県内産科・産婦人科等保険医療機関へのリーフレットの配置、ホームページへの掲載

備 考	令和3年10月1日事業開始。 令和4年4月1日より助成対象検査の「流産検体を用いた染色体検査」が保険適用となったため、当該事業における助成対象に該当する検査がなかったが、令和4年12月1日より「流死産検体を用いた遺伝子検査」が助成対象に加えられた。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 決算額の推移および実施状況

	決算額	国庫補助額	助成件数
令和5年度	1,045千円 (予算額)	—	—
令和4年度	100千円	50千円	2件
令和3年度	431千円	175千円	7件

※補助率：1/2

10 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

(2) 制度の概要

概 要	妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦に対し、必要な援護を行い、早期に適正な療養を受けさせ、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後遺障害等を防ぎ、併せて未熟児の出産、心身障害の発生防止を図る。
対 象 者	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、心疾患、産科出血で7日以上入院した妊産婦で、前年分の所得税課税額の年額が30,000円以下の世帯に属するもの
申 請 手 続	各区家庭健康課・総合支所保健福祉課に申請
支 給 額	所得額等に応じ、6,300円～45,100円の範囲で支給する。

第2 地域子育て支援

1 のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業（総務課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市子育てふれあいプラザ条例
- ・ 仙台市子育てふれあいプラザ条例施行規則

(2) 制度の概要

設置目的	親子が気軽に立ち寄り交流できる場や、子育て支援に関する様々な情報を提供し、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、子育ての楽しさを実感する機会を提供する。また、子育て支援の拠点となる施設として、地域の子育て支援施設、関係機関及び関係者との連携と事業支援を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児を持つ親に対する交流の場の提供及び子育てに関する相談（子育てサロン、絵本の読み聞かせや手遊び、父親の子育て力支援、発達が気になる子どもの相談等） ・ 乳幼児（生後6か月～小学校就学前）の一時預かり 定員：各施設9名 利用料金：600円/時間（以後30分300円） ・ 子育てに関する情報収集及び提供（幼稚園や保育所、託児、地域の子育てサロンやサークルなどの情報） ・ 子育てに関する事業を行う者等との連携 ・ 子育て支援ボランティア活動の促進及び支援 ・ 子育てに関する事業を行う者等に対する交流、発表その他の活動の場の提供（のびすく泉中央のみ、中高生の自主活動支援、中高生放課後再発見事業等）

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度 (予算額)	198,991千円	—	—
令和4年度	201,662千円	30,527千円	30,527千円
令和3年度	197,855千円	27,746千円	27,746千円
令和2年度	193,808千円	27,199千円	25,199千円
令和元年度	178,830千円	27,077千円	27,077千円
平成30年度	174,245千円	25,468千円	25,469千円

※補助率：国 1/3、県 1/3（令和2年度は一部国 10/10 の補助あり）

※のびすく宮城野を除く（のびすく宮城野はP138「2 児童館等の概要（3）決算額の推移」に含まれる）

(4) 施設概要等

のびすく仙台（仙台市子育てふれあいプラザ）

設置年月日	平成16年1月15日
所在地	青葉区中央二丁目10-24 仙台市ガス局ショールーム 3階
施設面積等	451.38㎡ ひろば、託児室等
開館時間	午前9時30分～午後5時（託児室は午後4時30分まで）
休館日	月曜日、祝日の翌日（土、日、祝日は開館）及び年末年始
指定管理者名	特定非営利活動法人 せんだいファミリーサポート・ネットワーク
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

のびすく宮城野（仙台市原町児童館 ※児童館内でひろば事業，一時預かり事業を実施。）

設置年月日	平成24年10月1日
所在地	宮城野区五輪二丁目12-70 仙台市宮城野区文化センター等複合施設 1階
施設面積等	97㎡ ひろば，子育て支援室等
開館時間	午前9時～午後6時（土曜日は午後5時まで） 〔一時預かり〕午前9時～午後5時30分（土曜日は午後4時30分まで）
休館日	日曜日，祝日及び年末年始
指定管理者名	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

のびすく若林（仙台市子育てふれあいプラザ若林）

設置年月日	平成29年10月1日
所在地	若林区保春院前丁3-1 仙台市若林区中央市民センター別棟等複合施設 2階
施設面積等	443.43㎡ ひろば，託児室，研修室等
開館時間	午前9時～午後5時（託児室は午後4時30分まで）
休館日	月曜日，祝日の翌日（土，日，祝日は開館）及び年末年始
指定管理者名	せんだいファミリーサポートネットワーク・冒険あそび場せんだいみやぎネットワークグループ
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

のびすく長町南（仙台市子育てふれあいプラザ長町南）

設置年月日	平成21年10月28日
所在地	太白区长町七丁目20-5 ララガーデン長町 5階
施設面積等	399.75㎡ ひろば，託児室，研修室等
開館時間	午前9時30分～午後5時（託児室は午後4時30分まで）
休館日	月曜日，祝日の翌日（土，日，祝日は開館）及び年末年始
指定管理者名	労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

のびすく泉中央（仙台市子育てふれあいプラザ泉中央）

設置年月日	平成21年4月28日
所在地	泉区泉中央一丁目8-6 仙台市泉図書館・のびすく泉中央 3, 4階
施設面積等	1,931.35㎡ ひろば、託児室、中高校生のための交流コーナー、活動室、ホール等
開館時間	3階ひろば午前9時30分～午後5時（託児室は午後4時30分まで） 4階プラザ午前9時30分～午後7時（ホールは午後9時まで）
休館日	月曜日、祝日の翌日（土、日、祝日は開館）及び年末年始
指定管理者名	一般社団法人 マザー・ウイング
指定管理期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

(5) 利用者数の推移

		合計	仙台	宮城野	若林	長町南	泉中央
令和4年度	ひろば	83,387人	14,895人	12,507人	13,601人	21,320人	21,064人
	託児	8,145人	1,944人	1,650人	1,147人	1,948人	1,456人
	中高生	7,991人	—	—	—	—	7,991人
	子育て支援者	531人	—	—	—	—	531人
	ホール	1,570人	—	—	—	—	1,570人/44件
令和3年度	ひろば	53,287人	9,557人	8,159人	8,898人	13,258人	13,415人
	託児	5,536人	1,555人	1,114人	713人	1,237人	917人
	中高生	6,033人	—	—	—	—	6,033人
	子育て支援者	605人	—	—	—	—	605人
	ホール	1,124人	—	—	—	—	1,124人/35件
令和2年度	ひろば	47,767人	8,839人	7,615人	7,920人	11,234人	12,159人
	託児	4,615人	1,228人	933人	638人	998人	818人
	中高生	5,590人	—	—	—	—	5,590人
	子育て支援者	879人	—	—	—	—	879人
	ホール	758人	—	—	—	—	758人/36件
令和元年度	ひろば	186,763人	33,768人	23,750人	27,828人	56,772人	44,645人
	託児	8,888人	2,544人	1,665人	1,181人	1,906人	1,592人
	中高生	17,369人	—	—	—	—	17,369人
	子育て支援者	1,006人	—	—	—	—	1,006人
	ホール	2,170人	—	—	—	—	2,170人/42件
平成30年度	ひろば	223,369人	38,926人	29,035人	30,529人	71,155人	53,724人
	託児	10,031人	2,926人	1,803人	1,114人	2,316人	1,872人
	中高生	19,821人	—	—	—	—	19,821人
	子育て支援者	905人	—	—	—	—	905人
	ホール	2,721人	—	—	—	—	2,721人/123件

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度中は令和2年3月1日から3月31日までの間、令和2年度中は令和2年4月1日から5月31日まで及び令和3年3月26日から3月31日までの間、令和3年度中は令和3年4月1日から5月11日まで及び8月30日から9月12日までの間、原則休館とした。

2 仙台すくすくサポート事業（総務課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台すくすくサポート事業実施要綱
- ・仙台すくすくサポート事業ひとり親家庭等支援助成金交付要綱
- ・仙台すくすくサポート事業実施要領

(2) 制度の概要

制 度 の 概 要		育児の援助を受ける者（利用会員）と育児の援助を行う者（協力会員）が会員となって行う市民相互の育児援助活動（有償ボランティア活動）で、会員登録や仲介等は仙台すくすくサポート事業事務局が行う。
事 務 局 所 在 地		青葉区上杉一丁目 5-12 仙台市役所上杉分庁舎 8 階
事 業 内 容 等	実施区域	仙台市全域
	利用会員	仙台市在住でおおむね生後 2 か月から小学 6 年生までの子どものいる人
	協力会員	仙台市在住の 20 歳以上の健康で、自宅で安全に子どもを預かることができる人で、事務局が行う面接及び協力会員講習会の受講を終了した人
	両方会員	利用会員と協力会員の両方の資格を満たす人
	サービスの内容	協力会員宅での預かり、習い事や保育施設等への送迎、前後の預かり等
	利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・平日基本利用時間（午前 7 時～午後 8 時） ⇒ 700 円/時間（以後 30 分ごと 350 円） ・土・日・祝日及び平日の上記以外の時間帯、年末年始 ⇒ 800 円/時間（以後 30 分ごと 400 円） ※交通費、おやつ代及び食事代等は別途実費 ※利用料金は、援助活動終了後すみやかに支払うこととしている
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 病気回復期の子どもの預かりを開始 ・平成 24 年度 送迎を中心とした病児預かり（短時間）を開始 ・令和 4 年度 事業を利用するひとり親家庭等の方に対し、協力会員に支払う報酬の 1/2 を助成する制度を開始

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	4,739 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	4,155 千円	1,385 千円	1,385 千円
令和 3 年度	4,133 千円	1,377 千円	1,377 千円
令和 2 年度	3,566 千円	1,188 千円	1,188 千円
令和元年度	5,551 千円	1,850 千円	1,850 千円
平成 30 年度	5,470 千円	1,823 千円	1,823 千円

※補助率：国 1/3，県 1/3

(4) 会員数及び活動件数の推移

(単位：人)

	利用会員	協力会員	両方会員	合計
令和 4 年度	2,499	447	101	3,047
令和 3 年度	2,550	438	104	3,092
令和 2 年度	2,863	450	117	3,430
令和元年度	3,008	456	121	3,585
平成 30 年度	2,867	484	122	3,473

(5) ひとり親家庭等支援助成金事業の実績の推移

	利用実人数	決算額
令和4年度	8人	71千円

(6) 利用目的別活動件数の推移

(単位：件)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
保育所・幼稚園児の送り迎え・預かり	3,660	3,916	2,571	2,550	2,751
学童の送り迎え・預かり	3,227	2,506	2,449	1,710	1,894
子どもの病気時の預かり	144	87	12	26	11
子どもの習い事などの場合の援助	2,127	2,071	2,348	1,973	2,184
保育所・幼稚園・学校休み時の預かり	232	197	101	141	121
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	180	213	185	118	41
保護者の外出・急用・病気等の場合の援助	464	574	301	327	333
その他	705	1,016	1,230	1,053	1,386
合計	10,739	10,580	9,197	7,898	8,721

3 幼稚園地域子育て支援事業（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市私立幼稚園地域子育て支援事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要

目的	子ども達が健やかに育ち、かつ、子育て中の保護者が安心して子育てができる地域環境及び家庭環境の整備、並びに地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育て相談や子育てに関する講演会等の子育て支援事業を行う私立幼稚園及び認定こども園に対し補助金を交付する。
基本事業	以下に掲げる事業を年10回以上実施する私立幼稚園及び認定こども園に、年間10万円を上限として事業に係る経費の一部を補助するもの。いずれの事業を何回実施するかは各園の裁量とする。 ただし、広場事業の補助を受ける場合は基本事業の補助を受けることはできない。 ①子育てに関する相談及び情報の提供 ②子育て公開講座・講演会等の開催 ③親子交流サロン等の開催 ④その他、園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの
広場事業	以下の①～③に掲げる事業を実施する私立幼稚園及び認定こども園に、年間150万円を上限として事業に係る経費の一部を補助するもの。ただし、夏期休業期間に実施しない場合は年間130万円、一年度内における事業実施期間が一年に満たない場合は、実施月数に応じ年間額を月割りした額を交付限度額とする。 なお、④の事業を年10回以上実施する場合は、年間10万円を上限に加算する。 ①子育てに関する相談及び情報の提供：広場開設時間内において実施するもの ②子育て公開講座・講演会等の開催：年6回以上実施するもの ③子育て広場の開設：月60時間以上かつ月10日以上実施するもの ④その他、園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの

(3) 決算額の推移

	基本事業	広場事業
令和5年度	9,700千円 (予算額)	18,100千円 (予算額)
令和4年度	7,347千円	16,335千円
令和3年度	7,587千円	12,449千円
令和2年度	6,606千円	12,726千円
令和元年度	8,300千円	14,875千円
平成30年度	7,800千円	14,081千円

(4) 対象園

	基本事業	広場事業
令和4年度	78園	11園
令和3年度	82園	9園
令和2年度	73園	9園
令和元年度	83園	10園
平成30年度	78園	10園

4 保育所等地域子育て支援事業（運営支援課、認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ・仙台市保育所等地域子育て支援事業実施要綱

(2) 制度の概要

出生率の低下や核家族化の進行、地域社会の相互扶助機能の低下等による家庭や地域の子育て機能の低下に対応するため、平成10年度から育児に関する専門的機能を有する保育所を活用し、育児不安等についての相談・指導、育児講座の開催、子育てに関する情報提供、地域子育てサークル等への支援・育成、園庭等の地域への開放を行う「保育所等地域子育て支援センター事業」を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤を作り育児支援を図っている。

また、平成19年度から「子育て支援室事業」及び「訪問型子育て支援事業」を実施している。

(3) 保育所等地域子育て支援センター

職員の配置等	児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する担当者を2名以上配置し、地域の子育て家庭の支援活動の企画や調整、実施を行っている。
内 容	原則として週5日以上かつ1日5時間以上開所し、次の4事業を実施 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 子育て家庭が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て家庭間の交流を深める取り組み等の地域支援 (事業例：園庭や支援室の開放、保育所行事の開放による地域の父母等との交流、図書や児童文化財の貸出、体験保育、子育てサークルの支援等) ②子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対する相談、援助 (事業例：来所や電話、オンライン等による育児相談、グループ相談、専門家による個別育児相談の実施等) ③地域の子育て関連情報の提供 子育て家庭が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供 (事業例：「子育て通信」の発行による育児や生活に関する情報の提供、地域の保育資源等の情報提供)

	<p>④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育て家庭や、子育て支援に関わるスタッフとして活動する者等を対象に講習等を実施 (事業例：子どもの健康・遊び・食事等(※)，子育てに関する講座の実施等) ※地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進するとともに、実施箇所の充実を図る</p>
<p>実施保育所等 (下線※は、子育て支援室)</p>	<p>27 か所：公立 10 か所(子育て支援室 5 か所含む)・私立 17 か所 実施保育所等に指定する私立保育所及び認定こども園とは、事業実施についての委託契約を締結している。</p> <p>〈青 葉 区〉 落合保育所，<u>桜ヶ丘保育所※</u>，支倉保育所，国見ヶ丘せんだんの杜保育園，ワッセ森のひろば保育園，落合はぐくみこども園</p> <p>〈宮城野区〉 <u>高砂保育所※</u>，鶴ヶ谷希望園，福室希望園，保育所新田こぼと園，仙台岩切あおぞら保育園，立華認定こども園</p> <p>〈若 林 区〉 蒲町保育所，<u>南小泉保育所※</u>，荒井マーヤこども園</p> <p>〈太 白 区〉 <u>上野山保育所※</u>，向山保育所，長町自由の星保育園，西多賀チェリーこども園，バンビの森こども園，仙台袋原あおぞら保育園</p> <p>〈泉 区〉 長命ヶ丘保育所，<u>鶴が丘保育所※</u>，泉チェリーこども園，高森サーラこども園，ろりぼっふ泉中央南園，コスモス将監保育園</p>

① 私立保育所及び認定こども園に対する委託金額にかかる決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	145,248 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	142,766 千円	56,044 千円	56,044 千円
令和 3 年度	155,049 千円	59,600 千円	59,600 千円
令和 2 年度	156,885 千円	57,936 千円	57,936 千円
令和元年度	154,888 千円	59,196 千円	59,196 千円
平成 30 年度	148,998 千円	56,796 千円	56,796 千円

※補助率：国 1/3, 県 1/3

② 実施施設数の推移

	公 立	私 立
令和 5 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 4 年度	10 か所(5 か所)	17 か所
令和 3 年度	10 か所(5 か所)	19 か所
令和 2 年度	10 か所(5 か所)	19 か所
令和元年度	10 か所(5 か所)	19 か所
平成 30 年度	10 か所(5 か所)	19 か所

※ () 内は子育て支援室の数(再掲)

(4) 子育て支援室

保育所における子育て支援室	保育所の園庭の一角にユニットハウスを設置し、専任の担当者2名を配置して保育所等地域子育て支援センターと同様の事業を平成19年度から実施
実施保育所 ※(3)表「実施保育所等」の再掲	5か所 青葉区：桜ヶ丘保育所 宮城野区：高砂保育所 若林区：南小泉保育所 太白区：上野山保育所 泉区：鶴が丘保育所

(5) 訪問型子育て支援事業

概要	外出が困難な子育て中の保護者を対象に、保育所を拠点として保育士の家庭訪問による育児相談事業を平成19年度から実施
事業内容	・子育てのノウハウの紹介 ・育児相談 ・遊び場の紹介 ・公共育児サービスの案内
利用方法	実施保育所の専用電話へ申し込み (受付時間…平日の午前9時30分から午後3時まで)
訪問実施時間	平日の午前10時から午後3時まで
職員の配置等	地域子育て支援センター（室）に配置されている担当者2名と正職員1名の計3名体制で地域子育て支援センター（室）の運営及び訪問型子育て支援事業を実施
実施保育所	6か所 青葉区：支倉保育所、落合保育所 宮城野区：高砂保育所 若林区：蒲町保育所 太白区：向山保育所 泉区：長命ヶ丘保育所

(6) 決算額の推移

	決算額	公立保育所分	私立保育所及び認定こども園分
令和5年度	152,594千円 (予算額)	7,346千円 (予算額)	145,248千円 (予算額)
令和4年度	149,253千円	6,487千円	142,766千円
令和3年度	167,631千円	5,972千円	155,049千円
令和2年度	162,756千円	5,871千円	156,885千円
令和元年度	161,279千円	6,391千円	154,888千円
平成30年度	155,166千円	6,168千円	148,998千円

5 保育所地域活動事業（運営支援課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市保育所地域活動事業実施要綱

(2) 制度の概要

概 要	<p>地域に開かれた社会資源のひとつとして、地域の子育て家庭支援のため、保育所が持っている専門的知識や子育てのノウハウを、様々な活動を通して伝え、子育て支援を図っている。</p> <p>平成元年度から取り組みを始め、平成10年度からは全ての公立保育所で実施している。</p>
事業内容	<p>地域の特性に応じ、下記の事業内容から、選択して実施</p> <p>①世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設への訪問、または施設や地域のお年寄りを招待し、ふれあい活動を行っている。(事業例：観劇会、季節の行事への招待、伝承遊び、手作り玩具制作等)</p> <p>②異年齢児交流等事業 保育所を退所した児童や地域の親子に、伝統的な季節の行事や児童文化財等の活動を提供している。(事業例：七夕会、豆まき会、ひな祭り会、コンサート、人形劇等)</p> <p>③育児講座・育児と仕事の両立支援事業 地域の保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行っている。(事業例：育児講座、育児相談、子育て通信の発行等)</p> <p>④家庭的保育事業者と保育所との連携を行う事業 家庭的保育事業者の相談対応ほか、同事業を利用する児童等に対して、保育所行事への招待、体験集団保育を行う。(事業例：遊びの交流、手作りおもちゃの提供、園庭開放、行事への参加等)</p> <p>⑤その他地域の特性に応じた子育て等に関する需要への対応 保育所が持つ機能を生かし、上記項目のほか地域の需要に応じ、地域の親子等に対して保育所体験、園庭開放、図書の貸出、育児に関する助言を行う。</p>
実施保育所	公立保育所32か所

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	3,400千円 (予算額)
令和4年度	2,168千円
令和3年度	1,977千円
令和2年度	1,801千円
令和元年度	3,434千円
平成30年度	3,662千円

6 児童館における子育て家庭支援事業（児童クラブ事業推進課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・厚生事務次官通知「児童館の設置運営要綱」

(2) 事業の概要

内 容	<p>児童館の機能の1つとして「子育て家庭支援機能」を備えていることから、親子を対象とした行事や幼児クラブの開設、子育て相談、子育てサークル等の育成などにより、子育て家庭の支援を行う。</p>
実施児童館	市内全児童館・児童センター112館（令和5年5月1日現在）

(3) 児童館地域子育て支援室

内 容	下記の児童館において、令和2年4月から、乳幼児親子向けの専用室（地域子育て支援室）を設け、児童館の開館時間を通して、以下の事業を実施している。 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施日・時間	・月～土曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時～午後6時（土曜日は午後5時）
人員配置	事業の企画、調整、実施については、児童館職員が対応している。
実施児童館	青葉区：台原児童館、小松島児童館、吉成児童館 宮城野区：新田児童館 若林区：荒町児童館 太白区：長町児童館、東四郎丸児童館 泉区：松陵児童センター、住吉台児童センター、虹の丘児童センター

(4) 決算額の推移

P138「2 児童館等の概要(3)決算額の推移」に含まれる。

7 利用者支援事業（総務課、こども家庭保健課、認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・利用者支援事業実施要綱

(2) 保育サービス相談員

① 制度の概要

目 的	待機児童対策の一環として、保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげるもの。併せて、のびすく等の地域子育て支援拠点に向いての相談対応や、地域子育て支援の従事者との連携により、多様化する保育ニーズに関する相談等の対応を図っていく。
相 談 内 容	保育所、認定こども園、地域型保育事業のほか、幼稚園（預かり保育）も含む保育サービス等の利用に関すること。
相 談 員	平成25年10月から各区役所家庭健康課（令和2年度より保育給付課）に、一般公募により選考した保育サービス相談員（会計年度任用職員）を1名ずつ配置している。平成27年度から施設訪問による相談支援を本格的に実施しており、平成27年11月からは全区で1名ずつ増員し2名体制としている。また、平成30年4月からは宮城総合支所保健福祉課にも1名配置し、さらに令和元年9月からは太白区で1名増員し、3名体制としている。

② 相談件数

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度内訳					
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
相談件数	9,642	9,140	9,615	1,135	542	1,348	1,765	3,428	1,397
来 庁	7,460	7,184	7,334	835	414	1,066	1,476	2,419	1,124
電 話	2,182	1,956	2,281	300	128	282	289	1,009	273

③ 訪問件数

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度内訳					
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
訪問件数	53	61	81	15	10	8	10	19	19

※訪問先は、子育てふれあいプラザ、地域子育て支援センター、保育施設等

(3) 子育て世代包括支援センター事業

P29「22 子育て世代包括支援センター事業」参照

(4) 子育てふれあいプラザ等子育て支援専門相談事業

① 事業の概要

のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援等を行う専門の相談員を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。

平成 29 年度はのびすく仙台とのびすく泉中央でモデル的に実施し、平成 30 年度より全てののびすくで実施（のびすく若林については、平成 30 年 10 月に開始）。令和 3 年度からは、オンラインによる支援を開始。

② 相談件数

（単位：件）

	合計	仙台	宮城野	若林	長町南	泉中央
令和 4 年度	2,695	399	588	393	648	667
令和 3 年度	2,579	408	576	486	396	713
令和 2 年度	2,140	503	410	253	290	684
令和元年度	1,462	224	371	139	231	497
平成 30 年度	969	140	184	54	112	479

8 地域での子育て支援における担い手の確保（こども若者相談支援センター、運営支援課）

家庭的保育事業等の担い手確保や、児童館等での乳幼児親子への子育て支援など、地域での子育て支援において、育児経験等の豊かな地域の人材を活用し、支援者を確保するとともに、その資質向上に取り組む。

(1) 子育て支援員研修

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心があり、仕事に就きたい方を対象として、必要な知識や技術を習得した「子育て支援員」を養成する研修を実施する。

・実施状況

	開催回数	申込者数	修了者数
令和 4 年度	4 回	439 人	175 人
令和 3 年度	3 回	500 人	105 人
令和 2 年度	3 回	387 人	89 人
令和元年度	4 回	429 人	193 人
平成 30 年度	4 回	423 人	175 人

(2) 地域子育て支援クラブへの支援

児童館を活動の拠点とする、地域の児童健全育成に関心のある住民で構成される地域子育て支援クラブの運営に要する経費の一部を助成する。

・決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	8,100 千円 (予算額)
令和 4 年度	8,000 千円
令和 3 年度	8,550 千円
令和 2 年度	8,646 千円
令和元年度	8,850 千円
平成 30 年度	9,450 千円

9 自主グループ活動への活動支援等（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生省児童家庭局長通知

(2) 制度の概要及び沿革

目的	育児グループや育児サロン等の活動が円滑に活動できるように支援を行うことで、地域における子育て支援の活性化を図る。
対象者	育児グループ、育児サロン等地域での子育て支援団体
実施機関	区家庭健康課、総合支所保健福祉課
実施方法	講演会、交流会、活動への参加等
周知方法	対象グループに直接周知

(3) 決算額の推移

P27「18 健全母性育成事業(3)決算額の推移」参照。

(4) 実施状況

(単位：回，人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度内訳				
						青葉	宮城野	若林	太白	泉
開催回数	117	104	41	54	82	47	16	3	16	0
参加延べ人数	3,736	2,956	536	540	466	285	98	15	68	0

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は21回、令和3年度は9回開催を中止した。

10 子育て支援活動団体の登録（総務課）

(1) 事業の概要

育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援活動について、一定の要件を定めて登録する制度。登録団体には仙台市のホームページで活動内容等を紹介するとともに、民間事業所が無償で活動場所を提供する「仙台市すこやか子育て応援広場」の利用が可能になる等の支援を行う。

(2) 登録団体数（令和5年3月末現在）

- 育児サークル、子育てサロン 84 団体
- 託児ボランティア 2 団体
- さまざまな子育て支援団体 34 団体

(3) 仙台市すこやか子育て応援広場登録企業数（令和5年3月末現在）

7 企業

11 「せんだいのびすくサポーター」の登録（総務課）

(1) 事業の概要

子育て家庭にやさしい取り組みや子どもの遊び場を提供し、子ども・子育てを応援する店舗や施設を「せんだいのびすくサポーター」として募集し、「せんだいのびすくナビ」を通じてその情報を子育て家庭に発信する。

(2) 登録団体数（令和5年3月末現在）

せんだいのびすくサポーター 511 件

12 全市的な子育て支援ネットワークの構築（総務課）

(1) 事業の概要

仙台市内の子育て支援団体等で活動している子育て支援者や各関係機関等の職員など支援者相互の結びつきを強め、支援者情報の共有化を図るため、子育て支援活動に携わる関係者が定期的に集まって情報交換や意見交換を行い、子育て支援の全市的なネットワークの構築に取り組むことで地域の子育て支援力の向上を目指す。平成25年度より開始。

(2) 実施内容

- ・子育て支援団体等の子育て支援者の交流会の開催（年1回 令和4年度参加者数68人）
- ・関係機関の子育て支援ネットワーク推進員会議の開催（年3回）

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	449千円 (予算額)
令和4年度	449千円
令和3年度	449千円
令和2年度	500千円
令和元年度	207千円
平成30年度	200千円

1.3 新生児誕生祝福事業（総務課）

(1) 事業の概要

子育てに役立つ育児用品や地場産品などが選べるオンラインのカタログギフトを送付し、子どもが生まれた家庭を祝福する。令和4年度より開始。

(2) 対象

年度内に生まれ、本市に年度末までに住民登録した者。

※本市に住民登録した月の月末までに転出等により住民でなくなった場合は対象外。

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	370,610千円 (繰越分119,810千円含む) (予算額)
令和4年度	89,405千円

1.4 子どもの遊びの環境の充実（総務課）

(1) 事業の概要

遊びの環境の充実を目指し、令和2年度は本市や他都市の遊びの環境の現状等に関する調査・研究を実施し、令和4年度は都市公園や体育館等に遊び場を一時的に設置・運営する実証実験を行った。

令和5年度は、公園等における自由な遊び場の運営など、プレーパーク活動等の普及に向けた啓発や支援を行う。

(2) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	5,133千円 (予算額)
令和4年度	12,779千円
令和3年度	0千円
令和2年度	4,685千円

15 仕事と家庭の両立支援促進（総務課）

(1) 根拠法令等

- ・次世代育成支援対策推進法

(2) 事業の概要

仕事と子育ての両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、企業等に対する啓発・普及を目的とした事業を実施。育児支援制度の整備や制度を利用しやすい職場環境の改善等、市内企業の子育て支援の取り組みに対する支援の充実を図る。

令和3年度からは、従来のワーク・ライフ・バランスセミナー（WLBセミナー）に加え、若い世代が、結婚・出産、子育てを含めたライフデザインについて考える機会づくりとしてライフプランセミナー（LPセミナー）を開催している。

(3) 決算額の推移及び実績

	決算額	実績
令和5年度	2,910千円 (予算額)	—
令和4年度	1,987千円	<ul style="list-style-type: none"> ・WLBセミナー「男性育休が企業を変える」を開催 ・LPセミナー「未来のイクボスになる」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布 ・育児・介護休業法改正に係るチラシ配布 ・男性の育休取得・家事育児参画に関するインタビュー記事を本市ホームページに掲載
令和3年度	1,867千円	<ul style="list-style-type: none"> ・WLBセミナー「実践・働き方改革」を開催 ・LPセミナー「将来を考えはじめたアナタへー自分をデザインするキャリアとライフプランとお金のハナシ」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
令和2年度	621千円	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によりWLBセミナーを中止 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
令和元年度	1,208千円	<ul style="list-style-type: none"> ・WLBセミナー「働き方改革の進め方と真の目的」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布
平成30年度	1,167千円	<ul style="list-style-type: none"> ・WLBセミナー「なぜ必要？どう進める？経営戦略としての働き方改革」を開催 ・リーフレット「働くプレパパ・プレママガイド」配布

第3 子育てに要する経済的負担の軽減

1 出産・子育て応援給付金支給事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省子ども家庭局長通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」
- ・仙台市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱
- ・仙台市出産・子育て応援給付金支給事業事務取扱要領

(2) 制度の概要及び沿革

事業目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービス利用の負担軽減を目的として、出産応援給付金及び子育て応援給付金を支給する。
沿革	令和5年3月1日 事業開始
対象者	<p>(ア) 出産応援給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母または令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦 ※申請期限は令和5年8月31日 ・事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである者に限る。） ※申請期限は妊娠期間中 <p>(イ) 子育て応援給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童 ※申請期限は令和5年8月31日 ・事業開始日以降に出生した児童 ※申請期限は新生児訪問等の面談をした日から3か月経過した月の末日
周知方法	<p>(ア) 事業開始日以前の対象者</p> <p>令和5年3月上旬に郵送案内を実施。</p> <p>(イ) 事業開始日以降の対象者</p> <p>出産応援給付金については妊娠の届出時に実施する面談時、子育て応援給付金については、赤ちゃん（新生児）訪問時に実施する面談時にそれぞれ案内。</p>
支給内容	<p>(ア) 出産応援給付金</p> <p>妊婦1人あたり5万円</p> <p>(イ) 子育て応援給付金</p> <p>児童1人あたり5万円</p>

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	792,899千円 (予算額)	—	—
令和4年度	692,448千円	546,881千円	—

※補助率：国負担金・補助金 2/3，事務費 10/10（令和4年度分については既収入額）

※補助率：県負担金・補助金 1/6（令和4年度分については令和5年度に交付予定）

(4) 実施状況

		令和4年度
出産応援給付金	支給件数	8,726件
	支給額	436,300千円
子育て応援給付金	支給件数	5,069件
	支給額	253,450千円

2 児童手当支給（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・児童手当法
- ・児童手当法施行令
- ・児童手当法施行規則
- ・仙台市児童手当事務処理要綱

(2) 制度の概要

趣 旨	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全やかな成長に資することを目的とする。	
支 給 対 象	中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育し、仙台市内に住所を有する者等。また中学校修了前の施設入所等児童が委託されている施設設置者、里親等。	
支 給 額	所得制限限度額未満	3歳未満の児童1人につき月額15,000円
		3歳以上小学校修了前(第1・2子)の児童1人につき 月額10,000円
		3歳以上小学校修了前(第3子以降)の児童1人につき 月額15,000円
		中学生の児童1人につき 月額10,000円
	所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満	特例給付として児童1人につき（一律）月額5,000円
所得上限限度額以上	支給対象外	
※施設里親等受給者については所得制限なし		
支 払 時 期	原則として、6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給。	
そ の 他	児童手当は市区町村に寄附することができる。	

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	14,343,820千円 (予算額)	—	—
令和4年度	14,535,370千円	10,242,872千円	2,191,209千円
令和3年度	15,146,430千円	10,570,274千円	2,284,542千円
令和2年度	15,414,110千円	10,746,380千円	2,319,497千円
令和元年度	15,650,160千円	10,974,853千円	2,350,553千円
平成30年度	15,929,760千円	11,152,087千円	2,387,971千円

※補助率：国 4/6（一部の対象区分 37/45）、県 1/6（一部の対象区分 4/45）

※国庫補助額には、事業主負担分を含む

(4) 受給者数・支給対象児童数の推移 (各年度末現在。単位：人)

	受給者数	支給対象児童数
令和4年度	66,991	105,095
令和3年度	72,473	114,095
令和2年度	73,628	116,081
令和元年度	74,356	117,490
平成30年度	75,142	118,906

(5) 制度の沿革

- 昭和47年1月 制度発足（第3子以降を対象，義務教育修了前）
- 昭和57年6月 特例給付の導入
- 昭和61年6月 支給対象を第2子以降に拡大
- 平成4年1月 支給対象を第1子まで拡大
- 平成12年6月 支給対象を義務教育就学前まで拡大
- 平成16年4月 支給対象を小学校第3学年修了前まで拡大
- 平成18年4月 支給対象を小学校修了前まで拡大
- 平成22年4月 子ども手当の創設，支給対象を中学校修了前まで拡大
- 平成24年4月 新たな児童手当制度の構築（子ども手当制度終了）
- 令和4年6月 現況届を原則不要とする改正，所得上限限度額の導入

3 児童扶養手当支給（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・児童扶養手当法
- ・児童扶養手当法施行令
- ・児童扶養手当法施行規則

(2) 制度の概要

趣 旨	ひとり親家庭における児童の養育者に対し，手当を支給することにより，当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し，児童の福祉の増進を図る。
支 給 対 象	父または母のない（父または母が重度障害者の場合を含む）18歳に達した年度末（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）までの児童の母または父，もしくは，父母に代わってその児童を養育している者のうち，一定の支給要件を満たす者
支 給 時 期	奇数月の11日（土曜，日曜，祝日の場合は金融機関の前営業日）に，それぞれの前月分までを口座振込により支給

(3) 支給区分と手当額（令和5年4月分から）

	全部支給	一部支給 (所得額に応じて10円単位の額)	支給停止
児童1人	月額44,140円	月額44,130円～10,410円の範囲	所得制限の限度額を超える場合，手当は支給されない
児童2人	児童1人の手当月額に10,420円を加算	児童1人の手当月額に10,410円～5,210円を加算	
児童3人以上	3人目から，児童が1人増すごとに6,250円を加算	3人目から，児童が1人増すごとに6,240円～3,130円を加算	

(4) 所得制限の限度額（平成30年8月分から）

扶養親族等の数	手当を請求する人の所得額		扶養義務者, 配偶者, 孤児等の養育者の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人目以上加算額	1人につき38万円		

※「所得額」には、各種控除、養育費算入等、当該手当独自の調整あり

(5) 制度の沿革

- 昭和37年 1月 母子福祉年金制度を補完するものとして施行
- 昭和60年 8月 母子家庭の生活安定と自立促進を通じた児童の健全育成を目的とする制度に改変
- 平成14年 8月 地方分権一括法による児童扶養手当法の一部改正により県から市へ事務権限移譲
- 平成15年 4月 母の監護する児童が父から受け取った養育費の8割を母の所得に算入する改正
支給要件に該当するに至った日から5年の請求期限の廃止
- 平成20年 4月 支給開始の月から起算して5年を経過した場合等に手当が2分の1に減額となる改正
(就業中、求職活動中、病気療養中等の理由がある場合は減額適用外)
- 平成22年 8月 父子家庭の父へ支給対象拡大
- 平成23年 8月 障害基礎年金の子の加算と児童扶養手当受給を選択可能とする改正
- 平成24年 8月 配偶者からの暴力のため、裁判所からの保護命令が出された者に対象拡大
- 平成26年12月 児童扶養手当と公的年金の併給を可能とする改正
- 平成28年 8月 第2子加算額及び第3子以降加算額の増額
- 平成29年 4月 加算額について基本額と同様に物価スライド制を適用
- 平成30年 8月 全部支給の所得制限限度額の増額
- 令和元年11月 支払回数を年3回から年6回に見直し
- 令和3年 3月 児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算額を上回る場合、その差額を受給できる改正
障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金給付等が含まれることとする改正

(6) 児童扶養手当受給の推移

・受給資格者数

(各年度末現在。単位：人)

	受 給 者			支給停止	合 計
	全部支給	一部支給	小 計		
令和4年度	3,748	2,889	6,637	1,003	7,640
令和3年度	4,037	2,918	6,955	966	7,921
令和2年度	4,177	2,926	7,103	987	8,090
令和元年度	4,300	2,931	7,231	864	8,095
平成30年度	4,485	2,962	7,447	907	8,354

・受給者世帯類型別

(各年度末現在。単位：人)

	世帯別	父子世帯・母子世帯							その他の世帯	合計
		離婚	その他の生別	死別	未婚	障害者	遺棄	DV保護命令		
令和4年度	父子	193	4	17	4	11	1	0	202	6,637
	母子	5,204	8	31	904	29	15	14		
令和3年度	父子	226	2	17	5	12	2	0	208	6,955
	母子	5,432	13	29	942	35	18	14		
令和2年度	父子	239	1	19	4	10	2	0	225	7,103
	母子	5,547	12	31	946	38	16	13		
令和元年度	父子	239	1	18	5	5	1	0	236	7,231
	母子	5,651	11	35	961	37	16	15		
平成30年度	父子	264	0	20	5	5	1	0	254	7,447
	母子	5,852	3	31	947	33	18	14		

(5) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	3,510,660千円 (扶助費 3,496,458千円) (事務費 14,202千円) (予算額)
令和4年度	3,501,413千円 (扶助費 3,489,884千円) (事務費 11,529千円)
令和3年度	3,656,610千円 (扶助費 3,644,247千円) (事務費 12,363千円)
令和2年度	3,711,435千円 (扶助費 3,699,197千円) (事務費 12,238千円)
令和元年度	4,820,752千円 (扶助費 4,761,119千円) (事務費 59,633千円)
平成30年度	3,800,501千円 (扶助費 3,789,118千円) (事務費 11,383千円)

4 特別児童扶養手当支給（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(2) 制度の概要

趣 旨	精神または身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
支 給 対 象	心身に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している者
支 給 時 期	4月、8月、11月の11日（土曜、日曜、祝日の場合は金融機関の前営業日）に、それぞれの前月分（11月は当月分）までの4カ月分を口座振込により支給

(3) 支給区分と手当額

	手当額 (月額)	児童の障害の程度
1級	52,400 円	身体障害者手帳「1級」の一部、「2級」の一部、療育手帳「A」及びこれらと同程度の障害
2級	34,900 円	身体障害者手帳「3級」の一部、「4級」の一部、療育手帳「B」の一部及びこれらと同程度の障害

※所得制限限度額を超える場合は手当が支給されない

(4) 所得制限の限度額

扶養親族等の数	支給対象者の前年所得額	配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者の前年所得額
0人	4,596千円	6,287千円
1人	4,976千円	6,536千円
2人	5,356千円	6,749千円
3人	5,736千円	6,962千円
4人目以上加算額	1人につき380千円	1人につき213千円

(5) 制度の沿革

昭和39年9月 重度精神薄弱児扶養手当法施行

昭和41年8月 身体に重度の障害を有する児童も対象とし、法律名を特別児童扶養手当法に改正

昭和47年10月 内部障害等を有する児童も対象とする改正

昭和49年9月 特別福祉手当の新設に伴い、法律名を特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改正

平成27年4月 地方分権一括法による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により、県から市へ事務移譲

(6) 特別児童扶養手当受給者の推移 (各年度末現在。単位：人)

	受給者数	支給停止者数	合計
令和4年度	1,795	218	2,013
令和3年度	1,836	172	2,008
令和2年度	1,854	182	2,036
令和元年度	1,818	200	2,018
平成30年度	1,820	222	2,042

(7) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	5,251千円 (予算額)
令和4年度	5,675千円
令和3年度	5,300千円
令和2年度	5,474千円
令和元年度	9,659千円
平成30年度	7,391千円

5 子ども医療費助成 (こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市子ども医療費の助成に関する規則
- ・ 仙台市子ども医療費の助成に関する規則実施要領

(2) 制度の概要

趣 旨	子どもにかかる医療費を助成することにより、子どもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持と福祉の増進を図る。
助 成 内 容	各種健康保険に加入している子どもにかかる医療費のうち保険診療による自己負担額を助成する。 0歳～中学3年生 …… 通院（外来、調剤、訪問看護など）、入院（食事療養費の標準負担額を除く） ※小学1年生～中学3年生は利用者一部負担金あり 通院：初診・初検時 500円 入院：10日目まで1日 500円 ※令和4年度までは下記(3)表のとおり所得制限があったが、令和5年度から撤廃。

(3) 所得制限の限度額（令和5年度より撤廃）

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人以上
総所得金額	6,220千円	6,600千円	6,980千円	7,360千円	1人につき380千円加算

(4) 医療費助成状況

（各年度末現在）

	対象者数	助成件数	助成額	1件あたりの平均助成額
令和4年度	116,191人	1,686,891件	3,273,837千円	1,941円
令和3年度	118,832人	1,617,615件	3,195,372千円	1,975円
令和2年度	112,636人	1,454,381件	2,700,268千円	1,857円
令和元年度	114,946人	1,854,398件	3,330,889千円	1,796円
平成30年度	117,044人	1,879,548件	3,362,643千円	1,789円

(5) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	3,789,626千円 (扶助費 3,549,889千円) (事務費 239,737千円) (予算額)
令和4年度	3,567,563千円 (扶助費 3,273,837千円) (事務費 293,726千円)
令和3年度	3,396,631千円 (扶助費 3,195,372千円) (事務費 201,259千円)
令和2年度	2,825,576千円 (扶助費 2,700,268千円) (事務費 125,308千円)
令和元年度	3,485,491千円 (扶助費 3,330,889千円) (事務費 154,602千円)
平成30年度	3,550,425千円 (扶助費 3,362,643千円) (事務費 187,782千円)

(6) 制度の沿革

昭和48年1月 0歳児を対象として発足

昭和49年1月～昭和51年1月 対象年齢を順次拡大，入院3歳児まで，通院2歳児まで対象

昭和59年4月 所得制限導入（児童扶養手当の所得制限額を準用）

- 平成 4 年 10 月 所得制限緩和（老齢福祉年金の扶養義務者に係る所得制限額を準用）
- 平成 9 年 10 月 入院のみ 5 歳児まで対象拡大
- 平成 14 年 10 月 入院を小学校就学前まで、通院を 3 歳児まで対象拡大
- 平成 17 年 10 月 窓口で負担のいない現物給付化実施
- 平成 19 年 10 月 通院を小学校就学前まで対象拡大、所得制限緩和（児童手当特例給付の限度額を準用）
- 平成 24 年 1 月 入院を中学 3 年生まで、通院を小学 3 年生まで拡大、利用者一部負担金を導入
- 平成 29 年 10 月 通院を中学 3 年生までに拡大、通院の利用者一部負担金の無料化を小学校就学前まで拡大
- 令和 3 年 10 月 所得制限緩和（児童手当特例給付の限度額を準用）
- 令和 5 年 4 月 所得制限撤廃

6 母子・父子家庭医療費助成（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則
- ・ 仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務処理要領

(2) 制度の概要

趣 旨	母子・父子家庭にかかる医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。	
助 成 対 象	母子家庭の母 父子家庭の父	配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にあり、18 歳に達した年の年度末までの児童を扶養している者
	母子家庭の児童 父子家庭の児童	母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている 18 歳に達した年の年度末までの児童
	父母のない児童	父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある 18 歳に達した年の年度末までの児童
助 成 内 容	上記対象者にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額で 1 レセプトにつき 1,000 円（入院の場合 2,000 円）を超える額を助成する。	

(3) 所得制限の限度額

扶養親族数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
総所得金額					
母または父	1,540 千円	1,920 千円	2,300 千円	2,680 千円	1 人につき 380 千円加算
父母のない児童を 扶養する者及び扶 養義務者	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	1 人につき 380 千円加算

(4) 助成対象者数

(単位：人)

	母子家庭		父子家庭		父母の ない児童	合計
	母	児童	父	児童		
令和 4 年度	5,701	6,560	192	90	13	12,556
令和 3 年度	5,874	6,419	213	110	11	12,627
令和 2 年度	5,855	6,496	210	118	6	12,685
令和元年度	5,631	6,188	152	167	8	12,146
平成 30 年度	5,671	6,279	159	183	10	12,302

(5) 医療費助成状況

(各年度末現在)

	対象者数	助成件数	助成額	1件あたりの平均助成額
令和4年度	13,897人	62,428件	176,782千円	2,832円
令和3年度	14,027人	62,664件	182,288千円	2,909円
令和2年度	13,756人	58,108件	167,387千円	2,881円
令和元年度	13,366人	59,784件	161,561千円	2,702円
平成30年度	13,919人	57,034件	157,821千円	2,767円

(6) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	180,828千円 (扶助費 178,976千円) (事務費 1,852千円) (予算額)
令和4年度	178,099千円 (扶助費 176,782千円) (事務費 1,317千円)
令和3年度	183,495千円 (扶助費 182,288千円) (事務費 1,207千円)
令和2年度	169,578千円 (扶助費 167,387千円) (事務費 2,191千円)
令和元年度	164,766千円 (扶助費 161,561千円) (事務費 3,205千円)
平成30年度	160,895千円 (扶助費 157,821千円) (事務費 3,074千円)

(7) 制度の沿革

- 昭和59年1月 「母子家庭等医療費助成」として制度発足
対象は未成年の子を扶養する母子家庭の母と義務教育修了前の児童及び父母のない義務教育修了前の児童
- 平成3年10月 「ひとり親家庭等医療費助成」とし、対象を同様の父子家庭にも拡大
- 平成6年4月 「母子・父子家庭医療費助成」に名称変更
- 平成6年10月 対象期間について児童の義務教育修了前から満18歳の年度末までに拡大

7 第3子以降小学校入学祝金（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台市第3子以降小学校入学祝金支給要綱

(2) 制度の概要

趣 旨	小学校に入学する児童の保護者等に対し、入学祝金を給付することにより、少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図る。
対 象 児 童	第3子以降の児童または被措置児童
支 給 対 象	・児童が入学する年の5月1日に仙台市に住所を有する保護者 ・児童が入学する年の5月1日に仙台市に所在する児童養護施設の設置者等
支 給 額	対象となる児童1人につき30,000円
支 給 時 期	6月

(3) 決算額の推移

	決算額	県補助額
令和5年度	36,212千円 (扶助費 35,760千円) (事務費 452千円) (予算額)	—
令和4年度	36,144千円 (扶助費 35,970千円) (事務費 174千円)	17,985千円
令和3年度	33,303千円 (扶助費 32,940千円) (事務費 363千円)	16,470千円
令和2年度	33,761千円 (扶助費 33,420千円) (事務費 341千円)	16,710千円
令和元年度	36,892千円 (扶助費 35,760千円) (事務費 1,132千円)	17,880千円
平成30年度	33,260千円 (扶助費 32,370千円) (事務費 890千円)	16,185千円

※補助率：1/2

(4) 支給実績 (単位：件)

	支給件数
令和4年度	1,199
令和3年度	1,098
令和2年度	1,114
令和元年度	1,192
平成30年度	1,079

8 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（こども支援給付課）
（※令和5年度実施）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省子ども家庭局長通知
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領
- ・仙台市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱
- ・仙台市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革（令和5年度の内容）

事業目的	食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、対象児童1人につき5万円の給付金を支給する。
対象者	<p>(ア) ひとり親世帯分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年3月分または4月分の児童扶養手当受給者 ② 令和5年2月末日時点でひとり親等に該当し、かつ公的年金等を受給していることで令和5年3月分の児童扶養手当が支給できない者 ③ 物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降に家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているひとり親 <p>(イ) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親以外世帯分を受給した者 ② 令和5年度（令和4年分）住民税均等割非課税の児童手当受給者または申請日時点で18歳の年度末に達していない児童（特別児童扶養手当相当の障害を持つ児童の場合は20歳未満の児童）の養育者 ③ 物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降に家計が急変し、収入が住民税均等割非課税世帯と同じ水準となっている児童手当受給者または申請日時点で18歳の年度末に達していない児童（特別児童扶養手当相当の障害を持つ児童の場合は20歳未満の児童）の養育者
実施方法	(ア) ①と(イ) ①については、申請不要。それ以外については、申請が必要
周知方法	児童扶養手当資格認定者及び現況未提出者へ制度案内チラシの送付、市ホームページ、市政だより、LINE、ラジオ放送、町内会回覧板を通じての周知

(3) 予算額

	予算額	国庫補助額
令和5年度	1,145,000千円	—

※補助率：国 10/10

第4 教育・保育基盤の整備

1 子ども・子育て支援新制度（認定給付課等）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(2) 制度の概要

子ども・子育て支援新制度は，平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法」に基づく制度であり，平成27年4月より本格的に開始した。

子ども・子育て支援新制度では，住民に最も近い市町村が実施主体となり，幼児期の学校教育・保育，子育て支援のニーズを把握し，認定こども園，保育所などの整備を計画的に進めることとされている。主な取組内容は，以下の3点である。

① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や，財政支援の充実・強化などによりその普及を進める。

② 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善

待機児童解消のため，認定こども園，保育所等を計画的に整備するとともに，少人数の子どもを預かる家庭的保育（保育ママ）や小規模保育等に対する新たな財政支援を行い，保育の受け入れ人数を増やす。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場，一時預りの場を増やすなど，地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。

(3) 教育・保育給付を受けるための認定

教育・保育給付を受ける場合は，子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要。

認定区分	3歳以上	保育を必要とする
1号	○	×
2号	○	○
3号	×	○

- ・2，3号（＝保育を必要とする）の事由は，保護者の就労や疾病等，別途内閣府令で定められている。
- ・認定区分に応じて，利用できる施設や事業が異なる（次頁表参照）。
- ・2，3号認定についてはさらに，「保育必要量」として「保育標準時間（利用）」と「保育短時間（利用）」の2区分が設けられる。

(4) 利用手続き等

- ・給付制度では，利用者が施設と利用契約を行うことが基本となる。
- ・利用者は，市町村の関与（受給資格や保育の必要性の認定，利用調整（1号認定の子どもは除く）など）のもと，多様なサービスからニーズに合ったものを選択することができる。
- ・施設側は，「正当な理由」（入園希望者が定員を上回るなど）がある場合を除き応諾義務を負う（1号認定の子どもについては，施設の設置者が定める選考基準（方法）に基づき選考することを基本とする）。

(5) 教育・保育施設等について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、以下の施設等が新制度の対象施設・事業となった。

- ① 認定こども園
 - ・対象年齢：施設ごとに異なる。
 - ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、3歳未満児へは保育を、3歳以上児については教育・保育を提供する。
- ② 保育所
 - ・対象年齢：おおむね生後4か月から（施設により多少異なる）。
 - ・保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する。
- ③ 幼稚園
 - ・対象年齢：3歳児以上（一部の園は満3歳から）。
 - ・様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる学校である。従来の制度のままの園と、子ども・子育て支援新制度へ移行した園がある。
- ④ 家庭的保育事業・小規模保育事業C型
 - ・対象年齢：生後8週間から2歳児まで。
 - ・本市が認定した「家庭的保育者（保育ママ）」が、自宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと、一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな保育を行っている。家庭的保育者1人が最大5人まで保育を行う家庭的保育事業と、家庭的保育者2人が最大10人まで保育を行う小規模保育事業C型がある。
- ⑤ 小規模保育事業A型・B型
 - ・対象年齢：施設ごとに異なるが原則として2歳児まで。
 - ・比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細かな保育を行う事業である。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3以上が有資格者のB型がある。
- ⑥ 事業所内保育事業
 - ・対象年齢：施設ごとに異なる（地域枠を利用する児童は2歳児まで）。
 - ・事業所が設けている従業員の子どものための保育施設において、従業員の子どもの他に地域の児童も受け入れ、一緒に保育を行う施設である。
- ⑦ 居宅訪問型保育事業
 - ・対象年齢：原則として2歳児までだが、利用者の状況を勘案し、3歳以上の利用も可能。
 - ・障害や疾病の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において1対1で保育する事業である。

別表：認定区分と利用可能な保育施設等

保育施設等名	1号	2号	3号
①認定こども園	○	○	○
②保育所	×	○	○
③幼稚園	○	×	×
④家庭的保育事業・小規模保育事業C型	×	×	○
⑤小規模保育事業A型・B型	×	×	○
⑥事業所内保育事業（地域枠）	×	×	○
⑦居宅訪問型保育事業	×	×	○

(6) 利用者負担額（保育料）について

令和5年度の利用者負担額は、児童の父母及び同居の祖父母等（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額（※令和5年4月～8月は令和4年度の市町村民税額，令和5年9月～令和6年3月は令和5年度の市町村民税額）の合計により決定する。子育て家庭の経済的負担に配慮する観点から，国基準における8区分の所得階層を18区分に細分化し，きめ細かく世帯の所得状況に対応しているほか，市町村民税非課税世帯の負担をゼロとするなどの措置を講じ，国が定めた基準よりも減額した保育料を設定しており，その減額分は本市が負担している。

平成28年度からは，一定の市町村民税所得割額以下の世帯については，多子世帯軽減における年齢制限が撤廃され，保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらず上から順に第1子，第2子として数え，第3子以降の児童の利用者負担額は無料，ひとり親世帯及び障害者世帯については第2子以降の利用者負担額を無料としている。

平成29年度からは，教育利用（1号認定）で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯について，利用者負担額の軽減を拡大している。また，ひとり親・障害者世帯の特例が拡充し，市町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障害者世帯について第1子保育料をさらに軽減している。

平成30年度からは，教育利用（1号認定）で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯（市町村民税均等割課税世帯を除く）について，平成29年度に引き続き，利用者負担額の軽減をさらに拡大している。

令和4年度からは，本市独自に多子世帯の利用者負担額軽減対象を拡大し，小規模保育事業に入所している児童の兄弟が同一施設の一時預かり事業（継続的利用保育）を利用している場合，一時預かり利用児童を特定教育・保育施設等の利用児童とし，入所児童の利用者負担額を軽減する（申請に基づく利用者負担額減免事業）。なお，令和元年10月より実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い，3歳以上の子どもの利用者負担額は無償化されており，食材料費（主食費・副食費）のみ，各施設において保護者より直接徴収している。

令和5年度利用者負担額（月額）

階層区分	保育利用(2・3号認定) 3歳未満児					教育利用(1号認定) 満3歳以上児 保育利用(2号認定) 3歳以上児				
	階層認定の基準	利用者負担額<保育料> (主食費・副食費含む)				副食費徴収免除 判定の基準	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降	利用者負担額 <保育料>
		保育標準時間		保育短時間			1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		
		第1子	第2子	第1子	第2子					
A	生活保護世帯	円	円	円	円	生活保護世帯				
B	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	市町村民税 非課税世帯				
C1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	市町村民税 均等割のみ課税世帯	免除	免除		
C2	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650	市町村民税 所得割額 57,700円未満				
C3	54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970					
C4	57,700円未満 69,000円未満	15,300	5,810	15,300	5,810					
C5	77,101円未満 83,000円未満	20,700	8,690	20,400	8,600	77,101円未満				
C6	97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400					
C7	114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500					
C8	134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200	77,101円以上	施設で 定める額	施設で 定める額	施設で 定める額	無償
C9	169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900					
C10	221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550					
C11	301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250					
C12	397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100					
C13	457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700					
C14	519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050					
C15	611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250					
C16	611,000円以上 市町村民税の未申告 または確認のできない世帯	70,000	35,000	68,900	34,450	市町村民税の未申告 または確認のできない世帯				

※年齢については、令和5年3月31日現在の満年齢により決定する。

※第3子以降の児童の利用者負担額は無料

2 幼児教育・保育の無償化（認定給付課等）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・子ども・子育て支援法施行令
- ・子ども・子育て支援法施行規則
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(2) 経過

幼児教育・保育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、これまで段階的に推進してきた取り組みを一気に加速するものとして、消費税率の引き上げによる財源を活用し、令和元年10月より実施されることとなった。

「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）により方針が定められ、令和元年5月10日に関連法案が成立し、実施が決定した。

(3) 子育てのための施設等利用給付認定

施設型給付を受けない幼稚園や、幼稚園・認定こども園の預かり保育，認可外保育施設等の利用者が無償化の対象となるためには，居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がある。

この認定は幼児教育・保育の無償化に伴い新たに法制化されたものであり，認可保育施設等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」とは別の認定である。（以下，「子育てのための施設等利用給付認定」を「新1号～新3号」と表記する。）

認定区分	要件	保育の必要性	利用できる施設等
新1号	満3歳以上の小学校就学前の子ども (新2号・新3号認定子どもを除く)	なし	・施設型給付を受けない幼稚園， 国立大学附属幼稚園，特別支援学校 校幼稚部
新2号	満3歳になった後の最初の4月以降 の小学校就学前の子ども	あり	・認定こども園（幼稚園部分），幼 稚園，特別支援学校（満3歳児は 新3号，3歳児から新2号） ・認可外保育施設，預かり保育事 業，一時預かり事業，病児保育事 業，仙台すくすくサポート事業 （ファミリー・サポート・センタ ー事業）（2歳児まで新3号，3歳 児から新2号）
新3号	0歳～2歳及び満3歳に到達した年の 年度末までの間の子どもで，市町村民 税非課税世帯に属する子ども	あり	

(4) 無償化の対象となる施設・事業及び利用料

- ① 幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育（小規模保育，家庭的保育，事業所内保育），企業主導型保育事業（標準的な利用料），障害児通園施設等
 - ・3～5歳児クラス：全ての子どもの利用料が無償化
 ※幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）については，満3歳から対象
 ※子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）の利用料については，月額25,700円（国立大学附属幼稚園は月額8,700円）まで無償
 ※実費として徴収されている費用（通園送迎費，食材料費，行事費等）は，無償化の対象外
 - ・0～2歳児クラス：市町村民税非課税世帯等を対象として利用料が無償化
- ② 幼稚園の預かり保育
 - ・3～5歳児クラス：施設等利用給付認定（新2号）を受けた子どもの利用料は，利用日数に応じて日額450円まで無償化
 - ・満3歳児：施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯等の子どもの利用料は，利用日数に応じて日額450円まで無償化
 ※3～5歳児クラスは月額11,300円まで（満3歳児は月額16,300円まで）
- ③ 認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，仙台すくすくサポート事業
 - ・3～5歳児：施設等利用給付認定（新2号）を受けた子どもの利用料は，月額37,000円まで無償化
 - ・0～2歳児：施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯等の子どもの利用料は，月額42,000円まで無償化
 ※複数サービスの併用も可能
 ※預かり保育の実施時間等が少ない幼稚園の場合は，幼稚園の預かり保育のほか，認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となる
 ※認可外保育施設については，仙台市等に届出がされ，国が定める指導監督基準を満たすもののうち，本市が確認を行った施設が対象。ただし，経過措置として基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられた。

(5) 3歳以上児の食材料費の取り扱いの変更

3歳～5歳児までの食材料費については、無償化の対象外とされ、保護者負担となった。

保育所及び認定こども園（保育所部分）においては、従来、保育料に副食費分が含まれ、無償化の対象となっていたが、令和元年10月以降は、各施設において副食費を保護者から直接徴収する形となった。

なお、0歳から2歳児の副食費については、従来同様、保育料に含まれる。また、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）については、従来より副食費が保育料に含まれておらず、保護者からの実費徴収となっているため、取り扱いに変更はなかった。

食材料費の取り扱いの変更に伴い、低所得者世帯においては副食費の額が従来の保育料よりも負担増となる可能性があるため、保育所・認定こども園・幼稚園においては、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもの副食費について、徴収が免除される。

(6) 無償化の実施に要する財源負担

- ・施設等利用給付費については、国1/2・県1/4・市町村1/4（国公立施設は国市町村等10/10）
- ・無償化の実施に当たり、初年度（令和元年度）に要する経費は全額国費による負担となった。
- ・無償化の導入時に必要となる事務費についても、令和元年度及び令和2年度については全額国費による負担として措置され、さらに、認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置（令和5年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置が講じられる。
- ・無償化に必要なシステム改修経費については、平成30年度・令和元年度国予算により補助がされる（令和2年度のシステム改修費は、上記の事務費に含められる）。
- ・令和3年度以降の事務費（認可外保育施設等を除く）については、地方交付税措置が講じられることとなっている。

(7) 施設等利用給付認定の状況（令和5年4月1日現在）

認定区分	新1号	新2号	新3号
認定児童数	4,580人	3,451人 (うち みなし認定31人)	30人 (うち みなし認定18人)

(8) 決算額の推移

- ・施設等利用給付費（施設型給付を受けない幼稚園の保育料分）

認定区分	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和5年度	2,262,971千円 (予算額)	—	—
令和4年度	2,559,631千円	1,285,493千円	637,069千円
令和3年度	3,001,170千円	1,506,436千円	747,367千円
令和2年度	3,287,596千円	1,649,266千円	819,164千円
令和元年度	1,850,759千円	928,151千円	461,303千円

- ・施設等利用給付費（預かり保育・認可外保育施設・一時預かり・病児保育事業・仙台すくすくサポート事業分）

認定区分	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和5年度	350,999千円 (予算額)	—	—
令和4年度	281,634千円	140,817千円	70,408千円
令和3年度	299,914千円	149,957千円	74,978千円
令和2年度	366,961千円	183,480千円	91,740千円
令和元年度	11,415千円	5,707千円	2,853千円

※負担率：国1/2，県1/4

※令和元年度については、10～3月分の利用料のうち、令和2年3月末までに保護者から本市へ請求されたものが対象（令和2年4月以降の請求分は、令和2年度決算額に含む）。以降の年度についても同様。

3 保育施設等の入所状況（幼保企画課，認定給付課）

(1) 概要

保護者が就労している，疾病にかかっているなどの理由により保育を必要とする児童については，認定こども園，保育所，家庭的保育事業，小規模保育事業及び事業所内保育事業等において，保護者に代わって保育を行っている。

平成26年度までは，保育所の利用の場合のみ，保護者が本市に利用申込を行うこととなっていたが，平成27年度に子ども・子育て支援新制度が本格的に実施を開始したことに伴い，認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業及び事業所内保育事業等の利用についても本市に利用申込を行うこととなった。

(2) 待機児童等の状況

区 分	保育施設等数	定員	就学前児童数	入所児童数	待機児童数	欠員数
令和5年4月1日現在	421か所	22,447人	45,744人	21,926人	0人	1,475人
令和4年4月1日現在	421か所	22,244人	47,472人	21,684人	0人	1,532人
令和3年4月1日現在	410か所	21,536人	49,369人	21,315人	44人	1,317人

※対象となる施設は保育所，認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業

※欠員数：入所児童が定員に満たない保育施設等における，定員と入所児童数の差の合計数。

※待機児童数の定義

保育の必要性が認定され，特定教育・保育施設または特定地域型保育事業（保育所，認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業）の利用の申込みがされているが利用していない児童のうち，以下の児童を除いた人数。

- ・保護者が求職活動を休止している場合
- ・預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している場合
- ・地方公共団体が一定の施設基準等に基づき運営費支援等を行っている地方単独保育施策で保育されている場合
- ・企業主導型保育事業を利用している場合
- ・他に入所可能な保育施設等の情報提供を行ったにもかかわらず，特定の保育施設を希望している場合等
- ・保護者が育児休業中で，保育施設等への入所後に復職することが確認できない場合

(3) 待機児童の年齢別状況

区 分	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和5年 4月1日現在	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和4年 4月1日現在	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和3年 4月1日現在	44人	10人	23人	4人	7人	0人	0人
	100.0%	22.7%	52.3%	9.1%	15.9%	0.0%	0.0%

(4) 保育施設等利用児童数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

保育施設等	利用児童数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立保育所	734	1,597	1,744	1,894	1,884	1,874	9,727
公立保育所	157	424	497	520	546	575	2,719
認定こども園	535	1,157	1,245	1,526	1,612	1,623	7,698
家庭的保育事業	21	87	97	0	0	0	205
小規模保育事業	170	613	636	10	0	0	1,429
事業所内保育事業	16	72	59	1	0	0	148
計	1,633	3,950	4,278	3,951	4,042	4,072	21,926

(5) 就学前児童数の推移（単位：人）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
0歳児	8,338	8,011	7,695	7,459	7,184	6,733
1歳児	8,591	8,458	8,094	7,844	7,577	7,330
2歳児	9,040	8,602	8,438	8,064	7,765	7,542
3歳児	8,949	9,006	8,587	8,369	8,011	7,750
4歳児	8,982	8,914	8,972	8,619	8,390	7,999
5歳児	9,132	8,943	8,860	9,014	8,545	8,390
合計	53,032	51,934	50,646	49,369	47,472	45,744
前年度差	▲409	▲1,098	▲1,288	▲1,277	▲1,897	▲1,728

※各年度4月1日現在、外国人含む

4 認定こども園（幼保企画課、認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・子どものための教育・保育給付費国庫・県負担金交付要綱
- ・就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ・宮城県施設型給付費等補助金交付要綱
- ・仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例
- ・仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の施行に関する規則
- ・仙台市幼保連携型認定こども園設置認可要綱
- ・仙台市幼稚園型，保育所型及び地方裁量型の認定こども園認定要件要綱

(2) 概要

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは教育・保育を提供する施設である。

認定こども園には、表のとおり4つの類型がある。このうち幼保連携型認定こども園については、従来、学校教育法に基づく幼稚園の認可及び児童福祉法に基づく保育所の認可が必要であったが、子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う認定こども園法の改正によって、認定こども園として単一の認可施設となった。

類型	概要
幼保連携型	学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
幼稚園型	学校教育法に基づく認可を受けた幼稚園に保育所的な機能を備えた施設
保育所型	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所に幼稚園的な機能を備えた施設
地方裁量型	幼稚園、保育所のいずれの認可も有さず、幼稚園的な機能と保育所的な機能を備えた施設

(3) 認定こども園の状況 (単位：か所)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼保連携型	12	20	29	38	50	56
幼稚園型	5	5	7	9	13	14
保育所型	0	1	3	5	20	35
合計	17	26	39	52	83	105

※平成30年度から令和3年度まで、休止中の幼稚園型認定こども園1か所を含む

(4) 決算額等の推移

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額（全国統一費用部分 及び地方単独費用部分を含む）
令和5年度	13,137,599千円 (予算額)	—	—
令和4年度	9,363,732千円	4,601,005千円	2,328,998千円
令和3年度	6,003,022千円	2,877,559千円	215,233千円
令和2年度	4,499,203千円	2,135,393千円	1,138,585千円
令和元年度	2,673,534千円	1,115,309千円	644,500千円
平成30年度	1,573,860千円	558,718千円	383,884千円

※負担率

・保育利用認定こども

満3歳以上児 国庫負担 1/2, 県費負担 1/4

満3歳未満児 国庫負担 56.835/100, 県費負担 21.5825/100 (令和元年度までは国庫負担 55.2/100, 県費負担 22.4/100, 平成30年度までは国庫負担 52.875/100, 県費負担 23.5625/100)

・教育利用認定こども (令和元年度までは全国統一費用部分 734/100)

全国統一費用部分 (738/1000) 国庫負担 1/2, 県費負担 1/4

地方単独費用部分 (公定価格－全国統一費用部分) 県補助 1/2

5 認定こども園運営費補助金（認定給付課、幼保企画課）

(1) 根拠法令等

・仙台市認定こども園運営費補助金交付要綱

(2) 制度の概要

認定こども園（満3歳未満の子どもを受け入れるための定員設定をしている施設もしくは地域型保育事業（3歳未満児保育施設）の連携施設として卒園後の受け皿となっている施設、またはその両方を満たす施設に限る）の設置者に対し、運営費の一部を補助することにより、幼児教育・保育の充実及び保護者負担の軽減を図る。子ども・子育て支援新制度の開始にあわせて創設。

(3) 補助金額

利用定員 (人)	補助額(年額)		利用定員 (人)	補助額(年額)	
	3歳未満児受入	卒園後の受け皿		3歳未満児受入	卒園後の受け皿
20 ～ 40	150 千円	150 千円	181 ～ 200	1,150 千円	1,150 千円
41 ～ 60	275 千円	275 千円	201 ～ 220	1,275 千円	1,275 千円
61 ～ 80	400 千円	400 千円	221 ～ 240	1,400 千円	1,400 千円
81 ～ 100	525 千円	525 千円	241 ～ 260	1,525 千円	1,525 千円
101 ～ 120	650 千円	650 千円	261 ～ 280	1,650 千円	1,650 千円
121 ～ 140	775 千円	775 千円	281 ～ 300	1,775 千円	1,775 千円
141 ～ 160	900 千円	900 千円	301 ～	1,900 千円	1,900 千円
161 ～ 180	1,025 千円	1,025 千円			

(4) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	118,675 千円 (予算額)
令和4年度	91,449 千円
令和3年度	66,414 千円
令和2年度	51,164 千円
令和元年度	40,132 千円
平成30年度	28,500 千円

6 認定こども園特別支援教育・保育経費補助金（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台市認定こども園特別支援教育・保育経費補助金交付要綱

(2) 制度の概要

学校法人立以外の幼保連携型・保育所型及び地方裁量型の認定こども園において、健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍している場合に、必要な経費について補助金を交付し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るもの。

(3) 補助額

対象児童1人あたり 月額 65,300 円

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県費補助額
令和5年度	34,478 千円 (予算額)	—	—
令和4年度	24,161 千円	3,330 千円	3,330 千円
令和3年度	13,125 千円	2,699 千円	2,699 千円
令和2年度	8,098 千円	544 千円	544 千円
令和元年度	1,633 千円	783 千円	783 千円
平成30年度	914 千円	521 千円	521 千円

※補助率：国 1/3，県 1/3

7 保育所整備事業（幼保企画課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市児童福祉法の施行に関する条例
- ・ 仙台市私立保育所設置認可要綱
- ・ 仙台市私立保育所施設整備助成要綱
- ・ 賃貸物件による仙台市私立保育所施設整備助成要綱

(2) 概要

子育て世帯が増加し、保育需要の増加が見込まれる地区を中心に保育所の創設整備を計画的に進めるとともに、保育需要を勘案しながら、必要な定員数の確保を図る。

(3) 保育所入所児童数等の推移

① 保育所入所児童数の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	1,530	1,472	1,303	1,227	1,053	891
1歳児	2,805	2,645	2,527	2,401	2,225	2,021
2歳児	3,175	3,007	2,872	2,723	2,426	2,241
3歳児	3,374	3,302	3,168	3,040	2,690	2,414
4歳児	3,313	3,240	3,180	3,035	2,725	2,430
5歳児	3,224	3,121	3,069	3,020	2,639	2,449
合計	17,421	16,787	16,119	15,446	13,758	12,446
前年度差	1,206	▲634	▲668	▲673	▲1,688	▲1,312

※各年度4月1日現在。外国人含む

② 保育所数等の推移

(単位：か所,人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立保育所数	36	36	35	33	33	32
公立保育所定員	3,498	3,498	3,389	3,199	3,199	3,099
私立保育所数	161	157	153	147	131	118
私立保育所定員	13,522	12,954	12,670	12,103	10,743	9,544
合計保育所数	197	193	188	180	164	150
保育所定員合計	17,020	16,452	16,059	15,302	13,942	12,643

※各年度4月1日現在

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫負担額
令和5年度	0千円 (予算額)	—
令和4年度	193,300千円	104,841千円
令和3年度	470,715千円	410,672千円
令和2年度	878,592千円	691,576千円
令和元年度	1,288,949千円	1,123,848千円
平成30年度	673,803千円	598,498千円

※国庫負担率：2/3，市町村 1/12，事業者 1/4

8 私立保育所等老朽化施設対策整備補助（幼保企画課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市私立保育所施設整備助成要綱

(2) 概要

老朽化した保育所および認定こども園の入所児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、「仙台市すこやか子育てプラン2020」に定める保育提供量の維持を図るため、令和4年度より、施設の大規模修繕および改築整備費用に対する補助を実施している。

(3) 予算額

	決算額	国庫負担額
令和5年度	398,947千円 (予算額)	—
令和4年度	0千円	0千円

※国庫負担率：1/2，市町村1/4，事業者1/4

9 公立保育所の建替え・民営化（幼保企画課）

(1) 概要

「公立保育所の建替え等に関するガイドライン」に基づき、入所児童の安全・安心及びより良い保育環境を確保していくため、公立保育所の建替え等を実施する。建替えの際には、地域の拠点と位置づけた保育所を除き、民間の力を活用して保育所を新設する「民設民営方式」を基本とし、計画的に進めている。

民設民営方式により整備を進める場合、本市が責任をもって児童の処遇に関わる保育の質を維持・向上していくことが必要であり、これまでの公立保育所での保育サービスの継承に加え、これまで以上の保育サービスが提供できるノウハウと実績を有している運営主体が求められていることから、運営主体は、原則として、保育所等の児童福祉施設の運営実績があり、かつ、保育の質の維持・向上が確保できる社会福祉法人または学校法人としている。

(2) 実績

建替え前の公立保育所		民営化 時期	建替え後の保育所		
保育所名	定員		保育所名	定員	運営法人
原町保育所	90	H21.10	原町すいせん保育所	120	(社福)幸生会
大野田保育所	100	H21.10	大野田すぎのこ保育園	120	(社福)柏松会
中山保育所	70	H25.4	中山保育所(※)	70	(社福)仙台市社会事業協会
南光台北保育所	90	H25.4	南光台北保育所(※)	90	(社福)幸生会
メ木保育所	100	H26.4	コスモスメ木保育園	110	(社福)勇樹会
堤保育所	130	H27.4	堤町あしぐろ保育所	135	(社福)円周福祉会
愛子保育所	63	H27.4	愛子すぎのこ保育園	130	(社福)柏松会
八木山保育所	90	H28.4	八木山あおば保育園	90	(社福)青葉福祉会
将監保育所	120	H28.4	コスモス将監保育園	130	(社福)勇樹会
岩切保育所	90	H29.4	岩切たんぼぼ保育園	90	(社福)宮城厚生福祉会
若林保育所	90	H29.4	若林どろんこ保育園	105	(社福)どろんこ会
八乙女保育所	90	H30.4	泉すぎのこ保育園	90	(社福)柏松会
将監西保育所	90	H30.4	パリス将監西保育園	90	(社福)みらい
根岸保育所長町分園	29	R2.4	YMCA長町保育園	90	(社福)仙台YMCA福祉会
向陽台保育所	80	R2.4	向陽台はるかぜ保育園	80	(社福)はるかぜ福祉会
吉成保育所	70	R3.4	南吉成すぎのこ保育園	90	(社福)柏松会
鶴ヶ谷保育所	120	R3.4	鶴ヶ谷はぐくみ保育園	120	(社福)恵菘会
中田保育所	100	R5.4	中田なないろ保育園	100	(社福)あおば厚生福祉会

※中山保育所及び南光台北保育所は平成25年度に公設民営方式を採用し、平成30年度より民設民営方式に変更

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	31,081千円 (予算額)
令和4年度	10,205千円
令和3年度	11,469千円
令和2年度	26,835千円
令和元年度	18,276千円
平成30年度	172,780千円

10 私立保育所委託費・助成（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 児童福祉法
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・ 子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱
- ・ 仙台市私立保育所等助成要領
- ・ 実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱
- ・ 仙台市保育施設等産休等代替職員制度実施要綱
- ・ 仙台市私立保育所フッ化物洗口事業継続実施補助金交付要綱
- ・ 仙台市私立保育所特別支援保育円滑化事業費補助金要綱

(2) 制度の概要

保育所に対し、子どもが利用する保育に係る委託費を支給する。

また、保育所及び認定こども園（幼稚園型及び地方裁量型認定こども園は、(3)の①増員保育士等助成、②特別支援保育助成、⑥医療的ケア看護師雇用助成、⑦医療的ケア備品等整備助成、⑩災害対応備蓄推進事業費助成、⑫実費徴収に係る補足給付事業補助金、⑬仙台市保育施設等産休等代替職員制度補助金のみ該当、⑭フッ化物洗口事業継続実施補助金及び⑮特別支援保育円滑化事業費補助金は私立保育所のみ該当）に対し、職員の配置及び施設の運営等に係る助成金を交付し、保育内容の向上を図り、保育を必要とする児童の福祉を増進する。

(3) 助成金等の種類及び金額

- ・ 委託費

「特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（内閣府告示第29号）に基づき公定価格を算出し、委託費として保育所に支払う。

・助成金

① 増員保育士等助成

ア 必要とされる保育士数を超えて保育士が1名以上配置されている場合に要する経費に対して行う。

助成単価

定 員	月 額
20人から45人まで	265,000円
46人から60人まで	280,000円
61人から90人まで	297,000円
91人から120人まで	334,000円
121人から150人まで	371,000円
151人から180人まで	445,000円
181人から	519,000円

イ 必要とされる保育士数を超えて保育士が2名以上配置されたうえで、小規模保育事業等の連携施設となり協定書を締結している場合に要する経費に対して行う。

助成単価

連携の内容		月額
ア) 保育内容の支援		16,000円
イ) 代替保育の提供		32,000円
ウ) 卒園後の受け皿について規定した連携協定を初めて締結した日(連携協定の更新または内容の変更を行った場合や複数の3歳未満児保育施設と連携協定を締結している場合は最も古い連携協定を締結した日)が属する年度(ただし、平成29年3月31日までに締結した場合は平成29年度)の場合	連携協定に規定する児童の数(※)が1~2人	64,000円
	連携協定に規定する児童の数が3人以上	112,000円
エ) ウ)の年度の翌年度(ただし、平成29年3月31日までに締結した場合は平成30年度)以降の場合 ① 連携協定に基づく受け入れ児童が4月1日現在において1人以上いる場合 ② 連携協定に基づく受け入れ児童が4月1日現在においていない場合	連携協定に規定する児童の数が1~2人	① 64,000円 ② 51,200円
	連携協定に規定する児童の数が3人以上	① 112,000円 ② 100,800円

※複数の3歳未満児保育施設と協定書を締結している場合は、協定書毎に定める児童の数を合算した人数とする(本表中において同じ)。

② 特別支援保育助成

仙台市特別支援保育事業実施要綱に基づいて行う。

助成単価

対象児童数	月 額	対象児童数	月 額
1人	140,000円	7人	606,400円
2人	180,000円	8人	646,400円
3人	233,200円	9人	699,600円
4人	373,200円	10人	839,600円
5人	413,200円	11人	879,600円
6人	466,400円	12人	932,800円

- ③ 増員調理員助成
 必要な調理員数を超えて配置された調理員のうち1名分について要する経費に対して行う。
 助成単価 定員60人以下 月額 77,100円
 定員60人以上 月額 115,700円
- ④ 栄養士雇用助成
 栄養士を雇用した場合における1名分について要する経費に対して行う。
 助成単価 月額 22,900円
- ⑤ 看護師雇用助成
 生後57日からの乳児を受け入れ、それに伴い看護師・准看護師を雇用した場合における1名分について要する経費に対して行う。
 助成単価 看護師 月額 91,100円
 准看護師 月額 77,400円
- ⑥ 医療的ケア看護師雇用助成
 医療的ケアを必要とする対象児童を受け入れ、前述の看護師とは別に雇用した場合、その合わせた勤務時間に応じて行う。
 助成単価 医療的ケア看護師 月額 91,100円 (20時間以上 30時間未満の場合)
 月額 136,650円 (30時間以上 40時間未満の場合)
 月額 182,200円 (40時間以上の場合)
- ⑦ 医療的ケア備品等整備助成
 医療的ケアが必要とされた対象児童を初めて受け入れる保育所等において、医療行為のために必要な備品等を購入した場合に要する経費に対して行う。
 助成単価 上限額 100,000円
- ⑧ 病原性大腸菌対策関連消耗品購入助成
 病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合において行う。
 助成単価 児童1人あたり年額 930円
- ⑨ 病原性大腸菌対策検便費助成
 職員が病原性大腸菌O157の検査を含んだ検便を実施した場合において要する費用に対し行う。
 助成単価 1検査あたり 200円
- ⑩ 災害対応備蓄推進事業費助成
 災害備蓄としての非常食を購入した場合において行う。
 助成単価 児童1人あたり年額 700円
- ⑪ 副園長配置助成
 2時間以上の延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、子育て支援事業を実施する定員200人以上の保育所において、園長を補佐する職員を配置する経費に対して助成を行う。
 助成単価 月額 200,000円
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業補助金
 子ども・子育て支援法に規定する幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所において保護者から実費で徴収する教材費・行事費等費用について、生活保護受給世帯等にかかる徴収額に対して補助を行う。
 助成単価 (児童1人あたり月額上限) 食材料費以外の実費徴収額 2,500円
- ⑬ 仙台市保育施設等産休等代替職員制度補助金
 保育所等の設置者が産休等代替職員を任用することに要する経費に対して補助を行う。
 補助基準日額 有資格者 (保育士, 保育教諭, 幼稚園教諭, 看護師, 准看護師, 栄養士) 9,084円
 無資格者 7,663円

⑭ 私立保育所フッ化物洗口事業継続実施補助金

私立保育所で継続的に実施するフッ化物洗口に要する経費の一部を補助することにより、幼児期のむし歯予防を一層推進し、もって児童の健やかな成長に寄与することを目的としている。

前年度までに、仙台市フッ化物洗口導入支援事業（健康福祉局健康政策課所管）に参加している私立保育所を対象とし、4月1日現在において満4歳及び満5歳である児童のうち、フッ化物洗口に参加した児童1人あたり300円を上限に、必要経費を補助する。

⑮ 特別支援保育円滑化事業費補助金

年度当初において、仙台市特別支援保育事業実施要綱（平成2年3月31日民生局長決裁）第2条に掲げる特別支援児童を4人以上受け入れている場合に行う。

補助基準額 1施設につき年額 500,000円以内

(4) 決算額の推移

・委託費

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	12,990,638千円 (予算額)	—	—
令和4年度	14,068,777千円	6,595,051千円	2,766,352千円
令和3年度	15,496,674千円	7,186,792千円	3,005,767千円
令和2年度	16,029,039千円	7,490,561千円	3,214,616千円
令和元年度	16,420,411千円	6,436,161千円	2,865,034千円
平成30年度	17,023,379千円	5,804,024千円	2,665,051千円

※令和4年度補助率：国補助 満3歳以上児 1/2, 3歳未満児 58.16/100

県補助 満3歳以上児 1/4, 3歳未満児 20.92/100

※令和3年度補助率：国補助 満3歳以上児 1/2, 3歳未満児 57.72/100

県補助 満3歳以上児 1/4, 3歳未満児 21.14/100

※令和2年度補助率：国補助 満3歳以上児 1/2, 3歳未満児 56.835/100

県補助 満3歳以上児 1/4, 3歳未満児 21.5825/100

※令和元年度補助率：国補助 満3歳以上児 1/2, 3歳未満児 55.2/100

県補助 満3歳以上児 1/4, 3歳未満児 22.4/100

※平成30年度補助率：国補助 満3歳以上児 1/2, 3歳未満児 52.875/100

県補助 満3歳以上児 1/4, 3歳未満児 23.5625/100

・助成金

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	1,648,823千円 (予算額)	—	—
令和4年度	1,614,182千円	270千円	270千円
令和3年度	1,577,627千円	239千円	239千円
令和2年度	1,470,596千円	285千円	285千円
令和元年度	1,405,898千円	367千円	367千円
平成30年度	1,331,669千円	594千円	594千円

※補助率：国 1/3, 県 1/3（実費徴収に係る補足給付事業補助のみ該当）

※令和3年度のみ、決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金の事業費を含む。

1.1 幼稚園数等の動向（認定給付課）

(1) 市内幼稚園数の推移 (各年度5月1日現在。単位：園)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立幼稚園	79	79	74	70	65	63
公立幼稚園 (内訳)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)	2 (市1・国1)
計	81	81	76	72	67	65

※認定こども園を除く

(2) 施設型給付を受ける幼稚園

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の施設型給付対象施設となる「施設型給付を受ける幼稚園」と、従来制度のまま私学助成の対象施設となる「施設型給付を受けない幼稚園」に区分されることとなった。

区分	施設の認可・指導監督等		財政措置	選考・利用者負担
	認可	確認		
施設型給付を受ける幼稚園	都道府県が認可・指導監督	施設型給付の対象施設として、市町村が確認・指導監督	教育標準時間に対応する施設型給付	応諾義務 利用者負担は応能負担
施設型給付を受けない幼稚園	都道府県が認可・指導監督	—	私学助成 施設等利用給付費	建学の精神に基づく選考 利用者負担は設置者が設定

○施設型給付を受ける幼稚園と施設型給付を受けない幼稚園数

	施設型給付を受ける幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園	合計
令和5年度	23園	42園	65園
令和4年度	17園	50園	67園
令和3年度	17園	55園	72園
令和2年度	16園	60園	76園
令和元年度	10園	71園	81園
平成30年度	8園	73園	81園

(3) 市内幼稚園の園児数・幼児人口の推移 (各年度5月1日現在。単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5歳児	人口数	9,104	8,896	8,810	9,016	8,483	8,314
	園児数	5,427	5,200	4,868	4,818	4,286	3,979
	就園率	59.6%	58.5%	55.3%	53.4%	50.5%	47.9%
4歳児	人口数	8,936	8,853	8,973	8,546	8,316	7,966
	園児数	5,203	4,941	4,782	4,398	3,973	3,502
	就園率	58.2%	55.8%	53.3%	51.5%	47.8%	44.0%
3歳児	人口数	8,902	8,982	8,550	8,316	7,970	7,699
	園児数	4,331	4,390	4,181	3,851	3,419	3,200
	就園率	48.7%	48.9%	48.9%	46.3%	42.9%	41.6%
満3歳児	人口数	8,995	8,542	8,350	8,021	7,707	7,490
	園児数	42	48	55	67	73	75
	就園率	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%

合 計	人口数	35,937	35,273	34,683	33,899	32,476	31,469
	満3～5歳 園児数	15,003	14,579	13,886	13,134	11,751	10,756
	3～5歳 園児数	14,961	14,531	13,831	13,067	11,678	10,681
	就園率	55.5%	54.4%	52.5%	50.5%	47.1%	44.5%

※「園児数」は、仙台市内の私立・公立幼稚園に在籍する園児の数及び認定こども園を利用する1号認定の子どもの数。

※合計の「就園率」は、3～5歳児（満3歳児を除く）における数値

(4) 決算額の推移（施設型給付を受ける幼稚園）

給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額 (全国統一費用部分及び地方単独費用部分)
令和5年度	1,596,285千円 (予算額)	—	—
令和4年度	1,041,784千円	381,563千円	325,553千円
令和3年度	1,064,203千円	392,495千円	339,945千円
令和2年度	1,034,203千円	380,624千円	327,300千円
令和元年度	506,108千円	169,813千円	159,248千円
平成30年度	339,654千円	98,528千円	107,091千円

※全国統一費用部分（738/1000）国庫負担1/2，県費負担1/4，市町村1/4

※地方単独費用部分（公定価格から全国統一費用部分を除く）県費負担1/2，市町村1/2

※教育利用認定子どもに係る全国統一費用部分について，令和元年度までは734/1000

1.2 私立幼稚園補助（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・仙台市私立幼稚園運営費補助金交付要綱
- ・仙台市私立幼児教育施設補助金交付要綱
- ・仙台市私立幼児教育施設補助金交付要綱に係る運用細目
- ・仙台市預かり保育推進事業補助金交付要綱
- ・仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱
- ・幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要綱
- ・仙台市私立幼稚園フック洗口事業継続実施補助金交付要綱
- ・仙台市私立幼稚園PTA家庭学級開設補助金交付要綱
- ・仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱
- ・仙台市私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助金交付要綱
- ・仙台市副食費に係る補足給付事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要

① 私立幼稚園運営費補助

一般分	私立幼稚園（ただし、施設型給付を受ける園を除く。）の設置者に対し、運営費（園具費、教材教具費、教育研究費）の一部を補助することにより、幼児教育の育成・充実及び保護者負担の軽減を図ることを目的としている（昭和45年度事業開始）。各幼稚園に対する交付上限額は、幼稚園割（1園あたり160,000円）＋園児割（5月1日時点の園児数1名あたり1,500円）から算出。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 私立幼児教育施設補助

私立の幼児教育施設整備費用への補助を行うことで、幼児教育の振興と充実を図り、安全で良好な幼児教育環境の維持に寄与することを目的としている。

設置者が当該事業に実質負担した金額の3分の1を超えない範囲内において、施設の改築、下水道整備及び改修について補助するもの。ただし、改築の場合は20,000千円、改修の場合は5,000千円をそれぞれ限度額としており、かつ、改修の場合は事業費の1,000千円を超える分を対象経費とする。

③ 私立幼稚園預かり保育推進事業補助

保護者の保育ニーズが拡大している現状を踏まえ、幼稚園における預かり保育が保育ニーズの選択肢となり得るものとなるよう、補助を行う。

補助対象は、私立幼稚園が通常の教育時間開始前、または終了後、さらには春、夏、冬休み等の休業日に行う預かり保育事業に係る経費の一部を補助するもの（平成9年度事業開始）。

私立幼稚園預かり保育推進事業補助金（令和5年度）

	対 象	補助金の上限額						
幼稚園割	通常時の預かり保育の実施割合が5割未満である園（県補助の対象外の園）が対象	300,000円 実施割合が3割未満の場合は200,000円						
園児割	延べ園児数500人ごと（端数切上げ）に70,000円							
時間延長割	県補助の長時間加算を受けていない園で、午後5時30分または午後6時30分以後も預かり保育を実施している園が対象	午後5時30分以後 3,000円/月 午後6時30分以後 6,000円/月						
休業日割	幼稚園の休業日に預かり保育を実施した場合に支給（ただし、県補助の対象期間は除外）	10,000円/日						
早朝割	幼稚園の開園日に午前8時以前から預かり保育を実施した場合に支給	1,500円/日						
連携施設設定加算	3歳未満児保育所等（保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）と、卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結している園が対象 幼稚園の開園日及び休業日（日曜・祝日・年末年始を除く）において、11時間以上開園し、預かり保育を利用する園児がいる日数に応じて加算	7,860円/日 9,128円/日（12時間以上開園した日の場合）						
		上欄単価に対し、協定書の受入人数に応じて下表に定める算出係数を乗じた額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>協定書の受入人数</th> <th>算出係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7名以上</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>4名以上 6名以下</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>2名以上 3名以下</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	協定書の受入人数	算出係数	7名以上	1.00	4名以上 6名以下	0.75
協定書の受入人数	算出係数							
7名以上	1.00							
4名以上 6名以下	0.75							
2名以上 3名以下	0.50							

④ 私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助

私立幼稚園等で継続的に実施するフッ化物洗口に要する経費の一部を補助することにより、幼児期のむし歯予防を一層推進し、もって児童の健やかな成長に寄与することを目的としている（平成23年度事業開始）。

前年度までに、仙台市フッ化物洗口導入支援事業（健康福祉局健康政策課所管）に参加し、または平成15年度以前よりフッ化物洗口を実施している幼稚園等を対象とし、5月1日現在の4歳児及び5歳児クラス在籍園児のうちフッ化物洗口に参加した園児数1名あたり300円を上限に、必要経費を補助する。

⑤ 仙台市私立幼稚園PTA家庭学級開設補助金

幼稚園児をもつ親等が、望ましい家庭教育のあり方等について学習する機会を設け、子どもの健全育成を図るため、幼稚園のPTAが行う家庭学級の開設及び運営に要する経費に対し、補助する。

家庭学級で実施する講座の内容は、次のア、イの中で、アに該当するものを含めて年間1回以上開催することを要件としている。

ア 家庭教育（基本的な生活習慣、社会的マナー、基本的倫理観、自制心、自立心の育成、食育、子どもの心と体の発達・健康に関すること、子育て一般、子どもの安全・安心に関わること、読書習慣）に関する講座

イ 親子で参加できる体験講座等

⑥ 仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金

多様な保育ニーズへの対応、児童福祉の向上及び幼児教育の振興を図るため、幼稚園が実施する保育を必要とする2歳児の受入れ事業に対し、経費の一部を補助するもの（令和元年度事業開始）。

補助額	補助単価			
開設準備費	400万円（上限）			
運営費 右に掲げる補助単価により算出した額を合算した額 （補助対象児童1人当たり日額）	年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設	基本分単価	2,650円	
		長時間加算単価	8時間を超えた利用	
			・超えた利用時間が2時間未満	330円
			・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	660円
		・超えた利用時間が3時間以上	990円	
	年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設	基本分単価	2,250円	
		長時間加算単価	8時間を超えた利用	
			・超えた利用時間が2時間未満	280円
			・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
		・超えた利用時間が3時間以上	840円	

⑦ 仙台市私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助金

災害に強いまちづくりとして、私立幼稚園における災害用備蓄としての非常食購入を推進するために、幼稚園が新たに非常食を購入する費用に対し、5月1日現在の園児数1人あたり700円を上限に補助を行うもの（令和元年度事業開始）。

⑧ 仙台市副食費に係る補足給付事業補助

子ども・子育て支援法に規定する施設等利用給付認定保護者（施設型給付を受けない幼稚園の無償化のための認定を受けた保護者）が支払うべき副食費に対し、その一部を補助するもの。（児童1人あたり月額上限4,500円）（令和元年度事業開始）

(3) 決算額等の推移

① 私立幼稚園運営費補助

	決算額	対象園数
令和5年度	17,491千円 (予算額)	—
令和4年度	19,880千円	48園
令和3年度	22,855千円	53園
令和2年度	25,111千円	58園
令和元年度	29,474千円	69園
平成30年度	30,463千円	72園

② 私立幼児教育施設補助

	決算額	改修件数
令和5年度	5,000千円 (予算額)	—
令和4年度	3,519千円	4件
令和3年度	4,313千円	6件
令和2年度	3,775千円	3件
令和元年度	3,523千円	3件
平成30年度	5,000千円	6件

③ 預かり保育推進事業補助

	区分(※)	決算額	国庫補助額	県費補助額	実施園数	利用延べ人数
令和5年度	—	283,777千円 (予算額)	—	—	—	—
令和4年度	一時預かり	109,757千円	36,585千円	36,585千円	76園 (うち市外園6園)	108,461人
	従来	132,352千円	—	—	99園	425,655人
令和3年度	一時預かり	65,971千円	21,990千円	21,990千円	51園 (うち市外園5園)	81,628人
	従来	134,673千円	—	—	115園	473,638人
令和2年度	一時預かり	42,878千円	14,292千円	14,292千円	34園 (うち市外園5園)	44,204人
	従来	133,348千円	—	—	105園	493,073人
令和元年度	一時預かり	35,196千円	11,732千円	11,732千円	27園 (うち市外園4園)	46,980人
	従来	154,194千円	—	—	101園	556,140人
平成30年度	一時預かり	27,847千円	9,282千円	9,282千円	16園	43,088人
	従来	160,267千円	—	—	95園	539,976人

※従来：従来制度実施園

※補助率：国1/3，県1/3

④ 私立幼稚園フッ化物洗口事業継続実施補助

	決算額
令和5年度	1,101千円 (予算額)
令和4年度	904千円
令和3年度	886千円
令和2年度	835千円
令和元年度	777千円
平成30年度	692千円

⑤ 仙台市私立幼稚園PTA家庭学級開設補助金

	決算額	対象PTA数
令和5年度	6,913千円 (予算額)	—
令和4年度	6,028千円	69
令和3年度	4,201千円	45
令和2年度	3,156千円	37
令和元年度	6,852千円	70
平成30年度	6,562千円	68

⑥ 仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金

	決算額	国庫補助額	県費補助額	実施園数
令和5年度	24,568千円 (予算額)	—	—	—
令和4年度	4,387千円	1,462千円	1,462千円	3園
令和3年度	運営費 2,573千円	2,400千円	2,400千円	運営費 3園
	開設準備費 4,630千円			開設準備費 2園
令和2年度	1,552千円	517千円	517千円	3園
令和元年度	1,314千円	438千円	438千円	3園

※補助率：国1/3，県1/3

⑦ 仙台市私立幼稚園災害対応備蓄推進事業補助金

	決算額	実施園数
令和5年度	0千円 (予算額)	—
令和4年度	0千円	0園
令和3年度	0千円	0園
令和2年度	0千円	0園
令和元年度	4,603千円	48園

⑧ 副食費に係る補足給付事業補助金

	決算額	国庫補助額	県費補助額	対象児童数
令和5年度	25,893千円 (予算額)	—	—	—
令和4年度	20,483千円	6,826千円	6,826千円	645人
令和3年度	25,774千円	8,591千円	8,591千円	822人
令和2年度	30,151千円	10,050千円	10,050千円	1,077人
令和元年度	20,932千円	6,977千円	6,977千円	1,442人

※補助率：国1/3，県1/3

1.3 地域型保育事業（幼保企画課，認定給付課）

子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、市の確認を受けた事業に対して財政支援を行うとともに、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなった。

(1) 家庭的保育事業・小規模保育事業C型

① 根拠法令等

- ・ 児童福祉法
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・ 子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱
- ・ 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則
- ・ 仙台市家庭的保育事業・小規模保育事業C型事業実施要綱
- ・ 家庭的保育者の選考試験等に関する要領
- ・ 仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 概要

本市が認可した「家庭的保育者（保育ママ）」が、自宅等の家庭的な雰囲気のもとで、少人数でゆったりと、一人ひとりの生活リズムや発達過程、心身の状態に応じたきめ細かな保育を行っている。家庭的保育者1人が最大5人まで保育を行う家庭的保育事業と、家庭的保育者2人が最大10人まで保育を行う小規模保育事業C型がある。

③ 要件

- ・ 保育に従事する年度の末日において満68歳以下（家庭的保育者の認定を受ける日の属する年度の末日において満63歳以下）の者
- ・ 次のいずれかである者で、市長が指定する研修（認定研修（保育士資格者は任意）及び子育て支援員研修（地域型保育））を受講した者
 - ア 保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師または幼稚園教諭の資格を有する者
 - イ 子育て経験があり、アの資格を有する者と同程度の知識及び経験を有する者と市長が認める者
- ・ 同居している者に就学前児童または介護を必要とする人がいない者（ただし、本人以外で他に保育または介護できる者がいる等、保育に専念できる場合はこの限りではない）

④ 受入対象

生後8週間から満3歳未満の児童

⑤ 補助者の要件

- ・ 保育に従事する年度の末日において満68歳以下の者
 - ・ 子育て支援員研修（地域型保育）の研修申込み日において満18歳以上である者で、市長が指定する研修（家庭的保育補助者の基礎研修または子育て支援員研修（地域型保育））を受講した者
- ※保育士・社会福祉士の有資格者、または幼稚園教諭・保健師・看護師・准看護師の有資格者で日々子どもと関わる業務に1年以上関わっている場合は、申請により子育て支援員研修（地域型保育）に含まれる基本研修は免除

⑥ 家庭的保育事業・小規模保育事業C型の状況 （各年度4月1日現在。単位：事業、人）

	家庭的 保育事業	小規模保育 事業C型	合計	定員	入所児童数
令和5年度	39	7	46	258	205
令和4年度	40	7	47	262	205
令和3年度	44	7	51	282	214
令和2年度	46	7	53	293	245
令和元年度	47	7	54	296	248
平成30年度	49	9	58	323	285

⑦ 決算額等の推移

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和5年度	716,843千円 (予算額)	—	—
令和4年度	688,908千円	415,259千円	145,959千円
令和3年度	697,862千円	391,870千円	141,419千円
令和2年度	753,743千円	415,327千円	154,151千円
令和元年度	793,135千円	420,779千円	160,237千円
平成30年度	826,996千円	421,475千円	187,889千円

※負担率：満3歳以上児 国庫負担1/2，県費負担1/4

満3歳未満児 国庫負担58.16/100，県費負担20.92/100

(令和3年度は国庫負担57.72/100，県費負担21.14/100，令和2年度は国庫負担56.835/100，県費負担21.5825/100，令和元年度は国庫負担55.2/100，県費負担22.4/100，平成30年度は国庫負担52.875/100，県費負担23.5625/100)

(2) 小規模保育事業A型・B型

① 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱
- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則
- ・仙台市小規模保育事業A型・B型事業実施要綱
- ・仙台市小規模保育事業施設整備助成要綱
- ・仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 概要

比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細かな保育を行う事業である。保育従事者の全員が有資格者のA型と、2/3以上が有資格者のB型がある。

	小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
定員	6～19名	同左
受入対象	生後8週間～満3歳未満	
児童1人あたりの床面積	0歳児及び1歳児 3.3㎡以上 2歳以上児 1.98㎡以上	
保育事業実施基準	保育所保育指針に沿った保育の計画及び保育関係書類の作成とそれらに基づく保育事業の実施	
保育従事者	次の配置基準に加え1人を配置すること $\left(\begin{array}{cc} 0歳児 & 3:1 \\ 1・2歳児 & 6:1 \end{array} \right)$ 全員保育士。1人に限って保健師，看護師，准看護師でも可とする。常時複数配置，かつ常勤職員1/3以上。	次の配置基準に加え1人を配置すること $\left(\begin{array}{cc} 0歳児 & 3:1 \\ 1・2歳児 & 6:1 \end{array} \right)$ 保育士は2/3以上。ただし，保育従事者の必要数が2人の場合に限り，1/2以上。1人に限って保健師，看護師，准看護師でも可とする。常時複数配置，かつ常勤職員1/3以上。

		資格のない保育従事者は「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」別表第1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修及び別表第2-1及び2に定める子育て支援員専門研修（地域保育コース）に規定する内容の研修を修了している者とする。
開所日	日・祝日，年末年始（12/29～1/3）以外	同左
開所時間	月～金 概ね午前7時～午後6時 土 概ね午前7時～午後6時 （さらに延長保育実施の施設あり）	
保育料	保護者の所得などに応じた仙台市の定める利用者負担額を保護者が事業者に直接支払う 兄弟姉妹の多子減免あり 保育料負担軽減あり	

③ 小規模保育事業A型・B型の状況 (単位：事業，人)

	A型	B型	合計	定員	入所児童数
令和5年度	93	11	104	1,607	1,429
令和4年度	98	13	111	1,745	1,536
令和3年度	98	15	113	1,812	1,501
令和2年度	87	16	103	1,653	1,469
令和元年度	80	18	98	1,615	1,384
平成30年度	68	20	88	1,481	1,231

※令和2年度以降休止中の小規模保育事業A型実施施設1か所を含む

④ 決算額等の推移

・給付費

	決算額	国庫負担額	県費負担額
令和5年度	3,799,647千円 (予算額)	—	—
令和4年度	4,052,728千円	2,325,154千円	817,269千円
令和3年度	3,963,115千円	2,193,959千円	791,848千円
令和2年度	3,692,662千円	1,999,466千円	742,171千円
令和元年度	3,464,809千円	1,898,288千円	722,889千円
平成30年度	2,980,691千円	1,484,299千円	661,509千円

※負担率：満3歳以上児 国庫負担1/2，県費負担1/4

満3歳未満児 国庫負担58.16/100，県費負担20.92/100

(令和3年度は国庫負担57.72/100，県費負担21.14/100，令和2年度は国庫負担56.835/100，県費負担21.5825/100，令和元年度は国庫負担55.2/100，県費負担22.4/100，30年度は国庫負担52.875/100，県費負担23.5625/100)

・小規模保育施設整備補助

	決算額	国庫補助額
令和5年度	0千円 (予算額)	—
令和4年度	0千円	0千円
令和3年度	139,241千円	123,767千円
令和2年度	202,730千円	180,201千円
令和元年度	106,077千円	94,289千円
平成30年度	170,614千円	151,656千円

※国庫負担 2/3, 市町村 1/12, 事業者 1/4

(3) 事業所内保育事業

① 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱
- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則
- ・仙台市事業所内保育事業実施要綱
- ・仙台市共同型事業所内保育事業設置促進事業実施要綱
- ・仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱

② 概要

事業所が設けている従業員の子どものための保育施設において、従業員の子どもの他に地域の児童も受け入れ、一緒に保育を行う施設である。子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴い、利用定員数に応じた地域の児童の利用枠を設けることで、地域型保育給付を受けることができる事業所内保育事業として市町村の認可事業となった。

定員 20 人以上の保育所型と定員 19 人以下の小規模型があり、さらに小規模型には保育従事者全員が有資格者のA型と、1/2 以上が有資格者のB型がある。

保育所型…保育所と同等の基準により運営される施設

小規模型…小規模保育事業（A型・B型）と同等の基準により運営される施設

③ 事業所内保育事業の基準

	保育所型	小規模 A 型	小規模 B 型
定 員	20 名以上	6～19 名	同左
	※上記の利用定員の数に応じ、一定の地域の児童の利用枠（従業員利用以外の利用枠）を設けること (例)定員 11～15 人のとき地域枠 4 人以上, 定員 21 人～25 人のとき地域枠 6 人以上		
児童 1 人あたりの床面積	乳 児 室 1.65 m ² 以上 ほ ぶ く 室 3.3 m ² 以上 2 歳以上児 1.98 m ² 以上	0 歳児及び 1 歳児 3.3 m ² 以上 2 歳以上児 1.98 m ² 以上	同左
保 育従事者	有資格者：全員 (保育士, 保健師, 看護師, 准看護師) 常勤職員：1/3 以上	有資格者：全員 (保育士, 保健師, 看護師, 准看護師) 常勤職員：1/3 以上	有資格者：1/2 以上 (保育士, 保健師, 看護師, 准看護師) 常勤職員：1/3 以上

④ 事業所内保育事業の状況 (各年度4月1日現在。単位：事業、人)

	保育所型	小規模A型	小規模B型	合計	定員(地域枠)	入所児童数
令和5年度	6	8	3	17	130	148
令和4年度	6	8	3	17	135	139
令和3年度	5	8	3	16	129	142
令和2年度	5	8	3	16	125	115
令和元年度	4	8	3	15	110	110
平成30年度	4	6	2	12	92	103

⑤ 決算額等の推移

・給付費

	決算額	国庫負担額	県負担額
令和5年度	602,071千円 (予算額)	—	—
令和4年度	513,489千円	282,840千円	99,415千円
令和3年度	482,089千円	263,315千円	96,323千円
令和2年度	458,458千円	258,792千円	97,612千円
令和元年度	402,442千円	213,270千円	81,286千円
平成30年度	353,227千円	174,709千円	78,044千円

※負担率：満3歳以上児 国庫負担1/2，県費負担1/4

満3歳未満児 国庫負担58.16/100，県費負担20.92/100

(令和3年度は国庫負担57.72/100，県費負担21.14/100，令和2年度は国庫負担56.835/100，県費負担21.5825/100，令和元年度は国庫負担55.2/100，県費負担22.4/100，平成30年度は国庫負担52.875/100，県費負担23.5625/100)

(参考) 企業主導型保育事業について

① 概要

企業主導型保育事業とは、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業で、内閣府が実施主体となって平成28年度から実施されている。

仙台市が認可を行わないため、認可外保育施設という位置づけであるが、法人の事業主拠出金を活用し、運営費や施設整備について内閣府から助成金が支給されるため、認可保育所等と同等の運営を行うことができる。

事業所等の従業員の子どものための保育施設だが、地域枠を設定している場合、従業員の子どもの他に地域の児童も受け入れている。

② 実施施設

88施設(令和5年4月1日現在)

(4) 居宅訪問型保育事業

① 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱
- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市家庭的保育事業等の設備及び運営等に関する規則
- ・仙台市居宅訪問型保育事業実施要綱

② 概要

居宅訪問型保育事業とは、必要な研修を修了した保育士等が、乳幼児の居宅を訪問し1対1で保育を行う事業である。

本市では、原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる者を対象として、令和5年度より認可事業を開始している。

③ 居宅訪問型保育事業の状況（令和5年6月1日現在。単位：事業、人）

	事業者数	定員	利用児童数
令和5年度	1	1	1

④ 予算額

	予算額	国庫負担額	県費負担額
令和5年度	46,753千円 (予算額)	—	—

(5) 連携施設

① 概要

地域型保育事業については、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業者による保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」第6条において、ア 保育内容への支援、イ 代替保育の提供、ウ 卒園後の受け皿 の役割等を担う「連携施設」を設定することが求められている（定員20人以上の事業所内保育事業においては、一部または全部の連携施設の設定は不要）。

本市では子ども・子育て支援新制度施行後10年間を経過措置期間とし、令和6年度末までの間に連携施設を設定することとしている。

連携施設については、3歳以上児の受入枠がある教育・保育施設（幼稚園、認定こども園及び保育所）に限られており、連携施設の設定にあたっては、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い、協定書（同一の設置者が運営する施設と連携をする場合は覚書または議事録の写しでも可）を締結するものとしている。

② 連携施設の設定状況（令和5年4月1日現在）

	事業者数	各種連携内容を満たした事業者数		
		保育内容への支援	代替保育の提供	卒園後の受け皿
小規模保育事業（A型・B型）	103	100	98	92
小規模保育事業（C型）	7	7	7	7
家庭的保育事業	39	39	39	38
事業所内保育事業	17	15	16	15
合計	166	161	160	152

③ 連携施設コーディネーターの配置

平成29年4月より、小規模保育事業等の連携施設設定を促進するため、各教育・保育施設等への個別訪問やマッチング等を行う「連携施設コーディネーター」を幼保企画課に2名配置している。

1.4 地域型保育事業補助（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市家庭的保育事業等補助金交付要綱
- ・ 仙台市保育施設等産休等代替職員制度実施要綱
- ・ 仙台市保育士等雇用対策費助成金交付要綱

(2) 概要

家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業に対し，職員の配置及び施設の運営等に係る補助金を交付し，保育内容の向上を図り，保育を必要とする児童の福祉を増進する。

(3) 補助金等の種類及び金額

① 栄養士雇用補助金

栄養士を雇用した場合における1名分について要する経費に対して補助を行う。

補助単価 月額 22,900 円

② 看護師雇用補助金

生後57日からの乳児を受け入れ，それに伴い看護師または准看護師を雇用した場合における1名分について要する経費に対して補助を行う。

補助単価 看護師 月額 91,100 円 准看護師 月額 77,400 円

③ 病原性大腸菌対策関連消耗品購入補助金

病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合に要した費用に対して補助を行う。

補助単価 児童1人あたり年額 930 円

④ 病原性大腸菌対策検便費補助金

職員が病原性大腸菌O157の検査を含んだ検便を実施した場合に要した費用に対して補助を行う。

補助単価 1検査あたり 200 円

⑤ 災害対応備蓄推進事業費補助金

災害備蓄としての非常食を購入した場合において補助を行う。

補助単価 児童1人あたり年額 700 円

⑥ 仙台市保育施設等産休等代替職員制度補助金

保育所等の設置者が産休等代替職員を任用することに要する経費に対して補助を行う。

補助基準日額 有資格者（保育士，保育教諭，看護師，幼稚園教諭，栄養士，准看護師）9,084 円
無資格者 7,663 円

⑦ 仙台市保育士等雇用対策費助成金

利用児童の欠員の生じやすい4～6月の職員確保に要する経費に対して補助を行う。

助成単価（欠員1名あたり）

小規模保育事業 A型 74,000 円 B型 65,000 円
事業所内保育事業 A型 74,000 円 B型 65,000 円 保育所型 65,000 円

(4) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	94,785 千円 (予算額)
令和4年度	78,376 千円
令和3年度	109,351 千円
令和2年度	77,378 千円
令和元年度	37,487 千円
平成30年度	26,494 千円

※令和2年度から仙台市保育士等雇用対策費助成金分を含む。

※令和3年度のみ，決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金の事業費を含む。

1.5 事業所内保育施設（認定給付課）

事業所内保育施設は、子育てをしている従業員が安心して働くことができるよう、事業所内または事業所の近辺に設置している施設である。平成10年度から事業所内保育施設に対する助成制度を創設し、保育施設の運営及び設備の水準の維持向上を図り、保育の必要な児童の受け入れの推進及び保育体制の充実を図っている。

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市事業所内保育施設助成事業実施要綱

(2) 負担割合

運営費用の負担割合：仙台市負担 1/4

※負担割合の基本的な考え方は、保護者 1/2，事業所 1/4，仙台市 1/4 であるが、保護者と事業所の負担割合はそれぞれの事業者毎に定めている。

(3) 事業所内保育施設の状況

(単位：か所，人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成施設数	14	15	14	14	12
助成対象児童数	260	208	221	169	153

(4) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	22,897千円 (予算額)
令和4年度	17,365千円
令和3年度	21,185千円
令和2年度	28,358千円
令和元年度	26,500千円
平成30年度	27,299千円

(5) その他

保育施設	事業所の敷地内またはその付近に位置していること。乳幼児1人あたり1.65㎡以上の面積が確保されていること。
保育時間	午前7時30分から午後7時までの時間帯に8時間以上
入所定員等	5人以上60人未満 なお、平成22年4月から事業所従業員の児童を対象とする定員が5名以上、かつ、半数以上であれば従業員以外の児童が入所した場合でも助成対象施設とすることとした（従業員以外の児童については助成対象外）。 ※平成21年度までは事業所従業員の児童のみを対象とした施設を助成対象施設としていた。
保育従事者	保育士の資格を有する者が1/3以上
助成対象児童	0～2歳児の児童 ※令和元年度より、3歳以上児については助成対象外となった。

1.6 保育サービスへの民間参入促進事業（多様な主体の参入促進事業）（運営支援課，幼保企画課）

(1) 事業の概要

目的	子ども・子育て支援新制度における新規施設・事業に対して、実施支援，相談・助言等を行うことで、新規事業者の参入を促進するとともに、質の確保・向上を図る。
内容	翌年度以降に事業開始を予定している施設等に対し、相談・助言，各種手続きに関する支援等を行う。また、新規開所した保育施設に対し巡回支援を行うとともに、電話等による運営相談を行う。

(2) 実績

(単位：か所，回)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	新規施設数	新規施設巡回回数	新規施設数	新規施設巡回回数	新規施設数	新規施設巡回回数
保育所	6	6	4	4	7	7
認定こども園	13	11	13	13	32	46
家庭的保育事業・小規模保育事業C型	1	0	1	5	1	9
小規模保育事業A型・B型	5	33	11	87	6	61
事業所内保育事業	1	17	1	6	1	5
合計	26	67	30	115	47	128

※新規施設数は年次開所施設を含む

17 保育サービス相談員（認定給付課）

P62「7 利用者支援事業(2)保育サービス相談員」参照

18 1歳児受入推進事業（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・仙台市1歳児受入推進事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要

保育ニーズの高い1歳児に対する保育需要に対応し、待機児童の解消につなげるため、0歳児と1歳児を受け入れる際の公定価格の基本分単価の差額の一部を補助し、既存の保育施設において比較的余裕のある0歳児枠を活用し1歳児枠に転用する取り組みを進めるもの。令和3年度から実施。

(3) 支給額

施設種別	受入1名あたりの補助単価	
保育所，認定こども園	36,000円	
小規模保育事業	A型	36,000円
	B型	29,000円
事業所内保育事業(※)	小規模A型	36,000円
	小規模B型	29,000円
	保育所型	36,000円

※事業所内保育事業の場合は地域枠児童に限る。

(4) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	14,256千円 (予算額)
令和4年度	10,224千円
令和3年度	0千円

※令和3年度は12月利用開始以降の転用を対象として実施。補助要件を満たす施設がなく、補助申請なし。

第5 多様な保育サービスの充実

1 特別支援保育事業（運営支援課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市特別支援保育事業実施要綱
- ・ 仙台市私立保育所等助成要綱

(2) 制度の概要

目 的	特別支援保育は、障害児等にとっては健常児との集団生活を経験しながら心身の発達が促され、自立に向けて社会生活に必要な基礎的能力を養っていくこと、また、健常児にとっては相互交流の中から人との関わりを学び、障害児等への理解を深めながら人間性を豊かなものにしていくこと。
対 象	生後 5 か月以上かつ小学校就学前の保育の必要な児童で、特別支援保育審議委員会において保育所等での保育が可能とされた児童

(3) 経緯

昭和 40 年代に入り、一部民間保育所で障害児を受け入れる例が見られるようになるが、本市における本格的な障害児保育は、昭和 51 年に健常児と共に育ち合う保育を目指し公立保育所において拠点方式による統合保育を開始したことに始まる。

その後、順次実施保育所を拡大し、平成 9 年度から市内全ての認可保育所で満 3 歳以上の児童を対象に障害児保育を行ってきた。3 歳未満の障害児についても、平成 15 年度から 3 年間の試行を経て、平成 18 年度から公立保育所を主体に実施し、平成 26 年度には私立の認可保育所でも受け入れを開始した。平成 27 年度には認定こども園においても事業を開始した。

平成 21 年度には、危険な行為が見られ特別の支援が必要と思われる児童については、障害児と同等に職員配置の対象とし、平成 26 年度には事業の対象として要綱に位置づけた。平成 29 年度には医療的ケアが必要な児童についても対象児童として要綱に位置づけた。

このように事業の対象児童には、障害を有する児童に限らず、行動特性等から特別な支援が必要と認められる児童や、医療的ケアの必要な児童についても対象としていた経緯を踏まえ、令和 3 年度に、事業名称を特別支援保育事業と改正した。

(4) 私立保育所等特別支援保育助成の決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	419,342 千円 (予算額)
令和 4 年度	447,310 千円
令和 3 年度	386,639 千円
令和 2 年度	376,457 千円
令和元年度	401,848 千円
平成 30 年度	364,288 千円

(5) 特別支援保育の児童入所数の推移

(各年度4月1日現在)

	公立保育所		私立保育所等		合 計	
	か所	名	か所	名	か所	名
令和 5 年度	32	204	158	460	190	664
令和 4 年度	33	197	150	399	183	596
令和 3 年度	33	219	142	350	175	569
令和 2 年度	35	244	124	355	159	599
令和元年度	36	240	124	351	160	591
平成 30 年度	36	215	113	322	149	537

3 歳未満児特別支援保育児童入所数等（再掲）

	公立保育所		私立保育所等		合 計	
	か所	名	か所	名	か所	名
令和5年度	7	12	18	24	25	36
令和4年度	9	13	23	30	32	43
令和3年度	11	12	20	22	31	34
令和2年度	12	14	13	14	25	28
令和元年度	19	24	8	12	27	36
平成30年度	17	21	11	14	28	35

2 延長保育事業（幼保企画課，認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・延長保育事業実施要綱
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・保育時間の延長に関する実施要領
- ・仙台市私立保育所等延長保育事業費補助金交付要綱
- ・仙台市家庭的保育事業等延長保育事業費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

保育所の通常の開所時間は、午前8時から午後5時30分までであるが、昭和63年4月から朝夕30分ずつの延長保育を全ての公立・私立保育所で実施。平成7年6月からは、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するために、午後7時までの延長保育を開始し、段階的に実施保育所の拡大を図ってきた。平成9年4月からは、全ての公立・私立保育所で午後7時までの延長保育の実施体制を整えている。

また、平成11年度には、利用者の利便性向上を目的として、私立保育所が自主的に事業に取り組めるよう、私立保育所の事業を従来の市の委託事業から法人の自主事業に変更した。

平成13年度から、それまで10時間30分または11時間であった通常の開所時間をすべての公立・私立保育所で11時間に統一したうえ、更に1時間、2時間または3時間の延長保育を実施する体制を整えている。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの公立・私立保育所に加えて、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所（同制度に基づく事業所）においても通常の11時間の開所時間を超えた延長保育を実施することとなった。また、保育短時間認定の児童が8時間の短時間利用時間を超えて11時間までの範囲内において利用する延長保育事業を新たに開始した。

(3) 延長保育料

- ① 保育短時間の前後の時間における延長保育
 - ・3歳未満児 1,000円/月，3歳以上児 400円/月
- ② 保育標準時間の前後における延長保育
 - ・1時間延長：3,000円/月（間食費含む）を原則とする
 - ・2時間以上：各施設によって異なる

（①，②いずれも生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料）

(4) 延長保育実施保育所等（令和5年4月1日現在）

（単位：か所）

	合計	公立保育所		私立保育所		認定こども園		小規模保育事業		家庭的保育事業		事業所内保育事業	
		か所	名	か所	名	か所	名	か所	名	か所	名	か所	名
1時間延長	294	32	83	83	88	0	8						
2時間延長	54	0	35	12	3	0	4						
3時間延長	0	0	0	0	0	0	0						

(5) 延長保育実施か所数の推移（保育所）

（単位：か所）

	1 時間		2 時間		3 時間	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
令和 5 年度	32	83	0	35	0	0
令和 4 年度	33	91	0	39	0	1
令和 3 年度	33	97	0	50	0	1
令和 2 年度	35	99	0	52	0	2
令和元年度	36	99	0	56	0	2
平成 30 年度	36	97	0	62	0	3

(6) 補助金決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 5 年度	481,477 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	487,008 千円	98,276 千円	98,276 千円
令和 3 年度	481,970 千円	103,722 千円	103,722 千円
令和 2 年度	470,572 千円	99,408 千円	99,408 千円
令和元年度	465,527 千円	103,273 千円	103,273 千円
平成 30 年度	465,766 千円	84,201 千円	84,201 千円

※補助率：国 1/3，県 1/3

3 休日保育事業（幼保企画課，認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市私立保育所等休日保育事業費補助金交付要綱

(2) 事業の概要

概 要	<p>就労形態の多様化等により日曜日や祝日にも保護者が就労するなど、家庭における保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、平成 14 年度から一部の私立保育所等で休日保育を実施している。</p> <p>平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、認定された月当たりの保育必要量の範囲で給付を受けられる仕組みに変更されたことから、2 号認定または 3 号認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用する子どもについては、利用者負担額の範囲内で休日の利用が可能となった。</p>
実 施 内 容	<p>あさひの森保育園 (青葉区旭ヶ丘)</p> <p>ミッキー北仙台こども園 (青葉区昭和町)</p> <p>川前ばれっと保育園 (青葉区芋沢)</p> <p>乳銀杏保育園 (宮城野区銀杏町)</p> <p>田子希望園 (宮城野区田子)</p> <p>ミッキー榴岡公園前こども園 (宮城野区二十人町)</p> <p>ビックママランド卸町園 (若林区卸町)</p> <p>幼保連携型認定こども園 仙台保育園 (若林区南鍛冶町)</p> <p>六郷ばれっと保育園 (若林区上飯田)</p> <p>諏訪ばれっと保育園 (太白区郡山)</p> <p>バンビの森こども園 (太白区中田)</p> <p>中田なないろ保育園 (太白区中田)</p> <p>仙台ちびっこひろばこども園 (太白区袋原)</p> <p>ミッキー泉中央こども園 (泉区泉中央)</p>

	事前登録	事前に実施施設に登録した上、利用日の予約は別途申し込む。
	開所日数	年間 65 日以上
	保育時間	1 開所日 11 時間以上で実施施設が設定する。また、保育時間を前半及び後半に分ける半日保育を実施する場合は、始業・終業について実施施設が設定する。
休日保育料	2 号認定または 3 号認定を受けて保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業を利用する子どもについては発生しない。その他の子どもの利用については下記の額を上限として実施施設が設定。 ・3 歳未満児 日額 3,200 円（半日利用の場合 1,600 円） ・3 歳以上児 日額 1,600 円（半日利用の場合 800 円） （ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料） ※間食費は日額 200 円以内で実施施設が設定。	

(3) 補助金決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	17,790 千円 (予算額)
令和 4 年度	12,612 千円
令和 3 年度	16,292 千円
令和 2 年度	14,157 千円
令和元年度	20,788 千円
平成 30 年度	12,500 千円

(4) 箇所数及び延べ利用児童数の推移 (単位：か所，人)

	箇所数	延べ利用児童数
令和 4 年度	14	4,196
令和 3 年度	10	4,913
令和 2 年度	10	4,647
令和元年度	9	5,586
平成 30 年度	7	4,671

※令和元年度のゴールデンウィーク（4月28日～5月6日）は、公立保育所5箇所（支倉・木ノ下・南小泉・中田・長命ヶ丘）でも休日保育を実施し、当該期間中、上記に加えて延べ171人の児童を受け入れた。

4 一時預かり事業（幼保企画課，認定給付課）

平成5年6月から公立保育所2か所において、保護者の疾病や出産等により緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対して「緊急保育サービス」を開始。さらにパートタイム就労等の就労形態の多様化に伴い、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育ニーズに対応するため、平成9年4月から「非定型的保育サービス」を実施した。

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の「私的理由による保育サービス」を平成11年度から実施し、また、「非定型的保育サービス」のうち月64時間以上の家庭保育が困難となる就学前児童に対する特定保育事業を平成18年度から実施していたが、平成27年度より、利用要件を整理した上で、「継続的利用保育サービス事業」に変更している。

裁判員制度が平成21年5月21日より開始されたことに伴い、向山保育所及び支倉保育所の2か所において、仙台地方裁判所における裁判員候補者や裁判員に選任された市外居住者も利用可能とした。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまでの公立・私立保育所に加えて、小規模保

育事業所及び事業所内保育事業所（同制度に基づく事業所）においても実施することとなった。また、施設を利用する子どもの数が施設の利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内において一時的な預かりを行う事業（余裕活用型）を新たに開始した。

平成28年度から、保育施設等の利用待機となって「継続的利用保育サービス」を利用する場合について、ひと月の利用料の上限を5万円（ただし、保育施設等利用の際の月額保育料が5万円を超える場合はその月額保育料）とすることとした。

令和2年度に国で補助単価の改正及び新規加算の創設が行われたことを踏まえ、特別支援児童（障害児・多胎児）加算を新たに追加した。

また、保育団体等の意見・要望を踏まえ、令和3年5月12日より「緊急保育サービス」もしくは「私的理由による保育サービス」を3歳未満の多胎児が同時に利用した場合、保護者負担額は1名分の料金とする事業を市内6施設にて開始した。さらに、令和4年6月1日より、この6施設の職員が多胎児を育てる家庭の自宅を訪問し、一時預かりの利用を促す訪問支援事業を開始した。

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・一時預かり事業実施要綱
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・仙台市一時預かり事業実施要綱
- ・仙台市一時預かり事業事務取扱要領
- ・仙台市私立保育所等一時預かり事業費補助金交付要綱
- ・仙台市家庭的保育事業等一時預かり事業費補助金交付要綱

(2) 概要

対 象 児 童	①非定型的保育サービス事業 保護者の就労、職業訓練、就学等により、月64時間未満を限度として断続的に保育が必要となる児童
	②緊急保育サービス事業（2週間を限度とし、場合によっては8週間まで継続可） 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭、裁判員制度等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に保育が必要となる児童
	③私的理由による保育サービス事業（原則週3日を限度） 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童
	④継続的利用保育サービス事業 保護者の就労、職業訓練、就学等により、月64時間以上保育が必要となる児童
実施施設 （余裕活用型実施施設を除く） 令和5年度： 58か所 （令和5年6月1日現在）	<p><青葉区></p> <p>（保育所）あさひの森保育園、ワッセ森のひろば保育園、あっぷる愛子保育園、川前ばれっと保育園、南吉成すぎのこ保育園、メリーポピンズエスパル仙台ルーム、支倉保育所、落合保育所</p> <p>（認定こども園）青葉こども園、落合はぐくみこども園、愛子すぎのここども園、カール英会話プリスクール、幼保連携型認定こども園みどりの森、みのりこども園</p> <p>（小規模保育事業）ぷりえ〜る保育園あらまき、かみすぎさくら保育園、共同保育所ちろりん村、カール高松ナーサリー、カールリトルプリスクール</p>

	<p><宮城野区> (保育所) 福室希望園, 福田町あしぐろ保育所, 岩切どろんこ保育園, 榴岡はるかぜ保育園 (認定こども園) 新田すいせんこども園, 原町すいせんこども園, ちいさなこどもえん (小規模保育事業) ちやいるどらんど岩切駅前保育園, にこにこハウス, 苦竹ナーサリー, ぽっかぽか彩保育園</p> <p><若林区> (保育所) あっふる保育園, 若林どろんこ保育園, 蒲町保育所, 六郷ぱれっと保育園 (認定こども園) 幼保連携型認定こども園荒井マーヤこども園, あそびまショーこども園, 幼保連携型認定こども園光の子, 荒井あおばこども園 (小規模保育事業) 空飛ぶくちら保育所</p> <p><太白区> (保育所) 長町自由の星保育園, 富沢南なないろ保育園, 八木山あおば保育園, 鹿野なないろ保育園, 向山保育所, 中田なないろ保育園 (認定こども園) 西多賀チェリーこども園, バンビの森こども園, 大野田すぎのこども園, 太子堂すいせんこども園 (小規模保育事業) こぶたの城おおのだ保育園</p> <p><泉区> (保育所) 長命ヶ丘保育所 (認定こども園) 泉チェリーこども園, 寺岡すいせんこども園, 幼保連携型認定こども園やかまし村, 幼保連携型認定こども園高森サーラこども園, 幼保連携型認定こども園明石南こどもの城, 泉すぎのこども園, まつもりこども園</p>
定 員	各保育所等につき1日あたりおおむね10人程度を上限とし, その範囲内で児童の年齢等を考慮して受け入れる。
保 育 時 間	おおむね午前7時30分から午後6時まで(月～土曜日)で利用承認した時間
一時預かり 利 用 料	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 日額2,400円(半日利用の場合 1,200円) ・3歳以上児 日額1,200円(半日利用の場合 600円) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯については無料。また, 保育施設等の利用待機となつて継続的利用保育サービスを利用する場合には, 月額5万円(ただし, 保育施設等利用の際の月額保育料が5万円を超える場合はその月額保育料)を上限とする。また, 事業を実施している市内6施設にて, 3歳未満の多胎児が緊急保育サービスもしくは私的理由による保育サービスとして一時預かり事業を同時に利用する場合, 保護者負担額は1名分の利用料金とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・給食費 日額 300円

(3) 補助金決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	245,361千円 (予算額)	—	—
令和4年度	180,174千円	62,488千円	62,488千円
令和3年度	209,121千円	71,872千円	71,872千円
令和2年度	198,333千円	71,918千円	71,917千円
令和元年度	206,662千円	62,610千円	62,610千円
平成30年度	217,263千円	81,030千円	81,030千円

※補助率: 国 1/3, 県 1/3

5 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（幼保企画課）

(1) 事業の概要

概要	<p>集団生活の機会を通じ児童の成長を促すとともに、育児疲れによる負担を抱える保護者に対し継続的な支援を行うため、定員に空きのある保育所等において、普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を週1日から2日定期的に預かるモデル事業を、令和5年8月から実施している。</p> <p>この事業を通して定員に空きのある保育所等における未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果の検証を行う。</p>
実施施設	<p>青葉区：（小規模保育事業）おうち保育園こうとう台</p> <p>宮城野区：（認定こども園）ちいさなこどもえん （小規模保育事業）ちゃいるどらんど岩切駅前保育園</p> <p>若林区：（認定こども園）あそびまショーこども園</p> <p>太白区：（保育所）富沢南なないろ保育園</p>
対象児童	小学校就学前であって普段保育所や幼稚園等を利用していない児童
利用料	<p>・3歳未満児 日額 1,000円</p> <p>・3歳以上児 日額 500円</p> <p>生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料。</p> <p>給食費は、施設が定める額を実費負担。</p>

(2) 予算額

	予算額	国庫補助額
令和5年度	36,420千円	—

(3) 箇所数

	箇所数
令和5年度	5か所

6 産休明け保育事業（運営支援課）

(1) 事業の概要

産休育休後に仕事に復帰する親の支援のため、保育所等において生後8週を経過した乳児を受け入れる保育サービスの実施箇所数を、新設保育所等の整備とあわせて拡大する。

(2) 実施施設数の推移

（各年度4月1日現在）

	公立保育所	私立保育所等	合計
令和5年度	1か所	234か所	235か所
令和4年度	1か所	234か所	235か所
令和3年度	1か所	221か所	222か所
令和2年度	1か所	221か所	222か所
令和元年度	2か所	213か所	215か所
平成30年度	2か所	204か所	206か所

7 病児・病後児保育事業（幼保企画課，認定給付課）

(1) 根拠法令等

・仙台市病児・病後児保育事業実施要綱

(2) 制度の概要

概 要	病児（当面病状の急変が認められない場合）または病気の回復期にあり，集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合などのため家庭で育児を行うことが困難な児童（おおむね生後6か月から小学6年生）を対象として，診療所に付設された施設等で保育を行う。	
実 施 施 設	てらさわ小児科（平成11年7月1日～） わくわくモリモリ保育所（平成29年4月1日～） 幼保連携型認定こども園仙台保育園（平成28年4月1日～） すずき整形外科・小児科内科（平成11年7月1日～） こん小児科クリニック（令和2年11月2日～）	
実 施 方 法	事 前 登 録	「登録申請書」を実施施設に提出する。
	利 用 申 請	かかりつけ医からの「家庭医連絡票」を添えて，申請書を直接実施施設に提出する。
	利 用 時 間	午前8時から午後6時まで開設
	利 用 日	てらさわ小児科 月～土曜日 わくわくモリモリ保育所 月～土曜日 幼保連携型認定こども園仙台保育園 月～金曜日 すずき整形外科・小児科内科 月～金曜日 こん小児科クリニック 月～金曜日
	利 用 期 間	1枚の「家庭医連絡票」で，連続して7日間以内
	利 用 料 金	1日あたり2,000円で，利用者が直接実施施設へ支払う（他におやつ等実費負担あり）。 ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯を対象とした減免制度あり。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	60,683千円 (予算額)	—	—
令和4年度	59,206千円	19,378千円	19,378千円
令和3年度	59,952千円	23,268千円	23,268千円
令和2年度	68,661千円	21,796千円	21,796千円
令和元年度	74,257千円	21,975千円	21,975千円
平成30年度	76,303千円	20,892千円	20,892千円

※補助率：国1/3，県1/3

(4) 利用者数の推移

(単位：人)

	合計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	人数	延べ人数	人数	延べ人数	人数	延べ人数	人数	延べ人数	人数	延べ人数	人数	延べ人数
令和4年度	927	1,360	374	574	166	229	84	143	116	151	187	263
令和3年度	980	1,409	329	505	140	197	106	161	206	280	199	266
令和2年度	460	674	100	134	64	83	60	117	113	171	123	169
令和元年度	1,545	2,155	428	603	273	352	193	287	264	406	387	507
平成30年度	1,636	2,422	414	583	323	442	200	343	355	598	344	456

8 子育て支援ショートステイ（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・児童福祉法施行規則
- ・仙台市子育て支援ショートステイ事業事務取扱要領

(2) 制度の概要

事業目的	小学校修了前の児童を養育している保護者が疾病等によりその養育が一時的に困難になった場合に、一定期間施設で児童を保護・養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図る。		
実施施設	児童養護施設	丘の家子どもホーム、ラ・サール・ホーム、仙台天使園、小百合園（4施設）	
	乳児院	丘の家乳幼児ホーム、宮城県済生会乳児院（2施設）	
対象者	利用事由	保護者の疾病、育児疲れ、出産、家族看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪家族の捜索、転勤、出張、学校行事、その他	
	対象児童	0歳から小学6年生まで	
	利用期間	原則1回あたり7日以内、利用日数は1カ月に10日以内	

(3) 決算額の推移および利用状況

	決算額	利用状況 (延べ日数)	利用状況 (延べ児童数)
令和5年度	957千円 (予算額)	—	—
令和4年度	950千円	141日	47人
令和3年度	872千円	152日	49人
令和2年度	948千円	162日	46人
令和元年度	1,605千円	258日	78人
平成30年度	2,570千円	352日	99人

(4) 利用料

区分	2歳未満児	2歳以上児
一般世帯	5,350円/日	2,750円/日
一般非課税世帯・ひとり親課税世帯	1,100円/日	1,000円/日
生活保護等世帯・ひとり親非課税世帯	0円/日	0円/日

(5) 施設に対する委託料

年度当初に実施施設と委託契約を締結し、四半期毎に実績に応じ、委託料単価と利用料の差額分を施設に支払う。

委託料単価	2歳未満児	2歳以上児
	10,700円/日	5,500円/日

9 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（認定給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・仙台市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給要綱

(2) 事業の概要

概 要	<p>幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、幼児を対象とした多様な集団活動事業（インターナショナルスクール等）を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、利用料に関する給付金の支給を行うもの。</p> <p>子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業のうち、多様な事業者の参入促進・能力活用事業として令和3年4月より国で制度化され、本市では令和3年度利用分から実施している。</p>
対 象 施 設	<p>基準適合審査により対象施設の決定を受けた次の施設 （令和5年4月1日時点：2か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台青葉校 ・ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台泉校
対 象 幼 児	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市に居住している満3歳以上の小学校就学前であること ・幼児教育・保育無償化の対象となっていないこと ・対象施設をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用していること
支 給 金 額	対象施設の月額利用料と月額支給上限額（2万円）のいずれか低いほうの額

(3) 支給状況

	対象施設数	支給児童数
令和4年度	2施設	52人
令和3年度	2施設	32人

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県費補助額
令和5年度	7,200千円 （予算額）	—	—
令和4年度	6,800千円	2,266千円	2,266千円
令和3年度	4,480千円	1,493千円	1,493千円

※補助率：国 1/3， 県 1/3

第6 教育・保育の質の向上, 人材確保

1 指導監査の実施（運営支援課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・仙台市児童福祉法の施行に関する条例
- ・仙台市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(2) 事業の概要

子ども・子育て支援新制度以降は、従来の私立保育所に対する児童福祉施設監査に加え、認定こども園法に基づき設置された幼保連携型認定こども園や、児童福祉法上、新たに認可事業と位置付けられた地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）に対して、各々の認可基準等の遵守状況を確認する「施設監査」と、子ども・子育て支援法上の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営基準等の遵守状況を確認する「確認指導監査」の2つの法的性格を有する監査を実施しており、教育・保育の適正かつ円滑な実施を確保するため、また給付費の支給の適正化を図るために必要な助言・指導等の措置を講じている。

(3) 実施状況

(単位：か所)

	公立保育所		私立保育所		認定こども園		小規模保育事業 A・B 事業所内保育事業		家庭的保育事業 小規模保育事業 C	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
令和4年度	33	33	132	132	83	78	127	126	47	46
令和3年度	33	33	148	148	52	46	129	128	51	49
令和2年度	35	35	153	153	32	32	119	118	53	53
令和元年度	37	37	157	157	21	21	113	113	54	54
平成30年度	37	37	161	161	12	12	101	100	58	58

※公立保育所には分園1か所含む(令和元年度まで)

※施設数には、監査実施期間に開所した施設及び施設類型を変更した施設を含む

※認定こども園は、令和2年度まで幼保連携型及び保育所型に対し実施、令和3年度から幼稚園型も実施

2 幼稚園教員研修支援（認定給付課）

(1) 概要

本市においては、幼児教育の中核的な役割を私立幼稚園が担っていることから、仙台市私立幼稚園連合会との共催により、幼稚園教諭の研修を実施するものであり、その経費の一部を負担金として交付している。

(2) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	1,500千円 (予算額)
令和4年度	1,500千円
令和3年度	1,500千円
令和2年度	1,500千円
令和元年度	1,500千円
平成30年度	1,500千円

(3) 対象事業の実施状況

- ・新採用教員研修事業
- ・組織運営研修会
- ・保育資質向上研修会
- ・仙台市私立幼稚園教員研修大会・講演会
- ・各地区研修補助
- ・紀要（各地区研修の内容をまとめた冊子）の編集・印刷

3 保育従事者の研修（運営支援課）

保育所職員は、常に自己研鑽に励み、職責を遂行するための必要な知識及び技能の修得といった専門性の向上に努めなければならないとされ、本市においては、公立保育所と私立保育所が協力し合って研修機会の確保に努めてきた。あわせて、認可外保育施設等に対する研修の機会を提供し、市内の保育の質の維持向上を目的に実施してきた。

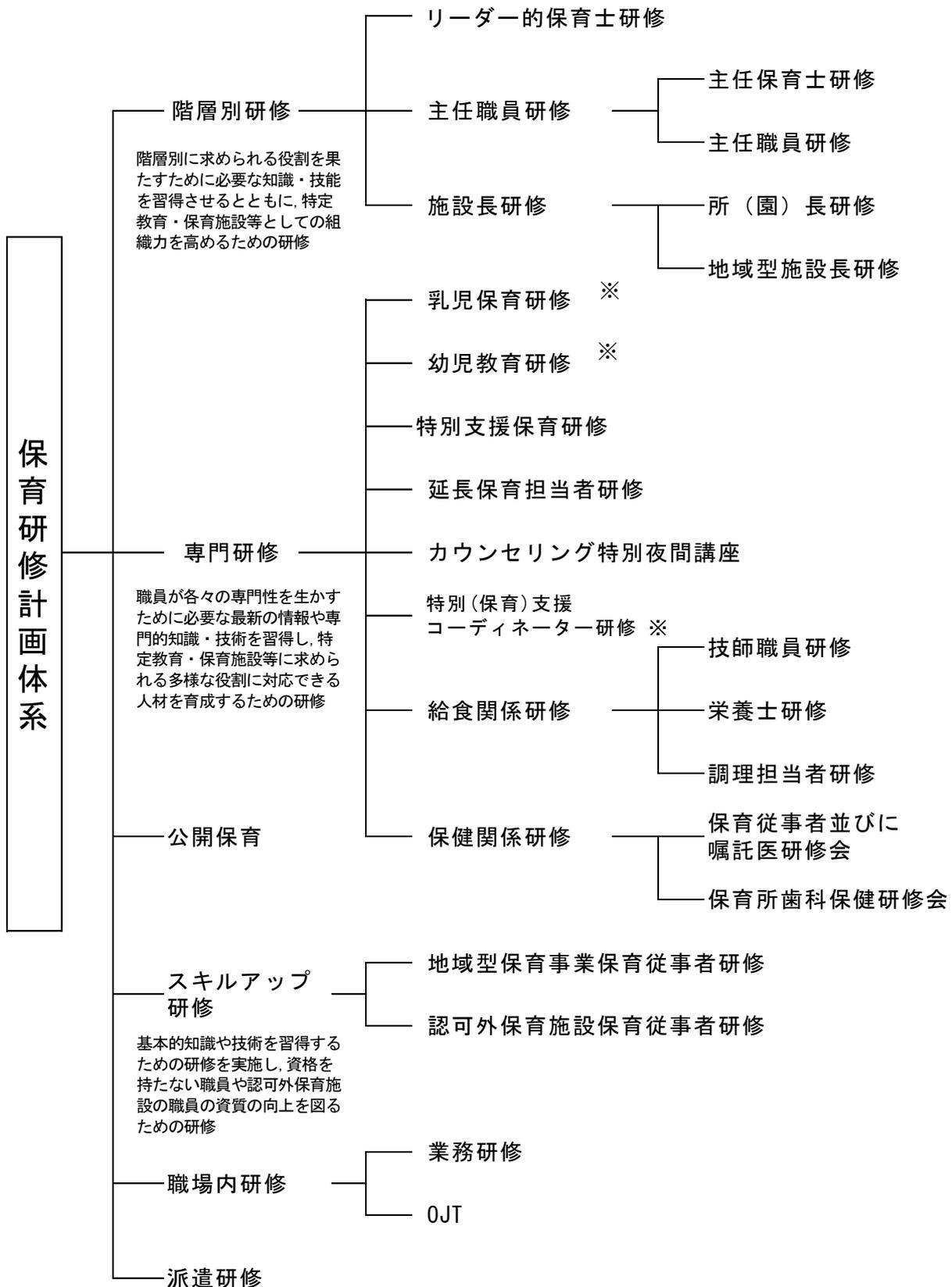
加えて、子ども・子育て支援新制度においては、「良質かつ適切な教育及び保育の提供体制の確保」が市町村の責務として課され、教育・保育施設の質の確保及び向上を図ることが必要とされていることから、その具体的手法として、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上が求められている。

これらを踏まえ、子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者や地域の子育て支援を行う等、多様な役割や機能が求められている保育従事者に対する階層別研修、専門研修等を体系的、計画的に実施している。

(1) 根拠法令等

- ・子ども・子育て支援法
- ・保育所保育指針

(2) 仙台市保育研修計画体系



※専門研修中、「特別(保育)支援コーディネーター研修」、「乳児保育研修」、「幼児教育研修」については、処遇改善等加算Ⅱ (P124「6 保育士等の処遇改善(1) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算」参照)の要件となる専門分野別研修の研修機関として宮城県より指定を受けている。

(3) 決算額・実施状況の推移

① 階層別・専門研修, スキルアップ研修

	決算額	国庫補助額	階層別・専門研修		スキルアップ研修	
			実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
令和5年度	18,281千円 (予算額)	—	—	—	—	—
令和4年度	13,036千円	6,517千円	40回	3,367人	6回	343人
令和3年度	15,957千円	7,977千円	37回	2,211人	4回	248人
令和2年度	13,897千円	6,916千円	35回	1,251人	5回	361人
令和元年度	12,152千円	6,076千円	45回	6,796人	6回	443人
平成30年度	12,152千円	5,994千円	50回	7,825人	6回	474人

※補助率：1/2

※平成30年度より、「保育所等職員研修業務委託」として包括的に研修の実施・運営を（社福）仙台市社会福祉事業協議会へ委託している。（②職場内研修・③派遣研修は対象外）

② 職場内研修

各々の特定教育・保育施設等における取り組むべき身近な課題をテーマとし、職員同士が議論しながら問題を解決するなど、学びあう職場環境づくりをすすめる。

	決算額	国庫補助額	実施回数	参加人数
令和5年度	704千円 (予算額)	—	—	—
令和4年度	625千円	312千円	623回	7,690人
令和3年度	642千円	321千円	632回	8,375人
令和2年度	564千円	282千円	629回	7,906人
令和元年度	655千円	328千円	679回	8,416人
平成30年度	656千円	328千円	693回	8,393人

※補助率：1/2

③ 派遣研修

子どもと子育て家庭をめぐる国の動向や最新の保育理論や実践，他都市の具体的な取り組みを学ぶことにより，より専門的で実践的な知識や理論を習得するとともに，他の特定教育・保育施設等の職員との情報交換等を通じて，自らの保育実践を振り返り，課題解決に繋げる。

	決算額	実施回数	参加人数
令和5年度	680千円 (予算額)	—	—
令和4年度	95千円	19回	56人
令和3年度	98千円	12回	26人
令和2年度	14千円	2回	4人
令和元年度	820千円	17回	47人
平成30年度	1,345千円	18回	77人

4 保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ）（運営支援課）

気になる子どもへの対応の増加等に見られるように、保育所では新たな専門分野への取り組みが増えてきている。さらに、精神的な疾患等で育児が困難な保護者や、虐待等不適切な養育をしている保護者も増えてきており、児童一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細かな保育を実現するとともに、保護者への適切な支援を図ることが求められている。

このため、平成19年4月から、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家をスーパーバイザーとして迎え、巡回相談等を通じ、個々のケースの適切な理解や具体的な対応のアドバイスを受けている。

(1) 事業の概要

対 象 施 設	公立・私立保育所（園），認定こども園及び私立幼稚園
ス ー パ ー バ イ ザ ー の 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的なケース事例を踏まえたケース検討会 ・ 精神疾患ケース等保護者対応に関するグループ討議 ・ 専門知識取得のための学習会 ・ 技術向上のためのロールプレイング

(2) 決算額等の推移

	決算額	スーパーバイザー数	対象施設数	
			公立・私立保育所（園），認定こども園	私立幼稚園
令和5年度	5,354千円 (予算額)	22人	64か所	16か所
令和4年度	5,333千円	18人	65か所	15か所
令和3年度	4,688千円	16人	56か所	16か所
令和2年度	4,777千円	17人	56か所	16か所
令和元年度	3,878千円	16人	52か所	18か所
平成30年度	3,394千円	14人	48か所	12か所

5 特別（保育）支援コーディネーター養成事業（運営支援課）

様々な困難な事例に対応できるような基礎知識と実践力を身につけたコーディネーター(キーパーソンの人材)を養成するため、平成20年度から公立保育所において「特別（保育）支援コーディネーター養成事業」として初級研修を計画的に実施してきた。その結果、各保育所にコーディネーターが一定数配置されたので、平成27年度から初級研修等を一時休止していたが、職員の異動、退職によりコーディネーターが減少したため、令和元年度から再開している。

私立保育所(園)においては、平成21、22年度に特別(保育)支援コーディネーター初級研修が行われたが、その後研修は行われていなかった。私立保育所(園)においても様々な事例に対応できる人材を養成するため、平成27年度から私立保育所(園)・幼保連携型認定こども園職員を対象に初級研修、平成28年度からフォローアップ研修を再開、実施している。また、令和元年度からは保育所型認定こども園職員も対象としている。

(1) 事業の概要

特別（保育）支援コーディネーター研修

目的及び対象者	初級研修	<目的> 保育所(園), 幼保連携型認定こども園, 保育所型認定こども園において, 特別な配慮を必要とする児童やその保護者に適切に対応できる人材として, 特別(保育)支援コーディネーターを養成する。 <対象者> ・仙台市内保育所(園), 幼保連携型認定こども園, 保育所型認定こども園職員 ・主任保育士またはそれに準ずる保育士 ・過年度の初級研修受講者を除く
	フォローアップ研修	<目的> 保育所(園)においてコーディネーターとしての役割を果たすため, 前年度学んだ内容を更に深め, 必要な知識・技術を習得し, スキルアップを図る。 <対象者> ・仙台市内保育所(園), 幼保連携型認定こども園, 保育所型認定こども園職員 ・前年度初級研修修了者
	チーム研修	<目的> 保育所において, 配置された複数のコーディネーターが連携しながら課題を解決するため, 核となる職員(チームコーディネーター)を養成する。 <対象者> ・公立保育所職員 ・初級, フォローアップ研修修了者
講師	大学の教授・准教授・臨床心理士ほか	

(2) 決算額の推移

平成30年度より, 「保育所等職員研修業務委託」として包括的に研修の実施・運営を(社福)仙台市社会福祉協議会へ委託している。(P122「3 保育従事者の研修(3)①階層別・専門研修, スキルアップ研修」を参照)

(3) 受講者数の推移

	初級研修受講者		フォローアップ研修受講者		チームコーディネーター研修受講者
	公立	私立	公立	私立	公立
令和4年度	25人	102人	22人	77人	22人
令和3年度	21人	115人	28人	70人	29人
令和2年度	29人	—	33人	—	—
令和元年度	32人	119人	—	95人	33人
平成30年度	—	113人	—	72人	—

6 保育士等の処遇改善(認定給付課)

(1) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り, 質の高い教育・保育を安定的に供給していくための費用を, 職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算(処遇改善等加算Ⅰ), 技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算(処遇改善等加算Ⅱ)及び職員の賃金の継続的な引上げ等に要する人件費の加算(処遇改善加算Ⅲ)として給付する。

① 処遇改善等加算Ⅰ

職員1人当たりの平均経験年数に応じて, 下記「加算率区分表」の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た率を加算する。

(加算率区分表)

職員1人当たりの 平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善 要件分※	うちキャリアパス 要件分※
11年以上	12%	7%	2%
10年以上 11年未満	12%	6%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		
備考			
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。			
2 賃金改善要件分は、賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、キャリアパス要件（職員の職務内容等に応じた勤務条件や賃金体系を書面で定めていること、職員の資質の向上のための研修の機会を確保すること、資格取得のための支援等の取り組みを実施していること等の要件）に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。			
※平成28年度まで賃金改善要件分は7%⇒4%及び6%⇒3%、キャリアパス要件分は2%⇒1%			
※平成29年度から平成30年度までの賃金改善要件分は7%⇒6%及び6%⇒5%、キャリアパス要件分は変更なし			

② 処遇改善等加算Ⅱ

一定の技能・経験を積んだ職員を対象として、「副主任保育士」や「職務分野別リーダー」といった役職を発令することにより、個々人のキャリアアップを図り、賃金に反映させることを目的とした加算を行う。平成29年度から実施。

(保育士等における職名及び要件)

職名	要件（保育所及び地域型保育事業所を抜粋）
副主任保育士・専門リーダー (月額4万円の処遇改善) ※園長・主任保育士等を除いた職員 のおおむね1/3	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数おおむね7年以上 職務分野別リーダーを経験 「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー」、「保健衛生・安全対策」、「保護者支援・子育て支援」、「保育実践」及び「マネジメント」研修のうち、4つ以上の分野の研修（副主任保育士はマネジメント研修必修）を修了 副主任保育士・専門リーダーとしての発令を受けている
職務分野別リーダー (月額5千円の処遇改善) ※園長・主任保育士等を除いた職員 のおおむね1/5	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数おおむね3年以上 上記研修のうち、担当する職務分野の研修を修了 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令を受けている

※研修に係る要件は令和4年度までの間は課さないこととし、令和5年度より段階的に適用を開始。

③ 処遇改善等加算Ⅲ

職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等を目的に加算を行う。令和4年度から実施。

(2) 仙台市保育士等就労スタートアップ事業費補助金

① 根拠法令等

- ・仙台市保育士等就労スタートアップ事業費補助金交付要綱

② 事業の概要

職員の処遇向上及び労働環境の改善を通じて保育に携わる人材の確保を図るため、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所での通算経験年数が3年未満の職員の給与改善に要する経費を仙台市独自で助成するもの。平成30年度から実施。

③ 助成額

対象者1人当たり月額

保育所・地域型保育事業	6,110円（上限額）
認定こども園	6,270円（上限額）
幼稚園	6,420円（上限額）

④ 決算額

	決算額	内訳	
令和5年度	74,178千円 (予算額)	保育所	37,000千円
		認定こども園	24,282千円
		幼稚園	2,350千円
		地域型保育事業	10,546千円
令和4年度	70,353千円	保育所	119施設 35,910千円
		認定こども園	74施設 23,388千円
		幼稚園	13施設 2,088千円
		地域型保育事業	77施設 8,968千円
令和3年度	69,318千円	保育所	127施設 39,495千円
		認定こども園	47施設 17,113千円
		幼稚園	14施設 2,006千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	2施設 86千円
		小規模保育事業A型・B型	70施設 8,486千円
		事業所内保育事業	8施設 2,132千円
令和2年度	71,204千円	保育所	138施設 45,382千円
		認定こども園	32施設 12,362千円
		幼稚園	15施設 2,357千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	2施設 116千円
		小規模保育事業A型・B型	68施設 8,855千円
		事業所内保育事業	11施設 2,132千円
令和元年度	68,310千円	保育所	141施設 47,555千円
		認定こども園	21施設 9,311千円
		幼稚園	7施設 1,026千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	3施設 213千円
		小規模保育事業A型・B型	65施設 8,177千円
		事業所内保育事業	12施設 2,028千円

(3) 仙台市キャリアアップ研修参加支援助成金

① 根拠法令等

・仙台市キャリアアップ研修参加支援助成金交付要綱

② 事業の概要

処遇改善等加算Ⅱの要件に係る職員のキャリアアップ研修への参加を促進するため、私立保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を運営する事業者に対し、職員がキャリアアップ研修に参加することで必要となる職員人件費等の経費を助成するもの。平成30年度から実施。

③ 助成額

対象職員1人につき研修受講時間1時間当たり570円（1施設100千円を上限とする）

④ 決算額

	決算額	内訳	
令和5年度	15,449千円 (予算額)	保育所	7,302千円
		認定こども園	3,090千円
		幼稚園	175千円
		地域型保育事業	4,882千円
令和4年度	14,118千円	保育所	99施設 6,080千円
		認定こども園	57施設 3,600千円
		幼稚園	5施設 266千円
		地域型保育事業	101施設 4,172千円
令和3年度	15,695千円	保育所	120施設 8,090千円
		認定こども園	37施設 2,255千円
		幼稚園	5施設 155千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	16施設 447千円
		小規模保育事業A型・B型	83施設 4,184千円
		事業所内保育事業	11施設 564千円
令和2年度	6,955千円	保育所	120施設 3,702千円
		認定こども園	25施設 839千円
		幼稚園	0施設 0千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	15施設 236千円
		小規模保育事業A型・B型	69施設 1,916千円
		事業所内保育事業	11施設 262千円
令和元年度	13,783千円	保育所	124施設 8,038千円
		認定こども園	20施設 1,430千円
		幼稚園	0施設 0千円
		家庭的保育事業・	
		小規模保育事業C型	28施設 680千円
		小規模保育事業A型・B型	76施設 3,371千円
		事業所内保育事業	30施設 264千円

(4) 仙台市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金（令和4年度をもって事業終了）

① 根拠法令等

・仙台市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱

② 事業概要

令和4年2月から令和4年9月にかけて、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、職員に対して収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるために必要な経費に対して補助を行った。

③ 助成額

公定価格単価に基づき、施設類型及び定員区分ごとに設定

④ 決算額

	決算額	国庫補助額	内訳
令和4年度	457,290千円	454,934千円	保育所・認定こども園 347,180千円 幼稚園 14,022千円 地域型保育事業 96,088千円
令和3年度	120,255千円	130,136千円	保育所・認定こども園 88,716千円 幼稚園 3,782千円 地域型保育事業 27,757千円

※補助率：10/10

※国庫補助額には、本市において本事業の実施に必要な人件費を含む。

7 保育士資格等取得支援事業（運営支援課）

(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援

① 事業概要

幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭が、保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成するもの。また、認定こども園等に勤務している保育士が、幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士代替に伴う雇上費を助成するもの。平成27年度から実施。

② 助成額

ア 特例制度により保育士資格を取得するために要した養成施設受講料

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の2分の1（上限10万円）

イ 代替保育士雇上費

1日あたり7,200円

③ 決算額の推移

	決算額	内訳	国庫補助額
令和5年度	100千円 (予算額)	—	—
令和4年度	0千円	—	—
令和3年度	39千円	(受講料) 1施設	19千円
令和2年度	0千円	—	—
令和元年度	60千円	(受講料) 1施設	30千円
平成30年度	0千円	—	—

※補助率：1/2

(2) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

① 事業の概要

幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する保育士が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した経費等を助成するもの。また、認定こども園等に勤務している幼稚園教諭が、保育士資格を取得する際における幼稚園教諭代替に伴う雇上費を助成するもの。平成27年度から実施。

② 助成額

ア 特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した大学受講料
対象者1人につき、大学の受講に要した経費の2分の1（上限10万円）

イ 代替幼稚園教諭雇上費

1日あたり7,200円

③ 決算額の推移

	決算額	内訳	国庫補助額
令和5年度	2,000千円 (予算額)	—	—
令和4年度	160千円	(受講料) 7施設	78千円
令和3年度	0千円	—	—
令和2年度	68千円	(受講料) 2施設	34千円
令和元年度	72千円	(受講料) 2施設	35千円
平成30年度	39千円	(受講料) 1施設	19千円

※補助率：1/2

(3) 認可外保育施設保育士資格取得支援

① 事業の概要

認可外保育施設等が雇用している保育士資格を持たない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した経費等を助成するもの。平成25年度から実施。

② 助成額

ア 養成施設受講料

対象者1人につき、養成施設の受講等に要した経費の2分の1（上限30万円）

イ 代替保育従事者雇上費

1日あたり7,200円

③ 決算額の推移

	決算額	内訳	国庫補助額
令和5年度	0千円 (予算額)	—	—
令和4年度	0千円	—	—
令和3年度	0千円	—	—
令和2年度	0千円	—	—
令和元年度	0千円	—	—
平成30年度	0千円	—	—

※補助率：1/2

8 保育士人材確保対策（運営支援課）

(1) 保育士リターンセミナー

共働きの増加や就労形態の多様化、子育て支援等に伴う保育のニーズの高まりに対応するため、保育基盤の整備を図るとともに、安心して子どもを育てることができる環境づくりを行っているが、保育士の確保が課題となっている。こうした状況を踏まえ、必要不可欠となる保育士の確保を図る方策の一つとして、保育士資格等を持ちながらも現在、保育現場を離れている者を対象としたリターンセミナーを平成24年度から開催している。

① 事業の概要

目的	保育士資格等を持ちながらも現在、保育現場を離れている者を対象としたセミナーを開催し、保育施設へ復帰するための機会を提供することを目的とする。
対象者	保育士資格等を持ちながらも現在、保育現場を離れている者。平成28年度からは、子育て支援員研修の紹介もするため、資格はないが保育の仕事に興味がある者も可とした。
内容	仙台市の保育情勢についての講話や保育施設の具体的な情報、個別相談コーナー等

② 実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	35人	42人	35人	13人	8人

③ 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	41千円 (予算額)	—
令和4年度	14千円	7千円
令和3年度	14千円	7千円
令和2年度	28千円	14千円
令和元年度	27千円	13千円
平成30年度	26千円	13千円

※補助率：1/2

(2) 私立保育所等就職説明会

保育士の確保を図るため、保育士養成施設の卒業予定者や潜在保育士等を対象に、私立保育所等が保育内容や特色、採用情報等を直接説明する機会を設けることにより、市内保育施設への就職を促進する。平成29年度から事業開始。

① 事業の概要

目的	市内各保育施設の保育士確保を支援する。
対象者	保育士として就職を希望する者
内容	法人・施設毎にブースを設置し、就職希望者等に対し、それぞれの保育施設の雇用状況や魅力等についてPRする。令和2年度以降はWeb開催。

② 実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来場者数	173人	112人	延べ140人	延べ216人	延べ84名

③ 決算額の推移

	決算額	内訳	国庫補助額
令和5年度	2,656千円 (予算額)	—	—
令和4年度	2,495千円	委託料 2,495千円	1,247千円
令和3年度	2,495千円	委託料 2,495千円	1,247千円
令和2年度	1,969千円	委託料 1,969千円	984千円
令和元年度	3,383千円	委託料 3,383千円	1,691千円
平成30年度	3,170千円	委託料 3,170千円	1,585千円

※補助率：1/2

(3) 若手保育士向けカフェ

保育士経験が3年以下の若手保育士を対象に、先輩保育士を交え、仕事の悩みややりがい、思いを語り合う機会を設けることにより、若手保育士の就業継続及び離職防止を支援する。令和4年度から事業開始。

① 事業の概要

目 的	若手保育士の就業継続及び離職防止を支援する。
対 象 者	市内保育施設に勤務する保育士経験3年以下の若手保育士
内 容	若手保育士が仕事の悩みややりがい、思いを語り合う。

② 実施状況

	令和4年度
参加者数	31人

③ 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	214千円 (予算額)	—
令和4年度	31千円	16千円

※補助率：1/2

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業

① 事業の概要

雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、宿舍の費用（家賃、共益費、管理費）の一部を補助する。平成30年度から事業開始。

② 補助額

補助対象経費（上限5万円）の4分の3（月額）

③ 決算額の推移

	決算額	内訳	国庫補助額
令和5年度	243,334千円 (予算額)	—	—
令和4年度	150,684千円	新規 148人 令和3年度からの継続 238人	100,429千円
令和3年度	118,850千円	新規 146人 令和2年度からの継続 168人	79,208千円
令和2年度	81,046千円	新規 137人 令和元年度からの継続 82人	54,001千円
令和元年度	38,851千円	新規 68人 平成30年度からの継続 35人	25,887千円
平成30年度	9,660千円	新規 39人	6,435千円

※補助率：1/2

※事業者負担：1/4

9 保育所等における食育推進事業（運営支援課）

(1) 根拠法令等

- ・食育基本法
- ・厚生労働省児童家庭局長通知
「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について
- ・保育所保育指針
- ・仙台市食育推進計画 第2期 後期計画

(2) 事業の概要

事業目的	毎日の給食や野菜栽培・調理体験の食育活動を積み重ね、子どもたちが食に興味を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む。
対象者	公立・私立保育所（園）、認定こども園 入所児童及びその保護者
実施機関	公立・私立保育所（園）、認定こども園
実施内容	各施設において食育計画に基づいた活動計画を作成し、日々の食事の場面等を通して食事のマナーや食習慣、衛生習慣を身につけるよう働きかけを行っている。 また、作物の世話や生長の観察、収穫を通じた働きかけを実施し、食べる体験につなげる取り組みも行っている。

(3) 実施状況

令和5年4月1日時点で、公立保育所では全施設において、私立保育所（園）では118施設、認定こども園では91施設において実施している。

10 乳幼児における食物アレルギー対応の充実（運営支援課）

(1) 根拠法令等

- ・保育所保育指針
- ・保育所における質の向上のためのアクションプログラム
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

(2) 事業の概要

事業目的	公立・私立保育所（園）・認定こども園に対して、食物アレルギー児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握したうえで、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施し保育所におけるアレルギー対応の充実を図る。
対象者	公立・私立保育所（園）・認定こども園の職員と保護者
実施機関	公立・私立保育所（園）・認定こども園
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市保育所等における食物アレルギー児の入所に関する調査 ・食物アレルギーにおいて「エピペン®」を処方された児童がいる対象保育所等において研修会を実施 ・食物アレルギーに対する正しい知識と給食に対する理解を深めるための研修会を実施

(3) 食物アレルギー児入所状況（公立・私立保育所（園）、認定こども園）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食物アレルギー児入所施設数(か所)	205	205	209	210	219
全施設に対する割合(%)	97.6	95.3	95.0	94.2	93.6
食物アレルギー児童数(人)	1,036	1,031	1,018	963	1,009
全入所児童数に対する割合(%)	5.3	5.5	5.3	4.9	5.2
食物アレルギー児童数/全施設数(人)	4.9	4.8	4.6	4.3	4.3

(4) アレルギー講演会

平成 25 年度から年 1 回, 食物アレルギーに対する正しい知識を深めることと緊急時の対応等について, 専門医による講演を行っている。令和元年度までは食物アレルギーを有する児童の保護者や市民を対象に, 令和 2 年度からは公立・私立保育所(園)及び認定こども園の職員を対象に実施。

1 1 学校との連携(運営支援課)

(1) 保・幼・小連携の推進

子どもたちが小学校へ円滑に移行できるよう, 保育所, 認定こども園, 幼稚園における子どもの育ちの姿についての理解を共有する観点から, 保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を活用し, 一人ひとりの子どもの発達の姿を小学校に伝えている。また, 幼・保・小の連絡会においては, 共通の様式を用いた引き継ぎ等を行い, 保育所, 認定こども園, 幼稚園と小学校の相互理解と連携の促進に取り組んでいる。

(2) 乳幼児とふれあう機会の充実

保育所において体験学習やボランティアを受け入れ, 乳幼児とふれあう機会を提供し, 小学生や中学生, 高校生が命の大切さや家庭の意義を理解できるようにしている。

① 保育所体験学習

(単位:人)

	平成 30 年度 (199 施設)	令和元年度 (194 施設)	令和 2 年度 (63 施設)	令和 3 年度 (67 施設)	令和 4 年度 (185 施設)
小中学生	5,005	4,115	105	308	908
高校生	208	207	41	35	48
その他	1,420	1,672	540	333	816

② 保育所ボランティア

(単位:人)

	平成 30 年度 (199 施設)	令和元年度 (194 施設)	令和 2 年度 (63 施設)	令和 3 年度 (67 施設)	令和 4 年度 (185 施設)
小中学生	212	114	15	11	86
高校生	519	1,220	5	76	22
その他	2,073	1,856	259	465	514

※()内は実施施設数

※その他:短大生, 大学生, 社会人

1 2 認可外保育施設補助(認定給付課)

(1) 根拠法令等

- ・仙台市認可外保育施設職員健康診断費補助金交付要綱

(2) 事業概要

認可外保育施設における感染症予防の観点から, 職員の健康状態の確認及び健康管理を促すことにより, 当該施設を利用する児童の衛生及び安全を確保し, 児童の健全育成に資するもの。平成 15 年度より実施。

(3) 補助金額

補助対象職員(受診職員)×補助単価(4,200円/人)の額と, 補助対象職員の健康診断に要した費用のいずれか低い方の額(百円未満切捨て)

(4) 決算額等の推移

	決算額	国庫補助額	受診者数(施設数)
令和5年度	584千円 (予算額)	—	—
令和4年度	355千円	118千円	93人(23施設)
令和3年度	10,643千円	118千円	87人(27施設)
令和2年度	360千円	118千円	92人(25施設)
令和元年度	389千円	118千円	92人(26施設)
平成30年度	514千円	118千円	125人(30施設)

※国庫補助額は国基準額の1/3

※令和3年度のみ、決算額に仙台市福祉施設等冬季暖房用燃料費等補助金を含む(127施設に交付)

1.3 児童福祉施設等食材料費補助(こども支援給付課, 認定給付課)

(1) 根拠法令等

- ・仙台市児童福祉施設等食材料費補助金交付要綱

(2) 制度の概要

コロナ禍において食材料費が高騰する中、福祉施設や利用者等の負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供するため、給食または食事の提供を行う福祉施設等の設置者等が食材料費に要した経費に対し、補助金を交付するもの。令和4年度実施。

対象経費	補助対象期間に補助対象施設等において提供した給食または食事に係る食材料費
補助対象施設等	【保育所等】 ①保育所, 家庭的保育事業, 小規模保育事業, 事業所内保育事業, 認定こども園(2・3号) ②認定こども園(1号), 幼稚園, 認可外保育所 【児童養護施設等】 ③児童養護施設, 地域小規模児童養護施設, 乳児院, 児童心理治療施設, 児童自立生活援助事業, 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム), 母子生活支援施設 ④里親
補助単価	①平均入所児童数 1人あたり 2,100円 ②給食提供食数 1食あたり 12円 ③定員数 1人あたり 9,500円 ④委託児童数 1人あたり 9,500円

(3) 決算額

【保育所等】

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和4年度	55,380千円	49,169千円	519か所

※補助率: 10/10

【児童養護施設等】

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和4年度	4,300千円	3,451千円	54か所

※補助率: 10/10

1.4 児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業（こども支援給付課, 認定給付課）（※令和4年度のみ実施）

(1) 根拠法令等

・ 仙台市児童福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要及び沿革

電気・ガス等の価格高騰による児童福祉施設等の設置者等の負担を軽減するため、電気・ガス等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。令和4年度実施。

対 象 経 費	補助対象期間に補助対象施設等において使用した光熱費等に要した費用
対 象 施 設 等	<p>【保育所等】</p> <p>①私立保育所, 認定こども園, 幼稚園（※）, 家庭的保育事業, 小規模保育事業, 事業所内保育事業, 認可外保育所</p> <p>※子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた施設に限る。</p> <p>【児童養護施設等】</p> <p>②児童養護施設, 地域小規模児童養護施設, 乳児院, 児童心理治療施設, 児童自立生活援助事業, 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）, 母子生活支援施設, 里親</p>
補 助 単 価	<p>①定員数 1人あたり 12,000円</p> <p>②定員数 1人あたり 24,000円</p>

(3) 決算額

【保育所等】

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和4年度	323,191千円	285,055千円	528か所

※補助率：10/10

【児童養護施設等】

	決算額	国庫補助額	施設・事業所数
令和4年度	13,420千円	12,048千円	65か所

※補助率：10/10

第7 放課後の児童の居場所づくり

1 児童館・放課後児童健全育成事業の動向（児童クラブ事業推進課）

(1) 児童館等の整備状況

(各年度5月1日現在。単位：か所)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館・児童センター	98	98	99	99	98	98
マイスクール児童館	11	12	12	12	12	12
コミュニティ児童館	2	2	2	2	2	2
合計	111	112	113	113	112	112
小学校区	120	120	119	119	119	119

(2) 児童館利用者の推移

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児	250,833	206,220	101,038	73,020	112,201
	2,260	1,841	894	646	1,002
児童クラブ	1,730,896	1,736,267	1,433,445	1,661,272	1,834,403
	15,594	15,502	12,685	14,702	16,379
その他小学生	258,367	217,092	16,275	18,856	43,847
	2,328	1,938	144	167	391
中・高生	37,142	29,922	970	1,634	6,412
	335	267	9	14	57
子育て支援クラブ	12,805	12,279	4,792	5,384	7,311
	115	110	42	48	65
一般	272,863	226,401	109,642	88,582	125,511
	2,458	2,021	970	784	1,121
合計	2,562,906	2,428,181	1,666,162	1,848,748	2,129,685
	23,090	21,679	14,744	16,361	19,015

※下段は1館あたりの平均人数

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月以降、以下のとおり利用休止していた。

- ・児童クラブ：休止期間なし
- ・乳幼児親子の自由来館
 全面休止：令和2年3～5月，令和3年3月26日～5月11日，8月13日～9月30日，
 令和4年2月1日～3月21日
 平日午前中以外休止：全面休止期間以外～令和4年3月21日
 平日午前中・土曜日以外休止：令和4年3月22日～令和4年6月30日
- ・小中高生の自由来館
 全面休止：令和2年3～9月，令和3年3月26日～6月13日，8月13日～11月30日，
 令和4年2月1日～3月21日
 土曜日以外休止：上記以外～令和4年9月30日

(3) 放課後児童健全育成事業の推移

(各年度5月1日現在。単位：か所，人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館等	児童クラブ	196	200	207	209	213	216
	登録児童	11,521	12,422	13,185	13,160	13,905	14,315
新設館		—	東二番丁M	荒井	—	—	生出クラブ

※児童クラブはサテライト室を含む。新設館の「M」はマイスクール児童館。

※全119小学校区のうち、111小学校区において児童館を設置している。

※令和5年10月より生出小学校区において、生出児童クラブ室（主に放課後児童健全育成事業を中心に実施）を新設することとしており、準備を進めている（令和5年度のか所数に当該児童クラブ室は含まず）。

(4) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入状況 (各年度5月1日現在。単位：か所，人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受入館	84	90	83	86	76	83
登録児童	382	335	360	353	374	319

※障害児：療育手帳もしくは身体障害者手帳を所持する児童，特別児童扶養手当証書を所持する児童または，医師，児童相談所等公的機関からこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童

2 児童館等の概要（児童クラブ事業推進課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・厚生事務次官通知「児童館の設置運営要綱」

(2) 制度の概要

児童館等の目的	児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進し，情操を豊かにする。	
種類	①児童館 ②児童センター 児童館の機能に加え，体力増進を図る機能を有する。 ③マイスクール児童館 小学校の転用可能な教室を活用して，児童福祉施設設置条例に基づく児童館に準じた施設として児童館事業を行うもので，平成10年度から設置している。 ④コミュニティ児童館 小学校の敷地内で，児童福祉施設設置条例に基づく児童館に準じた施設として児童館事業を行うもので，平成19年度から設置しており，その管理運営は，地域の運営委員会への業務委託により実施している。 ⑤児童クラブ室 小学校の敷地内等で，主に児童福祉法及び仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める放課後児童健全育成事業を実施するために仙台市が設置する施設で，令和5年度に生出小学校区での開設を予定している。	
利用対象	児童（0～18歳未満） 未就学児は保護者同伴の場合に利用可能	
運営管理	開館日・時間	・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 ・午前9時～午後6時（土曜は午後5時）
	児童館事業の概要	ア) 児童健全育成機能 自由来館児童への遊び場の提供に加え，遊びの指導や各種行事等とおして児童の健全育成を図る。 イ) 子育て家庭支援機能 親子を対象とした行事や幼児クラブの開設，子育て相談，子育てサークル等の育成などにより，子育て家庭の支援を行う。 ウ) 地域交流推進機能 地域との連携事業の実施や交流活動とおして地域コミュニティの活性化を図るとともに，子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する，児童の健全育成を図る団体の育成支援を行う。 エ) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）の実施機能 昼間に保護者が就労等により家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に，放課後の遊びや生活の場を提供し，その健全育成を図る。

児童館の主な施設	<p>ア) 遊戯室 体育館と同様の仕様になっており、ボール投げなどの動的な遊びに対応できる部屋。</p> <p>イ) 児童集会室兼ボランティア室 折り紙やボードゲームなど静的な遊びをする部屋として利用するほか、子育て支援クラブ等ボランティアグループの会合等にも使用。</p> <p>ウ) 図書室 主に児童図書を用意し、来館者は自由に閲覧することができる。</p> <p>エ) 児童クラブ室 児童クラブの専用室。ランドセルを置くロッカーなどを備えている。</p> <p>オ) 創作活動室 主に中学・高校生を対象とし、工芸・音楽・ダンスなどの創作活動を行う部屋。</p> <p>※児童館により、設置している居室が異なる</p>																								
管理の状況	<p>平成12年度 (財) 仙台ひと・まち交流財団へ業務委託開始</p> <p>平成16年度 指定管理者制度を導入し、(財) 仙台ひと・まち交流財団を指定マイスクール児童館については、同財団へ業務委託</p> <p>平成17年度 公募による指定管理者の運営開始</p> <p>平成19年度 コミュニティ児童館の運営を開始</p> <p>平成24年度 児童クラブの開設時間の延長及び保護者負担金制度の導入</p>																								
現在の状況	<table border="0"> <tr> <td>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団</td> <td>74館+6館(マイスクール児童館)</td> </tr> <tr> <td>NPO法人MIYAGI子どもネットワーク</td> <td>5館+1館(児童クラブ室)※</td> </tr> <tr> <td>NPO法人FOR YOUにこにこの家</td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>NPO法人みやぎ・せんだい子どもの丘</td> <td>6館+2館(マイスクール児童館)</td> </tr> <tr> <td>NPO法人せんだい杜の子ども劇場</td> <td>2館</td> </tr> <tr> <td>NPO法人仙台YMCAファミリーセンター</td> <td>3館</td> </tr> <tr> <td>労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団</td> <td>5館+3館(マイスクール児童館)</td> </tr> <tr> <td>NPO法人虹の架け橋</td> <td>1館(マイスクール児童館)</td> </tr> <tr> <td>NPO法人アスイク</td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人宮城厚生福祉会</td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>袋原コミュニティ児童館運営委員会</td> <td>1館(コミュニティ児童館)</td> </tr> <tr> <td>北六番丁コミュニティ児童館運営委員会</td> <td>1館(コミュニティ児童館)</td> </tr> </table> <p>※令和5年10月1日より開設予定。</p>	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	74館+6館(マイスクール児童館)	NPO法人MIYAGI子どもネットワーク	5館+1館(児童クラブ室)※	NPO法人FOR YOUにこにこの家	1館	NPO法人みやぎ・せんだい子どもの丘	6館+2館(マイスクール児童館)	NPO法人せんだい杜の子ども劇場	2館	NPO法人仙台YMCAファミリーセンター	3館	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	5館+3館(マイスクール児童館)	NPO法人虹の架け橋	1館(マイスクール児童館)	NPO法人アスイク	1館	社会福祉法人宮城厚生福祉会	1館	袋原コミュニティ児童館運営委員会	1館(コミュニティ児童館)	北六番丁コミュニティ児童館運営委員会	1館(コミュニティ児童館)
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	74館+6館(マイスクール児童館)																								
NPO法人MIYAGI子どもネットワーク	5館+1館(児童クラブ室)※																								
NPO法人FOR YOUにこにこの家	1館																								
NPO法人みやぎ・せんだい子どもの丘	6館+2館(マイスクール児童館)																								
NPO法人せんだい杜の子ども劇場	2館																								
NPO法人仙台YMCAファミリーセンター	3館																								
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	5館+3館(マイスクール児童館)																								
NPO法人虹の架け橋	1館(マイスクール児童館)																								
NPO法人アスイク	1館																								
社会福祉法人宮城厚生福祉会	1館																								
袋原コミュニティ児童館運営委員会	1館(コミュニティ児童館)																								
北六番丁コミュニティ児童館運営委員会	1館(コミュニティ児童館)																								

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	3,488,200千円 (予算額)	—	—
令和4年度	2,886,445千円	529,954千円	467,919千円
令和3年度	2,805,403千円	493,883千円	469,195千円
令和2年度	2,717,488千円	649,910千円	558,441千円
令和元年度	2,659,154千円	486,811千円	443,210千円
平成30年度	2,694,134千円	394,028千円	393,623千円

※児童館運営費、マイスクール児童館及びコミュニティ児童館運営費含む

※平成30～令和4年度の補助額は精算前の決算額

※平成30～令和4年度補助率：国…放課後児童支援員等研修事業1/2、地域生活支援事業1/2、放課後児童健全育成事業ほか1/3（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策10/10、令和2年度は2/3）、処遇改善臨時交付金10/10

県…地域生活支援事業1/4、放課後児童健全育成事業ほか1/3

(4) 建設事業

① 事業目標

「仙台市すこやか子育てプラン 2020」（令和2年3月策定）に基づき、小学校区単位を基本として児童館を整備する。

② 事業手法

小学校敷地の活用を基本に整備する。

- ・1館あたりの平均延床面積

児童館 397.32 m² 他施設との共用部分を含む

児童センター 410.52 m² 他施設との共用部分を含む

③ 今後の整備計画

令和5年度整備計画

- ・東六番丁児童館建築工事（令和6年開館予定）
- ・片平児童館建築工事（令和7年開館予定）
- ・根白石児童館建築工事（令和6年開館予定）
- ・秋保児童館基本設計（令和9年開館予定）
- ・生出地域複合施設基本設計（令和9年開館予定）

④ 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	485,837千円 (予算額)	—
令和4年度	93,793千円	558千円
令和3年度	190,877千円	25,005千円
令和2年度	10,013千円	22千円
令和元年度	196,344千円	14,197千円
平成30年度	199,632千円	25,359千円

※平成30～令和4年度補助額：交付基礎点数による算定

3 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業推進課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・社会福祉法
- ・仙台市児童クラブ事業実施要綱
- ・仙台市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(2) 事業の概要

事業目的	小学1年生から6年生で、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。
児童館 児童クラブ	市内112の児童館・児童センター等において児童館事業として開設している。児童館本館での開設のほか、児童クラブへの登録希望者が多い場合は施設外の場所に、児童クラブ運営のためのサテライト室を設置し、当該児童館の第二の児童クラブとして運営している。（令和5年5月現在、児童クラブ数216か所（うち104か所がサテライト室））
開設期間	4月1日から翌年3月31日まで 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

開設時間	平日（学校長期休業日等を除く）： 放課後から午後6時まで（延長利用の場合は午後7時15分まで） 土曜日：午前9時から午後5時まで 学校長期休業日等（土曜日を除く）： 午前8時から午後6時まで（延長利用の場合は午後7時15分まで）
保護者負担金	ア 基本利用分：児童1人あたり月3,000円 <利用可能時間> ・平日の放課後から午後6時まで ・土曜日の午前9時から午後5時まで ・学校長期休業日等の午前8時から午後6時まで イ 延長利用分：児童1人あたり月1,000円 <利用可能時間> ・平日及び学校長期休業日等の午後6時から午後7時15分まで ※延長利用は、基本利用と合わせてのみ利用可能 ウ 減免 ・生活保護世帯，市民税非課税世帯：全額減免 市民税課税かつ所得税非課税世帯：半額減免 ※減免対象となるのは基本利用分のみ
民間事業者	民間事業者に対し，運営費等の一部を補助している。 なお，児童クラブの利用ニーズが高い小学校区（以下「対象地区」という。）において運営している民間事業者を対象に，運営費補助の加算措置を実施している。 また，対象地区への新規参入を促すため，対象地区に新規開設する事業者に対し，開設準備経費補助金を交付している。
令和4年度の実績	放課後児童健全育成事業補助金交付団体数：27団体 交付団体名：学校法人ろりぼっぷ学園，社会福祉法人幸生会，特定非営利活動法人仙台YMCAファミリーセンター，フリースクールだいと，特定非営利活動法人働くお母さんと子どもを支援する会，社会福祉法人円周福祉会，有限会社カール英会話はいくえん，学校法人西光寺学園，株式会社宮城県学校用品協会，西中田こみこみスクール運営委員会，SkyBring株式会社，仙台学童ホーム心，学校法人宮城学院，童和保育サービス株式会社，オーパスジャパン株式会社，株式会社ラソス，学校法人仙台みどり学園，特定非営利活動法人中山街づくりセンター，社会福祉法人未来福祉会，リッシン株式会社，株式会社ライブスポーツ，リングベル・グループ，いぶき合同会社，合同会社Grand-link，株式会社ビック・ママ，株式会社めぐみねっと，インクルーシブコミュニティ スマイル

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	199,862千円 (予算額)	—	—
令和4年度	136,149千円	21,094千円	19,276千円
令和3年度	138,185千円	18,191千円	17,606千円
令和2年度	118,745千円	20,409千円	19,383千円
令和元年度	125,111千円	23,965千円	20,891千円
平成30年度	100,811千円	17,635千円	17,635千円

※児童館で開設している児童クラブの経費は児童館事業費に計上している

※平成30～令和4年度の補助額は精算前の決算額

※平成30～令和4年度補助率：国1/3（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策10/10，令和2年度は2/3，令和3年度は処遇改善臨時交付金10/10），県1/3

4 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ事業推進課）

(1) 根拠法令等

- ・ 文部科学省，厚生労働省通知
- ・ 仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(2) 事業の概要

沿革	<p>平成 19 年 3 月 国において，放課後の児童の安全な居場所の確保を図ることを目的として，厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業と文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の二事業からなる「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」策定。</p> <p>平成 19 年 7 月 本市に放課後子どもプラン推進委員会を設置。児童の放課後のあり方について検討を行うとともに，放課後児童健全育成事業の充実および放課後子ども教室事業を実施。</p> <p>平成 22 年 6 月 本市が取り組む総合的な放課後対策の基本的な方向性を示した「仙台市放課後子どもプラン実施方針」を策定。</p> <p>平成 26 年 7 月 国において「放課後子ども総合プラン」策定。より具体的な整備目標が立てられた。</p> <p>平成 27 年 3 月 本市に放課後子ども総合プラン運営委員会を設置。放課後子ども総合プランの円滑な実施と本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討を行う。</p> <p>平成 28 年 3 月 「放課後子ども総合プラン」に基づく本市における取り組みの実現に向け，その具体的な方策等を定めた「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」を策定。</p> <p>平成 29 年 3 月 児童クラブにおける段階的な高学年児童の受け入れを踏まえ，「高学年児童受け入れに向けた対応」に関する提案をとりまとめた。</p> <p>平成 30 年 9 月 国において「新・放課後子ども総プラン」策定。</p> <p>平成 31 年 3 月 「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の在り方」に関する提案をとりまとめた。</p> <p>令和 2 年 3 月 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本市における取り組みの実現に向け，その具体的な方策等を定めた，新たな「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」を策定。</p> <p>令和 4 年 3 月 コロナ禍における児童館の各事業の実施状況変化について，アンケートにて現場調査を実施。</p> <p>令和 5 年 1 月 令和 3 年度に実施したアンケート結果を踏まえ，「放課後児童クラブと放課後子ども教室のコロナ禍における事業運営」に関する提案をとりまとめた。</p>
事業の概要	<p>① 仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会 「仙台市すこやか子育てプラン 2020」に記載されている市町村行動計画の達成に向けた具体的方策等について協議を行い，実施方針を策定する。また，仙台市の放課後児童の実態や安全な子どもの居場所の設置状況などを把握し，問題点や課題を踏まえて，仙台市における放課後子ども総合プラン推進事業の推進方策等について検討を行う。 委員：10 名 会議：年 3 回程度開催</p> <p>② 放課後児童健全育成事業の充実 保護者の就労等により，放課後家庭に保護者のいない小学 1 年生から 6 年生を対象として実施する放課後児童健全育成事業において，登録児童数が多い大規模クラブや，登録できなかった児童の多い学区で，小学校の転用可能な教室や公共施設等を活用して，大規模クラブの解消や登録児童の受け入れ拡大を図る。</p> <p>【児童館サテライト室の設置状況】 令和 5 年度 榴岡（3 か所）・岩切（2 か所）・宮城野（2 か所）・七郷・柳生（2 か所）・向陽台・新田（3 か所）・連坊小路マイスクール（3 か所）・西多賀・長町南（3 か所）・広瀬マイスクール（2 か所）・東部・高砂・袋原コミュニティ・北六</p>

	番丁コミュニティ（2か所）・沖野マイスクール・六郷（2か所）・市名坂（2か所）・愛子（3か所）・荒町・大野田（2か所）・片平・蒲町（3か所）・上杉・川平マイスクール・燕沢（2か所）・鶴ヶ谷西（2か所）・中野栄・錦ヶ丘（2か所）・八幡・八乙女・荒巻マイスクール・折立・東六番丁・水の森（2か所）・南吉成・岡田・鶴巻・大和・富沢（3か所）・中田（2か所）・八本松・東長町・八木山・将監・七北田・南光台（2か所）・小松島（2か所）・台原（2か所）・立町マイスクール・田子・原町・上野山・太白マイスクール・寺岡（2か所）・栗生・金剛沢・鶴ヶ谷東マイスクール・鹿野・木町通・遠見塚・桜ヶ丘マイスクール・東宮城野マイスクール・旭ヶ丘・国見・長町・西山・向山・八木山南・大沢・東二番丁マイスクール・通町・古城（全104か所）
	③ 放課後子ども教室事業（教育局生涯学習課） 地域で子どもをはぐくむ環境を充実させることを目的に、地域の方々や保護者の協力のもと、学校施設等を活用して、小学1年生から6年生を対象に放課後の安全な居場所として、地域に根ざした多様な体験活動や地域住民との交流活動等の機会を提供する。令和4年度は27学区で実施した。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	1,258,942千円 (予算額)	—	—
令和4年度	1,043,810千円	162,734千円	162,734千円
令和3年度	937,139千円	115,264千円	115,264千円
令和2年度	885,080千円	99,921千円	99,921千円
令和元年度	778,144千円	111,309千円	109,529千円
平成30年度	725,210千円	138,996千円	138,996千円

※こども若者局分

※平成30～令和4年度の補助額は精算前の決算額

※平成30～令和4年度補助率：国…放課後児童健全育成事業ほか1/3（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策10/10、令和2年度は2/3）

県…放課後児童健全育成事業ほか1/3

5 児童館等要支援児受け入れ事業（児童クラブ事業推進課）

(1) 根拠法令等

- ・放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省通知）
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・仙台市児童クラブ事業運営要領
- ・仙台市児童クラブ要支援児登録事務取扱要領

(2) 事業の概要

目 的	放課後児童健全育成事業の実施にあたり、身体、知的もしくは精神に障害を有するまたは発達障害を有するなど、支援を要する児童（以下「要支援児」という。）の利用を促進する。
概 要	① 児童館の巡回指導 要支援児が利用している児童館において、学識経験者が児童の様子を観察し、児童館職員へ助言等を行い、要支援児への適切な対応を図る。 ② 要支援児対応職員の追加配置 学識経験者等から構成される支援検討会議において要支援児の支援の必要度の審査を行い、支援の必要度の高い要支援児を一定数以上受け入れている児童館の管理運営団体に対し、要支援児対応職員を配置するための指定管理料の加算を行う。 ③ 児童館職員研修会 児童館等職員を対象に、要支援児への対応等に関する研修会を実施。

	④ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会 要支援児への対応の充実を図るため、特別支援教育課が主催する協議会に児童館職員が参加する。
--	-----------------------------------------------------------------------

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和5年度	537,280千円 (予算額)	—	—
令和4年度	349,836千円	94,212千円	93,995千円
令和3年度	312,636千円	57,125千円	56,889千円
令和2年度	276,261千円	53,223千円	53,023千円
令和元年度	246,666千円	100,150千円	82,714千円
平成30年度	201,877千円	66,814千円	66,626千円

※平成30～令和4年度の補助額は精算前の決算額

※平成30～令和4年度補助率：国…地域生活支援事業 1/2、障害児受入推進事業ほか 1/3（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策 10/10 令和2年度は 2/3）

県…地域生活支援事業 1/4、障害児受入推進事業ほか 1/3

(4) 巡回指導の実施状況

	実施館数
令和4年度	49館
令和3年度	57館
令和2年度	54館
令和元年度	51館
平成30年度	44館

6 児童館等の職員研修の充実（児童クラブ事業推進課）

(1) 職員研修

① 根拠法令等

- ・ 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省通知）
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

② 事業の概要

放課後児童支援員等の必要な知識及び技能の習得を目的に、児童の発達や要支援児への対応等に関する研修会を実施する。平成29年度からは公益財団法人仙台ひと・まち交流財団へ業務委託を行い、研修会を実施している。

③ 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	1,632千円 (予算額)	—
令和4年度	1,652千円	826千円
令和3年度	1,650千円	825千円
令和2年度	407千円	203千円
令和元年度	947千円	465千円
平成30年度	810千円	405千円

※国庫補助額は精算前の決算額

※補助率：1/2

④ 実施回数

	実施回数	内容
令和4年度	9回	・いじめ対応, 児童理解, 要支援児対応 等
令和3年度	9回	・職場のコミュニケーション, 障害の特性に応じた対応 等
令和2年度	2回	・児童福祉施設における感染症対策, 児童福祉施設におけるメンタルヘルス
令和元年度	8回	・児童館運営と実際の活動事例の紹介, 親子関係と家庭環境の考え方 等
平成30年度	8回	・いじめを防止する基本的な考え方と対応のあり方, アレルギー対応の基礎知識 等

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため, 令和2年度及び令和3年度は動画視聴による研修を実施した。令和4年度においては, 一部の研修では従来の集合研修を復活させるとともに, 動画視聴による研修も併用して実施した。

(2) 児童館特別支援コーディネーター養成研修

① 事業の概要

目的	要支援児への対応の充実を図るため, 平成30年度から, 小学校や保育所の特別支援コーディネーター等との連絡調整, 保護者対応に関する児童館の窓口的役割を担う人材を各児童館に1名ずつ養成する。
対象者	児童館職員のうち, 主任等一定の知識や経験を有する者
講師	大学の教授, 特別教育支援コーディネーターほか
実績	令和4年度研修の修了により, おおむね各児童館に1名の児童館特別支援コーディネーターを配置。

② 修了者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
修了者数	24人	31人	26人	27人	23人

③ 決算額の推移

「(1)職員研修 ③決算額の推移」に含まれる。

第8 ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策

1 母子・父子自立支援員（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 制度の概要

設 置 の 趣 旨	母子・父子自立支援員を各区保健福祉センター家庭健康課に配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 実施状況（相談件数）

（単位：件）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活一般	479	395	453	422	493
児童	190	141	114	100	52
生活援護	1,939	1,748	1,483	1,269	1,277
その他	11	7	7	2	9
合 計	2,619	2,291	2,057	1,793	1,831

(4) 制度の沿革

平成 15 年 4 月 「母子相談員」から「母子自立支援員」に名称を変更し、職業能力向上及び求職活動に関する支援業務を追加した。

平成 26 年 10 月 「母子自立支援員」から「母子・父子自立支援員」に名称を変更し、支援対象を父子家庭に拡大した。

2 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- ・仙台市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
- ・仙台市母子及び父子並びに寡婦福祉資金事務取扱要領
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付運用基準

(2) 制度の概要

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上を図るために、各区家庭健康課窓口において無利子または低利子で各種資金の貸し付けを行う。

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 5 年度	266,996 千円 (予算額)
令和 4 年度	127,584 千円
令和 3 年度	38,970 千円
令和 2 年度	62,603 千円
令和元年度	57,914 千円
平成 30 年度	150,822 千円

※令和 4 年度決算額の内訳

母子福祉貸付金： 18,110 千円
 寡婦福祉貸付金： 0 千円
 父子福祉貸付金： 1,228 千円
 事 務 費： 8,568 千円
 人 件 費： 439 千円
 公 債 費： 65,554 千円
 諸 支 出 金： 33,685 千円

(4) 貸付状況

	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年度	60件	18,110千円	0件	0円	5件	1,228千円
令和3年度	70件	24,785千円	1件	360千円	1件	260千円
令和2年度	66件	21,831千円	3件	1,328千円	2件	981千円
令和元年度	96件	46,525千円	2件	800千円	2件	726千円
平成30年度	94件	50,083千円	3件	1,464千円	6件	1,394千円

(5) 償還率

償還率（収納額/調定額）

（単位：％）

	母子福祉資金			寡婦福祉資金			父子福祉資金			計		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
令和4年度	90.2	13.2	34.7	96.6	33.1	56.3	57.2	21.9	44.8	90.2	13.9	35.6
令和3年度	92.0	17.7	38.3	96.9	20.4	45.9	83.9	5.5	75.8	92.1	17.8	38.8
令和2年度	90.5	15.5	32.5	92.1	11.9	29.4	92.5	18.8	76.7	90.5	15.4	32.5
令和元年度	87.2	13.2	29.5	85.2	27.4	39.1	78.5	35.3	74.1	87.1	13.8	30.0
平成30年度	84.2	11.6	26.4	89.4	10.5	32.0	85.7	0.0	84.1	84.5	11.5	26.7

(6) 貸付資金の種類

種別	資金内容
事業開始	事業を開始するのに必要な設備費，什器，機械，材料等の購入資金
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品，材料等を購入する運転資金
技能習得	事業開始・就職のために必要な知識技能を修得する際，または資格取得・就職のために高等学校に修学する際に必要な授業料，実習費等の資金
修業	事業開始・就職のために必要な知識技能を修得する際に必要な授業料，実習費等の資金
就職支度	<ul style="list-style-type: none"> ・就職するために直接必要な被服，履物等を購入するための資金 ・通勤不便地における通勤用自動車を購入する等の資金
医療介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の自己負担分，通院に要する交通費等に必要な資金 ・介護を受けるのに必要な資金
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・技能取得期間中の生活を維持するために必要な資金 ・医療，介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金 ・失業期間の生活の安定と維持に必要な資金 ・母子家庭となって7年未満の母の生活の安定を図るための資金 ・児童扶養手当受給相当まで収入減少した者（家計急変者）が生活を維持するために必要な資金
住宅	居住かつ所有する住宅を建設，購入，保全，改築，増築するのに必要な資金
転宅	住宅の移転に際し必要な敷金，運送費等の資金
結婚	子が結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金
修学	高校，大学等に修学する際に必要な授業料等，修学期間中の月々経費に必要な資金
就学支度	高校，大学等に入学，または修業施設に入所する際に必要な入学金等の一時的経費に必要な資金

3 ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知
- ・仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱
- ・仙台市ひとり親家庭等日常生活支援事業事務取扱要領

(2) 制度の概要

概 要	母子家庭の母，父子家庭の父及び寡婦が，就職活動，疾病，冠婚葬祭，学校行事などの事由により一時的に生活援助，保育サービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合等に，家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し，日常生活の支援を行うことにより，対象家庭の生活の安定を図る。なお，小学生以下の子どもがいるひとり親家庭においては，就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に定期的な利用が可能（定期利用については所得要件あり）。						
家庭支援員の支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被生活援助者の居宅における乳幼児の保育 2 被生活援助者の居宅における児童の生活指導 3 被生活援助者の居宅における食事の世話 4 被生活援助者の居宅における住居の掃除 5 被生活援助者の居宅における身の回りの世話 6 生活必需品の買い物 7 医療機関等との連絡 8 その他必要な用務（例：保育所，幼稚園及び児童館の送り迎え） 						
支援時間等	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援時間 通常の間は午前9時から午後6時まで（1時間単位） ※通常の間外は，事業者の状況によって支援可能な場合がある。 2 支援の時間数 原則として1年度あたり240時間，かつ，1カ月あたり20時間まで（ひとり親家庭等になってから6カ月以内にあつて，日常生活を営むのに，特に大きな支障が生じていると認められる場合には，さらに1カ月あたり20時間を限度に加えることができる） 						
利用者の負担額 (1時間あたり)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>2 児童扶養手当支給水準の世帯</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>3 上記以外の世帯</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </table>	1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0円	2 児童扶養手当支給水準の世帯	150円	3 上記以外の世帯	300円
1 生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0円						
2 児童扶養手当支給水準の世帯	150円						
3 上記以外の世帯	300円						

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	2,951千円 (予算額)	—
令和4年度	1,805千円	902千円
令和3年度	1,034千円	517千円
令和2年度	1,068千円	534千円
令和元年度	1,125千円	562千円
平成30年度	3,156千円	1,577千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

① 派遣先実件数 (単位：件)

	母子家庭	寡婦	父子家庭	合計
令和4年度	20	0	5	25
令和3年度	27	0	3	30
令和2年度	21	0	0	21
令和元年度	18	0	1	19
平成30年度	30	0	2	32

② 利用延べ時間数 (単位：時間)

	母子家庭	寡婦	父子家庭	合計
令和4年度	544	0	178	722
令和3年度	332	0	79	411
令和2年度	444	0	0	444
令和元年度	534	0	38	572
平成30年度	1,310	0	223	1,533

4 仙台市ひとり親家庭等相談支援センター事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱
- ・仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業実施要綱

(2) 制度の概要

概 要	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、一貫した就業・自立支援サービスの提供等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な助言を行う就業相談の実施 ・就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習 ・公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供 等 <p>併せて、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、次の事項を含め、総合的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談 ・継続的生活指導を必要としている対象者への支援
沿 革	<p>平成20年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市母子家庭等就業・自立支援センター」を社会福祉法人仙台市社会福祉協議会に委託して仙台市福祉プラザ内に開設 <p>平成25年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称を「仙台市ひとり親家庭相談支援センター」に改める <p>母親と父親では抱える課題や環境等に違いがあることから、相談しやすい体制を構築するため対象を母子と父子に分け、以下の2館体制とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市母子家庭相談支援センター」を公益財団法人せんだい男女共同参画財団に委託してエル・ソーラ仙台内に設置 ・「仙台市父子家庭相談支援センター」を一般社団法人パーソナルサポートセンターに委託し、事業を実施

実施内容	母子家庭相談支援センター	受付時間：火曜日 午前11時～午後7時 水～土曜日 午前9時～午後5時 内容：① 就業・自立相談（予約制面談・託児付） ② 就業情報の提供 ③ 就業支援講習会・セミナーの開催 ④ 専門相談 ⑤ 養育費相談・同行支援 ⑥ 自立支援プログラムの策定 ※講習会事業の一部を公益財団法人 宮城県母子福祉連合会に委託
	父子家庭相談支援センター	受付時間：電話相談 月～金曜日 午後6時～午後8時 メール相談 随時 内容：①就業相談 ②一般生活相談 ③専門相談

(3) 事業実績

① 就業相談

個々のひとり親等の就業相談を受け、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等に応じた助言による就業への意欲形成、求人等情報の提供などを行う。

・令和4年度実施状況

(単位：件)

施設別	相談件数	就業実績（延べ人数）			
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
母子家庭相談支援センター	589	35	21	14	0
父子家庭相談支援センター	10	0	0	0	0

② 就業情報提供

ひとり親等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を適宜提供する。

③ 就業支援講習会等

ア 就職支援セミナー（母子家庭相談支援センター）

ひとり親等を対象に、就職にあたっての心構え・履歴書作成や面接のポイントなど、就職準備や離転職に関するセミナーを開催する。

・令和4年度実施状況

セミナーの内容	日数	託児サービス実施の有無	実施回数	実受講人数
家事・子育て経験から仕事力をみつけよう	1日/回	有	1回	6人
“今日から始める”しごと準備セミナー	4日/回	有	4回	17人
転職支援セミナー	2日/回	有	2回	6人

イ 就業支援講習会

ひとり親等を対象に、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を開催する。

・令和4年度実施状況

講習会の内容	日数	託児サービス実施の有無	実施回数	実受講人数
パソコン講習会ワード（日曜）※1	14日/回	有	1回	3人
パソコン講習会エクセル（日曜）※1	14日/回	有	2回	7人
パソコン講習会ワード（平日）※1	16日/回	無	1回	4人
パソコン講習会エクセル（平日）※1	16日/回	無	1回	2人
介護職員初任者研修※1	21日/回	有	2回	16人
個別パソコン基礎講習※2	3日/回	有	7回	15人

※1：公益財団法人宮城県母子福祉連合会に業務委託

※2：公益財団法人せんだい男女共同参画財団に業務委託

④ 専門相談

離婚、親権、養育費等の問題、家庭紛争、借金等の経済的問題など、法律に関する生活上の専門的な諸問題に対応するため、専門家の助言を無料で行う。

・令和4年度実施状況

総実施日数：307日

相談員：46人（弁護士、ファイナンシャル・プランナー、特定社会保険労務士、養育費専門相談員等）

	相談件数 ^{※2} (延べ件数)	相談内容内訳 ^{※3} (延べ)					
		離婚・ 親権	養育費の 取り決め 方法	面会交流	支払いの 履行・強制 執行	子育て・ 生活関連	その他
母子家庭	306	220	184	54	49	505	70
父子家庭	0	0	0	0	0	0	0
寡 婦	0	0	0	0	0	0	0
寡 夫	0	0	0	0	0	0	0
その他 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	0
合 計	306	220	184	54	49	505	70

※母子家庭・寡婦は公益財団法人せんだい男女共同参画財団に業務委託

※父子家庭・寡夫は一般社団法人パーソナルサポートセンターに業務委託

※1：「その他」には離婚前のものを含む

※2：「相談件数」には、同一の者による同内容の相談であっても相談をうけるごとに1件と計上

※3：「相談内容内訳」は1回の相談で複数の相談内容があった場合はそれぞれの欄に計上

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	31,163千円 (予算額)	—
令和4年度	29,552千円	14,692千円
令和3年度	30,175千円	15,090千円
令和2年度	27,415千円	14,141千円
令和元年度	24,125千円	12,814千円
平成30年度	24,482千円	13,191千円

※補助率：1/2

5 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知
- ・仙台市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
- ・仙台市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業事務取扱要領

(2) 制度の概況

概 要	ひとり親家庭の母または父が教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、経費の一部を支給する。
沿 革	平成 17 年 7 月 事業開始 平成 25 年 4 月 父子家庭に対象拡大 平成 29 年 4 月 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者に対象拡大 平成 31 年 4 月 雇用保険法による特定一般教育訓練、専門実践教育訓練に対象講座拡大 令和 4 年 4 月 雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者のうち、専門実践教育訓練を受講する場合の支給上限を、修業年数×上限 20 万(上限 80 万)から修業年数×上限 40 万(上限 160 万)に拡充
支給対象者	仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準（非課税の公的年金（遺族年金等）は含まない）である者 2 当該訓練を受けることが適職につくために必要である者 3 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない者 4 本市の市税を滞納していない者 5 暴力団等と関係を有していない者
対象となる教育訓練講座	1 雇用保険法の一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練の指定訓練講座 2 その他市長が指定する講座
支 給 額	支給対象者が対象教育訓練を受講のために支払った費用の 60%に相当する額（上限 20 万円。専門資格の取得を目指す場合は修業年数×40 万円（上限 160 万円））。 ※1 万 2 千円未満の場合は支給対象外。 ※雇用保険法による一般教育訓練給付金の対象者は当該給付金との差額。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	1,811 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	722 千円	541 千円
令和 3 年度	611 千円	457 千円
令和 2 年度	1,006 千円	754 千円
令和元年度	739 千円	554 千円
平成 30 年度	1,190 千円	892 千円

※補助率：3/4

(4) 実施状況

	講座指定申請件数	訓練費支給件数	訓練費支給額
令和 4 年度	21 件	17 件	721,729 円
令和 3 年度	24 件	10 件	610,620 円
令和 2 年度	26 件	17 件	1,005,877 円
令和元年度	15 件	17 件	739,248 円
平成 30 年度	38 件	25 件	1,190,315 円

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知
- ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
- ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業事務取扱要領

(2) 制度の概況

概 要	ひとり親家庭の母または父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し修了支援給付金を修了後に支給することにより、資格の取得を容易にするとともに、生活の負担の軽減を図る。
沿 革	<p>平成 19 年度 ・事業開始</p> <p>平成 25 年度 ・対象資格を 7 種から 18 種に拡充 ・支給対象を父子家庭の父に拡大</p> <p>平成 28 年度 ・対象資格を 18 種から 21 種に拡大</p> <p>平成 30 年度 ・対象資格を 21 種から 25 種に拡大</p> <p>令和元年度 ・支給期間を 36 カ月から 48 カ月に拡大 ・修学最終年限について月額 4 万円加算</p> <p>令和 3 年度 ・令和 3 年度限りの時限措置として 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も新たに給付対象として拡充</p> <p>令和 4 年度 ・令和 3 年度限りの時限措置であった 6 月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）を給付対象とする拡充を継続（令和 5 年度も継続中）。</p>
支給対象者	<p>仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること 2 養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる者(令和 3 年度限りの時限措置として 6 月以上に拡充) 3 養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる者(令和 3 年度以降に修業を開始する場合には、6 月以上) 4 過去に本事業による高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金を受給したことがない者 5 暴力団等と関係を有していない者 6 求職者支援制度の職業訓練受講給付金及び雇用保険法に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない者

対 象 資 格	就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの。 例) ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・歯科衛生士 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師 ・きゅう師 ・言語聴覚士 ・視能訓練士 ・歯科技工士 ・臨床工学技士 ・理容師 ・美容師 ・調理師 ・製菓衛生士 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・助産師 ・栄養士 ・管理栄養士 等
支 給 内 容	1 高等職業訓練促進給付金 (1)支給期間 当該資格に係る養成訓練の全修業期間(上限48カ月) (2)支給額 ・市民税非課税世帯 月額100,000円 ・市民税課税世帯 月額70,500円 修学最終年限は上記月額に40,000円加算 2 修了支援給付金 支給額：市民税非課税世帯 50,000円，市民税課税世帯 25,000円

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	51,081千円 (予算額)	—
令和4年度	51,793千円	39,426千円
令和3年度	52,007千円	39,005千円
令和2年度	47,817千円	35,862千円
令和元年度	47,359千円	35,518千円
平成30年度	50,804千円	38,103千円

※補助率：3/4

(4) 支給状況

① 支給実人数 (単位：人)

	高等職業訓練 促進給付金	修了支援給付金
令和4年度	50	13
令和3年度	44	11
令和2年度	41	15
令和元年度	43	19
平成30年度	49	16

② 受給者の修業年数 (単位：人)

	6月～1年制	2年制	3年制	4年制以上	合計
令和4年度	4	22	19	5	50
令和3年度	1	22	15	6	44
令和2年度	—	21	16	4	41
令和元年度	—	22	17	4	43
平成30年度	—	33	14	2	49

※令和3年度より時限措置として6月以上の訓練を通常必要とする民間資格を新たに対象として拡充。

③ 受給対象資格内訳

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
看護師	12	13	12	12	19
准看護師	17	9	8	9	2
保育士	6	5	2	2	3
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	1	0	0	0	0
歯科衛生士	1	1	2	3	2
柔道整復師	0	0	0	0	0
あん摩・はり・きゅう師	5	6	5	2	1
言語聴覚士	1	1	0	0	0
美容師	2	1	2	1	6
理容師	0	0	0	1	1
社会福祉士	1	4	6	8	9
精神保健福祉士	3	3	3	3	0
栄養士	0	1	1	1	1
その他	0	0	0	2	6
合計	49	44	41	44	50

※複数の資格を同時に取得できる養成機関があるため、受給者数と資格数は必ずしも一致しない。

7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省発雇児・厚生労働事務次官通知
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・厚生労働省雇用均等児童家庭局長家庭福祉課長通知
- ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱
- ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領
- ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要及び沿革

概 要	仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。
沿 革	平成28年度 事業開始 令和3年度 ひとり親住宅支援資金貸付事業を追加
支 給 対 象 者	仙台市内に居住するひとり親家庭の母または父であって、次の受給要件の全てを満たす者 1 訓練促進資金 ・仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者 2 住宅支援資金 ・児童扶養手当を受給している者（同等の所得水準の者を含む） ・母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労に向けて意欲的に取り組んでいる者

支 給 内 容	<p>1 訓練促進資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学準備金 養成機関への入学時に入学資金として上限額 50 万円（入学から 1 年以内に申請） ・ 就職準備金 養成機関を終了し、かつ資格を取得した場合、上限額 20 万円（資格取得から 1 年以内に申請） <p>※連帯保証人を立てる場合は無利子だが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年 1%となる。</p> <p>※専門実践教育訓練給付金の受給者及び保育士修学資金貸付制度、介護福祉士修学資金貸付制度による貸付を受けている者は対象外。</p> <p>※養成機関の課程を修了後、資格取得した日から 1 年以内に就職し、宮城県内において、取得した資格が必要な業務に 5 年間従事したときは貸付金の返還を免除。</p> <p>2 住宅支援資金</p> <p>入居している住宅の家賃（管理費・共益費含む）の実費のうち、1 カ月あたり上限額 4 万円を貸付け（原則 12 カ月間に限る）。</p> <p>※貸付を受けた日から 1 年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職等をし、1 年間就労を継続したときは貸付金の返還が免除。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	2,376 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	794 千円	—
令和 3 年度	770 千円	—
令和 2 年度	688 千円	—
令和元年度*	26,043 千円	25,470 千円
平成 30 年度	971 千円	—

※国より 4 年分程度の貸付原資（補助率 9/10）として交付

(4) 利用者数の推移

	入学準備金	就職支援金	住宅支援資金
令和 4 年度	9 人	4 人	5 人
令和 3 年度	8 人	4 人	1 人
令和 2 年度	6 人	3 人	—
令和元年度	3 人	6 人	—
平成 30 年度	9 人	3 人	—

8 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長家庭福祉課長通知
- ・ 仙台市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱
- ・ 仙台市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業事務取扱要領

(2) 制度の概況

概 要	ひとり親家庭の母または父及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講開始時給付金や受講修了時給付金、合格時給付金を支給する。
沿 革	平成 28 年 4 月 事業開始
支給対象者	<p>仙台市内に居住する 20 歳未満ひとり親家庭の母または父及び児童であって、次の受給要件の全てを満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準（非課税の公的年金（遺族年金等）は含まない）である者 2 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者 3 過去に本給付金の支給を受けていない者 4 本市の市税を滞納していない者 5 暴力団等と関係を有していない者
対象となる講座	<ol style="list-style-type: none"> 1 高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む） 2 その他市長が指定する講座 <p>※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象としない</p>
支 給 額	<ol style="list-style-type: none"> 1 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 30%に相当する額（上限 7 万 5 千円。4 千円未満は支給対象外） 2 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額に相当する額（上限 10 万円。4 千円未満は支給対象外） 3 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。対象講座の受講のために支払った費用の 20%に相当する額（受講開始時給付金、受講修了時給付金と合格時給付金の合計で上限 15 万円）

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	250 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	128 千円	95 千円
令和 3 年度	0 千円	0 千円

※補助率：3/4

9 学習・生活サポート事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・生活困窮者自立支援法
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・学習・生活サポート事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	生活困窮世帯の中学生に対し、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。
対象者	仙台市内に居住する児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯の中学1年生から3年生までの児童
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習習慣の定着や進学に必要な学力の育成等を目的とした学習支援 ・ 日常生活習慣の形成や社会性の育成の場として機能する居場所の提供 ・ 体験講座等のキャリア教育を含めた社会学習の場の設定 ・ 保護者に対する子どもの進路や生活等に係る相談支援 ・ 家庭状況や相談内容に応じた公的支援の情報提供 ・ 学校を始めとした他機関との連携による生活支援 ・ 家庭訪問による本事業の利用促進や子どもの進路や生活等にかかる相談支援 ・ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康福祉局保護自立支援課とこども若者局こども支援給付課による共管事業 ・ NPO法人アスイクへの業務委託により実施 ・ 平成25年度は太白区、平成26年度は太白区・青葉区でモデル実施、平成27年度より全区へ拡大

(3) 実施状況

・参加者数（対象区分別）

（単位：人）

	児童扶養手当 全額支給世帯	生活保護世帯	両方受給世帯	その他	合計
令和4年度	151	11	62	20	244
令和3年度	166	15	67	17	265
令和2年度	192	13	66	7	278
令和元年度	203	21	69	5	298
平成30年度	199	22	72	2	295

・参加者数（家族構成別）

（単位：人）

	ひとり親世帯		両親同居	その他	合計
	母子世帯	父子世帯			
令和4年度	226	7	10	1	244
令和3年度	240	5	15	5	265
令和2年度	256	7	11	4	278
令和元年度	276	7	10	5	298
平成30年度	276	8	11	0	295

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	94,733千円 (予算額)	—
令和4年度	70,384千円 (子供未来局 35,192千円, 健康福祉局 35,192千円)	35,192千円
令和3年度	70,384千円 (子供未来局 35,192千円, 健康福祉局 35,192千円)	35,192千円
令和2年度	70,002千円 (子供未来局 35,001千円, 健康福祉局 35,001千円)	35,001千円
令和元年度	70,002千円 (子供未来局 35,001千円, 健康福祉局 35,001千円)	35,001千円
平成30年度	69,104千円 (子供未来局 34,552千円, 健康福祉局 34,552千円)	34,552千円

※ () 内は内訳, 令和5年度よりこども若者局に一括計上

10 中途退学未然防止等事業 (こども支援給付課)

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・生活困窮者自立支援法
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・中途退学未然防止等事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や面談等によるサポートを実施することなどにより、貧困の連鎖を防止する。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市内に居住する児童扶養手当全部支給世帯または生活保護受給世帯の中学校卒業後から20歳未満の児童（高校等を卒業した者を除く） ・仙台市内に居住する「学習・生活サポート事業」に中学生時点で参加した中学校卒業後から20歳未満の児童（高校等を卒業した者を除く）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中途退学者・中途退学高リスク者の把握等を目的としたモニタリング調査 ・日常生活習慣の形成や社会性の育成の場として機能する居場所の提供 ・学習習慣の定着や進級・進学に必要な学力の育成等を目的とした学習支援 ・生活上の悩みや課題の解決に向けた面談支援 ・居場所までの来訪が困難な対象者に対する家庭訪問による学習支援・面談支援 ・体験講座等のキャリア教育を含めた社会学習の場の設定 ・保護者に対する子どもの進路や生活等にかかる相談支援 ・家庭状況や相談内容に応じた公的支援の情報提供 ・学校を始めとした他機関との連携による生活支援 ・その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
実施形態	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局保護自立支援課とこども若者局こども支援給付課による共管事業 ・NPO法人アスイクへの業務委託により実施 ・平成29年度より市内3か所で実施。うち2か所において平成30年度より開催時間を拡充

(3) 実施状況

・参加者数（対象区分別）

（単位：人）

	児童扶養手当 全額支給世帯	生活保護世帯	両方受給世帯	その他	合 計
令和4年度	121	24	54	18	217
令和3年度	100	18	49	10	177
令和2年度	88	15	46	4	153
令和元年度	81	12	39	0	132
平成30年度	49	8	22	0	79

・参加者数（家族構成別）

（単位：人）

	ひとり親家庭世帯		両親同居	その他	合 計
	母子世帯	父子世帯			
令和4年度	191	8	11	7	217
令和3年度	155	6	11	5	177
令和2年度	140	1	9	3	153
令和元年度	127	1	3	1	132
平成30年度	75	2	2	0	79

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	19,326千円 (予算額)	—
令和4年度	18,042千円 (子供未来局 9,021千円, 健康福祉局 9,021千円)	9,021千円
令和3年度	18,600千円 (子供未来局 9,300千円, 健康福祉局 9,300千円)	9,300千円
令和2年度	18,600千円 (子供未来局 9,300千円, 健康福祉局 9,300千円)	9,300千円
令和元年度	13,506千円 (子供未来局 6,753千円, 健康福祉局 6,753千円)	6,753千円
平成30年度	13,261千円 (子供未来局 6,631千円, 健康福祉局 6,630千円)	6,630千円

※（ ）内は内訳、令和5年度よりこども若者局に一括計上

1.1 母子保護の実施（母子生活支援施設への入所）（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・仙台市児童福祉法施行細則
- ・各区母子生活支援施設入所事務取扱要領
- ・各区母子生活支援施設入所基準

(2) 事業内容

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠ける場合において、申込みがあったときに、所管の福祉事務所が当該母子を母子生活支援施設で保護する。

施設では施設長のほか母子支援員、保育士等が配置されており、入所者に対して生活指導及び就職指導等を行い、福祉事務所と連携をとりながら母子の自立促進のための支援を行っている。

(3) 実施施設

施設名	経営（設置）主体	定員	居室
仙台むつみ荘	(福)仙台市社会事業協会	20世帯	和室(6畳・4畳半), 台所, トイレ, 風呂
仙台つばさ荘	(福)仙台市社会事業協会	20世帯	和室(8畳), 台所, トイレ

※仙台むつみ荘は公設公営だったが、現在の設置主体に平成9年4月より運営を委託し、平成23年4月に譲渡したもの。定員のうち1世帯は緊急一時保護分

※仙台つばさ荘は旧仙台母子寮を平成10年4月に名称変更したもの

(4) 実施世帯数

(単位：世帯)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
46	43	39	34	34

※実施世帯数には、仙台むつみ荘、仙台つばさ荘の他に広域利用として市外の母子生活支援施設に入所した世帯も含む。

(5) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	146,540千円 (予算額)
令和4年度	132,521千円
令和3年度	133,375千円
令和2年度	121,018千円
令和元年度	107,573千円
平成30年度	130,363千円

12 子どもの居場所づくり支援事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・仙台市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要

目的	市民活動として広がりつつあるいわゆる「子ども食堂」は、食事の提供や学習支援等などを通じて、子どもが安心して過ごせる居場所となっており、さらに地域の支援者による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進する。
助成内容	<p>以下の取り組みを実施する団体への助成を行う社会福祉法人仙台市社会福祉協議会へ実施団体に対する助成金及び事務費等を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な利用者が地域の子どもであること ・会食の開催1回あたり5名以上の参加または配食にあたり5名以上の利用が見込めること。 ・原則、1カ月2回以上、かつ会食の場合は1回あたり2時間以上開催し、1年以上の継続的な活動を見込むこと（令和5年度は1カ月に1回以上開催の団体も助成対象とする） ・配食の実施日については1カ月に1回2時間以上、会食開催時に準じる居場所づくり活動を行うこと ・宿題等の自主学習の支援、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携をとること ・助成金の交付決定を受けた団体を中心とした連絡会「子ども食堂関係機関ネットワーク会議」に参加可能な団体であること <p>助成割合 助成対象経費の2分の1以内 開催回数月2回以上の団体 上限額 300,000円 開催回数月1回以上の団体 上限額 150,000円</p>

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	9,843千円 (予算額)
令和4年度	10,662千円
令和3年度	9,847千円
令和2年度	8,308千円
令和元年度	8,751千円
平成30年度	7,745千円

※令和4年度決算額には物価高騰特例措置分を含む。

1.3 養育費確保支援事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市養育費保証契約保証料補助金交付要綱
- ・ 仙台市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(2) 制度の概要

事業目的		養育費の取り決め内容の債務名義（強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書の作成）化を促進するとともに、継続した履行確保を図る。
対象者	養育費保証契約保証料補助	申請するときに次の要件をすべて満たす者 1 ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母若しくは父または養育者であること 2 市内に住所を有し、かつ、居住していること 3 児童扶養手当の支給を受けているかまたは、同等の所得水準にあること 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること 5 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること 6 過去に同一の児童を対象として、仙台市からこの補助金を交付されていないこと 7 市税の滞納がないこと 8 暴力団等と関係を有していないこと
	養育費に関する公正証書等作成促進補助	申請するときに次の要件をすべて満たす者 1 ひとり親家庭で養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している母もしくは父または養育者であること。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く 2 市内に住所を有し、かつ、居住していること 3 児童扶養手当の支給を受けているかまたは、同様の所得水準にあること 4 養育費の取り決めに係る費用を負担していること 5 養育費の取り決めに係る公正証書等を有していること 6 過去に同一の児童を対象として、仙台市からこの補助金を交付されていないこと 7 市税の滞納がないこと 8 暴力団等と関係を有していないこと
支給額	養育費保証契約保証料補助	保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料として本人が負担した費用（上限5万円）
	養育費に関する公正証書等作成促進補助	養育費に関する公正証書等の作成に要する経費のうち、次のもの（上限5万円） ・ 公証人手数料 ・ 収入印紙代 ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用 ・ 郵便切手代

備 考	令和2年4月	養育費保証契約保証料補助事業開始
	令和5年4月	養育費に関する公正証書等作成促進補助事業開始

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	400千円 (予算額)	—
令和4年度	50千円	25千円
令和3年度	50千円	25千円
令和2年度	371千円	185千円

14 ひとり親家庭等生活向上支援事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(2) 制度の概要

事業目的	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、就業や家事等日々の生活に追われ、育児や自身及び子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することも多い。また、こうした家庭は、時間的な余裕もないため、支援を必要としていても地域や支援機関の窓口につながる機会が少なく、支援情報を受け取りにくい状況にある。このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活を総合的に支援することを目的とする。
対象者	児童扶養手当全部支給、一部支給及び支給停止世帯に属する児童及び保護者等
事業内容	認定NPO法人STORIAに業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・専用ホームページによる情報発信 ・メールを活用した相談や平日夜間・土曜日の対応 ・支援制度の申込時期にプッシュ型でお知らせ ・居宅への訪問による相談支援や区役所等支援機関への同行支援
備 考	令和3年4月 市民協働事業提案制度と連携して宮城野区でモデル事業として開始 令和4年4月 対象を全市域に拡大

(3) 実施状況

	登録人数	延べ相談件数	連携件数(※)
令和4年度	2,276人	7,101件 (うち メール 3,921件)	39件
令和3年度	737人	5,286件 (うち メール 3,702件)	133件

※区役所各課、警察、人材派遣会社等、内容に応じて関係機関につないだ件数

(4) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	20,169千円 (予算額)	—
令和4年度	21,292千円	7,918千円
令和3年度	3,800千円	1,900千円

※補助率：1/2

第9 要保護児童・困難を抱える若者等への支援

1 児童の権利擁護，権利侵害の防止に関する取り組み（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・ 児童憲章
- ・ 児童の権利に関する条約
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律

(2) 事業の概要

児童の権利擁護，権利侵害の防止を目的とした啓発資料の作成により，広く市民の意識啓発を進めるほか，児童虐待防止に関する講演会・講習会の開催等により，児童の権利侵害の防止を図る。

また，児童と日常的に接する施設（児童館，保育所，幼稚園等）や子育て支援に関わる保健師等の専門職に対し，児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のための研修を実施し児童虐待の早期発見・早期対応を図る。

① 啓発資料の作成・配布

	啓発資料	部数	配布対象
令和 4年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学1年生保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	9,550	乳幼児保護者
	「1さい6か月のこどもと子育て」	9,700	乳幼児保護者
	「メディアとの上手な付き合い方」	4,000	乳幼児保護者
令和 3年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学1年生保護者
	「1さい6か月のこどもと子育て」	10,400	乳幼児保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	12,450	乳幼児保護者
	「どうしたらいいの？よく泣く赤ちゃん」	2,400	乳幼児保護者
	「どうしたいの？イヤイヤ期の乗り切り方」	1,000	乳幼児保護者
	「何をどうする？子どものしつけ」	1,000	乳幼児保護者
	「幸せママの自己尊重トレーニング」	700	乳幼児保護者
令和 2年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学1年生保護者
	「1さい6か月のこどもと子育て」	10,200	乳幼児保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	11,800	乳幼児保護者
令和 元年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学1年生保護者
	「1さい6か月のこどもと子育て」	10,400	乳幼児保護者
	「どうしたらいいの？よく泣く赤ちゃん」	1,310	乳幼児保護者
	「どうしたいの？イヤイヤ期の乗り切り方」	360	乳幼児保護者
	「何をどうする？子どものしつけ」	360	乳幼児保護者
	「幸せママの自己尊重トレーニング」	355	乳幼児保護者
	「ほめ上手でグングン子育て」	790	乳幼児保護者
平成 30年度	「子どもを見つめて」	12,000	中学1年生保護者
	「1さい6か月のこどもと子育て」	10,430	乳幼児保護者
	「産後ママのメンタルヘルス」	10,400	乳幼児保護者

② 児童虐待対応講演会の開催（主任児童委員の研修を兼ねた講習会）

	講演内容	講師
令和4年度	ヤングケアラーの理解と支援	臨床心理士・公認心理師 奥山 滋樹 氏
令和3年度	家族を背負う子どもたち ～ヤングケアラーと子どもアドボカシー～ （主任児童委員の研修のみ実施）	特定非営利活動法人チャイルド ラインみやぎ 代表理事 小林 純子 氏
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により講演会を中止し、主任児童委員の研修のみ実施 【研修内容】 ・仙台市の社会的養護 ・母子保健事業について	本市職員
令和元年度	傷ついた子どもたちとアタッチメント	福島県立医科大学放射線医学県 民健康管理センター 助手 水木 理恵 氏
平成30年度	子どもの貧困と虐待 ～地域における支援を進めるために～	子どもの虹情報研修センター 研究部長 川松 亮 氏

③ 児童館、保育所、幼稚園の職員等への研修（児童虐待防止推進員の養成）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
参加施設数	143か所	157か所	93か所	88か所	78か所

ほか、保健師等母子保健従事者の職員研修として、児童虐待をテーマとした外部の研修へ参加。

(3) 決算額の推移

	決算額	うち法務省からの人権啓発委託金
令和5年度	82,105千円 （予算額）	—
令和4年度	73,141千円	1,236千円
令和3年度	46,586千円	1,265千円
令和2年度	8,139千円	1,560千円
令和元年度	10,129千円	1,896千円
平成30年度	8,384千円	1,979千円

※予決算額は要保護児童対策地域協議会の経費を含めた金額

2 仙台市要保護児童対策地域協議会（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・仙台市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(2) 制度の概要

目 的	虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図る。
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受ける要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦に関する情報その他虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換に関すること（要保護台帳作成） ・虐待を受ける要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦に対する支援に関すること ・関係機関等との連携に関すること

代表者会議	関係機関等の円滑な連携を確保し、実務者会議及びケース検討会議が円滑に運営されるよう環境整備を行うことを目的としてこども若者局に設置。
実務者会議	要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させることを目的として各区役所及び宮城総合支所に設置。
ケース検討会議	要保護児童等を支援することを目的として、区役所及び宮城総合支所もしくは児童相談所において、必要に応じて随時開催。要保護児童等に直接関わりを有している者及び今後関わりを有する可能性のある関係機関の担当者をもって構成する。
沿革	平成12年度 仙台市児童虐待防止ネットワーク会議設置 平成14年度 区児童虐待防止ネットワーク会議設置 平成20年度 仙台市要保護児童対策地域協議会設置 (仙台市児童虐待防止ネットワーク会議及び区児童虐待防止ネットワーク会議は廃止) 平成21年度 要保護児童対策の対象に特定妊婦が加わる。仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会（現在は「措置・里親審査部会」）をもって児童虐待死亡事例等の検証会議に充てる。

(3) 決算額の推移

P164「1 児童の権利擁護，権利侵害の防止に関する取り組み」(3)決算額の推移」参照

(4) 令和4年度会議開催状況

代表者会議 1回開催（令和4年6月 開催）
実務者会議 各区及び宮城総合支所3回 延べ18回開催
ケース検討会議 随時開催

(5) 要保護児童台帳登録件数

(令和5年1月末現在。単位：件)

	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
世帯数	19	26	83	48	116	19	311
人数	37	48	143	71	235	37	571

(6) 主たる虐待の種類

(令和5年1月末現在。単位：件)

	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
身体的	3	12	28	21	42	6	112
ネグレクト	23	29	79	19	142	23	315
心理的	11	7	34	30	48	8	138
性的	0	0	2	1	3	0	6
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	37	48	143	71	235	37	571

3 児童虐待に係る医療ネットワーク事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童虐待の防止等に関する法律
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱」
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課，母子保健課事務連絡「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」
- ・仙台市児童虐待に係る医療ネットワーク事業実施要綱

(2) 事業の概要

目的	医療機関における児童虐待対応能力向上を図るために、仙台市立病院を拠点病院として医療機関同士のネットワークを推進し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行う。
内容	拠点病院では、以下を実施する。 ①病院内に児童虐待対応の組織を設置 ②地域の医療機関や関係機関からの相談に対し助言や連絡調整を行う児童虐待専門コーディネーターを配置 ③地域の医療機関からの相談への助言等 ④児童虐待対応能力向上のための教育研修

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	4,818千円 (予算額)	—
令和4年度	4,818千円	2,409千円
令和3年度	4,818千円	2,409千円
令和2年度	4,741千円	2,370千円
令和元年度	4,741千円	2,370千円
平成30年度	4,741千円	2,370千円

※補助率：1/2

※予決算額はP164「1 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み (3)決算額の推移」の一部再掲

4 子ども家庭総合支援拠点事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・仙台市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(2) 制度の概要

目的	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を整備する。
実施機関	区家庭健康課，宮城総合支所保健福祉課
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援全般に係る業務として、実情の把握、情報の提供、相談等への対応その他総合調整を行う。 ・要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦への支援業務として、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担う。 ・要保護児童対策地域協議会の構成機関，児童相談所等の関係機関との連絡調整を行う。 ・一時保護または施設入所等の措置解除後の子ども家庭の支援，里親や養子縁組家庭の支援等その他必要な支援業務を行う。
備考	令和2年4月 体制整備

5 支援対象児童等見守り強化事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

(2) 事業の概要

目的	要保護児童のいる世帯などの見守りを強化し、児童や家庭の状況把握を行うとともに、関係機関による適切な支援につなげる。
内容	NPO等への委託により、以下を実施する。 ①支援ニーズの高い家庭に対する食品や日用品等の配達及び児童や家庭の状況の把握 ②利用世帯の保護者や児童からの生活相談対応 ③本市及び関係機関との情報共有

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	29,187千円 (予算額)	—
令和4年度	29,187千円	19,457千円
令和3年度	19,446千円	19,446千円

※補助率：令和3年度は10/10。令和4年度は2/3

※予決算額はP164「1 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み (3)決算額の推移」の一部再掲

(4) 実施状況

	令和3年度	令和4年度
利用世帯数	157世帯	152世帯
児童数	396人	356人
延べ訪問回数	1,196回	1,496回

6 せんだいみやぎ子ども・子育て相談（こども家庭保健課）

(1) 事業の概要

子育て・家庭・親子関係などに悩みを持つ方が一人で悩まずに気軽にできるよう、SNSを活用した相談窓口を令和3年9月に開設。

相談受付時間は、毎週月曜日～土曜日の午前9時から午後8時まで（年末年始を除く）。

(2) 予決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	23,870千円 (予算額)	—
令和4年度	23,837千円	11,918千円
令和3年度	18,959千円	9,479千円

※補助率：1/2

※予決算額はP164「1 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み (3)決算額の推移」の一部再掲

(3) 実施状況

	令和3年度	令和4年度
相談件数	457件	590件

7 子どもアドボカシー推進事業（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・児童憲章
- ・児童の権利に関する条約
- ・児童福祉法

(2) 事業の概要

目 的	子どもから意見を聴取し、子どもの権利擁護を推進する。
内 容	法人への委託により、以下を実施する。 ①児童養護施設や児童相談所一時保護所に子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）が訪問し、入所中または一時保護中の子どもと面接を行い、子どもの意向により関係機関への調査等を実施し、子どもから聴取した意見への対応を図る。 ②本事業に関わる子どもアドボケイト養成のため、養成講座を実施する。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	10,000千円 (予算額)	—
令和4年度	7,407千円	7,407千円

※補助率：10/10

※予決算額はP164「1 児童の権利擁護、権利侵害の防止に関する取り組み (3)決算額の推移」の一部再掲

(4) 実施状況

		令和4年度
訪 問 回 数	児童養護施設	57回
	児童相談所一時保護所	21回
意 見 表 明 児 童 数	児童養護施設	4人
	児童相談所一時保護所	119人

8 婦人保護（こども家庭保健課）

(1) 根拠法令等

- ・売春防止法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(2) 制度の概要

事 業 目 的	「売春防止法」に基づき要保護女子について売春の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき被害者女性の保護を図ることを目的とする。
事 業 概 要	婦人相談員を各区保健福祉センター家庭健康課に配置し、対象者からの相談、保護更生等に関する業務を行う。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	1,122千円 (予算額)	—
令和4年度	778千円	561千円
令和3年度	710千円	355千円
令和2年度	727千円	214千円
令和元年度	896千円	159千円
平成30年度	837千円	159千円

※補助率：1/2

(4) 年度別実施状況

・ 婦人相談状況

(単位：件)

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
人間関係	夫婦間・交際相手の暴力	472	469	678	511	460
	離婚問題	283	296	295	213	228
	その他の夫婦・交際相手の問題	79	102	77	73	63
	子どもの暴力	17	21	12	12	15
	子どもの養育困難等	69	23	34	43	43
	親・親族の暴力	71	77	66	47	58
	その他の親族問題	22	31	18	15	8
	家庭不和	26	29	25	44	50
	ストーカー問題	9	6	10	3	4
	その他の人間関係	36	23	43	23	30
経済問題	住居問題	27	17	20	37	32
	生活困窮	41	56	109	84	88
	その他の経済問題	45	30	61	37	28
医療問題	妊娠・出産	174	108	85	117	76
	精神的問題	37	52	66	58	70
	病気・その他の医療関係	22	20	25	21	17
その他	売春・不純異性交遊・人身取引	3	1	0	7	0
合計		1,433	1,361	1,624	1,345	1,270

9 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進等を通じた養育環境の向上（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

・ 児童福祉法

(2) 取り組みの概要

児童福祉法に規定する児童の施設への入所措置，母子保護の実施または児童自立生活援助の実施を行った場合に，児童の養育上必要となる費用の支弁や運営等に関する指導・助言を行うことにより，児童の身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な養育環境の確保・向上を図る。

また，近年は，社会的養護を必要とする子どもたちに，できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が求められている。本市においても，本体施設の小規模グループケア化を図るとともに，地域小規模児童養護施設等の増設により，施設機能の地域分散化を進め，より家庭的な環境のもとでの養育を促進する。

(3) 小規模化・地域分散化に向けた沿革

- ・ 平成 27 年 4 月 宮城県において「宮城県家庭的養護推進計画」を策定
- ・ 令和 2 年 3 月 宮城県において「宮城県社会的養育推進計画」を策定
仙台市において「仙台市社会的養育推進計画」を策定

(4) 本市における入所委託児童の構成割合（令和5年3月末現在）

	里親等	グループホーム	本体施設	合計
児童数	89 人	34 人	93 人	216 人
比率	41.2%	15.7%	43.1%	100%

※「里親等」は里親及びファミリーホーム，「本体施設」は児童養護施設及び乳児院

10 児童養護施設における一時保護専用施設（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・児童福祉法
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護実施特別加算費実施要綱」

(2) 概要

児童養護施設において、一時保護児童の受入体制の充実を図り、できる限り良好な家庭的環境で個性を重視した対応ができるよう、一時保護専用施設の整備や指定を行う。

(3) 設置状況

施設名	運営（設置）主体	定員	設置年月日
丘の家子どもホーム 一時保護専用施設 めばえ	社会福祉法人 仙台キリスト教育児院	6名	令和2年5月1日

11 身元保証人確保対策事業（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・身元保証人確保対策事業実施要綱
- ・仙台市身元保証人確保対策事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職や大学等入学、アパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る。平成22年度事業開始。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	97千円 (予算額)	—
令和4年度	31千円	15千円
令和3年度	13千円	6千円
令和2年度	47千円	23千円
令和元年度	29千円	14千円
平成30年度	10千円	5千円

※補助率：1/2

(4) 利用者数の推移

	利用者数
令和4年度	2人
令和3年度	1人
令和2年度	3人
令和元年度	2人
平成30年度	1人

1.2 児童養護施設等職員研修（こども支援給付課）

(1) 根拠法令等

- ・ 基幹的職員研修事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、担い手となる施設職員の専門性の向上を図る必要がある。本市では、平成23年度から施設において職員への指導などを行う基幹的職員（スーパーバイザー）を育成するための研修を実施している。

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	66千円 (予算額)	—
令和4年度	14千円	7千円
令和3年度	0千円	0千円
令和2年度	0千円	0千円
令和元年度	16千円	8千円
平成30年度	20千円	10千円

※補助率：1/2

(4) 参加者数の推移

	参加者数
令和4年度	10人
令和3年度	(中止)
令和2年度	(中止)
令和元年度	9人
平成30年度	10人

1.3 こどもの日記念行事（こども支援給付課）

(1) 制度の概要及び沿革

昭和37年から毎年、市内の児童養護施設等に入所している児童を市内の遊園地等に招待し、子ども達に楽しい一日を提供し、児童福祉の向上に努めている。

(2) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	1,678千円 (予算額)
令和4年度	1,446千円
令和3年度	950千円
令和2年度	1,362千円
令和元年度	1,539千円
平成30年度	1,494千円

(3) 実施状況

	参加者数	招待先
令和4年度	217人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和3年度	157人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和2年度	90人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
令和元年度	214人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館
平成30年度	185人	八木山ベニーランド・仙台うみの杜水族館

1.4 児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業（こども支援給付課）

(1) 制度の概要

目的	社会的養護を受ける児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う。
沿革	平成28年度 事業開始
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が所管する児童養護施設・自立援助ホーム・児童心理治療施設および市内の児童自立支援施設に入所している児童 ・里親委託児童 ・すでに施設を退所または里親の養育から自立した者
対象年齢	おおむね中学生から25歳

(2) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	9,992千円 (予算額)	—
令和4年度	9,800千円	4,899千円
令和3年度	9,800千円	4,899千円
令和2年度	9,769千円	4,884千円
令和元年度	9,679千円	4,839千円
平成30年度	9,591千円	4,795千円

※補助率：1/2

1.5 子ども・若者支援地域協議会（若者支援課、こども若者相談支援センター）

(1) 根拠法令等

- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・仙台市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(2) 事業の概要

子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者支援地域協議会」を令和5年4月に設置。地域において、困難を抱える子ども・若者への支援を効果的かつ円滑に行うため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の関係機関によるネットワークを形成し、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。

(3) 構成団体

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用に関係する市の関係部署や国等の関係機関のほか、子ども・若者の支援に携わる支援団体を構成団体としている。

(4) 開催実績

令和5年8月に第1回代表者会議を開催。

16 若者自立・就労支援事業（若者支援課）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市若者自立・就労支援事業実施要綱

(2) 事業の概要

様々な困難により就労等に不安を持つ若者を対象として、相談対応やメンタルヘルスに関するカウンセリング、就労に向けた各種講座の実施等を通じた支援を行うことにより、困難を有する若者の不安の緩和・解消と社会的自立の促進を図るために、令和5年6月より事業開始。

若者の悩みや不安に関する相談の受付・対応、若者のリカバリーに向けた支援（休憩や学習、交流等の場として利用できるフリースペースの設置を含む）、進路決定、就労に役立つスキル習得のための支援等を実施する。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	18,123千円 (予算額)	—

17 ヤングケアラー支援体制強化事業（こども家庭保健課，こども若者相談支援センター）

(1) 事業の概要

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの早期発見・支援につなげるため、相談窓口の設置や関係職員向けに研修を実施するとともに、当事者の支援にあたるピアサポート体制の構築及び当事者同士が悩みや情報を共有できるオンラインサロンを実施する。

(2) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和5年度	9,450千円 (予算額)	—
令和4年度	4,725千円	3,149千円

※補助率：2/3

※予算額はP164「1 児童の権利擁護，権利侵害の防止に関する取り組み(3) 決算額の推移」の一部再掲を含む。

(3) ピアサポート体制構築の実施状況

ヤングケアラーの発見やその後の支援調整を担う機関等を構成団体とするヤングケアラー支援連絡会を開催。

	令和4年度
開催回数	2回
構成団体数	33団体

(4) オンラインサロンの実施状況

	令和4年度
開催回数	3回
参加者数	25人

第10 いじめ対策推進

1 いじめ対策の総合的推進（いじめ対策推進課）

(1) 根拠法令等

- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 仙台市いじめの防止等に関する条例
- ・ 仙台市いじめ防止基本方針
- ・ 仙台市いじめ防止等対策本部会議設置要綱
- ・ 仙台市いじめ防止対策連絡調整会議設置要綱
- ・ いじめ相談の情報連携に関する要綱

(2) 事業の概要

いじめの防止等に関係する機関・団体の連携や全市のないじめ対策の推進を図るため、「仙台市いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、本市施策の効果的な推進に向け、全庁的な認識の共有及び連携を図る。

また、「仙台市いじめの防止等に関する条例」に基づき、「仙台市いじめ防止等対策検証会議」において関連施策の検証及び必要な改善策についての検討を行う。

そのほか、リーフレットの配布や令和3年度末に開設したいじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっほ」の活用などにより、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発や相談窓口の周知を行う。

(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	6,749千円 (予算額)
令和4年度	5,370千円
令和3年度	7,792千円
令和2年度	3,977千円
令和元年度	13,886千円
平成30年度	4,865千円

2 いじめ等相談支援（いじめ対策推進課）

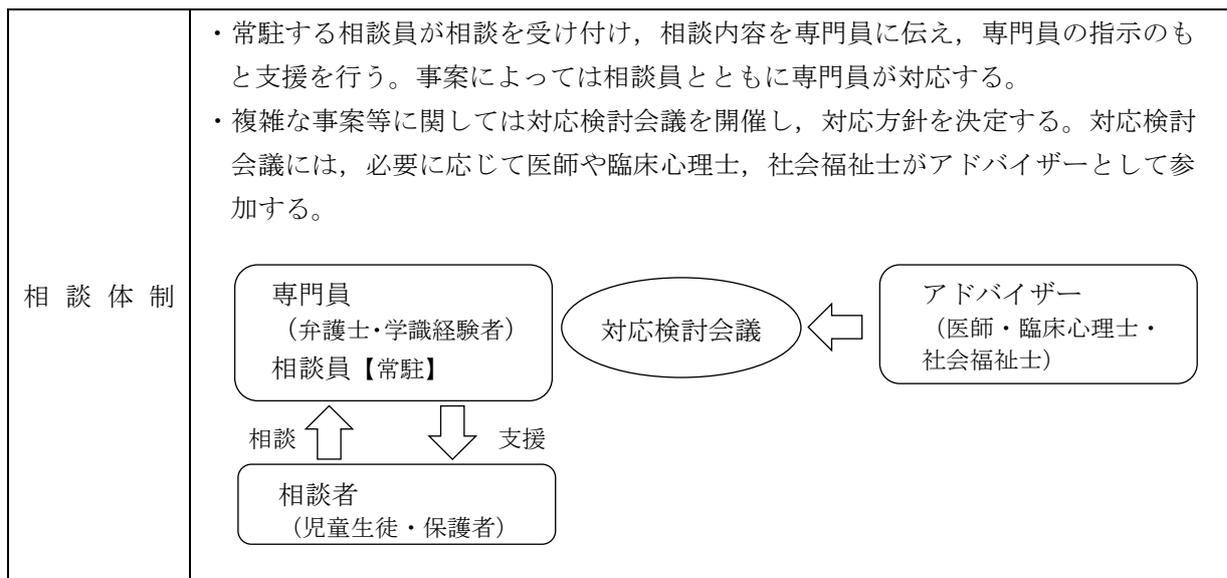
(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市いじめ等相談支援室設置要綱

(2) 事業の概要

法律や心理など専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口において、いじめ等に悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。

名 称	仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（エスケット） ※S-KETは、Sendai-Kizuna Expert Teamの頭文字
開設年月日	令和2年6月1日
所 在 地	仙台市青葉区国分町二丁目14-18 定禅寺パークビル3階
対 象 者	仙台市内に居住する、または仙台市立学校に在籍する児童生徒とその保護者
相談日・時間	月・水・木・土曜日 午前10時～午後5時 火・金曜日 正午～午後7時 (日曜・祝日・年末年始を除く)
相 談 方 法	電話相談、メール相談、面接相談（原則予約制）



(3) 決算額の推移

	決算額
令和5年度	11,825千円 (予算額)
令和4年度	12,687千円
令和3年度	5,632千円
令和2年度	6,248千円
令和元年度	8,347千円

(4) 主訴別相談状況 (延べ件数)

(単位：件)

	条例上禁止されている行為			左記以外								計
	いじめ	な体罰・不適切指導	虐待	不登校	不満等	教職員への	心身の悩み	友人付き合いの悩み	進路・学習の悩み	家族に関する不満や悩み	子育ての悩み	
令和4年度	252	94	0	2	43	17	24	2	18	5	31	488
令和3年度	252	27	4	15	42	24	24	0	12	5	44	449
令和2年度	170	6	7	9	49	36	37	7	20	3	34	378

(5) 受付方法別相談状況 (延べ件数)

① 電話相談

(単位：件)

	小学生	中学生	高校生	学年不明	保護者	その他	計
令和4年度	6	14	4	0	228	11	263
令和3年度	22	4	7	0	227	22	282
令和2年度	37	2	9	1	135	19	203

② メール相談

(単位：件)

	小学生	中学生	高校生	学年不明	保護者	その他	計
令和4年度	35	10	8	8	92	9	162
令和3年度	19	14	14	12	23	14	96
令和2年度	11	2	31	31	54	9	138

③ 面接相談

(単位：件)

	児童生徒と保護者	保護者のみ	計
令和4年度	27	36	63
令和3年度	26	45	71
令和2年度	14	23	37

第 1 1 新型コロナウイルス感染症対策関係事業

1 衛生管理体制確保支援（総務課，こども支援給付課，こども家庭保健課，児童クラブ事業推進課，運営支援課，幼保企画課，児童相談所）

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、のびすくや児童館等の市設置施設や私立保育所，児童養護施設等の児童福祉施設に対し，マスクや消毒液等の衛生用品の配備や備蓄及び国補助金を活用した衛生用品の購入費用の補助を行っている。

(2) 決算額の推移

※各事業の本市負担分には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当されている場合があるが，当該交付金については記載を省略している。

① のびすく（子育てふれあいプラザ等）運営事業

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度 (予算額)	750 千円	—	—
令和 4 年度	1,656 千円	443 千円 (国 1/3) 443 千円 (県 1/3)	5 か所
令和 3 年度	718 千円	239 千円 (国 1/3) 239 千円 (県 1/3)	5 か所
令和 2 年度	1,941 千円	1,941 千円 (国・県 10/10)	5 か所

② 仙台すくすくサポート事業

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度 (予算額)	100 千円	—	—
令和 4 年度	111 千円	37 千円 (国 1/3) 37 千円 (県 1/3)	1 か所
令和 3 年度	39 千円	13 千円 (国 1/3) 13 千円 (県 1/3)	1 か所
令和 2 年度	364 千円	364 千円 (国・県 10/10)	1 か所

③ 児童養護施設等

	決算額	国庫補助額	対象施設数
令和 5 年度 (予算額)	19,250 千円	—	—
令和 4 年度	4,169 千円	2,085 千円 (国 1/2)	10 か所
令和 3 年度	4,011 千円	2,005 千円 (国 1/2)	10 か所
令和 2 年度	7,151 千円	7,151 千円 (国 10/10)	11 か所＋里親

④ 母子家庭等就業・自立支援センター

	決算額	国庫補助額	対象施設数
令和 5 年度 (予算額)	0 千円	—	—
令和 4 年度	0 千円	—	—
令和 3 年度	0 千円	—	—
令和 2 年度	336 千円	336 千円 (国 10/10)	3 か所

⑤ 病児・病後児保育

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	4,800 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	4,756 千円	1,582 千円 (国 1/3) 1,582 千円 (県 1/3)	18 か所
令和 3 年度	3,685 千円	1,728 千円 (国 1/2) 1,228 千円 (県 1/3)	15 か所
令和 2 年度	3,804 千円	3,804 千円 (国 10/10)	12 か所

⑥ 育児ヘルプ家庭訪問事業

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	300 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	300 千円	100 千円 (国 1/3) 100 千円 (県 1/3)	育児ヘルパー13 事業所 17 か所 区役所・総合支所 7 か所
令和 3 年度	300 千円	100 千円 (国 1/3) 100 千円 (県 1/3)	育児ヘルパー13 事業所 18 か所 区役所・総合支所 7 か所
令和 2 年度	1,000 千円	1,000 千円 (国 10/10)	育児ヘルパー13 事業所 17 か所 区役所・総合支所 7 か所

⑦ 産後ケア事業

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	3,136 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	2,597 千円	1,298 千円 (国 1/2)	13 か所
令和 3 年度	2,109 千円	1,054 千円 (国 1/2)	12 か所
令和 2 年度	9,069 千円	9,069 千円 (国 10/10)	12 か所

⑧ 妊産婦・乳幼児訪問指導

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	300 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	300 千円	100 千円 (国 1/3) 100 千円 (県 1/3)	区役所・総合支所 7 か所
令和 3 年度	300 千円	100 千円 (国 1/3) 100 千円 (県 1/3)	区役所・総合支所 7 か所
令和 2 年度	999 千円	999 千円 (国 10/10)	区役所・総合支所 7 か所

⑨ 子育て世代包括支援センター

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	945 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	1,907 千円	636 千円 (国 1/3) 636 千円 (県 1/3)	区役所・総合支所 7 か所
令和 3 年度	3,463 千円	2,309 千円 (国 2/3) 927 千円 (県 1/3)	区役所・総合支所 7 か所
令和 2 年度	6,385 千円	6,385 千円 (国 10/10)	区役所・総合支所 7 か所
令和元年度	615 千円	615 千円 (国 10/10)	区役所・総合支所 7 か所

⑩ 児童館等

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	児童館	10,000 千円 (予算額)	—
	民間児童クラブ	8,000 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	児童館	4,749 千円	1,583 千円 (国 1/3) 1,583 千円 (県 1/3)
	民間児童クラブ	5,853 千円	1,951 千円 (国 1/3) 1,951 千円 (県 1/3)
令和 3 年度	児童館	13,069 千円	4,355 千円 (国 1/3) 4,355 千円 (県 1/3)
	民間児童クラブ	5,346 千円	1,782 千円 (国 1/3) 1,782 千円 (県 1/3)
令和 2 年度		44,989 千円	8,025 千円 (国 10/10) 36,399 千円 (県 10/10)
			児童館 113 か所 民間児童クラブ 32 か所

⑪ 公立保育所

	決算額	国及び県補助額	対象施設数
令和 5 年度	8,000 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	7,986 千円	7,986 千円 (国 10/10)	33 か所
令和 3 年度	8,735 千円	8,733 千円 (国 10/10)	33 か所
令和 2 年度	33,254 千円	16,314 千円 (国 1/2) 16,428 千円 (県 1/2)	35 か所

⑫ 私立保育所等

	決算額	国庫補助額	対象施設数
令和 5 年度	174,369 千円 (予算額)	—	—
令和 4 年度	171,129 千円	85,528 千円 (国 1/2)	455 か所
令和 3 年度	163,083 千円	81,508 千円 (国 1/2)	442 か所
令和 2 年度	249,080 千円	249,080 千円 (国 10/10)	747 か所

⑬ 児童相談所

	決算額	国及び県補助金	対象施設
令和 5 年度	1,000 千円 (予算額)	—	本館・一時保護所
令和 4 年度	904 千円	904 千円 (国 10/10)	本館・一時保護所
令和 3 年度	923 千円	923 千円 (国 10/10)	本館・一時保護所
令和 2 年度	1,988 千円	998 千円 (国 1/2) 990 千円 (県 1/2)	本館・一時保護所

2 新型コロナウイルス抗原検査キットの配付（総務課，こども支援給付課，児童クラブ事業推進課，運営支援課）

(1) 制度の概要

目的	「みやぎ BA. 5 対策強化宣言」を受け，早期の感染状況の把握と感染拡大防止を図ることを目的として，令和 4 年 8 月から 9 月まで実施。
対象施設	のびすく，児童養護施設，児童館，保育施設
実施内容	<p>(1) 対象施設への全数配付 職員が体調不良となった際に感染の有無を確認し，施設内での感染拡大防止を図るため，市内の保育施設，児童館及びのびすくのうち希望する施設に対し，全職員数分の抗原検査キットを配布する。</p> <p>また，児童養護施設については，児童が入所し生活する施設であることを踏まえ，職員分及び入所者分のキット（各 5 回分）を配付する。</p> <p>(2) 感染拡大の場合の頻回検査用キット配付 一定の区域や施設内で感染が拡大した場合に，その区域内の施設または当該施設に速やかに配付できるよう，頻回検査用のキットを一定数確保する。</p>

(2) 決算額と実績

① 保育施設

	決算額	施設数	対象人数	検査キット個数 ^{※1}
令和 4 年度	8,617 千円	486 施設	約 10,000 人	(1)10,000 人分×1 回 (2)600 個

② 児童館

	決算額	施設数	対象人数	検査キット個数 ^{※2}
令和 4 年度	1,779 千円	112 施設	1,113 人	(1)1,550 人分×1 回 (2)600 個

③ のびすく（子育てふれあいプラザ等）

	決算額	施設数	対象人数	検査キット個数 ^{※1}
令和 4 年度	140 千円	5 施設	82 人	(1)100 人分×1 回 (2)60 個

④ 児童養護施設

	決算額	施設数	対象人数	検査キット個数 ^{※2}
令和 4 年度	3,839 千円	10 施設	791 人	(1)850 人×5 回分 (2)450 個

※1 1 箱あたり 10 個入りのため，施設毎に 10 人単位で切り上げている。

※2 1 箱あたり 5 個入りのため，施設毎に 5 人単位で切り上げている。

3 子育て世帯臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）（※令和 2 年度のみ実施）

(1) 根拠法令等

- ・内閣府子ども・子育て本部統括官通知「令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」
- ・令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領
- ・令和 2 年度仙台市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

本事業は令和 2 年度限りの事業として実施した。

事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、児童手当（本則給付）を受給する子育て世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を支給するもの。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月分の児童手当受給者 ・児童手当の対象児童が令和 2 年 3 月に中学校を卒業した受給者（特例給付受給者を除く） ・施設入所等児童が入所している施設等設置者
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員支給対象者を除き、児童手当の登録口座に振込 ・公務員支給対象者については、所属庁の証明を受けた申請書により指定口座に振込
周知方法	支給対象者（公務員を除く）に案内チラシを送付、公務員の各所属庁より案内、市ホームページ、市政だより

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和 2 年度	1, 316, 240 千円	1, 316, 240 千円

※補助率：10/10

(4) 実施状況

	受給者数	支給対象児童数	支給額
一般分	70, 063 人	112, 255 人	1, 122, 550 千円
公務員分	7, 689 人	12, 814 人	128, 140 千円
合計	77, 752 人	125, 069 人	1, 250, 690 千円

4 ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）（※令和 2 年度のみ実施）

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省子ども家庭局長通知「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」
- ・厚生労働省子ども家庭局長通知「ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について」の一部改正について
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領
- ・仙台市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

本事業は令和 2 年度限りの事業として実施した。

事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するもの。
対象者	1 基本給付(再支給を含む)(1 世帯 5 万円、児童が 2 人以上いる場合は 2 人目以降 1 人につき 3 万円加算) ①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当受給者 ②令和 2 年 5 月末日時点でひとり親等に該当し、かつ公的年金等を受給していることで令和 2 年 6 月分の児童扶養手当が支給できない者

	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年2月以降に家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっているひとり親 2 追加給付(1世帯5万円) 上記1の①または②に該当する者のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した者
実施方法	基本給付の①については、申請不要。基本給付の②、③及び2追加給付については、申請が必要。
周知方法	児童扶養手当資格認定者及び現況未提出者へ制度案内チラシの送付、市ホームページ、市政だより、ラジオ放送、町内会回覧板を通じての周知

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和2年度	1,317,388千円	1,317,388千円

※補助率：10/10

(4) 実施状況

① 基本給付

	申請件数	支給件数	支給額
令和2年度	(申請不要)	7,346件	465,850千円

② 基本給付(申請分)

種別	申請件数	支給件数	支給額
公的年金(児扶認定有)	343件	39件	2,370千円
公的年金(児扶認定無)		304件	20,240千円
家計急変	768件	768件	51,000千円
計	1,111件	1,111件	73,610千円

③ 追加給付

種別	申請件数	支給件数	支給額
6月児童扶養手当受給者	4,333件	4,333件	216,650千円
公的年金(児扶認定有)	210件	14件	700千円
公的年金(児扶認定無)		196件	9,800千円
計	4,543件	4,543件	227,150千円

④ 基本給付(再支給分)

種別	支給件数	支給額
6月児童扶養手当受給者	7,342件	465,650千円
公的年金(児扶認定有)	39件	2,370千円
公的年金(児扶認定無)	303件	20,160千円
家計急変	768件	51,000千円
計	8,452件	539,180千円

5 新生児臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）（※令和 2 年度，令和 3 年度に実施）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市新生児臨時特別給付金支給要綱

(2) 制度の概要及び沿革

本事業は，令和 3 年 5 月 31 日に申請受付を終了した。

事業目的	未来を担う子ども達の誕生をお祝いするとともに，新型コロナウイルス感染症による不安が続く厳しい環境の下での子育てを応援することを目的として，給付金を支給するもの。
対象者	令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 4 月 1 日までの間に生まれ，誕生日において，市内に住所を有する支給対象児を監護するとともに生計を同じくする母または支給対象児を監護するとともに，生計を同じくする者
実施方法	対象者からの申請に基づき，支給対象児 1 人につき 5 万円を支給
周知方法	対象者への制度案内チラシ及び申請書の送付，市ホームページ，市政だよりを通じての周知

(3) 決算額の推移

	決算額
令和 3 年度	46,503 千円 (繰越分 45,548 千円含む)
令和 2 年度	317,546 千円

(4) 実施状況

	申請者	支給者	支給総額
令和 3 年度	876 件	911 件(うち多胎児 8 件)	45,950 千円
令和 2 年度	6,204 件	6,168 件(うち多胎児 57 件)	311,250 千円

6 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給（こども支援給付課）（※令和 3 年度，令和 4 年度に実施）

(1) 根拠法令等

- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領
- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領
- ・ 仙台市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱
- ・ 仙台市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

事業目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で，子育て世帯の生活を支援するため，低所得のひとり親世帯及び住民税均等割非課税の子育て世帯に対し，対象児童 1 人につき 5 万円の給付金を支給するもの。
対象者	①ひとり親世帯 4 月分の児童扶養手当受給者または収入が児童扶養手当受給者と同水準の者 ②ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯 住民税均等割が非課税または収入が同水準の者等

実施方法	児童扶養手当等の受給対象者は申請不要
周知方法	児童扶養手当資格認定者及び現況未提出者へ制度案内チラシの送付，市ホームページ，市政だより，LINE，ラジオ放送，町内会回覧板

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和 4 年度	1,054,224 千円	1,054,224 千円
令和 3 年度	1,077,674 千円	1,077,674 千円

※補助率：10/10

(4) 実施状況

① ひとり親世帯

	支給件数	支給額
令和 4 年度	7,405 件	541,900 千円
令和 3 年度	5,657 件	486,700 千円

② ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

	支給件数	支給額
令和 4 年度	7,777 件	567,100 千円
令和 3 年度	5,485 件	482,300 千円

7 子育て世帯への臨時特別給付金の支給（こども支援給付課）（※令和 3 年度，令和 4 年度に実施）

(1) 根拠法令等

- ・内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」
- ・令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
- ・令和 3 年度仙台市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

本事業は，令和 4 年 4 月 28 日にすべての申請受付を終了した。

事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ，児童手当（本則給付）を受給する子育て世帯等に対し，その対象児童一人あたり 10 万円を支給するもの。
対象者	・令和 3 年 9 月分の児童手当受給者等（特例給付受給者を除く） ・施設入所等児童が入所している施設等設置者
実施方法	・公務員支給対象者及び高校生年代の児童のみを養育している世帯を除き，児童手当の登録口座に振込 ・公務員支給対象者及び高校生年代の児童のみを養育している世帯については，申請に基づき，指定口座に振込
周知方法	仙台市から公務員支給対象者及び高校生年代の児童のみを養育している世帯へ制度案内チラシ及び申請書の送付，市ホームページ，市政だよりを通じての周知

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 4 年度	30,412 千円	30,412 千円
令和 3 年度	14,507,544 千円	14,507,544 千円

※補助率：10/10

(4) 実施状況

- ・申請不要分

	申請件数	支給件数	支給額
令和 3 年度	(申請不要)	69,190 件	11,776,700 千円

- ・申請必要分

	種別	申請件数	支給件数	支給額
令和 3 年度	高校生等養育者	19,592 件	10,952 件	1,191,600 千円
	公務員児童手当受給者		8,183 件	1,440,500 千円
	その他(中学生以下)		103 件	13,000 千円
	支援給付金	233 件	232 件	37,480 千円
	計	19,825 件	19,470 件	2,682,580 千円

8 子ども食堂新型コロナウイルス感染症対策助成金事業(こども支援給付課)(※令和 2 年度のみ実施)

(1) 根拠法令等

- ・仙台市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(2) 制度の概要

事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂の開催が困難となっているため、子どもに対する配食・宅食による子どもの見守りを維持する活動または子ども食堂実施にあたり新型コロナウイルス感染防止に取り組んでいる場合に、これに要する経費を新たに助成することにより、子どもが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を促進することを目的とする。令和 3 年度より子どもの居場所づくり支援事業に統合。
助成対象	以下の取り組みを実施する団体への助成を行う社会福祉法人仙台市社会福祉協議会へ実施団体に対する助成金及び事務費等を交付し、実施する。 ・主な利用者が地域の子どものこと ・配食・宅食を行う場合は原則、2 カ月に 1 回以上実施すること ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じること ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関と連携をとること
助成額	助成対象経費の 5 分の 4 以下を、20 万円限度に助成
助成実績	11 団体

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和 2 年度	1,580 千円	1,580 千円

※補助率：10/10

9 認可外保育施設支援(運営支援課)(※令和 2 年度のみ実施)

(1) 根拠法令等

- ・登園自粛に伴う認可外保育施設助成金交付要綱

(2) 制度の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園を自粛した等の家庭の経済的負担の軽減を目的とし、対象児童 1 人あたり月額 42,000 円を限度として、認可外保育施設に対して助成金を交付するもの。

(3) 決算額

	決算額
令和 2 年度	1,840 千円

(4) 交付実績

	対象施設数	対象者数 (延べ)
令和 2 年度	11 施設	50 人 (83 人)

1 0 妊婦に対する布製マスクの配布 (こども家庭保健課) (※令和 2 年度のみ実施)

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省子ども家庭局母子保健課通知「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策について」
- ・厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策における妊婦へのマスクの配布に係るご協力のお願について」

(2) 制度の概要及び沿革

本事業はマスクの流通状況等を鑑み、令和 2 年度末をもって終了した。

事業目的	新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、不安を抱えている妊婦の方々への支援策の一つとして、国において一括購入した布製マスクを妊婦に対して配布するもの。
対象者	配布時点で仙台市に住民票のある妊婦
実施方法	令和 2 年 5 月 1 日以降に出産予定の、市内に住民票のある妊婦に対し、母子健康手帳の交付時または家庭健康課・総合支所保健福祉課での転入手続き時に配布する。 ※出産予定日が令和 2 年 5 月 1 日以降で、令和 2 年 5 月 25 日より前に母子手帳を交付または転入手続きを行った方については、郵送により配布。
周知方法	市ホームページを通じて周知

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和 2 年度	3,432 千円	1,716 千円

※補助率:1/2

(4) 実施状況

	令和 2 年度
配布枚数	70,669 枚

1 1 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 (こども家庭保健課)

(1) 根拠法令等

- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」
- ・仙台市新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援事業実施要綱
- ・仙台市不安を抱える妊婦の方への出産前新型コロナウイルス検査事業実施要綱

(2) 制度の概要及び沿革

目的	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦は、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にあることから、妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。
対象者	① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援 新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦で、自身の健康管理、胎児、新生児または乳児の健康や出産後の育児等について不安を感じており、相談支援を希望する者。 ② 不安を抱える妊婦への出産前ウイルス検査 市内に居住または滞在しており、宮城県内の分娩取扱施設で分娩を予定している、おおむね妊娠 36 週から 38 週の妊婦で、検査を希望する者 ※新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない者

実施機関	① 区家庭健康課，総合支所保健福祉課 ② 県内指定医療機関(ドライブスルー採取方式または分娩取扱施設における自院採取方式)
実施内容	① 新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦について，本人の希望をふまえ，助産師，保健師等による訪問，電話・オンライン相談などで継続的に寄り添い型のケア支援を実施する。 ② 出産を予定している分娩取扱施設の主治医が検査について説明し，検査を希望する妊婦は分娩取扱施設を通じて検査の予約をし，検査を受ける。

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 5 年度	31,488 千円 (予算額)	—
令和 4 年度	21,191 千円	21,191 千円
令和 3 年度	32,390 千円	32,048 千円
令和 2 年度	25,713 千円	25,713 千円

※補助率：10/10

(4) 利用者数や実施箇所数等の推移

① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援

	支援対象者数	支援者数	支援延回数	支援回数内訳			
				訪問	電話	オンライン	面接
令和 4 年度	0 人	0 人	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
令和 3 年度	15 人	8 人	20 回	4 回	15 回	0 回	1 回
令和 2 年度	10 人	7 人	63 回	10 回	52 回	1 回	0 回

② 不安を抱える妊婦への出産前ウイルス検査 (単位：人)

	受検者数	受検者内訳			
		ドライブスルー方式	自院採取方式	自院採取方式 検体採取法別内訳	
				鼻咽頭拭い液	唾液
令和 4 年度	1,021	4	1,017	485	532
令和 3 年度	1,577	134	1,443	842	601
令和 2 年度	1,265	292	973	795	178

1 2 助産師による妊産婦電話相談（こども家庭保健課）（※令和 2 年度～令和 4 年度まで実施）

(1) 根拠法令等

・厚生労働省子ども家庭局母子保健課，厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

(2) 制度の概要及び沿革

事業目的	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い，妊娠，出産，育児に不安を抱える妊産婦への相談対応を行う。
対象者	県内在住の妊産婦，県内で里帰り分娩する妊産婦など
実施方法	一般社団法人宮城県助産師会に委託。助産師が電話により行う。令和 2 年 7 月事業開始。※宮城県と共同設置 毎週月・水・金曜日午後 1 時～午後 7 時まで（祝休日，年末年始を除く）
周知方法	市政だより，関係機関を通して周知
備考	令和 5 年度からこども家庭庁成育局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく事業として実施

(3) 決算額の推移

	決算額	国庫補助額
令和 4 年度	686 千円	343 千円
令和 3 年度	686 千円	343 千円
令和 2 年度	517 千円	258 千円

※補助率：1/2

(4) 実施状況

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	113	275	440

※縣市合計数

1 3 幼児健康診査の一部個別健診による実施（こども家庭保健課）（※令和 2 年度のみ実施）

(1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 3 月～同年 5 月の幼児健康診査を一時休止した。一時休止期間中に健診対象となっていた児の健診を迅速に進めるとともに、健診の平常化を図るため、個別健診を行う特例対応を実施した。

(2) 決算額

① 1 歳 6 か月児健康診査

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 2 年度	19,787 千円	17,230 千円	361 千円

※国庫補助率：10/10(子ども・子育て支援交付金 補助額 400 千円), 1/2(母子保健衛生費国庫補助金 補助額 8,415 千円, 新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金 補助額 8,415 千円)
 県補助率：10/10(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

② 2 歳 6 か月児歯科健康診査

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 2 年度	27,282 千円	606 千円	2,988 千円

※国庫補助率：10/10(子ども・子育て支援交付金)

県補助率：10/10(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

③ 3 歳児健康診査

	決算額	国庫補助額	県補助額
令和 2 年度	17,337 千円	12,745 千円	151 千円

※国庫補助率：10/10(子ども・子育て支援交付金 補助額 481 千円), 1/2(母子保健衛生費国庫補助金 補助額 6,132 千円, 新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金 補助額 6,132 千円)

県補助率：10/10(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)

(3) 実施状況

① 1 歳 6 か月児健康診査

特例健診の対象者：令和 2 年 6 月以降に 1 歳 6 か月となった幼児（宮城総合支所・秋保総合支所管内を除く）
 実施期間：令和 2 年 6 月 18 日より集団健診にて再開し、9 月 14 日より集団健診と小児科診察部分のみ個別健診を組み合わせ実施。12 月 2 日より小児科診察部分を集団健診に戻して実施。

実施方法：ア 各区役所にて問診，歯科健康診査等を受診

イ 後日，登録医療機関にて小児科健康診査を受診

i 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	3,106 人
ii 特例の集団健診を受診した人数	3,032 人
iii 特例対応健診の受診率	97.6%
iv iiのうち特例健診小児科受診者数	2,838 人
v 特例健診小児科受診率	93.6%

※宮城総合支所及び秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。

② 2歳6か月児歯科健康診査

特例健診の対象者：令和2年6月以降に2歳6か月となった幼児（秋保総合支所管内を除く）

実施期間：令和2年6月16日から7月16日まで一時集団健診にて再開し、8月1日より登録医療機関での個別健診にて実施。12月1日より集団健診に戻して実施。

実施方法：ア 各区役所・総合支所に問診票を返送

イ 登録医療機関にて歯科健康診査を受診

i 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	6,259 人
ii 特例の集団健診を受診した人数	5,438 人
iii 特例対応健診の受診率	86.9%

※秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。

③ 3歳児健康診査

特例健診の対象者：令和2年6月以降に3歳7か月となった幼児（秋保総合支所管内を除く）

実施期間：令和2年6月16日より集団健診にて再開し、8月4日より集団健診と歯科診察部分のみ個別健診を組み合わせる実施。12月1日より歯科診察部分を集団健診に戻して実施。

実施方法：ア 区役所にて問診、小児科健康診査等を受診

イ 後日、登録医療機関にて歯科健康診査を受診

i 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	5,082 人
ii 特例の集団健診を受診した人数	4,858 人
iii 特例対応健診の受診率	95.6%

※秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。

(4) 備考

- ・特例健診の対象者には令和2年3月～5月までの間に受診予定だったが、未受診のため特例健診の対象としたものを含む。

1.4 児童福祉施設職員向け研修会（総務課）（※令和2年度のみ実施）

(1) 事業の概要

保育所や児童館等の児童福祉施設で新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら業務にあっている職員を対象に、新型コロナウイルス感染症についての正しい対応や予防知識の取得と、業務の特性上幼児や子ども達と密接にかかわることによる不安や心身の負担を軽減するためのメンタルヘルスを目的とした研修会を開催。

(2) 決算額

	決算額	県補助額
令和2年度	882 千円	882 千円

※補助率：10/10

(3) 利用者数や実施箇所数等の推移

	延べ研修参加者数	延べDVD受講者数	計
令和2年度	254人	1,514人	1,768人

1 5 児童福祉施設等職員慰労金支給事業（こども支援給付課，児童クラブ事業推進課，認定給付課，児童相談所）（※令和2年度のみ実施）

(1) 根拠法令等

- ・ 仙台市児童福祉施設等職員慰労金給付要綱

(2) 制度の概要

事業目的	市内における新型コロナウイルス感染拡大期以降の状況下において，社会機能の維持に不可欠な役割を担っている市内の児童福祉施設等に勤務する職員が，自らが感染する可能性がある中で相当程度心身に負担をかけながら継続的に業務に従事していることに対して，慰労金を給付するもの。
支給対象	令和2年2月21日から同年6月30日までの間に，仙台市内の給付対象施設等（※）において，児童と一定程度接する機会がある業務に通算10日以上従事した者のうち，同年9月1日時点において，仙台市内の施設等に従事している職員。 （※）対象施設等 ①児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，母子生活支援施設，自立援助ホーム，児童相談所一時保護所 ②児童館，児童クラブ ③保育所，認定こども園，地域型保育事業，幼稚園（預かり保育），認可外保育施設，病児保育事業（市民受入をしている施設に限る）
支給額	1人あたり5万円

(3) 決算額

	決算額	国庫補助額
令和2年度	614,347千円	614,347千円

※補助率：10/10

(4) 支給人数

	①児童養護施設等	②児童館等	③保育施設・幼稚園等	合計
令和2年度	419人	1,284人	10,556人	12,259人

1 6 オンライン相談環境の整備（運営支援課，児童相談所）（※令和2年度のみ実施）

(1) 根拠法令等

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 地域子育て支援拠点事業実施要綱
- ・ 仙台市保育所等地域子育て支援事業実施要綱
- ・ 保育所等地域子育て支援事業のオンライン環境整備補助金交付要綱
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

(2) 事業の概要

保育所等地域子育て支援事業において、新型コロナウイルス感染症対策のため、室内への来所人数や行事等を制限しており、感染への不安から来所を控える保護者もいる。このことから、感染リスクを抑えながら相談支援の機会を広げ、育児支援を図るための取り組みとして、オンラインによる子育て相談を令和3年1月より公立10か所の子育て支援センター（室）で開始。私立保育所及び認定こども園に対しては、オンライン環境整備に要する経費の助成を行い、環境が整った園から順次取り組みを始めている。

また、児童相談所が非接触型相談を行う際に要するタブレット端末について、年度内に購入し、児童福祉施設間でのオンラインによる面談など相談支援環境を整備した。

(3) 決算額

① 私立保育所及び認定こども園に対する環境整備費の補助

	決算額	国庫補助額	施設数
令和2年度	7,300千円	7,300千円	15施設

※補助率：10/10

② 児童相談所に対する環境改善補助及び臨時交付金

	決算額	国庫補助額	臨時交付金
令和2年度	269千円	134千円	135千円

※補助率：1/2

IV 相談機関等

1 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置され、18歳未満の児童の福祉に関する各般の問題について、児童本人やその保護者・関係者（機関）とともに考え、解決に向けて援助していく機関である。

虐待をはじめ児童に適切な養育環境が確保されない問題、非行や集団不適応等の性格行動面での問題の相談を受け、その児童を取り巻く環境等の調査や心身の状態の把握を行い、施設や学校、警察、保健所、福祉事務所等の関係機関と連携をとって問題解決を図っている。

また、虐待等により養護に欠ける児童の緊急保護や行動観察を行うために、所内に一時保護所を設置している。

(1) 施設概況

① 所在地

仙台市青葉区東照宮一丁目18番1号

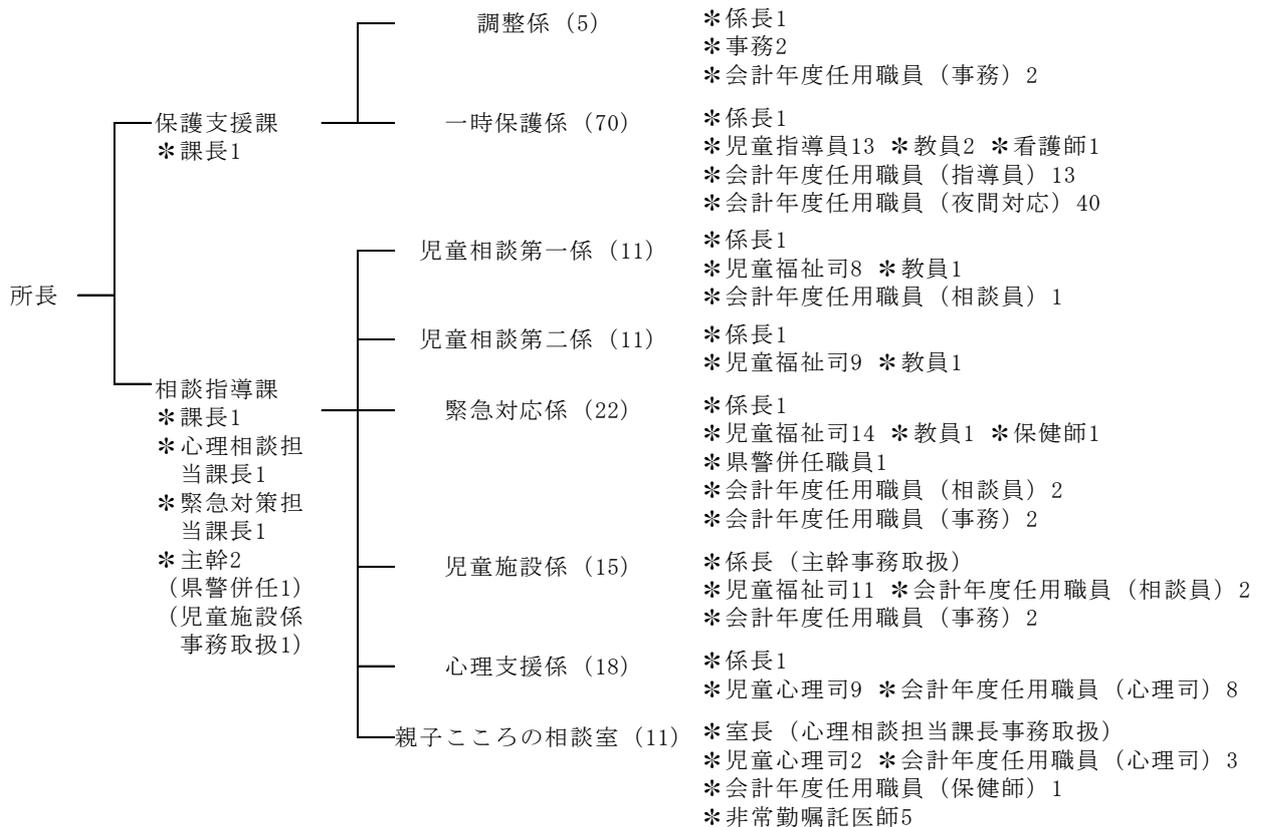
② 設置年月日

平成元年4月1日（平成4年4月に現在地に移転）

③ 施設面積

- ・敷地面積 6,773.42 m²
- ・建築面積 2,249.82 m²
- ・延べ床面積 3,859.96 m²（内訳：本館3,236.51 m²・一時保護所623.45 m²）

(2) 職員構成（令和5年4月1日現在）



※（ ）内は職員数（正職員，非常勤職員，会計年度任用職員）

(3) 児童相談業務

児童相談は、養護相談・保健相談・非行相談・育成相談・障害相談等に分類される。

相談の受付は、専任の児童福祉司が面接により行い、受理会議において主訴の確認・問題点の検討を行ったうえで担当児童福祉司・児童心理司に引き継いでいる。虐待対応および緊急保護が必要なケースには専任の「児童虐待対応チーム」が対応していたが、平成30年度から独立した係として「緊急対応係」を新設し、令和3年度からは、全ての相談・通告の受付を緊急対応係に一本化した。

また、相談専用電話を開設し、所内に専任職員を配置し相談の充実を図っている。

さらに、児童虐待防止と早期発見・早期対応に向けて、全市及び区毎の仙台市要保護児童対策地域協議会に構成員として参加し、関係機関等との連携を密に行っている。

なお、相談内容が児童相談所及び発達相談支援センター（アーチル）双方にまたがる場合は、相互連携のもとに具体的援助の方策を設定していくこととしている。

全相談受付件数推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養護相談	2,254	2,590	3,705	3,169	2,718
保健相談	7	13	13	18	6
非行相談	45	55	35	42	41
育成相談	633	632	607	658	520
障害相談	35	32	54	20	33
その他の相談	184	514	594	818	279
計	3,158	3,836	5,008	4,725	3,597

養護相談のうち児童虐待相談対応件数推移

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	250	303	364	521	500
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	229	178	180	267	271
性的虐待	9	11	4	14	15
心理的虐待	430	610	705	931	865
計	918	1,102	1,253	1,733	1,651

① 相談種別

ア 養護相談

虐待や父母の離婚、保護者の病気や死亡等により家庭での養育が困難な児童について、家庭や関係機関等から相談を受けている。

児童福祉司による家族への指導・助言や福祉事務所等との連携によって養育環境の整備を図ることに加え、児童心理司による児童の心理的ケアを行う。また、必要に応じて児童を一時保護し、児童養護施設等への入所や里親委託等によりそれぞれの児童に必要な養育環境を確保するほか、親子分離を必要としない虐待ケースについても各区保健福祉センター、保育施設、学校、民生委員児童委員等との連携による援助を行っている。

令和4年度養護相談受理状況

	家庭環境（虐待）	家庭環境（その他）	傷病	離婚	家出	死亡	その他	計
受理件数	2,044件	19件	20件	0件	17件	4件	614件	2,718件
割合	75.2%	0.7%	0.7%	0%	0.6%	0.2%	22.6%	100%

令和4年度養護相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他	計
対応件数	935件	1,017件	20件	22件	50件	27件	309件	2,380件
割合	39.3%	42.8%	0.8%	0.9%	2.1%	1.1%	13.0%	100%

イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する児童に関する相談。

ウ 非行相談

法に触れる非行事実を理由に警察から通告された児童(触法相談)や家出・深夜徘徊・性的逸脱行動・乱暴等の問題行動(ぐ犯相談)について家族や学校等から相談を受け、非行の背景や児童の心理状態を把握して、家族関係の調整や心理的ケアを学校等の関係機関と連携して実施している。

また、ケースによっては家庭裁判所への送致や児童自立支援施設への措置を行っている。

令和4年度非行相談受理状況

	ぐ犯	触法	計
受理件数	19件	22件	41件
割合	46.3%	53.7%	100%

令和4年度非行相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
対応件数	12件	24件	3件	0件	0件	2件	41件
割合	29.3%	58.5%	7.3%	0%	0%	4.9%	100%

エ 育成相談

i) 性格行動相談

家庭では問題がないが学校等でほとんど話ができない、自室に引きこもる、落ち着きがなくて集団に適応できない、家族に対して暴力をふるう等の問題について児童福祉司や児童心理司による継続的な心理的ケアを実施している。また、必要に応じて所内の嘱託医による相談や精神保健福祉領域の相談機関・精神科等の医療機関の紹介を行っている。

ii) 不登校相談

不登校は様々な要因が重なって生じるものであり、原因追求よりも不登校によって子どもや親が苦しんでいる状態を緩和し、安心して生活できるようになることを最優先にした心理的ケアを実施している。また、必要に応じて適応指導教室や中卒後の自立支援に結びつける援助も実施している。

令和4年度育成相談受理状況

	性格行動相談	不登校	適性相談	しつけ相談	計
受理件数	369件	108件	2件	41件	520件
割合	71.0%	20.7%	0.4%	7.9%	100%

令和4年度育成相談対応状況

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
対応件数	193件	260件	62件	1件	0件	5件	521件
割合	37.0%	49.9%	11.9%	0.2%	0%	1.0%	100%

オ 障害相談

肢体不自由・視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害・知的障害・自閉症等の相談については、平成14年4月1日より発達相談支援センター（アーチル）に相談部門を移行した。

それに伴い、障害相談については（北部・南部）発達相談支援センターが中心となって相談・支援業務を行っている。

カ その他の相談

ア～オのいずれにも該当しない相談を計上している。

② 虐待相談への対応

平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童相談所においては児童虐待の防止、児童虐待の早期発見・早期対応・被虐待児童の保護・家族の再統合への支援等に関する取り組みがより強く求められてきたところである。

これに対応すべく、平成13年4月1日より、児童相談所内に虐待相談に対応するための専門チームである「児童虐待対応チーム」を編成し、平成30年4月1日からは「緊急対応係」として独立した係とした。

令和4年度虐待相談対応状況

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計
受理件数	500件	271件	15件	865件	1,651件
割合	30.3%	16.4%	0.9%	52.4%	100%

令和4年度虐待相談の主な虐待者

	実母	実父	実母以外の母	実父以外の父	その他	計
件数	761件	777件	9件	79件	25件	1,651件
割合	46.1%	47.1%	0.5%	4.8%	1.5%	100%

令和4年度虐待相談の経路別対応状況

	児童相談所	福祉事務所・児童委員	保育所・認定こども園・児童館他	警察	保健所・医療機関	幼稚園・学校教育委員会等
件数	35件	49件	56件	795件	19件	225件
割合	2.1%	3.0%	3.4%	48.2%	1.1%	13.6%

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	173件	227件	36件	36件	1,651件
	10.5%	13.7%	2.2%	2.2%	100%

令和4年度虐待相談対応状況

	助言指導	継続指導	計
人数	754件	897件	1,651件
割合	45.7%	54.3%	100%

③ 相談専用電話の設置

子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加する中、複雑多様化する児童の問題への対応と増加する児童虐待の早期発見に資するよう、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用して早急に援助を行うことを目的として平成13年4月より相談専用電話を設置した。

なお、この電話は平成27年7月1日開始の児童相談所全国共通ダイヤル「189」にも対応している。

④ 関係機関との連携強化

庁内の関係係長会議や種々の連絡会議の場に加えて、青少年問題対策四機関会議（教育相談課・適応指導センター・こども若者相談支援センター・児童相談所で構成）を設置してきたが、発達障害に関わる事案が増えてきたことから、平成27年度より発達相談支援センターと特別支援教育課を加え、青少年対策六機関合同会議

に拡大した。また、児童虐待の防止に関する地域の関係機関相互の関係づくりを促進し、児童虐待の予防から早期発見・早期対応・援助までの体制を構築すべく、平成 14 年度より各区児童虐待防止ネットワーク会議を設置し関係機関へ理解と協力を求めてきたが、平成 20 年度からは関係機関との連携を一層緊密なものとするため、組織を発展的に解消し、「仙台市要保護児童対策地域協議会」を設置している。

警察等との連携については、平成 30 年度に「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定書」を宮城県警、宮城県、仙台市で締結し、さらに令和 2 年度からは現役警察官 2 名の派遣を受けるなど連携体制を強化し、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応している。

(4) 措置業務

措置業務とは、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定されている児童福祉施設等の入退所や里親委託・解除を行うことである。併せて、児童や保護者と施設・里親・関係機関との連絡調整を行う。

また、県内の児童相談所との措置担当者連絡会議（年 3 回）及び施設や関係機関との業務連絡会議を開催し、情報交換等を行い連携を深めている。

① 業務内容

ア 事前説明

児童を児童福祉施設等に措置する場合には、児童、保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所予定の児童福祉施設等の名称・所在地・施設の特色・措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について児童・保護者に説明する。

また、施設生活の規則や児童が有する権利等についても「児童の権利ノート」等を活用し説明を行うこととなっており、児童自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できること、施設における苦情解決の仕組みなどの説明をしている。

イ 入所にかかる事務処理

児童を児童福祉施設等に措置する場合、児童相談所は措置決定通知書に添えて、援助指針票、児童記録票、健康診断書、母子健康手帳等を児童福祉施設等の長に送付している。

ウ 入所中の援助

児童相談所は、児童が児童福祉施設等に入所した後も、当該施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続して行っている。定期的に入所児童の養育に関する報告を求め、必要に応じ児童・保護者等に関する調査、診断、判定を行い、児童の家庭復帰や自立の促進等の援助の参考にしている。

エ 措置の解除

措置の解除は、児童福祉施設等に入所中の児童が保護者のもとに復帰したり、自立する等により、児童相談所における措置を終えることである。措置の解除等については、施設の長の意見を十分に聞くとともに、保護者、児童本人との面接を実施し、その意向を聴取する等実状を十分調査したうえで、援助方針会議において決定している。

② 児童福祉施設入退所状況

*仙台市措置分 (単位:人)

種別	施設名	定員	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和4年度末 現在児童数
			入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	済生会乳児院	55	16	17	9	14	7	7	11
〃	丘の家乳幼児ホーム	30	5	9	11	10	9	6	13
児養	丘の家子どもホーム	71	5	3	1	5	4	2	18
〃	ラ・サール・ホーム	68	3	4	4	9	1	5	9
〃	小百合園	44	3	2	7	9	5	5	18
〃	仙台天使園	55	1	5	4	6	1	2	13
〃	旭が丘学園	64	9	4	12	9	1	7	14
〃	かりんの家	6	1	0	0	0	0	1	2
〃	ひまわり	6	0	1	2	3	1	1	2
〃	若枝の家	6	0	0	1	0	1	2	2
〃	すみれ	6	1	0	0	0	0	0	1
〃	さくら	6	0	0	0	3	2	1	2
〃	つばき	6	1	0	0	1	1	1	2
〃	みずき	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	かつら	6	2	0	0	0	0	0	2
〃	セキレイ	6	0	1	2	1	0	0	4
〃	星の家	6	0	0	0	1	1	0	5
〃	別家点晴	6	1	3	1	2	4	0	5
〃	昴	6	1	1	0	1	0	2	1
児心	小松島子どもの家	31	4	5	6	7	6	4	17
自支	宮城県さわらび学園	28	4	4	7	4	4	7	4
自援	せんだんの家	9	3	2	2	1	2	3	5
〃	峠のまきば	6	1	1	0	0	1	0	3
〃	愛子2	5	1	1	1	2	1	2	2
〃	少年の家ロージーハウス	5	0	0	0	0	2	2	2
〃	少年の家ロージメゾン	5	3	1	1	1	1	1	2
〃	はやぶさ	6	—	—	4	0	2	2	4
〃	ラパン	6	—	—	—	—	1	1	0
①	小計 (県内施設計)	560	65	64	75	89	58	64	163
自支	武蔵野学院 (国立)	—	1	0	0	1	0	0	0
〃	きぬ川学院 (国立)	—	0	0	0	0	0	0	0
②	小計 (県外施設計)	—	1	0	0	1	0	0	0
施設合計 (① + ②)		560	66	64	75	90	58	64	163

※ 乳:乳児院, 児養:児童養護施設, 児心:児童心理治療施設, 自支:児童自立支援施設, 自援:自立援助ホーム

(5) 里親登録と里親委託業務

① 里親制度

里親制度は保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である(児童福祉法第27条第1項第3号)。平成14年10月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親が制度化されるとともに「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成16年12月には児童福祉法が一部改正され、里親の定義規定が設けられるとともに監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化が図られた。

さらに、平成 21 年 4 月に児童福祉法の一部が改正され、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する児童の社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当しないこと、国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、児童の養親となることを希望する里親。国が指定する「養子縁組里親研修」を修了していることが必要。

ウ 親族里親

児童の祖父母、兄弟姉妹といった扶養義務者及びその配偶者である親族ができることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情があるときに限定される。

エ 専門里親

虐待などにより心身に有害な影響を受けた児童を 2 年以内の期限を定め養育する里親。3 年以上里親として児童を養育した経験があること、3 年以上児童福祉事業の仕事に従事したことがある等の要件がある。

また、里親登録申請にあたり国が指定する「専門里親研修」を修了していることが必要となる。

② 事業内容

ア 施設入所家庭生活体験事業

児童養護施設等に入所している児童のうち、家庭に一時帰省できない児童が、仙台市から認定を受けた里親の元で、一週間程度家庭生活を体験するものである。原則として、夏休み冬休みの期間に実施される。

イ 里親養育相互援助事業（里親サロン）

平成 16 年度より、児童を委託されている里親が児童相談所等を集い、共通体験の下に相互の体験の話し合いや、児童福祉司経験者等による援助などの子どもの養育についての話し合いの場を設け、里親自身の養育技術向上を図ることを目的としたピア・カウンセリング事業を実施している。

ウ 里親制度の啓発

里親養育は、特定の大人との間で愛着形成が期待できるものであり、特に人間形成の基盤が確立する乳幼児期に有効であると言われている。このため、仙台市としても啓発活動の実施、報道機関等による広報活動で、幅広く市民理解が得られるよう努めてきた。また、本市の登録里親を中心に、里親に関心をもつ市民も加わり組織されている「仙台市里親会」（ほほえみの会）の自主的活動を支援している。

③ 地域別里親措置状況

ア 登録里親数

(単位：世帯)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
青葉区	46	45	47	62	64
宮城野区	20	21	27	30	32
若林区	22	24	21	25	35
太白区	39	49	62	44	24
泉 区	29	31	37	35	40
合 計	156	170	194	196	195

イ 委託里親数

(単位：世帯)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
青葉区	14	16	12	14	18
宮城野区	7	8	10	10	10
若林区	11	9	9	8	7
太白区	11	16	16	17	11
泉区	11	11	11	9	7
合計	54	60	58	58	53

ウ 委託児童数

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
青葉区	20	24	21	18	25
宮城野区	13	15	20	19	22
若林区	13	12	16	9	10
太白区	11	19	20	19	22
泉区	12	14	17	16	10
合計	69	84	94	81	89

④ 年度別里親委託・解除状況

(単位：人)

区分 内訳 年度	新規又は措置変更により 委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数										年度末委託児童数	
					解 除							変 更				
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	家庭復帰	養子縁組	満年齢	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設へ	家庭へ	その他		計
令和4年度	7	18	0	25	4	3	3	0	1	4	15	2	2	0	4	89
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81
令和2年度	12	17	3	32	3	0	7	0	0	6	16	1	5	0	6	94
令和元年度	12	19	4	35	1	5	2	0	3	6	17	1	0	2	3	84
平成30年度	7	10	1	18	4	5	4	0	3	1	17	0	1	0	1	69

※里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上していない。

(6) 心理支援業務

① 診断業務

児童心理司が下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

ア 児童の状態をみる

- ・児童自身の特性（発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など）
- ・児童を取り巻く心理的環境条件（親、同胞、家族、友達、学校、地域など）
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用（どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか）

イ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

ウ 問題解決への方法を示す

主訴となった問題を解消するために、児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとればいいのか、その方策を検討・提示する。

② 支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。また、児童福祉施設に入所している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

③ 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

④ 被害確認面接

子どもの負担を最小限にしながら、子どもの証言の信憑性を維持するために、必要に応じて、専門研修を受けた職員が虐待被害の事実確認を行っている。

令和4年度調査・診断及び心理療法・カウンセリング等件数

(単位：人)

	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診療・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司	児童福祉司等	その他の所員
児童	16	48	0	0	126	49	168	82	2,484	0	0	2,108	0	0
保護者	1	17	0	0	0	0	0	0	406	0	0	171	0	0
その他	812	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	44	0	0
計	829	65	0	0	126	49	168	82	2,969	0	0	2,323	0	0

(7) 一時保護業務

児童は、危機的状況の中で心身ともに傷ついた状態で一時保護されることが多いため、感情の動きを十分に把握し、心身の安定を図るよう留意している。

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

① 緊急保護

ア 適当な保護者または宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合

② アセスメント

適切な援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導を行う必要がある場合

③ 短期入所指導

短期間の心理療法、生活指導等が有効であると判断される場合であって、他の方法による援助が困難であると判断される場合

IV 相談機関等

1 児童相談所

・一時保護の実施状況推移

(単位：人、日)

	一時保護所での保護			施設・里親等への委託		
	保護延べ人数	延べ保護日数	一人当たり保護日数	保護延べ人数	延べ保護日数	一人当たり保護日数
令和4年度	190	7,400	38.9	225	6,698	29.8
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.2
令和2年度	193	5,996	31.1	186	5,281	28.4
令和元年度	186	6,931	37.3	226	5,838	25.8
平成30年度	170	5,235	30.8	119	4,516	37.9

※保護延べ人数には次年度に繰越した人数は計上していない。

令和4年度一時保護実施状況(以下は保護所分のみ集計)

ア 月別保護状況

(単位：人)

	養護虐待	養護その他	触法	ぐ犯	不登校	性格行動	保健	その他	入所児童数	退所児童数	月末在籍児童数
繰越分	(10)	(4)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(17)	(0)	(17)
4月	9	9	0	0	0	1	0	0	19	17	19
5月	14	5	0	0	0	0	0	0	19	13	25
6月	10	2	0	0	0	0	0	0	12	15	22
7月	13	4	0	0	0	0	0	0	17	22	17
8月	14	6	0	0	0	1	0	1	22	16	23
9月	10	5	0	0	0	1	0	0	16	15	24
10月	10	4	0	0	0	0	0	0	14	12	26
11月	15	3	0	0	0	0	0	0	18	20	24
12月	13	1	0	0	0	0	0	0	14	19	19
1月	5	5	0	0	0	0	0	0	10	10	19
2月	6	4	0	0	0	2	0	0	12	11	20
3月	19	3	0	0	0	1	0	0	23	20	23
計	148	55	3	0	0	6	0	1	213	190	

イ 相談別・学年別・男女別保護状況

(単位：人)

	未就学	小学校						中学校			中卒	計	合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年				
養護虐待	男	12	5	9	2	10	7	2	6	6	5	7	71	148
	女	16	3	5	5	2	6	4	9	7	8	12	77	
養護その他	男	3	2	1	2	1	5	1	5	2	4	1	27	55
	女	3	0	0	1	0	0	0	5	2	7	10	28	
触法	男	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	3
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ぐ犯	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不登校	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
性格行動	男	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	1	6	6
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	男	16	7	10	4	11	12	5	12	11	10	10	108	213
	女	19	3	5	6	2	6	4	14	9	15	22	105	
合計		35	10	15	10	13	18	9	26	20	25	32	213	

※イは令和4年度に入所した児童の内訳

ウ 保護期間

(単位：人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
1日～14日	42	23	0	0	0	0	0	0	65
15日～28日	29	7	0	0	0	1	0	0	37
29日～45日	24	8	0	0	0	0	0	0	32
46日～60日	11	6	1	0	0	2	0	0	20
61日～	24	8	2	0	0	1	0	1	36
計	130	52	3	0	0	4	0	1	190

エ 保護日数

(単位：人，日)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
保護延べ人数(a)	130	52	3	0	0	4	0	1	190
延べ保護日数(b)	5,059	1,797	220	0	0	231	0	93	7,400
一人当たり保護日数(b/a)	38.9	34.6	73.3	0	0	57.8	0	93.0	38.9

オ 措置状況

(単位：人)

	養護 虐待	養護 その他	触法	ぐ犯	不登校	性格 行動	保健	その他	計
施設入所	11	7	2	0	0	1	0	0	21
他児童相談所・ 機関に移送	1	0	0	0	0	0	0	0	1
家庭復帰	72	35	0	0	0	2	0	1	110
その他	46	10	1	0	0	1	0	0	58
計	130	52	3	0	0	4	0	1	190

※ウ，エ，オは，令和4年度中に退所した児童の内訳

(8) 親子こころの相談室

こころの問題を抱える子どもと家族の精神医学的診療を行うことにより，子育て不安の解消や児童虐待再発防止，被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として，平成14年4月1日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

平成25年4月1日同クリニック休診（平成27年3月廃止）に伴い，「仙台市親子こころの相談室」を設置，児童相談所保護支援課の係相当とした。令和3年4月1日，心理相談部門を統合し，相談指導課の係相当とする組織改正を行った。

児童心理司，保健師等が，18歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け，継続的な心理面接等を行っている。また，必要に応じ嘱託医による診察等を行っている。

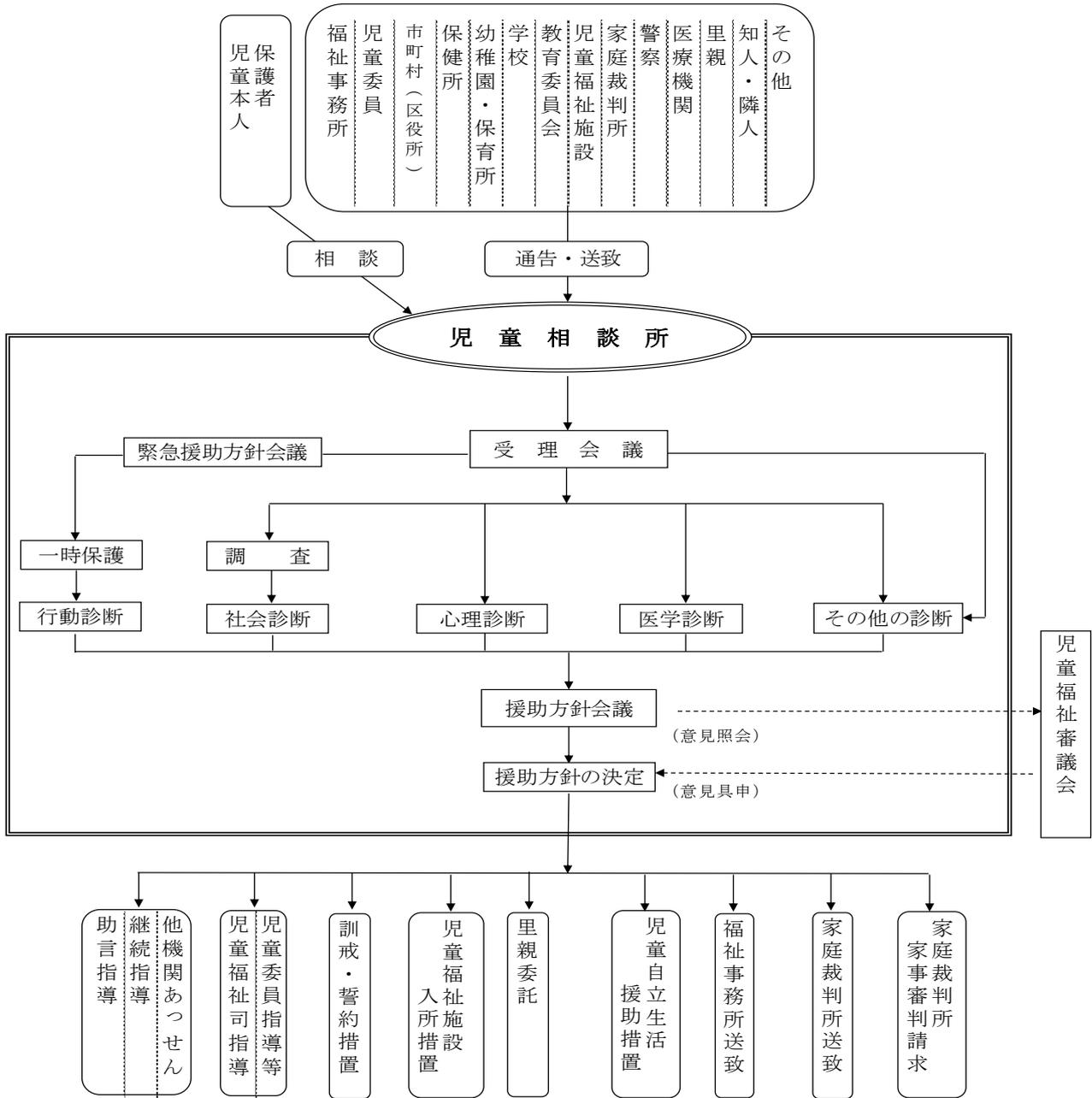
相談内容としては，「性格行動上の問題」（例：対人関係のトラブル，反抗，^{おどろ}緘黙など）が最も多く，次に「不登校」，「子育て不安」に関するものが多い。

親子こころの相談室相談状況

(単位：人)

		親子こころの相談室新規相談者数					
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
新規相談者数（実人数）		81	88	80	107	96	
対象者の 年齢	0～1歳	0	0	0	1	1	
	2～6歳	14	27	21	22	14	
	7～12歳	37	35	37	61	55	
	13～15歳	28	25	18	16	19	
	16～18歳	2	1	4	7	7	
	19歳～20歳代以上	0	0	0	0	0	
経路	仙台市児童相談所	3	2	5	17	13	
	保健福祉センター	15	18	11	16	13	
	仙台市子ども若者相談支援センター	3	2	1	2	7	
	仙台市発達相談支援センター	4	5	5	6	4	
	仙台市精神保健福祉総合センター	0	2	0	0	1	
	仙台市適応指導センター	0	0	0	0	0	
	県子ども総合センター（県子どもメンタルクリニック含む）	4	3	2	1	0	
	医療機関（県子どもメンタルクリニック除く）	8	7	8	8	3	
	学校関係（カウンセラー・養護教諭等含む）	20	20	17	16	17	
	幼稚園・保育園	1	3	2	2	0	
	パンフレット・ホームページ等	14	20	19	21	21	
	友人・知り合い（家族が通院中の場合も含む）	8	5	4	10	11	
その他	1	1	6	8	6		
相談 内容	子どもの 精神的問題	①不登校（保育園・学校に行けない等）	17	7	17	31	25
		②性格行動上の問題（問題行動等）	57	73	50	54	53
		③気分障害（気分が沈みがち、不眠等）	0	0	0	1	0
		④過食・拒食・チック・抜毛等	0	0	1	2	2
		⑤心因性身体症状（からだの不調）	0	0	0	4	2
	親の精神的 問題	⑥子育て不安、子育ての悩み	7	8	12	12	13
		⑦気分障害（気分が沈みがち、不眠等）	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	3	1	
延べ相談者数		853	734	538	772	792	
子ども・保護者		765	667	423	700	607	
保護者のみ		88	67	115	72	185	

(9) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



2 こども若者相談支援センター

(1) 施設概況

- ① 所在地
仙台市青葉区錦町一丁目3番9号
- ② 設置年月日
昭和38年11月13日(昭和43年8月に現在地へ移転)
- ③ 施設面積
仙台市役所錦町庁舎2階 本所専有面積 900.05㎡

(2) 面接相談

子どもや若者の悩み、育児にかかわる悩みや不安について、専任相談員が相談に応じている。

① 青少年に関する面接相談状況(内容別) (単位:件)

	学校生活	家庭生活	反社会的行為	身上関係	職業問題	対人関係	生き方	メンタル	性問題	その他	合計
令和4年度	67	15	0	0	1	1	1	0	0	0	85
令和3年度	44	9	0	1	0	0	5	2	0	2	63
令和2年度	34	15	1	0	2	1	1	3	0	3	60
令和元年度	40	11	1	1	2	1	2	1	0	1	60
平成30年度	27	3	1	0	7	0	1	2	0	1	42

② 子育てに関する面接相談状況(内容別) (単位:件)

	子どもに関すること						相談者自身に関すること					合計
	授乳	食事・栄養	身体の病気	気になる行動くせ	不登園・不登校	その他	子育て不安	家族との関係	人間関係	メンタル	その他	
令和4年度	0	0	0	2	3	0	0	3	0	1	0	9
令和3年度	0	0	0	5	1	0	2	0	0	0	1	9
令和2年度	1	0	0	4	2	0	5	0	0	2	1	15
令和元年度	0	1	1	4	3	2	3	2	1	2	0	19
平成30年度	1	0	0	5	2	2	3	3	0	6	0	22

(3) ヤングテレホン相談

子どもや若者、その保護者の悩みに、24時間365日、電話で相談に応じている。

ヤングテレホン相談受理状況 (単位:件)

	学校生活	家庭生活	反社会的行為	身上関係	職業問題	対人関係	生き方	メンタル	性問題	その他	合計
令和4年度	189	201	19	39	3	150	57	59	54	208	979
令和3年度	171	182	7	33	4	62	47	69	158	165	898
令和2年度	47	49	6	30	2	20	28	45	45	42	314
令和元年度	88	73	3	24	5	21	33	36	73	77	433
平成30年度	109	34	11	13	1	15	27	262	72	59	603

(沿革) 昭和56年度開設。平成10年度から24時間365日体制。

(4) 子育て何でも電話相談

授乳、離乳食、身体の発育、子どもの性格、しつけ、病気など、安心の子育てと子育てを楽しめる環境づくりを考える相談窓口として開設している。

子育て何でも電話相談受理状況

(単位：件)

	子どもに関すること						相談者自身に関すること					合計
	授乳	食事・栄養	身体の病気	気になる行動くせ	不登園・不登校	その他	子育て不安	家族との関係	人間関係	メンタル	その他	
令和4年度	42	69	22	117	38	215	216	154	66	86	52	1,077
令和3年度	60	78	20	151	30	243	195	113	61	82	46	1,079
令和2年度	52	69	20	199	32	274	206	109	81	106	58	1,206
令和元年度	46	73	32	167	44	251	199	97	81	174	45	1,209
平成30年度	76	76	42	220	61	322	122	118	102	188	59	1,386

(沿革) 平成9年度開設

(5) メール相談

青少年に関する様々な悩みや、育児に関わる悩みや不安について、電子メールで応じている。平成29年度より、「ヤングメール相談」と「子育て何でもメール相談」を統合し、「子どもメール相談」とした。また、令和5年度より、「子ども若者メール相談」とした。

(単位：件、人)

年度	区分	内容		相談者				合計
		相談	問合せ等	本人	保護者	その他	不明	
令和4年度		56	5	13	41	3	4	61
令和3年度		57	3	9	47	4	0	60
令和2年度		105	18	41	75	5	2	123
令和元年度		60	6	17	41	7	1	66
平成30年度		68	13	19	59	1	2	81

(沿革) 平成26年度開設

(6) ヤングケアラー相談

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーについて、適切な支援につなげるため、24時間365日、電話で相談に応じるほか、メールや面接による相談にも応じる「ヤングケアラー相談窓口」を令和4年度に開設した。

(7) ふれあい広場・就労支援活動

① ふれあい広場

学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援活動を行っている。また、平成29年度よりアウトリーチを強化し、個のニーズに合った支援も展開している。

令和3年度より3か所のサテライト（仙台駅東口・泉中央・長町）を開設し運営している。

ふれあい広場利用状況

(単位：延べ人数)

		小・中学生		高校生		他学生		その他※		小計		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
令和4年度	本体	212	433	552	111	1	8	174	156	939	708	1,647
	サテライト	1,850	617	324	200	93	2	332	38	2,599	857	3,456
令和3年度	本体	173	207	400	104	6	67	350	102	929	480	1,409
	サテライト	1,275	520	483	430	24	1	45	3	1,827	954	2,781
令和2年度		40	133	370	128	55	4	532	191	997	456	1,453
令和元年度		125	178	74	247	2	0	451	137	652	562	1,214
平成30年度		89	268	106	104	1	0	508	135	704	507	1,211

(沿革) 平成元年開設 平成30年度より訪問支援人数含む

※学籍のない無職等の青少年

② 就労支援

就労に必要な態度と知識について助言及び就労活動の支援・援助を行っている。平成29年度より、ふれあい広場活動と就労支援を一体化し、よりきめ細かい支援を目指している。

就労支援状況

(単位：人、回)

		就労支援 対象者数	就労相談数
		令和4年度	本体
	サテライト	27	134
令和3年度	本体	22	350
	サテライト	18	385
令和2年度		24	599
令和元年度		16	165
平成30年度		10	117

(8) 街頭指導

中央街頭指導（仙台市内中心部の繁華街）、並びに中学校区街頭指導（各中学校区）で青少年が集まる場所を中心に巡回し、青少年指導員による声かけ活動を通して、非行・犯罪被害の未然防止や早期発見、指導を行っている。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、青少年指導員による中央街頭指導を中止し、所内の専任指導員による所員指導のみ実施した。

① 指導状況

街頭指導において、主に非行防止を目的として指導をした青少年の人数

行為別指導状況

(単位：人)

	喫煙	怠学	不良 交友	不健全 娯楽	夜間 徘徊	飲酒	家出	ゲーム場等 での指導	合計
	令和4年度	10	20	8	8	0	1	0	587
令和3年度	0	23	0	0	0	0	0	425	448
令和2年度	1	41	0	11	0	0	0	554	607
令和元年度	12	51	0	21	0	0	0	1,123	1,207
平成30年度	18	54	0	18	0	0	0	1,187	1,277

学職別指導状況

(単位：人)

	小学生	中学生	高校生	他学生	有職・無職	合計
令和4年度	86	515	41	1	7	650
令和3年度	58	363	27	0	0	448
令和2年度	100	455	52	0	0	607
令和元年度	209	901	71	1	25	1,207
平成30年度	262	916	77	10	12	1,277

※青少年1名に対して複数の指導を行っている場合がある。(令和4年度より)

② 声かけ状況

街頭指導において、指導までいかないが、注意が必要な心配な様子の青少年に対して、声かけをした人数

声かけ注意内容別状況

(単位：人)

年度	盗撮被害防止	公共マナー(座り方)	荷物の管理	過度ないちやつき	早退遅刻	早めの登校帰宅	金銭の管理	携帯ゲーム	習い事	小学生の学区外	帰宅時間外	保護者と別行動	学校行事代休	挨拶程度	相談の促し	その他注意喚起	合計
令和4年度	333	31	193	6	19	1,430	-	-	-	-	32	-	-	232	15	109	2,400
令和3年度	94	214	80	0	23	1,257	1	2	47	7	236	80	158	215	-	56	2,470
令和2年度	91	348	262	10	43	2,040	0	0	83	10	45	149	195	150	-	552	3,978
令和元年度	122	314	192	28	37	1,835	0	5	71	13	97	219	367	466	-	625	4,391
平成30年度	198	377	264	8	19	2,714	0	7	50	9	35	243	527	405	-	853	5,709

※令和4年度より項目の見直しを行った。

学職別声かけ状況

(単位：人)

	未就学児	小学生	中校生	高校生	その他	合計
令和4年度	11	213	483	1,399	195	2,301
令和3年度	13	1,009	847	495	106	2,470
令和2年度	16	1,414	847	1,511	190	3,978
令和元年度	36	1,193	1,356	1,593	213	4,391
平成30年度	65	1,490	1,824	1,928	402	5,709

※青少年1名に対して複数の声かけを行っている場合がある。(令和4年度より)

(9) 広報啓発

① 講習会, 講演会等

子育てや子どもの心や行動の理解, 子どもへの関わり方など, 子育て支援, 青少年の健全育成等を目的として, 講習会, 講演会等を実施している。

(令和4年度実施状況)

名 称		内 容	実施回数	参加者数
講 習 会	思春期の子どもの理解	思春期の子どもの心や行動、発達について理解し、子育てや青少年健全育成の一助とする。	2回	148名
	子育てセミナー	乳幼児の子育てや、子どもに対する関わり方について理解し、子育ての一助とする。	1回	7名
	子育てに生かす家族のコミュニケーション	子育てや家族のコミュニケーションについて考えを深めるセミナー。	2回	144名
	関係機関職員研修会	児童・青少年に関わる支援者を対象として、喫緊の課題について理解し、支援のあり方について考えるセミナー。	1回	7名
仙台市青少年指導員研修会		青少年指導員としての知識や技術を高めるために、委嘱状交付式に併せて研修会を実施。	0回	0名
青少年健全育成講演会		7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」に合わせて実施。	1回	118名
児童・青少年健全育成大会		11月「子供・若者育成支援強調月間」に合わせ、児童・青少年健全育成団体、青葉区BBS会との市民協働事業として実施。子どもたちによる発表を中心に、市民へ広く広報啓発を行う。	1回	278名
講師派遣		青少年の現状や関わり方などをテーマに中学校や関係機関等で開催する講演会に講師を派遣。	2回	121名
視察者対応		関係機関の視察に対応して業務説明等実施。	0回	0名
出前講座・子育て講座		子育て講座に「すこやかな子供の成長と家庭・地域の役割」をテーマとして、講師を派遣。	6回	372名

② 広報物

機関紙「銀杏坂タイム」の発行	業務の概要説明、行事についてのお知らせ等を掲載し、年11回発行。仙台市内の小・中・高等学校、児童館等の関係機関に送付。
広報誌「ふれ広だより」の発行	ふれあい広場活動についての紹介。年11回発行。仙台市内の小・中・高等学校、児童館等の関係機関に送付。
広報誌「一期一会」の発行	街頭指導活動についての紹介。年11回発行。仙台市内の小・中・高等学校、関係機関、青少年指導員に送付。
各種PRカード、リーフレット等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングテレホンPRカード：市立・市内小学4年生以上の児童、中学生及び高校生、関係機関に送付。 ・子育て何でも電話相談PRカード：保育所、幼稚園、市立・市内小学1～3年生の児童、児童館、関係機関に送付。 ・リーフレット：児童館、保育所など、関係機関に送付。 ・ヤングケアラー相談周知カード：令和4年度より、市立・市内小学4年生以上の児童、中学生及び高校生、関係機関に送付。

(10) 青少年健全育成団体等活動支援

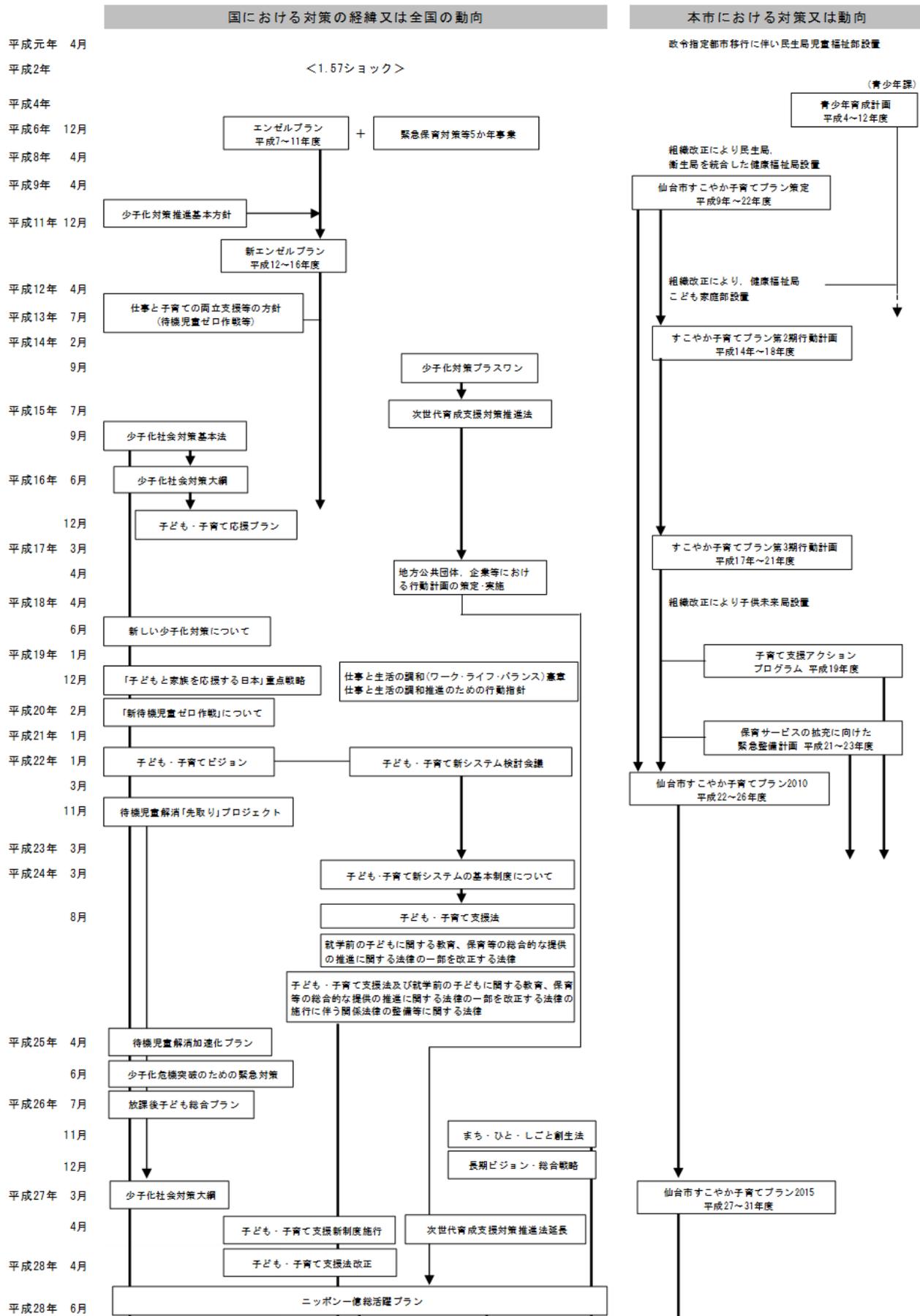
青少年健全育成活動の実施団体に、事業・運営の助言や支援を行っている。

主な団体	令和4年度 補助額	団体概要等
社会を明るくする運動推進委員会	(5区計) 1,250千円	5区に区推進委員会があり、36地区委員会がある
仙台市各区児童福祉協議会連絡協議会	(2区計) 256千円	2区(青葉区、太白区)連絡協議会があり、小学校区を基準として11地区協議会がある
仙台市子ども会連合会	2,117千円 (4育成会分を含む)	仙台市子ども会連合会は、子ども会育成会4団体で構成されており、約350の子ども会が加入している
仙台市青少年健全育成協議会	300千円	青少年の健全育成の推進と各区少年の主張大会を開催するため、おおむね市内の中学校区ごとに育成委員を委嘱して活動を行っている
仙台市児童・青少年健全育成推進会議	1,200千円	11月の「子供・若者育成支援強調月間」に合わせて開催される、市内の小中高校生が主体となる大会を企画・運営する団体
仙台市保護司会連絡協議会	650千円	更生保護活動団体
更生保護法人 宮城東華会	100千円	更生保護活動団体
ボーイスカウト仙台地区協議会	45千円	健全な青少年育成を目標とする社会教育団体
ガールスカウト仙台地区協議会	45千円	少女・若い女性を対象にした社会教育団体
仙台子どもまつり実行委員会	0千円	毎年、三神峯公園で開催する子どもまつりを開催するボランティア団体(令和4年度子どもまつり中止)
地域子育て支援クラブ、仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会	・75クラブ 計7,500千円 ・連絡協議会 500千円	児童館(児童センター)を拠点に、地域子育て支援活動を行うボランティア団体

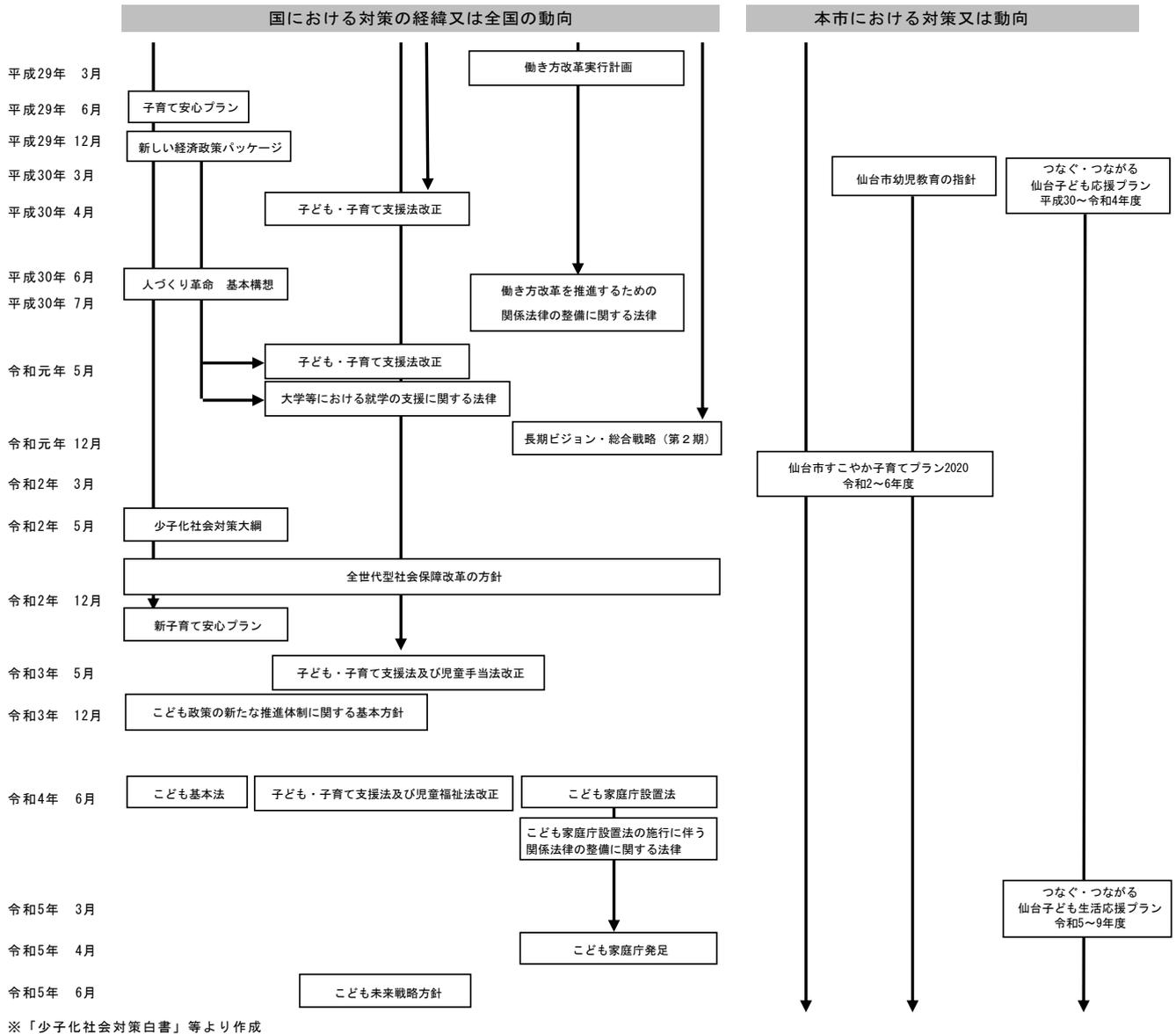
V 少子化・次世代育成支援対策等

V 少子化・次世代育成支援対策等

1 国及び本市の少子化・次世代育成支援対策の経緯



V 少子化・次世代育成支援対策等



2 少子化・子育て支援に係る主な動き（平成元年度以降の主なもの）

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成元年度		<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市昇格 区役所設置 児童相談所設置（移譲事務） 私立保育所地域活動事業に対する助成事業開始 社会福祉施設運営費，整備費助成事業開始 小児慢性特定疾患治療研究事業開始（移譲事務） 育成医療給付事業開始（移譲事務） 神経芽細胞腫検査事業開始（移譲事務） 青少年指導センターに「ふれあい広場」設置 <p>※ 政令指定都市移行に伴うものについてはいずれも4月</p>
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年版厚生白書の公表(1.57ショック) 老人福祉法等の改正(ショートステイ, デイサービス, ホームヘルプが各福祉法において法定化) 	

V 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 3年度	<ul style="list-style-type: none"> 「健やかに子供を産み育てる環境づくりについて」(健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議) 策定 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等医療費助成に父子家庭が加わり「ひとり親家庭等医療費助成」に名称変更 児童の育つ環境づくりとして「子どもの育つまちづくり事業」開始
平成 4年度	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法の施行 ウェルカムベビーキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> 私立保育所措置児童欠員対策に対する助成事業開始 私立保育所増員調理員に対する助成事業開始
平成 5年度	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活白書「少子社会の到来, その影響と対応」刊行 	<ul style="list-style-type: none"> 養護施設退所児童自立相談援助事業助成開始 一時保育事業開始
平成 6年度	<ul style="list-style-type: none"> エンゼルプラン策定 緊急保育対策等5か年事業の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成を母子・父子家庭医療費助成に名称変更 児童環境づくり懇話会設置
平成 7年度		<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所12ヶ所, 私立保育所10ヶ所で19時までの延長保育を試行実施 すこやか子育てプラン検討委員会を設置
平成 8年度		<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局設置(4月) 区保健福祉センター設置(4月) 子育て支援ショートステイ事業開始
平成 9年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法の改正(保育施策の見直し・児童自立支援施策の充実, 放課後児童健全育成事業の法定化等) 	<ul style="list-style-type: none"> すこやか子育てプラン策定(4月) 子ども未来フォーラム開始
平成 10年度		<ul style="list-style-type: none"> 保育所地域子育て支援事業開始 事業所内保育所施設助成事業開始 家庭保育福祉員(保育ママ)制度モデル事業開始 青少年指導センターのヤングテレホン相談を24時間365日体制に拡充
平成 11年度	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進閣僚会議の設置 少子化対策推進基本方針の策定 新エンゼルプランの策定 児童買春・ポルノ禁止公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ヤングテレホン相談にフリーダイヤルを設置
平成 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法の一部改正(就学前まで拡大) 児童虐待防止法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局内にこども家庭部設置(4月)
平成 13年度	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立支援の方針について閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会から留守家庭児童事業移管(4月) 産後ヘルプサービス事業開始 子育て支援ボランティア団体助成事業開始 ホームページ「のびすく」開設(8月) 待機児童ゼロ対策室設置(1月) すこやか子育てプラン第2期行動計画策定
平成 14年度	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法の一部改正(時間外労働の制限) 「少子化対策プラスワン」がまとめられる 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 親子こころのクリニック設置(6月) 仙台すくすくサポート事業開始(6月) せんだい保育室制度開始(10月)

V 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 15年度	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法公布及び児童福祉法の一部改正（地域子育て支援事業の法定化） 少子化社会対策基本法公布 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法公布・施行 児童扶養手当法の一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てふれあいプラザ「のびすく仙台」設置（1月）
平成 16年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法の一部改正（小学校3学年修了まで拡大） 少子化対策大綱策定 子ども・子育て応援プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> すこやか子育てプラン第3期行動計画策定（3月）
平成 17年度	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法の全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童ゼロ対策室を保育課に統合（4月） 放課後児童健全育成事業助成事業開始（10月）
平成 18年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法の一部改正（小学校修了までの拡大及び所得制限大幅緩和） 新しい少子化対策（少子化社会対策会議）決定 「認定こども園法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 子供未来局設置（4月）2部3課3公所体制 子育て支援アクションプログラム策定・公表（1月）
平成 19年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当法の一部改正施行（3歳未満の第1子、第2子の手当額の増額） 児童虐待防止法等の改正（立入調査等の強化ほか） 放課後子どもプラン策定 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 新待機児童ゼロ作戦 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子どもプラン 子育て支援室の設置 訪問型子育て支援事業の開始 新生児の全戸訪問開始 乳幼児医療費助成について通院の就学前までの拡大及び所得制限の緩和（10月）
平成 20年度	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～ 児童福祉法等の改正（子育て支援事業及び家庭的保育事業の法律上位置づけ、仕事と家庭の両立支援の促進等） 「安心こども基金」を都道府県に造成 	<ul style="list-style-type: none"> 保育指導課を新設（4月）2部4課3公所体制 妊婦健康診査の助成回数を2回から10回に拡大 母子家庭等就業・自立支援センター設置（6月） 要保護児童対策地域協議会設置（7月） 保育サービスの拡充に向けた緊急整備計画～待機児童ゼロを目指して～策定・公表（1月）
平成 21年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども・子育てビジョン」の策定 子ども・子育て新システム検討会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> 保育環境整備課を新設（4月）2部5課3公所体制 妊婦健康診査の助成回数を10回から14回に拡大 子育てふれあいプラザ「のびすく泉中央」設置（4月） 子育てふれあいプラザ「のびすく長町南」設置（10月） 仙台市すこやか子育てプラン2010策定（3月）

V 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 22年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の公布・施行 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針の新たな合意 「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」の決定 子ども・若者ビジョンの策定 児童扶養手当法の一部改正（父子家庭まで対象を拡大） 待機児童解消「先取り」プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> 子供企画課と子供施設課を総務課と子育て支援課に再編（4月） 子育て支援部を保育部に名称変更（4月） 児童相談所を第一種公所とし、保護支援課と相談指導課に再編（4月）3部7課2公所体制 次世代育成支援関連企業懇談会の開催（10月～2月）
平成 23年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律の施行 第1次地方分権一括法の公布 待機児童解消ゼロ計画の採択 第2次地方分権一括法の公布 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の公布・施行 「子ども・子育て新システム基本制度」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児家庭全戸訪問時における E P D S 全数実施（5月） 幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策の実施（8月） 乳幼児医療費助成を子ども医療費助成に改め、対象を拡大するとともに、利用者一部負担金を導入（1月）
平成 24年度	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て関連3法の公布 児童手当法の一部改正（子ども手当廃止） 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園預かり保育推進事業の拡大（4月） 家庭保育福祉員（保育ママ）共同型開始（4月） 児童クラブの開設時間を延長するとともに、保護者負担制度を導入（8月） 原町児童館内で「のびすく宮城野」事業を開始（10月） 児童虐待防止推進員養成研修開始（11・2月） 親子こころのクリニック休診（3月）
平成 25年度	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童解消加速化プラン策定 少子化危機突破のための緊急対策決定 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センターを改編し、母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターを設置（4月） 親子こころの相談室設置（4月） 各区役所に保育サービス相談員を配置（10月）
平成 26年度	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども総合プラン策定 まち・ひと・しごと創生法の公布・施行 まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの策定 まち・ひと・しごと創生総合戦略決定 少子化社会対策大綱策定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に係る医療ネットワーク事業開始（4月） 寡婦（寡夫）控除みなし適用の開始（4月） 仙台市すこやか子育てプラン 2015 策定（3月） 仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン（平成 27 年度～平成 31 年度）策定（3月） 親子こころのクリニック廃止（3月）
平成 27年度	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度施行 次世代育成支援対策推進法延長 一億総活躍社会の実現に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課を子育て支援課、児童クラブ事業推進室に再編（4月） 保育部を幼稚園・保育部に名称変更（4月） 保育課、保育環境整備課、保育指導課を運営支援課、環境整備課、認定給付課に再編（4月） 特別児童扶養手当認定事務が県から移譲（4月） 各区役所に保育サービス相談員を1名ずつ増員（11月）

V 少子化・次世代育成支援対策等

年度	国における少子化対策等	市の動向等
平成 28年度	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法の一部改正 ニッポン一億総活躍プランの策定 働き方改革実行計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ対象学年の段階的な拡大を開始（4月） 子育て世代包括支援センター事業開始（7月） 国家戦略特区を活用した地域限定保育士試験の実施、都市公園内への保育所整備
平成 29年度	<ul style="list-style-type: none"> 子育て安心プランの策定 新しい経済政策パッケージの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課を子供家庭支援課、子供保健福祉課へ再編し、一部業務を総務課へ移管（4月） 子育てふれあいプラザ「のびすく若林」設置（10月） 子ども医療費助成範囲の拡充（10月） つなぐ・つながる仙台子ども応援プランー仙台市子どもの貧困対策計画ー策定（3月） 仙台市幼児教育の指針策定（3月）
平成 30年度	<ul style="list-style-type: none"> 人づくり革命基本構想 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策推進室（部相当）を設置（4月） せんだい助産師サロンを開始（6月） 産後ケア事業、産婦健康診査へ費用助成開始（1月）
令和 元年度	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法の一部改正 大学等における就学の支援に関する法律 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度版）の策定 第2期まち・ひと・しごと創成総合戦略の策定 幼児教育・保育の無償化開始 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県と共同により、みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター開設（4月） 仙台市すこやか子育てプラン2020策定（3月） 仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン策定（3月） 仙台市社会的養育推進計画策定（3月）
令和 2年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当法の一部改正（障害基礎年金等との併給調整の見直し） 不妊に悩む方への特定治療支援制度の拡充（所得制限の撤廃等） 少子化対策大綱策定 全世代型社会保障改革の方針の策定 新子育て安心プランの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭応援センター体制の整備（4月） 子供育成部に子育て応援プロジェクト推進担当を新設（4月） 児童クラブ事業推進室を児童クラブ事業推進課に名称変更（4月） 各区役所に保育給付課を設置（4月） 仙台市いじめ等相談支援室 S-KET を開設（6月） 各区役所保育給付課及び宮城総合支所保健福祉課への医療費助成関係業務の移管（1月）
令和 3年度	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法の一部改正 児童手当法の一部改正（令和4年10月支給分から高所得世帯の特例給付廃止） こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の策定 不育症検査費用助成事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 5歳児のびのび発達相談を開始（4月） フッ化物歯面塗布助成事業を開始（4月） ヤングケアラーに係る実態調査を実施（12月～1月） 特定妊婦と疑われる者の産科受診等支援事業を開始（1月）
令和 4年度	<ul style="list-style-type: none"> こども基本法公布 こども家庭庁設置法公布 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の公布 こども家庭庁設立準備室の発足 子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正 改正育児・介護休業法の段階的施行 	<ul style="list-style-type: none"> 子供家庭支援課及び子供保健福祉課を再編し、子供家庭保健課及び子供支援給付課を設置（4月） 環境整備課を幼保企画課に名称変更（4月） 新生児誕生祝福事業を開始（10月） つなぐ・つながる 仙台子ども生活応援プラン策定（3月）

※平成17年度までの市の動向等の各種事業開始等については、健康福祉局事業概要に掲載のものを記載。昭和63年度以前の市の事業等については、過去の健康福祉局事業概要を参照。

V 少子化・次世代育成支援対策等

3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援関連3法^{※1}」に基づく制度であり、平成27年4月より本格的に開始した制度である。

新制度では、住民に最も近い市町村が実施主体とされ、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所などの整備を計画的に進めることとされている。主な取組内容は、以下の3点である。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める。

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

待機児童解消のため、認定こども園、保育所等を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる家庭的保育（保育ママ）や小規模保育等に対する新たな財政支援を行い、保育の受け入れ人数を増やす。

③地域の子ども・子育て支援の充実

子育ての相談や親子が交流できる場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。

(2) 本市の取り組み

平成25年4月に、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等から構成される「仙台市子ども・子育て会議」を条例に基づき設置。従来から児童福祉に関する事項を審議してきた「仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」とともに、本市における今後の子育て支援施策や新制度における各種基準等について審議を行ってきた。

また、平成27年3月には、「子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、「市町村子ども・子育て支援事業計画^{※2}」を含む本市の子どもの育ちと子育て支援の総合的な計画である「仙台市すこやか子育てプラン2015」を策定、同プランの計画期間5か年を終えた令和2年3月には、後継として「仙台市すこやか子育てプラン2020」を策定した。

※1 子ども・子育て関連3法…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法

※2 市町村子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法に基づき市町村に策定が義務付けられている、子ども・子育て家庭の状況及び需要を踏まえた、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援についての提供体制の確保や事業の円滑な実施などを定める計画

4 仙台市すこやか子育てプラン2020の概要

(1) 策定の経緯と趣旨

仙台市では、平成27年3月に「仙台市すこやか子育てプラン2015」を策定し、「未来を担う子供たちがすこやかに育つまち仙台」を基本理念に据え、様々な子ども・子育て施策の推進に取り組んできたが、現状、少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活にさまざまな影響が生じており、次代を担う子どもたちがすこやかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが新たに求められている。

V 少子化・次世代育成支援対策等

こうした状況を踏まえ、子育てに関する負担の増加や様々な保育サービス等のニーズに対応していくため、「子どもたちがすこやかに育つまち 子育てのよさこびを実感できるまち 仙台」を基本理念として、「仙台市すこやか子育てプラン 2020※」を令和2年3月に策定し、子どもの育ちと子育て家庭のための総合的な施策の推進に取り組んでいくこととしている。

※「仙台市すこやか子育てプラン 2020」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の双方の計画を一体のものとして策定している。また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子保健の主要な取り組みを提示する「健やか親子21（第2次）」で示された課題等を基本として策定する「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」の一部を包含している。

(2) 計画の体系

〈基本理念〉	〈基本的な視点〉	〈基本施策〉
子どもたちがすこやかに育つまち 子育てのよさこびを実感できるまち 仙台	子どものすこやかな 成長を支える 取り組みの充実、 子どもの安全・安心の確保	(1) 生きる力をはぐくむ教育の充実 (2) 子どもの可能性が広がる体験と活動の場、遊びの環境の充実 (3) 子どもたちが安心して成長できる環境づくり (4) 子ども・若者の自立等に向けた支援の充実
	妊娠期から出産・ 子育て期にわたる 切れ目のない支援の充実	(1) 子どもがすこやかに生まれ育つための保健・医療の充実 (2) 子育て負担軽減と家庭の子育て力向上のための取り組み (3) 教育・保育基盤と幼児教育・保育サービス等の充実 (4) 個別のニーズに応じた子ども・子育て家庭への支援の充実
	地域社会全体で 子どもの育ちと子育てを 応援していく環境づくり	(1) 身近な地域の子育て支援機能の充実 (2) 仕事と子育ての両立支援の促進 (3) 地域をあげて子ども・子育てを応援していく機運の醸成

(3) 計画の推進にあたって

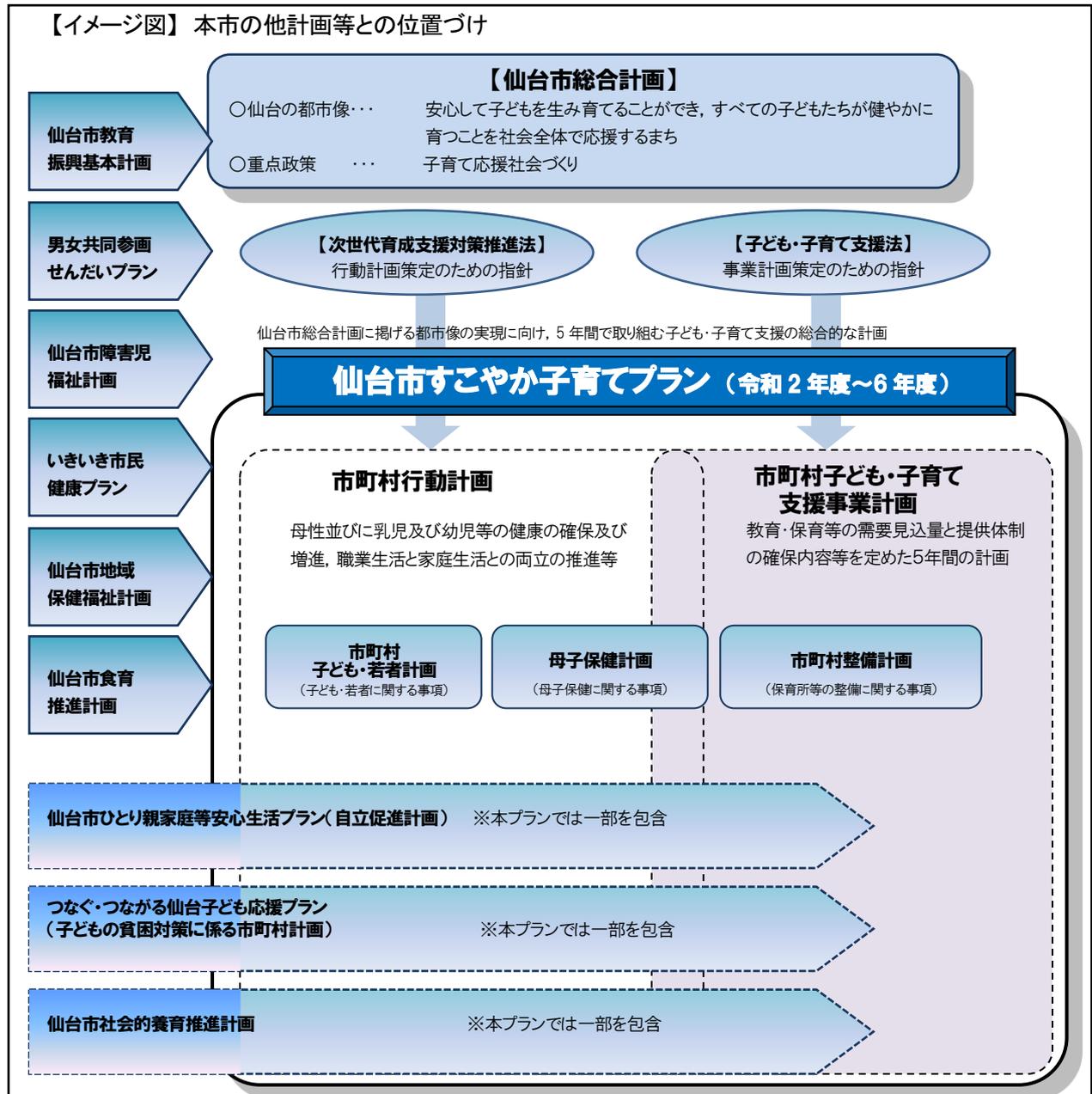
子どもと子育て家庭に関する施策は、広汎な分野にわたることから、幼稚園や保育所、認定こども園などの子どもに関わる施設・事業者や庁内関係部局と連携を密にして施策を展開するとともに、多様化するニーズへの的確な対応のため、家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進することとしている。

また、実効性のある取り組みを進めるため、「仙台市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年、その結果を公表することとしている。

V 少子化・次世代育成支援対策等

(4) 本市他計画との位置づけ

仙台市総合計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでいく。



VI 児童等の定義

VI 児童等の定義

法律の名称	呼称等	年齢区分
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	男18歳，女18歳
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	未成年者	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから，満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから，満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
少年法	少年	20歳未満の者。ただし，特定少年（18歳以上の少年）については，保護事件の特例，刑事事件の特例，記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
公職選挙法	子供	幼児，児童，生徒その他の年齢満18歳未満の者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許，大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許，普通免許，大型特殊免許，大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許，小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
児童扶養手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者

VI 児童等の定義

法律の名称	呼称等	年齢区分
母子保健法	乳児	1歳未満の者
	新生児	出生後28日を経過しない乳児
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（令和3年厚生労働省告示114号）において規定。）。
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
児童虐待の防止等に関する法律	児童	18歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	子ども	小学校就学の始期に達するまでの者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者

(参考)

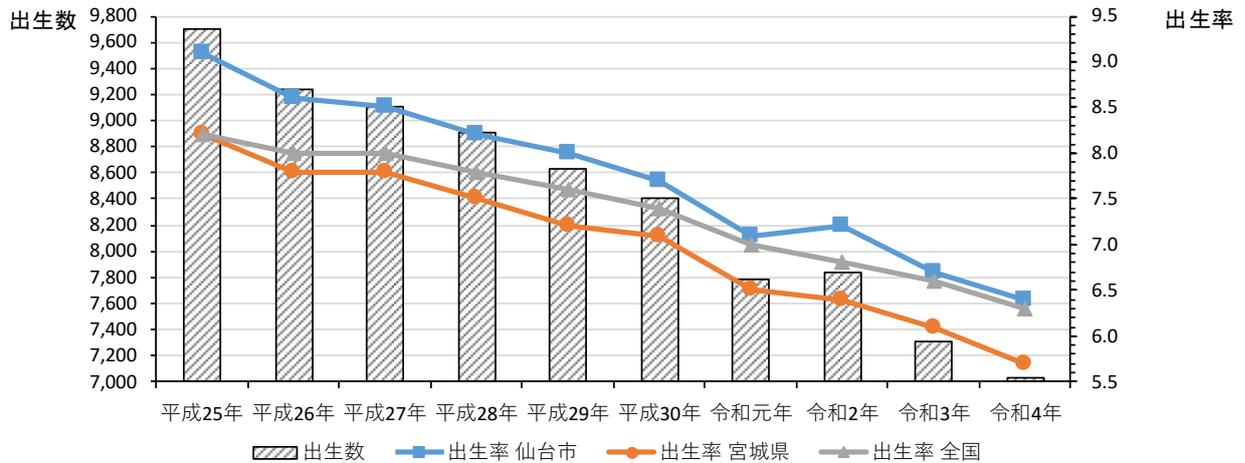
名称	呼称等	年齢区分
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。
	若者	思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
（宮城県）青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

「子供・若者白書」等を参考に作成

VII 各種統計

Ⅶ 各種統計

1 出生数, 出生率の推移



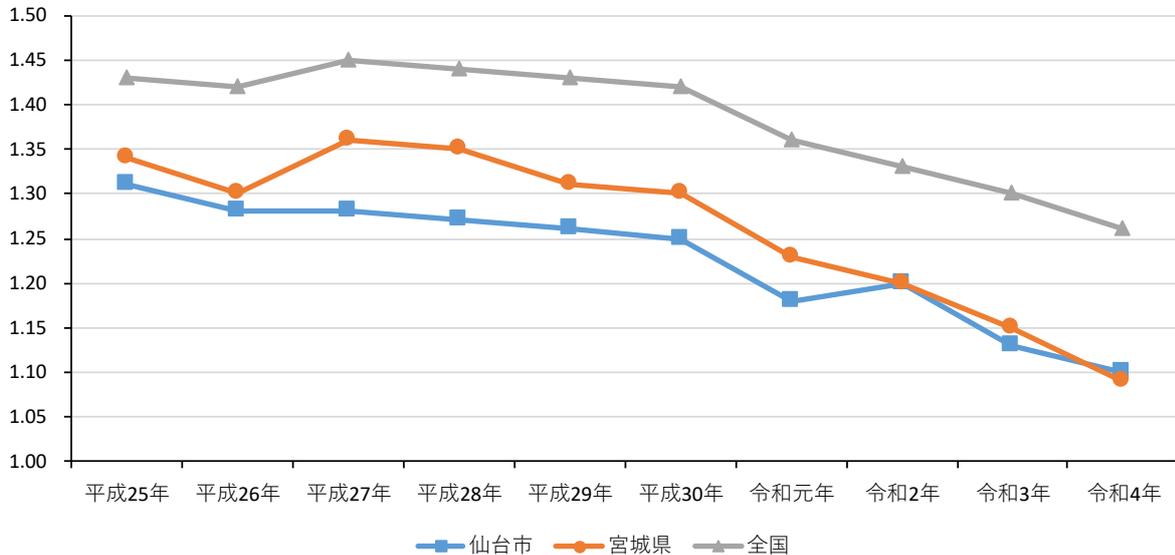
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数		9,706	9,243	9,103	8,904	8,635	8,407	7,786	7,843	7,310	7,026
出生率	仙台市	9.1	8.6	8.5	8.2	8.0	7.7	7.1	7.2	6.7	6.4
	宮城県	8.2	7.8	7.8	7.5	7.2	7.1	6.5	6.4	6.1	5.7
	全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

【出典】

※令和4年は概数

人口動態統計(厚生労働省政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室)
令和3年までの値は保健統計年報(健康福祉局)に掲載

2 合計特殊出生率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
仙台市	1.31	1.28	1.28	1.27	1.26	1.25	1.18	1.20	1.13	1.10
宮城県	1.34	1.30	1.36	1.35	1.31	1.30	1.23	1.20	1.15	1.09
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

【出典】

※令和4年は概数

人口動態統計(厚生労働省政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室)

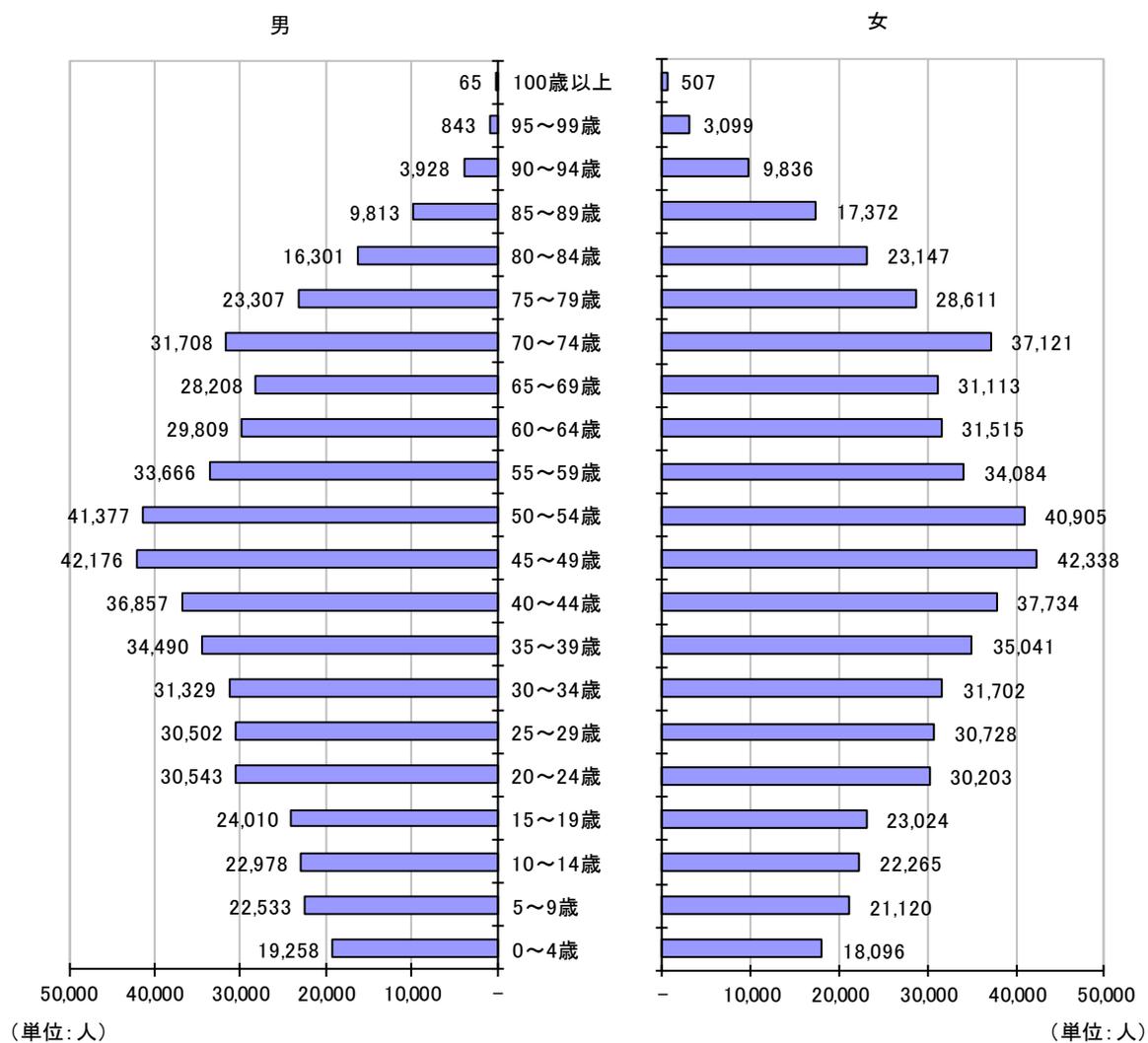
令和3年までの値は保健統計年報(健康福祉局)に掲載

合計特殊出生率:再生産年齢(15歳から49歳まで)にある女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子供数

※仙台市の合計特殊出生率は、仙台市健康福祉局で独自に算出しているもの

Ⅶ 各種統計

3 本市における人口構成図（人口ピラミッド）



住民基本台帳人口（令和5年4月1日時点）

Ⅶ 各種統計

4 住民基本台帳ベースでの人口の変化

(単位:人)

年 月	平成26年4月		平成27年4月		平成28年4月		平成29年4月		平成30年4月		平成31年4月		令和2年4月		令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月	
	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率	総 数	増減率
0～4歳	1,046,192	4.4%	1,050,296	4.3%	1,053,304	4.3%	44,626	4.2%	43,900	4.2%	42,991	4.1%	41,786	3.9%	40,355	3.8%	38,927	3.7%	37,354	3.5%
5～9	44,933	4.3%	45,208	4.3%	45,635	4.3%	45,204	4.3%	45,263	4.3%	44,924	4.2%	44,666	4.2%	44,693	4.2%	44,382	4.2%	43,653	4.1%
10～14	47,268	4.5%	46,426	4.4%	45,482	4.3%	45,076	4.3%	44,920	4.3%	44,830	4.2%	45,015	4.2%	45,335	4.3%	45,216	4.3%	45,243	4.3%
15～19	49,281	4.7%	49,178	4.7%	49,281	4.7%	49,227	4.7%	49,063	4.6%	48,732	4.6%	48,283	4.5%	47,591	4.5%	47,086	4.4%	47,034	4.4%
20～24	59,119	5.7%	59,461	5.7%	59,224	5.6%	58,867	5.6%	58,695	5.6%	59,365	5.6%	59,426	5.6%	60,009	5.6%	59,495	5.6%	60,746	5.7%
25～29	68,910	6.6%	66,986	6.4%	65,291	6.2%	63,791	6.1%	62,738	5.9%	61,538	5.8%	61,898	5.8%	61,490	5.8%	61,097	5.8%	61,230	5.8%
30～34	74,889	7.2%	73,965	7.0%	73,096	6.9%	71,405	6.8%	70,234	6.6%	68,591	6.5%	66,923	6.3%	65,271	6.1%	63,971	6.0%	63,031	5.9%
35～39	82,956	7.9%	80,459	7.7%	78,221	7.4%	76,171	7.2%	74,715	7.1%	73,597	7.0%	72,569	6.8%	71,788	6.8%	70,663	6.7%	69,531	6.5%
40～44	86,038	8.2%	87,596	8.3%	87,991	8.3%	86,696	8.2%	84,905	8.0%	82,456	7.8%	79,958	7.5%	77,821	7.3%	75,965	7.2%	74,591	7.0%
45～49	72,183	6.9%	74,057	7.1%	76,778	7.3%	80,837	7.7%	83,172	7.9%	85,414	8.1%	87,038	8.2%	87,377	8.2%	86,317	8.1%	84,514	7.9%
50～54	64,228	6.1%	65,822	6.3%	66,520	6.3%	66,395	6.3%	68,745	6.5%	71,033	6.7%	73,095	6.9%	75,953	7.1%	80,164	7.5%	82,282	7.7%
55～59	62,493	6.0%	61,990	5.9%	61,964	5.9%	62,351	5.9%	62,856	5.9%	63,109	6.0%	64,506	6.1%	65,228	6.1%	65,250	6.1%	67,750	6.4%
60～64	71,389	6.8%	67,900	6.5%	65,055	6.2%	63,168	6.0%	61,418	5.8%	61,011	5.8%	60,445	5.7%	60,420	5.7%	60,813	5.7%	61,324	5.8%
65～69	62,447	6.0%	67,236	6.4%	73,149	6.9%	74,989	7.1%	72,302	6.8%	69,173	6.5%	65,710	6.2%	62,951	5.9%	61,066	5.7%	59,321	5.6%
70～74	52,360	5.0%	53,364	5.1%	51,508	4.9%	51,628	4.9%	56,322	5.3%	59,565	5.6%	64,083	6.0%	69,657	6.6%	71,433	6.7%	68,829	6.5%
75～79	41,088	3.9%	41,315	3.9%	42,504	4.0%	44,392	4.2%	45,446	4.3%	48,376	4.6%	49,322	4.6%	47,706	4.5%	47,742	4.5%	51,918	4.9%
80～84	31,538	3.0%	32,698	3.1%	33,549	3.2%	34,383	3.3%	35,214	3.3%	35,473	3.4%	35,886	3.4%	36,939	3.5%	38,602	3.6%	39,448	3.7%
85～89	19,085	1.8%	20,143	1.9%	21,054	2.0%	21,875	2.1%	23,185	2.2%	23,875	2.3%	24,952	2.4%	25,865	2.4%	26,590	2.5%	27,185	2.6%
90～94	7,784	0.7%	8,415	0.8%	9,120	0.9%	9,719	0.9%	10,312	1.0%	11,173	1.1%	11,897	1.1%	12,653	1.2%	13,117	1.2%	13,764	1.3%
95～99	1,942	0.2%	2,075	0.2%	2,296	0.2%	2,554	0.2%	2,784	0.3%	3,053	0.3%	3,265	0.3%	3,572	0.3%	3,838	0.4%	3,942	0.4%
100歳以上	324	0.0%	333	0.0%	345	0.0%	363	0.0%	413	0.0%	410	0.0%	454	0.0%	495	0.0%	551	0.1%	572	0.1%

(再掲)

15歳未満	138,158	137,303	136,458	134,906	134,083	132,745	131,467	130,383	128,525	126,250
15～64歳	691,486	687,414	683,321	678,908	676,541	674,846	674,141	672,948	670,821	672,033
65歳以上	216,548	225,579	233,525	239,903	245,978	251,088	255,569	259,838	262,939	264,979

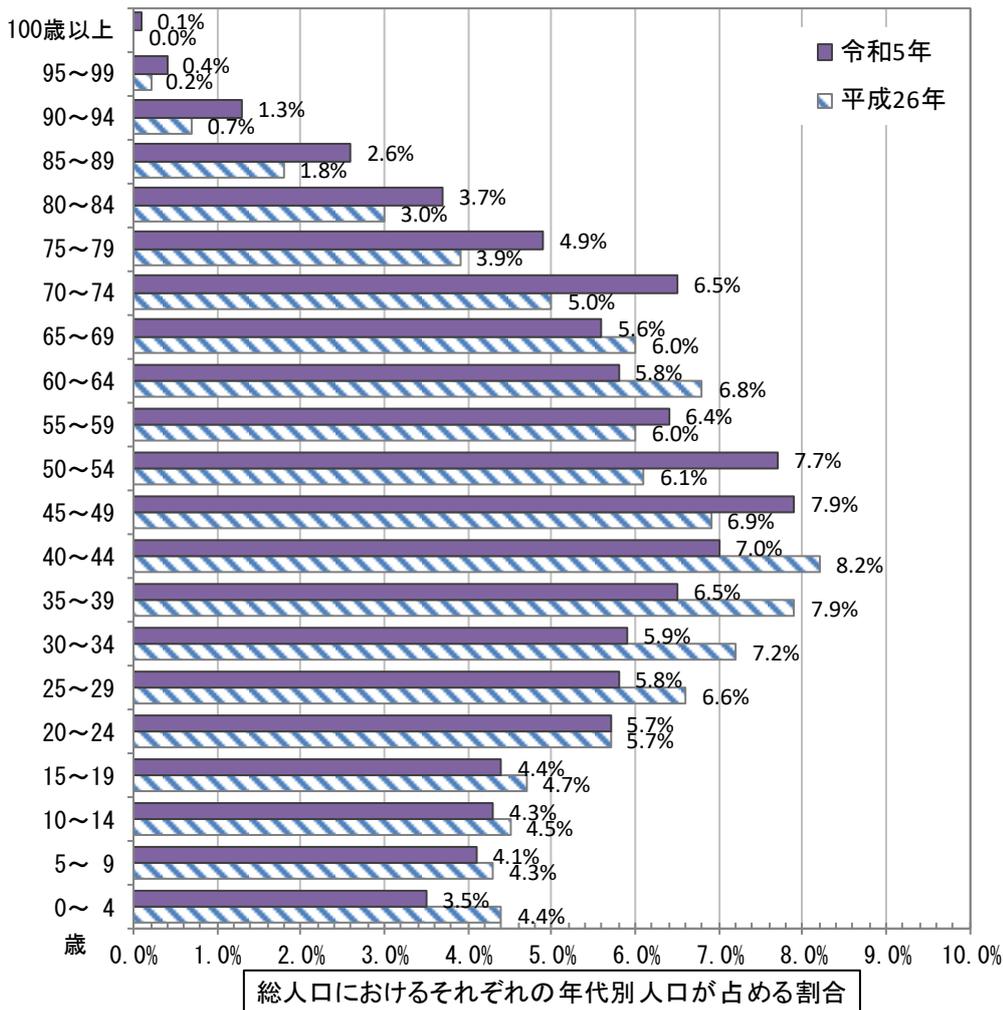
(年齢別割合)

15歳未満	13.21%	13.07%	12.96%	12.80%	12.69%	12.54%	12.39%	12.26%	12.10%	11.87%
15～64歳	66.10%	65.45%	64.87%	64.43%	64.09%	63.74%	63.53%	63.30%	63.15%	63.20%
65歳以上	20.70%	21.48%	22.17%	22.77%	23.28%	23.72%	24.08%	24.44%	24.75%	24.92%

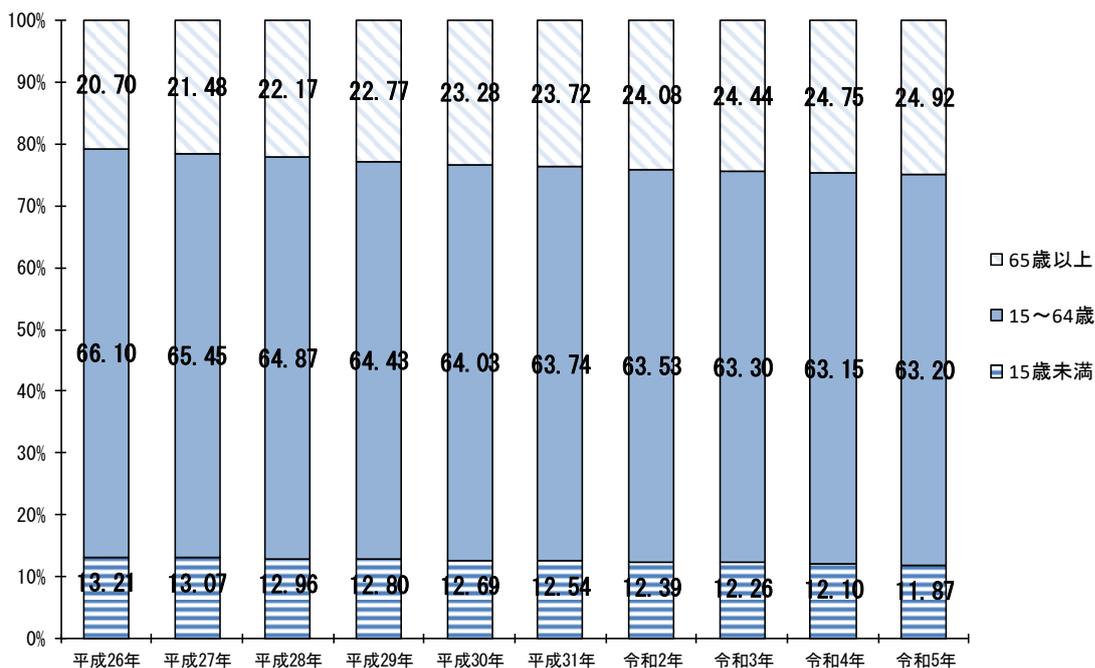
※ 年齢別の人口割合(%)については、計算する上で四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。

VII 各種統計

5 人口ピラミッドの比較（平成26年4月（下段）と令和5年4月（上段））

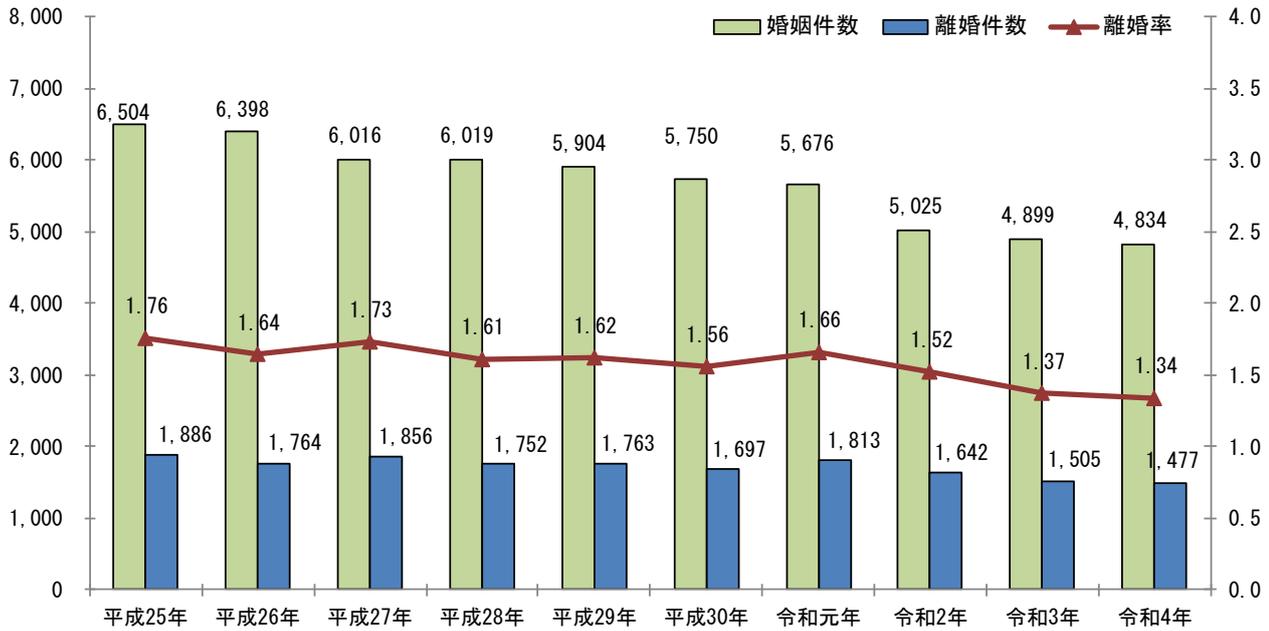


6 年齢構成比の推移（平成26年～令和5年 各4月）



Ⅶ 各種統計

7 婚姻件数, 離婚件数及び離婚率の推移



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻件数	6,504	6,398	6,016	6,019	5,904	5,750	5,676	5,025	4,899	4,834
離婚件数	1,886	1,764	1,856	1,752	1,763	1,697	1,813	1,642	1,505	1,477
離婚率	1.76	1.64	1.73	1.61	1.62	1.56	1.66	1.52	1.37	1.34

【出典】

人口動態統計(厚生労働省政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室)

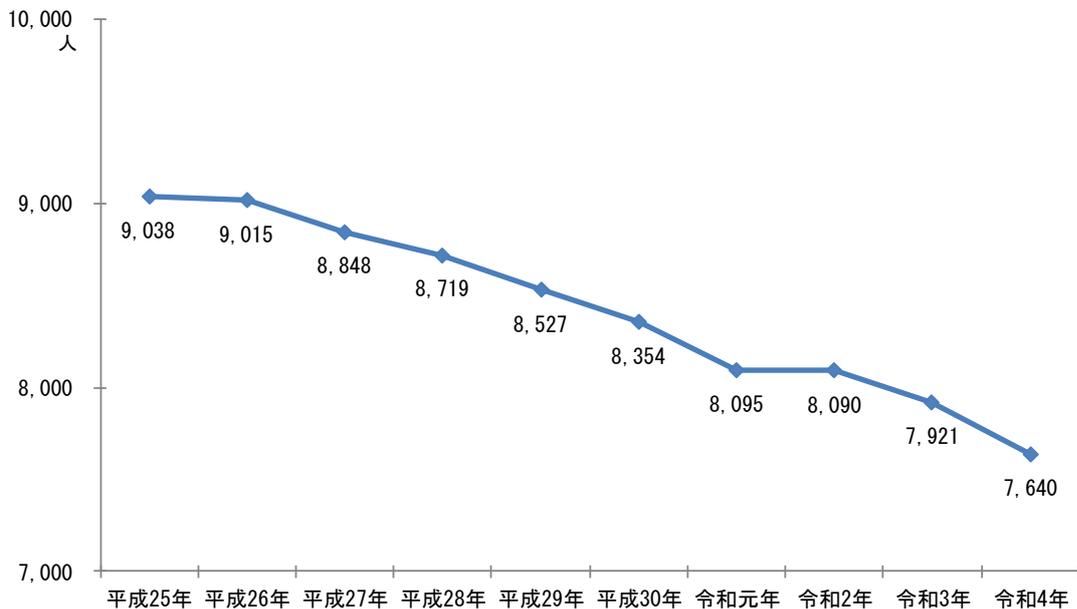
令和3年までの値は保健統計年報(健康福祉局)に掲載

※令和4年は概数

8 児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全部支給	5,044	4,646	4,417	4,130	3,858	4,485	4,300	4,177	4,037	3,748
一部支給	3,357	3,653	3,646	3,771	3,802	2,962	2,931	2,926	2,918	2,889
小計	8,401	8,299	8,063	7,901	7,660	7,447	7,231	7,103	6,955	6,637
支給停止	637	716	785	818	867	907	864	987	966	1,003
合計	9,038	9,015	8,848	8,719	8,527	8,354	8,095	8,090	7,921	7,640



Ⅷ 幼児教育・保育施設，
児童，母子の保健福祉施設等

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

●認定こども園

就学前の児童に幼児教育・保育を一体的に実施・提供し, かつ, 全ての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う施設である。(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条第6項)

○幼保連携型【56か所】

(令和5年6月1日現在)(区, 五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
青葉こども園	社会福祉法人 青葉福祉会	980-0004 青葉区宮町一丁目4-47	261-6731	1号 12 2・3号 130	R3. 4. 1
愛子すぎのこども園	社会福祉法人 柏松会	989-3125 青葉区下愛子字横町前 45-1	797-7811	1号 12 2・3号 130	R4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 泉ヶ丘幼稚園・アルル保育園	学校法人 東都学園	981-0954 青葉区川平一丁目7-16	278-1231	1号 75 2・3号 105	H27. 4. 1
落合はぐくみこども園	社会福祉法人 恵菽会	989-3126 青葉区落合四丁目1-10	397-9353	1号 15 2・3号 120	R4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 折立幼稚園・ ナーサリールーム	学校法人 愛子学園	982-0261 青葉区折立三丁目17-10	226-0760	1号 36 2・3号 102	R3. 4. 1
栗生あおばこども園	社会福祉法人 青葉福祉会	989-3122 青葉区栗生三丁目22-1	391-1616	1号 15 2・3号 110	R3. 4. 1
食と森のこども園小松島	社会福祉法人 想伝舎	981-0905 青葉区小松島四丁目17- 22	275-8625	1号 3 2・3号 60	R4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 中山保育園	社会福祉法人 仙台市社会 事業協会	981-0952 青葉区中山一丁目6-2	278-0549	1号 3 2・3号 70	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園 はせくらまち杜のこども園	学校法人 長谷柳絮学園	980-0824 青葉区支倉町2-55	264-2486	1号 15 2・3号 78	H31. 4. 1
福聚幼稚園	学校法人 福聚幼稚園	981-0943 青葉区国見四丁目5-1 981-0943 青葉区国見四丁目6-3	234-7754	1号 150 2・3号 120	H26. 4. 1
ミッキー北仙台こども園	社会福祉法人 未来福祉会	981-0913 青葉区昭和町4-11	219-1232	1号 12 2・3号 100	R4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 みどりの森	学校法人 仙台みどり学園	981-0933 青葉区柏木一丁目7-45	234-3769	1号 45 2・3号 90	H27. 4. 1
宮城学院女子大学附属 認定こども園森のこども園	学校法人 宮城学院	981-8557 青葉区桜ヶ丘九丁目1-1	279-1344	1号 45 2・3号 75	H28. 11. 1
幼保連携型認定こども園 岩切東光第二幼稚園・ ひかり保育園	学校法人 本松学園	983-0821 宮城野区岩切字高江45	255-0881	1号 105 2・3号 129	R2. 4. 1
さゆりこども園	社会福祉法人 善き牧者会	983-0837 宮城野区柁江1-2	293-2653	1号 5 2・3号 65	R2. 4. 1
新田すいせんこども園	社会福祉法人 幸生会	983-0038 宮城野区新田四丁目13-5	232-5181	1号 13 2・3号 87	H29. 4. 1
新田東すいせんこども園	社会福祉法人 幸生会	983-0039 宮城野区新田東三丁目6	762-5110	1号 3 2・3号 60	H31. 4. 1
立華認定こども園	学校法人 立華学園	983-0013 宮城野区中野字大貝沼 20-17	259-0526	1号 45 2・3号 54	H27. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定 員	設置年月日
認定こども園 東盛マイトリイ幼稚園	学校法人 清野学園	983-0038 宮城野区新田二丁目20-38	231-2223	1号 144 2・3号 66	R2. 4. 1
幼保連携型認定こども園 中野栄あしぐろこども園	社会福祉法人 円周福祉会	983-0012 宮城野区出花一丁目279	254-2555	1号 12 2・3号 138	R4. 4. 1
認定こども園 ナザレト愛児園	学校法人 仙台百合学院	983-0833 宮城野区東仙台六丁目8-20	291-5335	1号 8 2・3号 80	R2. 4. 1
原町すいせんこども園	社会福祉法人 幸生会	983-0845 宮城野区清水沼三丁目6-11	385-5833	1号 3 2・3号 120	H31. 4. 1
認定こども園 ろりぼっぷ出花園	学校法人 ろりぼっぷ学園	983-0012 宮城野区出花二丁目5-12	290-9477	1号 11 2・3号 50	R4. 4. 1
荒井あおばこども園	社会福祉法人 青葉福祉会	984-0038 若林区伊在三丁目2-4	288-2821	1号 6 2・3号 117	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園 荒井マーヤこども園	社会福祉法人 仙慈会	984-0032 若林区荒井字杏形85-1	354-0654	1号 10 2・3号 60	R2. 4. 1
学校法人七郷学園 蒲町こども園	学校法人 七郷学園	984-0037 若林区蒲町42-10	285-7015	1号 90 2・3号 90	H29. 4. 1
河原町すいせんこども園	社会福祉法人 幸生会	984-0816 若林区河原町二丁目8-10	397-9817	1号 3 2・3号 90	H31. 4. 1
幼保連携型認定こども園 仙台保育園	社会福祉法人 仙台市社会福祉 事業協会	984-0061 若林区南鍛冶町96-8	223-9024	1号 10 2・3号 110	R3. 4. 1
幼保連携型認定こども園 光の子	社会福祉法人 光の子福祉会	984-0015 若林区御町二丁目1-17	782-3617	1号 10 2・3号 90	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園 認定ろりぼっぷこども園	学校法人 ろりぼっぷ学園	984-0831 若林区沖野字高野南197-1	285-5212	1号 75 2・3号 90	R3. 4. 1
認定こども園 ろりぼっぷ保育園	学校法人 ろりぼっぷ学園	984-0831 若林区沖野字高野南197-1	285-5212	1号 12 2・3号 90	R4. 4. 1
大野田すぎのこども園	社会福祉法人 柏松会	982-0014 太白区大野田五丁目23-2	304-3715	1号 9 2・3号 120	R3. 4. 1
認定こども園くり幼稚園 くりっこ保育園	学校法人 前田学園	981-1105 太白区西中田六丁目8-20 981-1104 太白区中田七丁目14-40	242-0283 796-2045	1号 240 2・3号 86	H25. 7. 1
太子堂すいせんこども園	社会福祉法人 幸生会	982-0013 太白区太子堂1-21	748-7424	1号 12 2・3号 130	H31. 4. 1
太白すぎのこども園	社会福祉法人 柏松会	982-0037 太白区富沢西四丁目11-5	743-3715	1号 10 2・3号 90	R2. 4. 1
西多賀チェリーこども園	社会福祉法人 北杜福祉会	982-0034 太白区西多賀三丁目1-20	307-3380	1号 6 2・3号 90	H31. 4. 1
バンビの森こども園	社会福祉法人 銀杏の会	981-1104 太白区中田四丁目1-3-1	242-1178	1号 9 2・3号 90	R2. 4. 1
認定向山こども園	学校法人 仙台こひつじ学園	982-0832 太白区八木山緑町21-10	229-0169	1号 207 2・3号 64	H26. 5. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定 員	設置年月日
ゆりかご認定こども園	学 校 法 人 清 泉 学 園	981-1102 太白区袋原六丁目6-10	241-1453	1号 45 2・3号 10	H27. 4. 1
Y M C A西中田こども園	社会福祉法人 仙 台 Y M C A 福 祉 会	981-1105 太白区西中田七丁目4-1	306-0730	1号 3 2・3号 90	R5. 4. 1
Y M C A南大野田こども園	社会福祉法人 仙 台 Y M C A 福 祉 会	982-0015 太白区南大野田9-1	748-0130	1号 3 2・3号 120	R5. 4. 1
幼保連携型認定こども園 明石南こどもの城	社会福祉法人 泉 区 会	981-3101 泉区明石南二丁目3	344-9546	1号 9 2・3号 120	R4. 4. 1
泉第2チェリーこども園	社会福祉法人 北 杜 福 祉 会	981-3133 泉区泉中央二丁目1-12	374-8002	1号 10 2・3号 90	H28. 4. 1
泉チェリーこども園	社会福祉法人 北 杜 福 祉 会	981-3133 泉区泉中央二丁目1-56	771-8005	1号 12 2・3号 210	H31. 4. 1
学校法人秀志学園 幼保連携型認定こども園 泉の杜幼稚園	学 校 法 人 秀 志 学 園	981-3216 泉区小角字大満寺22-4	379-4141	1号 105 2・3号 132	R2. 4. 1
幼保連携型認定こども園 桂こどもの城	社会福祉法人 泉 区 会	981-3134 泉区桂三丁目19-6	776-7767	1号 3 2・3号 90	R4. 4. 1
社会福祉法人一寿会 住吉台こども園	社会福祉法人 一 寿 会	981-3223 泉区住吉台西二丁目7-6	379-0164	1号 3 2・3号 80	R3. 4. 1
幼保連携型認定こども園 高森サーラこども園	社会福祉法人 仙 慈 会	981-3203 泉区高森四丁目2-615	377-0045	1号 7 2・3号 90	R2. 4. 1
社会福祉法人一寿会 長命ヶ丘つくしこども園	社会福祉法人 一 寿 会	981-3212 泉区长命ヶ丘三丁目20-10	772-0035	1号 3 2・3号 90	R3. 4. 1
寺岡すいせんこども園	社会福祉法人 幸 生 会	981-3204 泉区寺岡三丁目1-4	772-0670	1号 12 2・3号 90	H31. 4. 1
南光台すいせんこども園	社会福祉法人 幸 生 会	981-8003 泉区南光台五丁目27-18	271-5616	1号 3 2・3号 90	R5. 4. 1
ミッキー八乙女こども園	社会福祉法人 未 来 福 祉 会	981-3112 泉区八乙女四丁目21-1	773-0887	1号 9 2・3号 75	R4. 4. 1
認定こども園やかまし村	学 校 法 人 仙 台 み どり 学 園	981-3124 泉区野村字東原屋敷3-2	739-7456	1号 30 2・3号 96	H29. 4. 1
認 定 こ ど も 園 ろりぼっふ赤い屋根の保育園	学 校 法 人 ろ り ぼ っ ぶ 学 園	981-3124 泉区野村字一本杉3-21	773-0296	1号 7 2・3号 60	R4. 4. 1
認 定 こ ど も 園 ろりぼっふ泉中央南園	学 校 法 人 ろ り ぼ っ ぶ 学 園	981-3126 泉区泉中央南9	371-2833	1号 12 2・3号 60	R4. 4. 1
Y M C A加茂こども園	社会福祉法人 仙 台 Y M C A 福 祉 会	981-3122 泉区加茂五丁目5-29	777-6776	1号 4 2・3号 90	R5. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

○幼稚園型【14か所】

(区, 五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
認定こども園 旭ヶ丘幼稚園	学校法人 旭ヶ丘学園	981-0904 青葉区旭ヶ丘二丁目22-21	234-6459	1号 25 2号 25	H30.4.1
認定こども園 仙台YMCA幼稚園	学校法人 仙台YMCA学園	980-0822 青葉区立町9-7	222-7533	1号 45 2号 35	H27.4.1
認定こども園 友愛幼稚園	学校法人 東北文化学園大学	989-3124 青葉区上愛子字下遠野原 15-59	392-6971	1号 75 2号 20	H27.4.1
認定こども園 東仙台幼稚園	学校法人 清野学園	983-0823 宮城野区燕沢一丁目15-25	251-1870	1号 54 2・3号 46	R2.4.1
幼稚園型認定こども園 聖ウルスラ学院英智学院	学校法人 聖ウルスラ学院	984-0047 若林区木ノ下一丁目25-25	293-4024	1号 180 2号 60	R5.4.1
認定こども園 るり幼稚園	学校法人 陸奥国分寺学園	984-0013 若林区六丁目の目南町4-38	287-3610	1号 75 2号 40	R2.4.1
認定こども園 若竹幼稚園	宗教学法人 真宗大谷派宝林寺	981-1101 太白区四郎丸字吹上23	241-2712	1号 60 2・3号 60	H27.4.1
幼稚園型認定こども園 いずみ松陵幼稚園	学校法人 長谷柳絮学園	981-3108 泉区松陵二丁目19-1	374-5420	1号 120 2号 60	R4.4.1
泉第二幼稚園	学校法人 庄司学園	981-3132 泉区将監十三丁目1-1	372-6900	1号 105 2号 30	R3.4.1
幼稚園型認定こども園 南光シオン幼稚園	学校法人 村山学園	981-3111 泉区松森字陣ヶ原30-10	373-8355	1号 95 2号 60	R4.4.1
幼稚園型認定こども園 南光紫陽幼稚園	学校法人 おとり学園	981-3101 泉区明石南六丁目13-2	771-1366	1号 135 2号 45	R4.4.1
幼稚園型認定こども園 南光幼稚園	学校法人 村山学園	981-8003 泉区南光台二丁目2-3	233-1901	1号 60 2号 30	R4.4.1
幼稚園型認定こども園 南光第二幼稚園	学校法人 村山学園	981-8002 泉区南光台南一丁目18-1	251-6331	1号 60 2号 60	R4.4.1
ねのしろいし幼稚園	学校法人 庄司学園	981-3221 泉区根白石新坂上29	379-2376	1号 60 2号 35	R3.4.1

○保育所型【35か所】

(区, 五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
カール英会話チルドレン	有限会社 カール英会話 ほいくえん	989-3123 青葉区錦ヶ丘一丁目3-1 錦ヶ丘ヒルサイドモール 内	797-5970	1号 3 2・3号 30	R4.4.1
カール英会話プリスクール	有限会社 カール英会話 ほいくえん	980-0001 青葉区中江一丁目10-10 ファーストレイト25 1F	748-5010	1号 15 2・3号 90	R4.4.1
認定こども園 TOBINOKO	社会福祉法人 中山福祉会	981-0952 青葉区中山二丁目17-1	279-1187	1号 4 2・3号 90	R5.4.1
みのりこども園	学校法人 曾根学園	980-0801 青葉区木町通二丁目3-39	779-5535	1号 4 2・3号 43	R5.4.1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定 員	設置年月日
ありすの国こども園	社会福祉法人 喬 希 会	983-0821 宮城野区岩切字洞ノ口103	255-0431	1号 15 2・3号 50	R3.4.1
小田原こどりのうた こども園	トータルアート 株 式 会 社	983-0868 宮城野区鉄砲町中5-14	292-3483	1号 3 2・3号 60	R5.4.1
幸町すいせんこども園	社会福祉法人 幸 生 会	983-0836 宮城野区幸町三丁目12-18	385-7530	1号 3 2・3号 70	R5.4.1
ちいさなこどもえん	仙台ナーサリー 株 式 会 社	983-0039 宮城野区新田東一丁目8-4	237-0132	1号 3 2・3号 30	R5.4.1
ちゃいるどらんど 岩切こども園	株 式 会 社 ちゃいるどらんど	983-0821 宮城野区岩切字洞ノ口40-1	255-1760	1号 6 2・3号 78	R2.4.1
つつじがおかもりのいえ こども園	社会福祉法人 太陽の丘福祉会	983-0812 宮城野区小田原弓ノ町 101-8	253-7101	1号 3 2・3号 60	R5.4.1
ニューフィールド保育園	仙台ナーサリー 株 式 会 社	983-0039 宮城野区新田東二丁目1- 20	353-5837	1号 15 2・3号 40	R4.4.1
ピースフル保育園	仙台ナーサリー 株 式 会 社	983-0037 宮城野区平成一丁目18-28 グリーンコート宮城野1F	353-5838	1号 14 2・3号 50	R4.4.1
ますえの森どうわこども園	童和保育サービス 株 式 会 社	983-0837 宮城野区栢江8-10	295-0750	1号 15 2・3号 60	H31.4.1
ミッキー榴岡公園前 こども園	社会福祉法人 未 来 福 祉 会	983-0862 宮城野区二十人町308-11	354-0728	1号 6 2・3号 54	R5.4.1
認 定 こ ど も 園 れいんぼーなーさりー 田 子 館	株 式 会 社 エコエネルギー 普 及 協 会	983-0021 宮城野区田子二丁目10-31	290-0626	1号 3 2・3号 27	R5.4.1
認 定 こ ど も 園 れいんぼーなーさりー 原 ノ 町 館	株 式 会 社 エコエネルギー 普 及 協 会	983-0047 宮城野区銀杏町14-12	290-7345	1 号 3 2・3号 35	R4.4.1
あそびまショーこども園	社会福祉法人 にじいろ会	984-0038 若林区伊在三丁目9-4	355-8741	1号 6 2・3号 100	R5.4.1
蒲町おもちゃばこども園	株 式 会 社 蒲町おもちゃばこ 保 育 園	984-0037 若林区蒲町7-8	285-2956	1号 3 2・3号 36	R4.4.1
カール英会話こども園	有 限 会 社 カール英会話 ほいくえん	984-0015 若林区御町三丁目1-1	392-4350	1号 14 2・3号 50	R4.4.1
カール英会話ほいくえん	有 限 会 社 カール英会話 ほいくえん	984-0042 若林区大和町四丁目14-18	355-8702	1号 6 2・3号 60	R4.4.1
ちゃいるどらんど 荒井こども園	株 式 会 社 ちゃいるどらんど	984-0030 若林区荒井東一丁目8-3	349-9605	1号 6 2・3号 60	R2.4.1
ちゃいるどらんど なないろの里こども園	株 式 会 社 ちゃいるどらんど	984-0017 若林区なないろの里二丁 目12-1	290-5905	1号 6 2・3号 60	R4.4.1
六丁の目こども園	一般社団法人 六丁の目保育園	984-0004 若林区六丁の目東町3-17	287-3006	1号 6 2・3号 48	R4.4.1
六丁の目マザーグース こども園	株 式 会 社 マザーグース	984-0012 若林区六丁の目中町1-38	288-6008	1号 11 2・3号 60	R3.4.1
あすと長町 こぶたの城こども園	株 式 会 社 ラヴィエール	982-0007 太白区あすと長町三丁目 2-23	249-8518	1号 3 2・3号 50	R4.4.1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
仙台ちびっこひろば こども園	株式会社 ちびっこ広場 保育園	981-1102 太白区袋原一丁目9-10	796-5782	1号 6 2・3号 39	R4. 4. 1
ぶらざこども園長町	株式会社 仙台進学プラザ	982-0011 太白区長町六丁目7-17	304-5254	1号 12 2・3号 100	R5. 4. 1
泉すぎのこども園	社会福祉法人 柏松会	981-3117 泉区市名坂字明神31-6	347-4357	1号 6 2・3号 90	R5. 4. 1
そらのこども園	一般社団法人 そらのこ保育園	981-8005 泉区東黒松19-34	343-0654	1号 3 2・3号 60	R5. 4. 1
ひまわりこども園	株式会社 Lumiereひまわり	982-0023 太白区鹿野三丁目14-15	308-3715	1号 6 2・3号 48	R4. 4. 1
鶴が丘マミーこども園	株式会社 マミー保育園	981-3109 泉区鶴が丘三丁目24-7	373-7752	1号 6 2・3号 50	R3. 4. 1
ぶりえ〜る南中山 認定こども園	株式会社 オーダーリー	981-3213 泉区南中山一丁目42-5 判場ビル2F, 4F	352-8263	1号 3 2・3号 56	R4. 4. 1
まつもりこども園	株式会社 ゆめぼけっと	981-3111 泉区松森字中道10	725-8117	1号 3 2・3号 41	R5. 4. 1
ミッキー泉中央こども園	株式会社 ウエルフェア	981-3133 泉区泉中央一丁目40-2	771-6625	1号 6 2・3号 59	R4. 4. 1
ミッキー八乙女中央こども園	株式会社 ウエルフェア	981-3135 泉区八乙女中央三丁目13-5	343-8330	1号 3 2・3号 40	R5. 4. 1

●保育所

保護者の就労や疾病等のために、家庭で保育ができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした施設である。(児童福祉法第39条)【150か所(うち分園1か所含む)】

(令和5年6月1日現在)(区, 五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
愛隣こども園	宗教法人日本基督教団 仙台五橋教会	980-0022 青葉区五橋一丁目6-15	726-6185	60	H17. 4. 1
朝市センター保育園	特定非営利活動法人 朝市センター保育園	980-0021 青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル3F	221-9350	50	H29. 4. 1
旭ヶ丘保育所	仙台市	981-0904 青葉区旭ヶ丘四丁目34-34	234-7356	90	S43. 1. 1
あさひの森保育園	社会福祉法人木這子	981-0904 青葉区旭ヶ丘三丁目27-2	233-7682	120	H17. 4. 1
アスク愛子保育園	株式会社 日本保育サービス	989-3128 青葉区愛子中央五丁目7-18	302-8030	110	H25. 4. 1
あつぷる愛子保育園	社会福祉法人千代福社会	989-3127 青葉区愛子東五丁目4-12	226-7811	130	H27. 4. 1
荒巻保育所	仙台市	981-0964 青葉区荒巻中央8-1	234-3915	90	S38. 5. 1
落合保育所	仙台市	989-3126 青葉区落合二丁目12-7	392-5550	120	S53. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
折立保育所	仙台市	982-0261 青葉区折立三丁目5-21	226-1055	90	S49. 4. 1
柏木保育園	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	981-0933 青葉区柏木一丁目5-35	275-2525	120	S54. 5. 1
かたひら保育園	社会福祉法人木這子	980-0812 青葉区片平二丁目1-2	267-5995	120	S57. 4. 1
川前ぱれっと保育園	株式会社JCIきっず	989-3212 青葉区芋沢字赤坂53-1	395-8486	90	R2. 4. 1
国見ヶ丘せんだんの杜 保育園	社会福祉法人東北福祉会	989-3201 青葉区国見ヶ丘七丁目141-9	277-1155	127	H11. 4. 1
国見保育所	仙台市	981-0944 青葉区子平町10-5	234-2269	100	S40. 5. 1
熊ヶ根保育所	仙台市	989-3432 青葉区熊ヶ根字石積48	393-2030	64	S52. 4. 1
コスモス大手町 保育園	社会福祉法人勇樹会	980-0805 青葉区大手町4-3	724-7347	30	H27. 11. 1
コスモス錦保育所	社会福祉法人勇樹会	989-3123 青葉区錦ヶ丘七丁目22-1	391-0306	150	H16. 4. 1
コスモスひろせ 保育園	社会福祉法人勇樹会	989-3122 青葉区栗生七丁目7-7	392-4649	90	H19. 5. 1
ことりの家保育園	社会福祉法人木這子	980-0872 青葉区星陵町3-38	274-5820	100	S63. 4. 1
桜ヶ丘保育所	仙台市	981-0961 青葉区桜ヶ丘八丁目1-2	278-9333	110	S52. 4. 1
さねや・ちるどれん ず・ふああむ	有限会社オリン	980-0011 青葉区上杉一丁目10-25	227-8341	60	H22. 4. 1
仙台らびあ保育園	特定非営利活動法人 こどもステーション・ MIYAGI	980-0811 青葉区一番町三丁目3-16	213-6474	50	H29. 7. 1
第2コスモス錦 保育所	社会福祉法人勇樹会	989-3123 青葉区錦ヶ丘三丁目8-9	226-8878	90	H27. 7. 1
台の原保育園	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	981-0911 青葉区台原三丁目29-28	234-5059	60	S29. 12. 1
堤町あしぐろ保育所	社会福祉法人円周福祉会	981-0912 青葉区堤町三丁目12-5	347-3661	135	H27. 4. 1
通町ハピネス保育園	株式会社トムズ	981-0915 青葉区通町一丁目4-1	341-8096	60	H29. 7. 1
中江保育園	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	980-0001 青葉区中江一丁目20-21	223-9346	80	S30. 4. 1
支倉保育所	仙台市	980-0824 青葉区支倉町2-35	261-3277	130	S57. 4. 1
パリス錦町保育園	社会福祉法人みらい	980-0012 青葉区錦町一丁目9-24	797-0062	70	H28. 4. 1
ファニーハート保育園	綾君株式会社	980-0065 青葉区土樋一丁目10-4	726-7555	78	H30. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
ふれあい保育園	一般社団法人 ふれあいファミリーパー トナー	981-0904 青葉区旭ヶ丘一丁目42-55- 101	273-3671	33	R4. 4. 1
保育所八幡こぼと園	社会福祉法人 仙台市民生児童委員会	980-0871 青葉区八幡一丁目1-25	266-3688	110	H10. 4. 1
マザーズ・エスパル保 育園	株式会社 マザーズえりあサービス	980-0021 青葉区中央一丁目1-1 エスパル仙台本館6F	716-3002	38	H29. 4. 1
マザーズ・かみすぎ保 育園	社会福祉法人 マザーズ福祉会	980-0011 青葉区上杉四丁目2-2	796-8177	90	H30. 4. 1
マザーズ・ばんすい保 育園	株式会社 マザーズえりあサービス	980-0821 青葉区春日町5-26	223-2341	70	H14. 4. 1
メリーポピンズ エスパル仙台ルーム	社会福祉法人どろんこ会	980-0021 青葉区中央一丁目1-1 エスパル仙台東館4F	354-1330	90	H28. 4. 1
南吉成すぎのこ保育園	社会福祉法人柏松会	989-3204 青葉区南吉成六丁目6-9	346-9121	90	R3. 4. 1
社のみらい保育園	社会福祉法人柏木福祉会	981-0933 青葉区柏木一丁目1-36	234-0553	60	H25. 4. 1
ロリポップクラブマザ リーズ 電力ビル園	特定非営利活動法人 こどもステーション・ MIYAGI	980-0811 青葉区一番町三丁目7-1 電力ビル1F	721-2030	46	H29. 4. 1
和敬保育園	宗教法人荘厳寺	981-0934 青葉区新坂町12-1	272-0131	90	S29. 5. 1
ワッセ森のひろば 保育園	社会福祉法人信和会	981-0901 青葉区北根黒松2-8	727-5271	90	H17. 4. 1
アスク小鶴新田 保育園	株式会社 日本保育サービス	983-0039 宮城野区新田東三丁目12-2	782-6616	60	H25. 9. 1
岩切たんぼぼ保育園	社会福祉法人 宮城厚生福祉会	983-0821 宮城野区岩切字三所南88-1	794-8560	90	H29. 4. 1
岩切どろんこ保育園	社会福祉法人どろんこ会	983-0828 宮城野区岩切分台二丁目12- 10	253-6288	108	H28. 4. 1
扇町まるさんかく しかく保育園	社会福祉法人勇樹会	983-0034 宮城野区扇町四丁目5-39	782-0034	90	H14. 4. 1
小田原保育園	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	983-0836 宮城野区幸町三丁目9-13	256-1859	60	S29. 7. 1
五城保育園	社会福祉法人五城福祉会	983-0842 宮城野区五輪一丁目4-20	257-0458	90	S23. 12. 8
仙台岩切あおぞら 保育園	社会福祉法人宮城福祉会	983-0821 宮城野区岩切字三所南1-2	290-7318	120	H24. 4. 1
高砂保育所	仙台市	983-0014 宮城野区高砂一丁目24-13	258-0019	100	S40. 12. 1
田子希望園	社会福祉法人希望園	983-0021 宮城野区田子二丁目33-28	786-2040	100	H13. 4. 1
乳銀杏保育園	社会福祉法人 宮城厚生福祉会	983-0047 宮城野区銀杏町7-6	256-4267	120	S31. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
榴岡なないろ保育園	社会福祉法人 あおば厚生福祉会	983-0862 宮城野区二十人町301-18	766-8931	56	R2. 4. 1
榴岡はるかぜ保育園	社会福祉法人 はるかぜ福祉会	983-0852 宮城野区榴岡五丁目7-1	794-8320	80	H28. 4. 1
つばめ保育園	社会福祉法人喬希会	983-0822 宮城野区燕沢東三丁目9-25	253-6618	60	R2. 4. 1
鶴ヶ谷希望園	社会福祉法人希望園	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷五丁目17-1	251-4654	100	S48. 4. 1
鶴ヶ谷第二保育所	仙台市	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷三丁目11	252-3366	110	S51. 4. 1
鶴ヶ谷はぐくみ保育園	社会福祉法人恵菰会	983-0824 宮城区の鶴ヶ谷八丁目19-16	352-4218	120	R3. 4. 1
鶴ヶ谷マードレ保育園	学校法人菅原学園	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷四丁目13	251-1822	80	H16. 4. 1
鶴巻保育所	仙台市	983-0024 宮城野区鶴巻一丁目21-5	258-7542	110	S57. 4. 1
ニチイキッズ仙台 さかえ保育園	株式会社ニチイ学館	983-0011 宮城野区栄一丁目3-15	387-0250	90	H27. 4. 1
萩野町保育所	仙台市	983-0043 宮城野区萩野町三丁目4-9	238-0866	105	S55. 4. 1
パブリカ保育園	株式会社秋桜	983-0036 宮城野区苦竹二丁目3-75	782-8751	60	H29. 4. 1
東仙台保育所	仙台市	983-0833 宮城野区東仙台三丁目6-45	295-6635	75	S56. 4. 1
福田町あしぐる保育所	社会福祉法人円周福祉会	983-0023 宮城野区福田町一丁目15-2	781-8011	120	H23. 4. 1
福田町保育所	仙台市	983-0023 宮城野区福田町一丁目12-24	258-0311	130	S53. 4. 1
福室希望園	社会福祉法人希望園	983-0005 宮城野区福室六丁目19-14	786-5650	100	H10. 4. 1
保育園ワタキュー キンダーハイム	ワタキューセイモア 株式会社	983-0852 宮城野区榴岡三丁目7-30 降旗ビル2F	298-0831	60	H23. 4. 1
保育所新田こぼと園	社会福祉法人 仙台市民生児童委員会	983-0039 宮城野区新田東二丁目5-5	237-3793	110	S42. 4. 1
アスクやまとまち 保育園	株式会社 日本保育サービス	984-0042 若林区大和町四丁目15-25	782-3550	80	H27. 4. 1
あつぷる保育園	社会福祉法人千代福祉会	984-0032 若林区荒井七丁目21-2	287-8851	90	H21. 5. 1
沖野保育所	仙台市	984-0831 若林区沖野三丁目20-25	286-7110	105	S52. 4. 1
蒲町保育所	仙台市	984-0037 若林区蒲町24-1	285-0755	110	S55. 4. 1
上飯田くるみ保育園	株式会社NOZOMI	984-0838 若林区上飯田一丁目3-46	286-2899	30	H15. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
上飯田横堀保育所	仙台市	984-0838 若林区上飯田一丁目17-47	285-7270	100	S58. 4. 1
木ノ下保育所	仙台市	984-0042 若林区大和町一丁目16-2	231-0034	100	S30. 9. 1
穀町保育園	社会福祉法人仙台愛隣会	984-0058 若林区元茶畑10-21	385-7251	60	S23. 12. 8
仙台荒井雲母保育園	株式会社モード・プランニング・ジャパン	984-0030 若林区荒井東一丁目4-8	287-1191	60	H30. 4. 1
仙台こども保育園	学校法人三幸学園	984-0051 若林区新寺一丁目4-16	791-7202	60	H28. 4. 1
ダーナ保育園	社会福祉法人瑞鳳福祉会	984-0826 若林区若林二丁目3-7	282-5623	90	H17. 4. 1
チャイルドスクエア 仙台荒井南	社会福祉法人カナの会	984-0039 若林区荒井南1-1	288-6860	60	H30. 4. 1
チャイルドスクエア 仙台六丁の目元町	社会福祉法人カナの会	984-0014 若林区六丁の目元町15-5	288-1131	60	H29. 4. 1
ニチイキッズ 仙台あらい保育園	株式会社ニチイ学館	984-0032 若林区荒井三丁目28-5	288-5331	60	H28. 4. 1
能仁保児園	社会福祉法人仙慈会	984-0051 若林区新寺三丁目8-5	256-1877	90	S23. 12. 8
ビックママランド卸町園	株式会社ビック・ママ	984-0015 若林区卸町一丁目1-1 イオンスタイル仙台卸町1F	355-4503	40	H31. 4. 1
マザーズ・サンピア 保育園	株式会社 マザーズえりあサービス	984-0037 若林区蒲町東4-2	207-8880	70	H23. 4. 1
南小泉保育所	仙台市	984-0823 若林区遠見塚一丁目14-1	286-5224	100	S43. 1. 1
やまとまちあから 保育園	株式会社瑞穂	984-0042 若林区大和町五丁目6-33	239-4833	90	H16. 4. 1
六郷ばれっと保育園	社会福祉法人 仙台ばれっと福祉会	984-0838 若林区上飯田二丁目26-63	349-9735	60	R4. 4. 1
六郷保育園	一般社団法人保育アト ラボ	984-0834 若林区六郷7-10	765-1108	50	R4. 6. 1
若林どろんこ保育園	社会福祉法人どろんこ会	984-0825 若林区古城三丁目22-15	290-9457	105	H29. 4. 1
アイグラン保育園長町 南	株式会社アイグラン	982-0012 太白区长町南二丁目6-2	395-5172	90	H29. 4. 1
青山保育所	仙台市	982-0834 太白区青山一丁目10-28	229-0927	100	S53. 4. 1
アスク保育園中田町	社会福祉法人 明日育福祉会	981-1103 太白区中田町字境35-35	393-8315	60	R4. 4. 1
アスク富沢保育園	株式会社 日本保育サービス	982-0014 太白区大野田四丁目9-2	304-4355	100	H26. 4. 1
アスク長町南保育園	株式会社 日本保育サービス	982-0011 太白区长町七丁目20-5 ララガーデン長町5F	398-3551	90	H22. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
アスク南仙台保育園	株式会社 日本保育サービス	981-1106 太白区柳生二丁目23-3	306-3551	80	H27. 4. 1
アスク山田かぎとり保育園	株式会社 日本保育サービス	982-0813 太白区山田北前町6-32	307-1870	80	H28. 4. 1
あすと長町めぐみ保育園	株式会社たけやま	982-0003 太白区郡山三丁目13-24	797-8230	90	H30. 11. 1
飯田保育所	仙台市	982-0006 太白区東郡山二丁目9-1	248-5669	80	S42. 3. 1
鹿野なないろ保育園	社会福祉法人 あおば厚生福祉会	982-0023 太白区鹿野三丁目17-43	304-3115	90	H29. 4. 1
上野山保育所	仙台市	982-0812 太白区上野山一丁目21-8	244-1454	90	S50. 4. 1
クリムスポーツ保育園	株式会社 仙台ジュニア体育研究所	982-0814 太白区山田字大石38-2	302-5586	60	H27. 7. 1
コスモス木保育園	社会福祉法人勇樹会	982-0001 太白区八本松二丁目4-15	399-7123	110	H26. 4. 1
しげる保育園	学校法人沼田学園	982-0003 太白区郡山四丁目9-12	746-1570	60	H17. 4. 1
諏訪ぱれっと保育園	株式会社 J C I きっず	982-0003 太白区郡山八丁目2-24 カラーパレットⅡ 1F	796-4677	42	H31. 4. 1
仙台元氣保育園	社会福祉法人埼玉現成会	982-0003 太白区郡山五丁目5-1-8	248-0003	120	H31. 4. 1
仙台袋原あおぞら保育園	社会福祉法人宮城福祉会	981-1102 太白区袋原四丁目32-1	397-9258	120	H23. 4. 1
仙台保育所こじか園	公益財団法人鉄道弘済会	982-0025 太白区砂押町23-1	248-2268	90	S33. 8. 1
太白保育所	仙台市	982-0212 太白区太白二丁目18-13	244-0715	70	S54. 4. 1
宝保育園	宗教法人 真宗大谷派宝林寺	981-1102 太白区袋原字内手71	241-3017	90	S32. 11. 1
富沢アリス保育園	有限会社 アリスカンパニー	982-0036 太白区富沢南二丁目10-2	307-5552	60	H29. 4. 1
富沢自由の星保育園	社会福祉法人 愛光福祉会	982-0037 太白区富沢西三丁目10-2	797-8813	70	H29. 4. 1
富沢南なないろ保育園	社会福祉法人 あおば厚生福祉会	982-0036 太白区富沢南二丁目15-6	307-3133	90	H27. 4. 1
富沢わかば保育園	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	982-0032 太白区富沢二丁目5-22	244-8836	60	H4. 4. 1
中田なないろ保育園	社会福祉法人 あおば厚生福祉会	981-1104 太白区中田四丁目1-3-2	399-6307	100	R5. 4. 1
長町自由の星保育園	社会福祉法人愛光福祉会	982-0011 太白区長町四丁目7-15	748-0383	130	H12. 4. 1
根岸保育所	仙台市	982-0844 太白区根岸町5-19	247-7271	100	S54. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
NOVAインターナショナルスクール仙台八木山校	株式会社NOVA	982-0807 太白区八木山南二丁目1-120	398-4205	60	R3. 7. 16
NOVAバイリンガル仙台富沢保育園	株式会社NOVA	982-0033 太白区富沢西二丁目17-21	796-0640	60	R4. 4. 1
人來田保育所	仙台市	982-0222 太白区人來田一丁目3-1	243-0676	110	S56. 4. 1
袋原保育所	仙台市	981-1102 太白区袋原五丁目1-10	241-7810	60	S51. 4. 1
ポポラー仙台長町園	株式会社 タスク・フォースミテラ	982-0007 太白区あすと長町一丁目2-1 仙台長町メディカルプラザ 4F	748-0070	90	H24. 4. 1
ますみ保育園	学校法人三島学園	982-0841 太白区向山四丁目26-34	227-7080	60	H16. 4. 1
まつぼっくり保育園	学校法人西多賀学園	982-0803 太白区金剛沢一丁目11-1	743-6631	90	H16. 5. 1
向山保育所	仙台市	982-0841 太白区向山四丁目27-11	225-2567	100	S39. 5. 1
茂庭ピッパラ保育園	学校法人瑞鳳学園	982-0252 太白区茂庭台四丁目22-22	281-3248	30	H13. 4. 1
もりのなかま保育園 四郎丸園もぐもぐ+	株式会社Lateral Kids	981-1101 太白区四郎丸字神明29-1	738-7202	60	R4. 4. 1
八木山あおば保育園	社会福祉法人青葉福祉会	982-0801 太白区八木山本町一丁目26-1	302-5688	90	H28. 4. 1
柳生もりの子保育園	社会福祉法人 宮城厚生福祉会	981-1106 太白区柳生字北20-1	741-5381	120	H16. 4. 1
湯元保育所	仙台市	982-0245 太白区秋保町湯向24-11	398-2647	90	S45. 11. 1
ロリポップクラブマザリーズ柳生	特定非営利活動法人 こどもステーション・ MIYAGI	981-1106 太白区柳生字荒田16-2	242-3546	60	H30. 4. 1
YMCA長町保育園	社会福祉法人 仙台YMCA福祉会	982-0011 太白区長町四丁目3-32	397-6842	90	R2. 4. 1
アスク八乙女保育園	株式会社 日本保育サービス	981-3112 泉区八乙女二丁目9-4	771-7022	90	H26. 4. 1
いずみ保育園	株式会社いずみ保育園	981-3133 泉区泉中央三丁目28-11	372-0788	50	R4. 4. 1
泉中央保育園	社会福祉法人宮城愛育会	981-3131 泉区七北田字日野3-3	776-2340	130	H12. 4. 1
黒松保育所	仙台市	981-8006 泉区黒松一丁目9-17	271-4671	100	S42. 5. 1
向陽台はるかぜ保育園	社会福祉法人 はるかぜ福祉会	981-3102 泉区向陽台五丁目1-10	346-9651	80	R2. 4. 1
コスモス将監保育園	社会福祉法人勇樹会	981-3132 泉区将監八丁目9-23	342-0501	130	H28. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
仙台いずみの森保育園	社会福祉法人 三矢会	981-3131 泉区七北田字大沢小松27-1	772-3028	60	H29. 4. 1
仙台八乙女雲母保育園	株式会社モード・プラン ニング・ジャパン	981-3125 泉区みずほ台51	771-1022	60	H30. 4. 1
長命ヶ丘保育所	仙台市	981-3212 泉区长命ヶ丘五丁目2-1	378-6776	90	S59. 4. 1
鶴が丘保育所	仙台市	981-3109 泉区鶴が丘三丁目33-1	373-6615	80	S58. 4. 1
七北田保育所	仙台市	981-3131 泉区七北田字東裏60	372-7341	90	S48. 5. 1
南光台保育園	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	981-8003 泉区南光台一丁目42-16	271-0366	60	S44. 4. 1
南光のぞみ保育園	学校法人村山学園	981-3111 泉区松森字新田187	771-7667	30	H15. 4. 1
虹の丘保育園	社会福祉法人 仙台キリスト教育児院	981-8007 泉区虹の丘二丁目9-7	771-5630	90	H13. 4. 1
パリス将監西保育園	社会福祉法人みらい	981-3132 泉区将監六丁目4-28	347-4551	90	H30. 4. 1
紫山いちにいさん 保育園	株式会社紫山いちにいさ ん保育園	981-3205 泉区紫山四丁目20-2	378-7799	60	H30. 4. 1
八乙女らぼむ保育園	株式会社らぼむ	981-3135 泉区八乙女中央二丁目2-10	218-4777	46	H30. 4. 1
やまとみらい 南光台東保育園	社会福祉法人 やまとみらい福祉会	981-3111 泉区松森字後沢1-5	341-7355	60	R2. 4. 1

●幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設である。(学校教育法第22条)

子ども・子育て支援新制度の施設型給付対象施設となる「新制度の幼稚園」と、従来制度のまま私学助成の対象施設となる「従来制度の幼稚園」がある。

○新制度の幼稚園【23か所】

(令和5年5月1日現在)(区, 五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号
聖クリストファ幼稚園	学校法人聖公会青葉学園	981-0905 青葉区小松島三丁目1-77	234-5719
仙台バプテスト教会幼稚園	宗教法人日本バプテスト仙台基督教会	980-0801 青葉区木町通二丁目1-5	272-1911
ふたばバンビ幼稚園	学校法人双葉学園	989-3203 青葉区中山吉成二丁目2-27	278-0004
双葉幼稚園	学校法人双葉学園	981-0952 青葉区中山八丁目12-15	278-8085
上田子幼稚園	学校法人庄司学園	983-0021 宮城野区田子三丁目13-36	258-8511
しらとり幼稚園	学校法人蒲生学園	983-0006 宮城野区白鳥二丁目11-24	259-2369

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号
東岡幼稚園	学校法人陽雲学園	983-0841 宮城野区原町二丁目1-66	293-4930
はなぶさ幼稚園	宗教法人雲山寺	983-0031 宮城野区小鶴一丁目9-20	251-0940
ふくむろ幼稚園	学校法人西光寺学園	983-0005 宮城野区福室五丁目11-30	258-0026
エコールノワール幼稚園	佐々木 正芳	984-0042 若林区大和町一丁目17-25	231-3175
七郷幼稚園	学校法人七郷学園	984-0032 若林区荒井三丁目15-9	288-7773
小さき花幼稚園	学校法人東北カトリック学園	984-0801 若林区畳屋丁31	222-6786
古城幼稚園	学校法人仙台佛教学園	984-0816 若林区河原町二丁目2-7	222-8480
やまと幼稚園	佐藤 俊晴	984-0042 若林区大和町三丁目15-28	235-3209
若林幼稚園	学校法人仙台佛教学園	984-0826 若林区若林四丁目1-24	286-3250
聖ルカ幼稚園	学校法人聖ルカ学園	982-0807 太白区八木山南三丁目3-4	245-3137
仙台市立あきう幼稚園	仙台市	982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-4	304-7714
太陽幼稚園	齋藤 千佳	982-0024 太白区砂押南町1-10	248-3711
中田幼稚園	宗教法人 宝泉寺	981-1104 太白区中田一丁目8-17	241-0253
ますみ幼稚園	学校法人三島学園	982-0841 太白区向山四丁目26-34	225-5020
八木山カトリック幼稚園	学校法人東北カトリック学園	982-0821 太白区松が丘44-1	229-0114
ふたばエンゼル幼稚園	学校法人双葉学園	981-3213 泉区南中山六丁目3-1	379-4385
ふたばハイジ幼稚園	学校法人双葉学園	981-3215 泉区北中山二丁目6-3	376-4821

○従来制度の幼稚園【42か所】

(区，五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号
愛子幼稚園	学校法人青空学園	989-3127 青葉区愛子東六丁目4-15	392-2504
あらまき幼稚園	学校法人荒巻学園	981-0964 青葉区荒巻中央11-5	275-5807
大沢幼稚園	学校法人愛子学園	989-3212 青葉区芋沢字平36-2	394-7585
おたまや幼稚園	学校法人瑞鳳学園	980-0814 青葉区霊屋下23-5	227-4292
音の光幼稚園	学校法人東音学園	989-3204 青葉区南吉成四丁目13-1	277-5080

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号
お人形社幼稚園	学校法人お人形社学園	980-0801 青葉区木町通二丁目1-48	234-0175
聖ドミニコ学院北仙台幼稚園	学校法人聖ドミニコ学院	981-0914 青葉区堤通雨宮町11-11	234-3615
聖ドミニコ学院幼稚園	学校法人聖ドミニコ学院	980-0874 青葉区角五郎二丁目2-14	222-6337
東二番丁幼稚園	学校法人曾根学園	980-0811 青葉区一番町二丁目1-4	222-2337
緑ヶ丘第二幼稚園	学校法人啓朋学園	981-0904 青葉区旭ヶ丘四丁目8-17	234-3030
宮城教育大学附属幼稚園	国立大学法人宮城教育大学	980-0011 青葉区上杉六丁目4-1	234-0305
わかくさ幼稚園	学校法人若草学園	981-0901 青葉区北根黒松16-1	234-5587
あけぼの幼稚園	学校法人東北柔専	983-0014 宮城野区高砂一丁目7-1	254-5350
お人形社第二幼稚園	学校法人お人形社学園	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷二丁目2	251-7670
さいわい幼稚園	学校法人幸学園	983-0836 宮城野区幸町三丁目3-3	256-8051
清水幼稚園	学校法人小野学園	983-0845 宮城野区清水沼三丁目4-10	256-8950
志波幼稚園	根元 秀樹	983-0044 宮城野区宮千代二丁目20-6	231-8002
鶴ヶ谷幼稚園	学校法人菅原学園	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷四丁目13	251-1561
なかの幼稚園	学校法人中塾山学園	983-0013 宮城野区中野字阿弥陀堂39	259-2969
ナザレト幼稚園	学校法人仙台百合学院	983-0833 宮城野区東仙台六丁目8-15	256-0941
ふくだまち幼稚園	学校法人福田学園	983-0023 宮城野区福田町二丁目26-1	259-3105
みやぎ幼稚園	学校法人木村学園	983-0836 宮城野区幸町二丁目9-25	291-1447
聖和幼稚園	学校法人聖和学園	984-0047 若林区木ノ下四丁目3-14	256-0762
ドリーム幼稚園	学校法人六郷学園	984-0832 若林区下飯田字築道11	289-4181
六郷幼稚園	学校法人やわらぎ学園	984-0831 若林区沖野五丁目4-33	286-0795
大野田幼稚園	学校法人富沢学園	982-0014 太白区大野田四丁目8-12	247-6750
光塩幼稚園	菱沼 俊也	982-0804 太白区鈎取二丁目2-6	244-2939
しげる幼稚園	学校法人沼田学園	982-0003 太白区郡山四丁目13-4	246-1561
すがわら幼稚園	学校法人郡山学園	982-0003 太白区郡山六丁目2-40	247-9638

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号
富沢幼稚園	学校法人富沢学園	982-0032 太白区富沢三丁目1-13	244-4165
西多賀幼稚園	学校法人西多賀学園	982-0803 太白区金剛沢一丁目5-35	245-5151
ひろせ幼稚園	学校法人ひろせ学園	982-0011 太白区長町四丁目2-37	248-1263
袋原幼稚園	学校法人袋原学園	981-1107 太白区東中田三丁目25-6	241-2258
茂庭幼稚園	学校法人瑞鳳学園	982-0252 太白区茂庭台四丁目22-22	281-3244
やまびこ幼稚園	学校法人旗立学園	982-0215 太白区旗立三丁目8-30	245-2248
こどもの国幼稚園	学校法人菅原学園	981-3204 泉区寺岡六丁目7-6	377-1555
将監幼稚園	学校法人いずみ学園	981-3132 泉区将監二丁目10-1	372-5337
仙台白百合学園幼稚園	学校法人白百合学園	981-3205 泉区紫山一丁目2-1	777-6777
第二向陽台幼稚園	学校法人庄司昭学園	981-3131 泉区七北田字寺沢17-3	373-9615
明泉高森幼稚園	学校法人宮城明泉学園	981-3203 泉区高森二丁目1-3	378-0221
明泉丸山幼稚園	学校法人宮城明泉学園	981-3121 泉区上谷刈四丁目1-1	372-3764
めるへの森幼稚園	学校法人支倉学園	981-3122 泉区加茂二丁目24-2	378-2048

●小規模保育事業

主に生後8週間から3歳未満の児童を対象とした、定員6人以上19人以下の少人数の保育施設である。

保育従事者全員が有資格者の「A型」と、保育従事者数の2/3以上が有資格者の「B型」がある。(児童福祉法第6条の3第10項)

○A型【92か所】

(令和5年6月1日現在)(区, 五十音順)

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
愛児園	愛児園株式会社	981-0907 青葉区高松一丁目11-13	233-4350	12	H30. 4. 1
青葉・杜のみらい保育園	社会福祉法人柏木福祉会	981-0933 青葉区柏木一丁目1-37	347-3623	12	H28. 4. 1
朝市っこ保育園	特定非営利活動法人 朝市センター保育園	980-0021 青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル5F	221-9351	9	H30. 4. 1
おうち保育園木町どおり	特定非営利活動法人 フローレンス	980-0801 青葉区木町通一丁目3-10	797-7560	12	H28. 4. 1
おうち保育園こうとう台	特定非営利活動法人 フローレンス	980-0011 青葉区上杉一丁目4-10-1F	395-7032	12	H27. 4. 1
おひさま原っぱ保育園	一般社団法人 おひさま原っぱ保育園	980-0874 青葉区角五郎一丁目9-5	264-4773	12	H28. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
おひさま保育園	株式会社スプラウト	989-3126 青葉区落合二丁目6-8 ウェルステージ丸浩Ⅱ 1F	398-5248	19	H26. 4. 1
カール高松ナーサリー	有限会社 カール英会話ほいくえん	981-0907 青葉区高松二丁目11-55	342-8615	12	H27. 4. 1
カールリトルプリスクール	有限会社 カール英会話ほいくえん	980-0001 青葉区中江一丁目10-28	748-5011	12	H31. 4. 1
かみすぎさくら保育園	有限会社グローアップ	980-0011 青葉区上杉四丁目5-5	225-6095	11	H29. 4. 1
かみすぎさくら第2保育園	有限会社グローアップ	980-0011 青葉区上杉四丁目5-5	398-3343	10	H30. 4. 1
北・杜のみらい保育園	社会福祉法人柏木福祉会	981-0931 青葉区北山一丁目1-18-1F	343-9139	19	H27. 4. 1
きまちこころ保育園	株式会社F & S	980-0801 青葉区木町通二丁目4-16	272-7077	12	H30. 4. 1
共同保育所ちろりん村	一般社団法人 共同保育所ちろりん村	981-0923 青葉区東勝山一丁目19-7	271-0797	12	H30. 4. 1
栗生ひよこ園	特定非営利法人ひよこ会	989-3122 青葉区栗生四丁目13-5	398-4620	19	H27. 4. 1
こどもの家エミール	株式会社エミール	980-0802 青葉区二日町17-17 BRAVI北四番丁2F	264-1007	12	H30. 4. 1
さくらっこ保育園	一般社団法人 ほっとステーション	981-0913 青葉区昭和町3-1	739-8212	12	H30. 4. 1
小規模保育事業所 ココカラ荒巻	株式会社ピーエイケア	981-0965 青葉区荒巻神明町16-39	725-8677	19	H28. 4. 1
すまいる立町保育園	株式会社スマイルクルー	980-0822 青葉区立町20-4	797-1318	12	H29. 4. 1
たっこの家	合同会社TK	982-0262 青葉区西花苑一丁目10-7	226-0819	12	H29. 4. 1
にじいろ保育園	株式会社アドマイア	981-0933 青葉区柏木一丁目3-23	344-9533	19	H26. 4. 1
ニチイキッズ 仙台くろまつ保育園	株式会社ニチイ学館	981-0902 青葉区北根三丁目21-24-1F	728-7551	19	H26. 5. 1
★パティ保育園	学校法人清野学園	980-0811 青葉区一番町一丁目12-8 阿部ビル4F	281-8201	12	H26. 4. 1
ピーターパン東勝山園	株式会社 キッズコーポレーション	981-0923 青葉区東勝山二丁目8-37 サクセスタウン2 101号	739-8760	12	H30. 4. 1
ぷりえ〜る 保育園 あらまき	株式会社オードリー	981-0966 青葉区荒巻本沢三丁目1-32	276-3322	19	H29. 4. 1
ぶんぶん保育園小田原園	株式会社庄文堂	980-0003 青葉区小田原五丁目2-54	223-2124	19	R3. 4. 1
ぶんぶん保育園二日町園	株式会社庄文堂	980-0802 青葉区二日町14-3	223-2122	19	H29. 4. 1
WACまごころ保育園	特定非営利活動法人 WACまごころサービス みやぎ	980-0011 青葉区上杉二丁目3-19 オオノビル2F	215-0132	19	H26. 4. 1
キッズフィールド新田東園	株式会社佐藤商会	983-0039 宮城野区新田東一丁目18-1	352-7905	12	H31. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
さくらんぼ保育園	株式会社 さくらんぼ保育園	983-0012 宮城野区出花一丁目3-10	352-3808	19	H27. 4. 1
しあわせいっぱい保育園 新田	株式会社ハンドシェイク	983-0039 宮城野区新田東三丁目3-4 コージーコート新田	369-3976	19	R4. 4. 1
★しらとり保育園	学校法人蒲生学園	983-0006 宮城野区白鳥二丁目11-24	290-0979	12	H26. 4. 1
スクルドエンジェル保育園仙 台宮城野原園	株式会社 スクルドアンドカンパニー	983-0842 宮城野区五輪一丁目6-9	794-9962	19	H29. 4. 1
ちやいるどらんど 岩切駅前保育園	株式会社 ちやいるどらんど	983-0821 宮城野区岩切字洞ノ口180-5	255-3975	19	H29. 4. 1
つつじがおか保育園	一般社団法人 アイルアーク	983-0852 宮城野区榴岡五丁目13-18	353-9550	12	H31. 4. 1
苦竹ナーサリー	仙台ナーサリー株式会社	983-0036 宮城野区苦竹一丁目6-27 ハイツ昭和仙台1F	353-5839	12	H30. 4. 1
ハニー保育園	株式会社ハニー保育園	983-0043 宮城野区萩野町三丁目8-12	284-4715	12	H29. 4. 1
ハピネス保育園中野栄	株式会社エルプレイス	983-0013 宮城野区中野字寺前33-3	353-5445	12	R3. 4. 1
パリス榴岡保育園	社会福祉法人みらい	983-0852 宮城野区榴岡五丁目12-55 NAVIS仙台ビル1F	206-3577	19	R4. 4. 1
ブルーベリーズ保育園	一般社団法人 アイルアーク	983-0043 宮城野区萩野町三丁目8-11- 1F	237-4178	19	H27. 4. 1
ペンギンナーサリースクール せんだい	株式会社 ペンギンエデュケーション	983-0852 宮城野区榴岡五丁目12-55 NAVIS仙台ビル2F	355-2812	19	R2. 4. 1
ぼだい保育園	学校法人中埜山学園	983-0013 宮城野区中野字阿弥陀堂39	290-7235	12	H27. 4. 1
ぽっかぽか彩保育園	一般社団法人ぽっかぽか	983-0836 宮城野区幸町二丁目16-13	352-4767	19	H31. 4. 1
もりのなかま保育園小田原園 もぐもぐ+	株式会社Lateral Kids	983-0803 宮城野区小田原一丁目5-15	253-7268	12	R4. 4. 1
もりのなかま保育園宮城野園	株式会社Lateral Kids	983-0045 宮城野区宮城野二丁目14-11- 1F	253-6695	12	H28. 4. 1
アスイク保育園 薬師堂前	特定非営利活動法人 アスイク	984-0047 若林区木ノ下四丁目3-20 アーバンハウス奈良坂1F	290-9316	12	R2. 4. 1
カール荒井ナーサリー	有限会社 カール英会話ほいくえん	984-0032 若林区荒井三丁目26-8	794-8793	19	H27. 4. 1
カール大和町ナーサリー	有限会社 カール英会話ほいくえん	984-0042 若林区大和町四丁目15-21	355-8703	19	H27. 4. 1
グレース保育園	学校法人岩沼学園	984-0816 若林区河原町一丁目5-15 ツインタワー広瀬川・春圃1F	302-7433	19	H31. 4. 1
小規模保育事業所 ココカラ五橋	株式会社ピーエイケア	984-0075 若林区清水小路5-1	724-7438	19	H28. 4. 1
すまいる新寺保育園	株式会社スマイルクルー	984-0051 若林区新寺三丁目5-40	354-1161	19	H29. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
空飛ぶくぢら保育所	特定非営利活動法人 空飛ぶくぢらの会	984-0047 若林区木ノ下四丁目8-6	295-7057	11	H30. 4. 1
ちびっこひろば保育園	株式会社 ちびっこひろば保育園	984-0826 若林区若林一丁目6-17	286-1936	19	H29. 4. 1
ちゃいるどらんど 六丁の目南保育園	株式会社 ちゃいるどらんど	984-0013 若林区六丁の目南町1-1	352-3105	19	H27. 4. 1
バイリンガル保育園 なないろの里	カラマンディ株式会社	984-0032 若林区なないろの里三丁目 10-11	766-8664	18	H30. 4. 1
保育ルーム きらきら	ライクキッズ株式会社	984-0827 若林区南小泉四丁目9-7	253-6355	17	H26. 5. 1
六丁の目保育園中町園	一般社団法人 六丁の目保育園	984-0012 若林区六丁の目中町31-45	253-7036	12	H31. 4. 1
★ろりぼっぷ小規模保育園お ほしさま館	学校法人 ろりぼっぷ学園	984-0831 若林区沖野字高野南197-1	285-5212	19	H29. 4. 1
★ろりぼっぷ第2小規模保 育園おひさま館	学校法人 ろりぼっぷ学園	984-0832 若林区下飯田字西田132	794-8766	19	H31. 4. 1
アテナ保育園	学校法人岩沼学園	982-0034 太白区西多賀三丁目7-22-1F	302-6640	19	H30. 4. 1
おおぞら保育園	狩野 育夫	982-0001 太白区八本松一丁目13-21	746-2767	18	H27. 4. 1
大野田こころ保育園	株式会社 F & S	982-0014 太白区大野田五丁目38-1	796-8821	12	R3. 4. 1
キッズフィールド富沢園	株式会社佐藤商会	982-0037 太白区富沢西五丁目2-1	399-8964	19	R3. 4. 1
恵和町いちにいさん保育園	株式会社いちにいさん	982-0823 太白区恵和町35-35	247-2123	19	R3. 4. 1
こぶたの城おおのだ保育園	株式会社ラヴィエール	982-0014 太白区大野田四丁目3-1-1F	395-7064	19	R2. 4. 1
スクルドエンジェル保育園 仙台長町園	株式会社 スクルドアンドカンパニー	982-0011 太白区長町一丁目6-5	209-4609	19	H28. 4. 1
砂押こころ保育園	株式会社F & S	982-0025 太白区砂押町22-23-1F	797-8031	12	H31. 4. 1
太陽と大地の長町南保育園	株式会社明和	982-0012 太白区長町南三丁目16-1-1F	797-5627	12	R4. 4. 1
時のかけはし保育園	株式会社 ちゃいるどらんど	982-0837 太白区長町五丁目9-13 ウェルネスカーサ時のかけは し2F	226-7254	19	H31. 4. 1
富沢こころ保育園	株式会社F & S	982-0036 太白区富沢南二丁目20-6 グランメゾン七福1F	281-8879	12	R2. 4. 1
とみざわ保育園	特定非営利活動法人 こどもステーション・ MIYAGI	982-0032 太白区富沢一丁目8-10 ロジュマンⅡD棟1F	743-3531	19	H26. 5. 1
長町南こころ保育園	株式会社F&S	982-0012 太白区長町南三丁目9-28 バリーハイツ2F	398-5527	12	R4. 4. 1
バイリンガル保育園八木山	カラマンディ株式会社	982-0807 太白区八木山南三丁目3-5	796-0830	18	R3. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
バンビのおうち保育園	社会福祉法人銀杏の会	981-1105 太白区西中田五丁目11-1	306-6454	19	H29. 4. 1
ビックママランドあすと長町園	株式会社ビック・ママ	982-0003 太白区郡山六丁目7-21 仙台長町未来共創センター1-1	397-7484	19	R4. 4. 1
星の子保育園	株式会社星の子保育園	982-0031 太白区泉崎一丁目33-10-106	243-4152	12	H29. 4. 1
ぴっころきつず長町南	株式会社 プライムツーワン	982-0031 太白区泉崎一丁目1-20 ラフェリオ長町南101	743-2261	19	H27. 4. 1
袋原ちびっこひろば保育園	株式会社 ちびっこひろば保育園	981-1102 太白区袋原四丁目25-59	797-6877	19	H31. 4. 1
もりのなかま保育園富沢駅前園	株式会社Lateral Kids	982-0015 太白区南大野田3-7	748-4146	19	R3. 4. 1
もりのなかま保育園南仙台園	株式会社Lateral Kids	981-1105 太白区西中田三丁目13-32	797-8201	19	H27. 4. 1
社のぼかぼか保育園	合同会社もりぼか舎	982-0014 太白区大野田五丁目30-1	247-5908	12	R2. 4. 1
りありのきつず仙台郡山	株式会社リアリノ	982-0003 太白区郡山四丁目5-24	796-2895	12	R3. 4. 1
アートチャイルドケア 仙台泉中央保育園	アートチャイルドケア 株式会社	981-3133 泉区泉中央三丁目18-4 オフィス21泉1F	739-8123	18	H29. 4. 1
泉中央さんさん保育室	学校法人庄司学園	981-3133 泉区泉中央三丁目18-6 DOMUS赤坂103	725-5470	19	H30. 4. 1
泉ヶ丘保育園	社会福祉法人三矢会	981-3201 泉ヶ丘五丁目16-37	773-1473	12	H29. 4. 1
サン・キッズ保育園	特定非営利活動法人 サン・キッズ保育園	981-3132 泉区将監十丁目33-17	772-8423	19	H28. 4. 1
第2紫山いちにいさん保育園	株式会社いちにいさん	981-3205 泉区紫山四丁目20-4	377-0377	19	R3. 4. 1
ハピネス保育園南光台東	株式会社エルプレイス	981-8001 泉区南光台東一丁目1-19	253-7935	19	H30. 4. 1
ピーターパン北中山園	株式会社 キッズコーポレーション	981-3215 泉区北中山四丁目32-7	341-7221	12	H30. 4. 1
森のプーさん保育園	株式会社 森のプーさん保育園	981-3131 泉区七北田字東裏41-11	375-3748	19	H29. 4. 1
やまとみらい八乙女保育園	社会福祉法人 やまとみらい福祉会	981-3131 泉区七北田字八乙女21-109	341-7370	19	H27. 4. 1
リコロコ保育園	一般社団法人みらいとわ	981-3133 泉区泉中央一丁目45-3	375-8501	19	H29. 4. 1

※★印の施設は、満1～2歳の受け入れのみ

○B型【11か所】

(区, 五十音順)

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
愛子つぼみ保育園	特定非営利活動法人 つぼみっこ	989-3121 青葉区郷六字沼田45-6	797-1260	19	H28. 4. 1
キッズガーデン・グランママ	阿部 嘉子	980-0004 青葉区宮町三丁目7-40	267-5070	12	H27. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
ひよこ保育園	株式会社ひよこ保育園	980-0804 青葉区大町二丁目7-20-102	225-6254	12	H28. 4. 1
ぽっかぽか葉保育園	一般社団法人P l u m	980-0012 青葉区錦町一丁目12-1	217-3705	12	H27. 4. 1
まんまる保育園	一般社団法人 アンサンブル	981-0908 青葉区東照宮二丁目1-2 3F	341-4486	19	H29. 4. 1
にこにこハウス	株式会社 にこにこハウス	983-0821 宮城野区岩切字洞ノ口43-1	255-2810	19	H29. 4. 1
保育園ソレイユ	一般社団法人 アンファンソレイユ	983-0836 宮城野区幸町二丁目11-2-102	257-1720	12	H29. 4. 1
K I D S - K a n	株式会社きっずかん	984-0827 若林区南小泉三丁目10-12	208-3965	12	R3. 4. 1
太白だんだん保育園	労働者協同組合 ワーカーズコープ・ センター事業団	982-0012 太白区長町南三丁目35-10	796-7261	19	H27. 4. 1
小羊園	一般社団法人小羊園	981-3203 泉区高森三丁目4-169	378-4804	12	H29. 3. 9
パパママ保育園	合同会社 パパママ保育園	981-3103 泉区山の寺三丁目27-10	209-4739	11	H30. 4. 1

●事業所内保育事業

事業所が設けている従業員の子どものための保育施設において，従業員の子どもの他に地域の児童も受け入れ，一緒に保育を行う施設である。（児童福祉法第6条の3第12項）【17か所】

（令和5年6月1日現在）（区，五十音順）

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員 (地域枠)	設置年月日
エスパルキッズ保育園	仙台ターミナルビル 株式会社	980-0021 青葉区中央一丁目1-1	224-3691	20 (5)	H28. 4. 1
せせらぎ保育園	社会福祉法人 陽光福祉会	989-3212 青葉区芋沢字横前1-1	394-8188	30 (7)	H28. 4. 1
東北大学川内けやき保育園	国立大学法人東北大学	980-0862 青葉区川内41	217-4811	22 (6)	R4. 4. 1
ビックママランド支倉園	株式会社ビック・ママ	980-0824 青葉区支倉町1-31	796-2231	12 (9)	H28. 4. 1
ヤクルトあやしつばめ保育園	宮城中央ヤクルト販売 株式会社	989-3125 青葉区下愛子字町15-3	748-6821	19 (5)	H31. 4. 1
ヤクルト二日町つばめ保育園	宮城中央ヤクルト販売 株式会社	980-0802 青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町 1F	399-6551	19 (5)	H29. 4. 1
りありのきっず仙台錦町公園	株式会社リアリノ	980-0014 青葉区本町一丁目10-28 FUKUDA本町ビル1F	208-7611	12 (6)	R3. 4. 1
わくわくモリモリ保育所	医療法人社団裕歯会	980-0022 青葉区五橋一丁目6-2 KJ ビル3F	797-3858	19 (13)	H29. 4. 1
ワタキュー保育園 北四番丁園	ワタキューセイモア 株式会社	980-0011 青葉区上杉一丁目17-20- 6F	797-2251	19 (6)	H28. 4. 1
コープこやぎの保育園	社会福祉法人 こーぶ福祉会	983-0036 宮城野区苦竹三丁目4-41	290-6822	32 (12)	H29. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員 (地域枠)	設置年月日
アクアイグニス保育園	仙台reborn株式会社	984-0843 若林区藤塚字松の西56-5	355-6667	12 (4)	R5. 4. 1
あすと長町保育所	医療法人徳真会	982-0007 太白区あすと長町一丁目 6-37-2F	399-6633	19 (11)	H28. 4. 1
りっきーぱーく保育園あすと 長町	株式会社ミツイ	982-0003 太白区郡山六丁目7-20 DPL仙台長町	797-0947	19 (7)	H31. 2. 1
キッズ・マークトゥエイン	医療法人松田会	981-3217 泉区実沢字立田屋敷17-1	777-9130	78 (20)	R2. 4. 1
きらきら保育園	有限会社ひだまり介護	981-3222 泉区住吉台東三丁目2-4	341-7475	5 (2)	H29. 4. 1
南中山すいせん保育所	社会福祉法人幸生会	981-3213 泉区南中山四丁目3-12	346-0230	29 (7)	H27. 4. 1
もりのひろば保育園	有限会社AK I	981-3111 泉区松森字沢目14-2	779-7256	12 (5)	H28. 4. 1

●居宅訪問型保育事業

障害や疾病の程度を勘案して，集団保育が著しく困難と認められる児童を対象に，必要な研修を修了した保育士等が，その居宅を訪問し1対1で保育を行う事業である。(児童福祉法第6条の3第11項)【1か所】

(令和5年6月1日現在)

事業名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
居宅訪問型保育事業所 フローレンス	特定非営利活動法人 フローレンス	980-0011 青葉区上杉一丁目4-10-2F	226-8376	1	R5. 4. 1

●児童遊園

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し，情操を豊かにすることを目的とする施設で，市内に20か所設置している。(児童福祉法第40条)

●児童館，児童センター等

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し，情操を豊かにすることを目的とする施設である。(児童福祉法第40条等)【112か所】

(令和5年5月1日現在) (区，五十音順)

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
旭ヶ丘児童館	特定非営利活動法人 仙台YMCAファミリーセンター (仙台市)	981-0904 青葉区旭ヶ丘三丁目27-1	718-6628	H21. 4. 1
愛子児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3124 青葉区上愛子字新宮前1	391-9801	H21. 4. 1
荒巻マイスクール 児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	981-0965 青葉区荒巻神明町21-1	728-5921	H20. 4. 1
大沢児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3212 青葉区芋沢字要害65	394-6891	H2. 5. 24
栗生児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3122 青葉区栗生六丁目5-19	392-3475	S49. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
折立児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0261 青葉区折立三丁目20-1	226-1226	H7. 5. 30
貝ヶ森児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0942 青葉区貝ヶ森一丁目4-6	279-6320	H5. 4. 26
片平児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	980-0813 青葉区米ヶ袋一丁目1-35	227-5333	H1. 4. 22
上杉児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	980-0011 青葉区上杉四丁目1-45	268-3840	H11. 9. 10
川平マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0954 青葉区川平三丁目36-1	279-1884	H12. 4. 1
川前児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3212 青葉区芋沢字赤坂32-19	394-7386	S56. 4. 1
北六番丁コミュニティ 児童館	仙台市北六番丁コミュニティ児童館 運営委員会(仙台市)	980-0004 青葉区宮町四丁目4-12	714-1021	H20. 4. 1
木町通児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	980-0801 青葉区木町通一丁目7-36	711-2561	H16. 4. 17
国見児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	981-0943 青葉区国見二丁目16-48	272-1822	H23. 4. 1
小松島児童館	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク (仙台市)	981-0905 青葉区小松島二丁目1-8	728-5682	H17. 4. 1
桜ヶ丘マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0961 青葉区桜ヶ丘八丁目1-1	278-3055	H10. 6. 1
台原児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0911 青葉区台原五丁目2-5	233-5420	H15. 4. 3
立町マイスクール 児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	980-0822 青葉区立町8-1	266-1851	H20. 4. 1
通町児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	981-0915 青葉区通町一丁目1-1	728-3520	H19. 4. 1
中山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0952 青葉区中山三丁目13-1	279-9216	H7. 4. 26
錦ヶ丘児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	989-3123 青葉区錦ヶ丘七丁目2-3	391-5058	H27. 4. 1
八幡児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	980-0871 青葉区八幡二丁目9-1	272-6806	H4. 4. 1
東六番丁児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	980-0004 青葉区宮町一丁目2-2	266-0135	H13. 4. 6
東二番丁マイスクール 児童館	特定非営利活動法人虹の架け橋 (仙台市)	980-0811 青葉区一番町二丁目1-4	738-8836	H31. 4. 1
広瀬マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3125 青葉区下愛子字二本松40	392-5711	S58. 4. 1
水の森児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-0962 青葉区水の森四丁目1-1	277-2711	H2. 9. 4
南吉成児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3204 青葉区南吉成五丁目18-1	278-5160	S50. 4. 1
吉成児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	989-3201 青葉区国見ヶ丘二丁目2-1	279-2033	H8. 4. 26
岩切児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	983-0821 宮城野区岩切字今市東91-1	396-8701	H18. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
岡田児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0003 宮城野区岡田字北在家65-1	254-2568	H16. 4. 5
幸町児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0836 宮城野区幸町三丁目13-13	291-8651	H5. 4. 20
幸町南児童館	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク (仙台市)	983-0835 宮城野区大槻10-27	296-8125	H19. 4. 1
新田児童館	特定非営利活動法人 せんだい杜の子ども劇場(仙台市)	983-0038 宮城野区新田二丁目22-38	783-7848	H22. 4. 1
高砂児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0014 宮城野区高砂一丁目24-9	258-1010	H6. 5. 12
田子児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0021 宮城野区田子二丁目4-25	254-2721	H11. 8. 5
榴岡児童館	特定非営利活動法人 せんだい杜の子ども劇場(仙台市)	983-0856 宮城野区榴ヶ岡103-2	299-0604	H19. 4. 1
燕沢児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0822 宮城野区燕沢東三丁目6-1	253-2701	H18. 4. 1
鶴ヶ谷西児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷三丁目17	252-4595	H8. 10. 29
鶴ヶ谷東マイスクール 児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷六丁目2	251-0675	H26. 12. 1
鶴巻児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	983-0024 宮城野区鶴巻一丁目15-32	259-8920	H19. 4. 1
東部児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0037 宮城野区平成一丁目3-27	237-0093	H5. 4. 6
中野栄児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0011 宮城野区栄三丁目11-11	786-7257	H13. 4. 5
西山児童館	特定非営利活動法人 仙台YMCAファミリーセンター (仙台市)	983-0832 宮城野区安養寺三丁目15-10	251-0556	H24. 11. 1
原町児童館	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク (仙台市)	983-0842 宮城野区五輪二丁目12-70	352-9811	H24. 10. 1
東宮城野マイスクール 児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	983-0042 宮城野区東宮城野5-1	239-5484	H29. 4. 1
福室児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0005 宮城野区福室五丁目9-36	786-3540	H15. 3. 1
柞江児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	983-0832 宮城野区安養寺二丁目2-1	292-5223	H12. 4. 7
宮城野児童館	社会福祉法人宮城厚生福祉会 (仙台市)	983-0042 宮城野区東宮城野2-40	236-0804	H19. 4. 1
荒町児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	984-0073 若林区荒町86-2	266-6023	H22. 4. 1
沖野児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0831 若林区沖野七丁目34-43	290-0139	H3. 4. 23
沖野マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0831 若林区沖野三丁目20-1	282-6394	H10. 6. 1
蒲町児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0037 若林区蒲町41-3	294-6353	H15. 4. 7

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
七郷児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0032 若林区荒井三丁目7-2	288-8700	H14. 4. 4
遠見塚児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0823 若林区遠見塚一丁目14-20	286-2066	H8. 4. 20
古城児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0825 若林区古城一丁目1-15	282-8020	H11. 12. 11
南材木町児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0827 若林区南小泉字八軒小路5-1	215-5025	H14. 4. 4
大和児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0821 若林区中倉二丁目19-25	283-3350	H14. 4. 4
連坊小路マイスクール 児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	984-0052 若林区連坊一丁目7-27	792-3251	H20. 4. 1
六郷児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0835 若林区今泉一丁目3-19	289-5138	H2. 4. 2
南小泉児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0811 若林区保春院前丁3-1	285-2154	H6. 4. 1
若林児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	984-0826 若林区若林三丁目15-20	282-4541	H3. 4. 29
荒井児童館	特定非営利活動法人アスイク (仙台市)	984-0038 若林区伊在三丁目2-1	290-6955	R2. 4. 1
芦の口児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	982-0825 太白区西の平二丁目36-10	243-4505	H24. 4. 1
大野田児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	982-0014 太白区大野田五丁目23-5	247-2112	H23. 5. 1
鹿野児童館	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク (仙台市)	982-0023 太白区鹿野二丁目9-2	249-0526	H17. 4. 1
上野山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0812 太白区上野山一丁目11-1	243-5401	H18. 4. 1
郡山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0003 太白区郡山字行新田9-5	308-5620	H11. 8. 2
金剛沢児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	982-0803 太白区金剛沢一丁目27-1	243-2558	H24. 4. 1
長町児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0011 太白区長町五丁目3-2	304-2743	H11. 6. 1
太白マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0212 太白区太白一丁目5-1	245-8956	H11. 6. 1
富沢児童館	特定非営利活動法人 仙台YMCAファミリーセンター (仙台市)	982-0032 太白区富沢西四丁目12-1	743-8085	H22. 4. 1
中田児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-1104 太白区中田四丁目1-2	306-8967	H15. 4. 4
長町南児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0012 太白区長町南一丁目6-15	308-3153	H9. 5. 27
西多賀児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0034 太白区西多賀三丁目6-8	244-6753	H3. 4. 1
西中田児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-1105 太白区西中田七丁目23-35	242-2901	H16. 4. 5
八本松児童館	特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい子どもの丘(仙台市)	982-0001 太白区八本松二丁目4-20	249-1821	H20. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
東四郎丸児童館	特定非営利活動法人 FOR YOUここにこの家(仙台市)	981-1101 太白区四郎丸字大宮26-10	242-2845	H17. 4. 1
東中田児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-1101 太白区四郎丸字吹上51	395-5001	H1. 4. 20
東長町児童館	労働者協同組合ワーカーズコープ・セン ター事業団(仙台市)	982-0003 太白区郡山六丁目5-2	246-6560	H24. 4. 1
人來田マイスクール 児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0222 太白区人來田一丁目1-1	743-3782	H10. 6. 1
袋原コミュニティ 児童館	袋原コミュニティ児童館運営委員会 (仙台市)	981-1103 太白区中田町字法地南4-2	241-8701	H19. 4. 1
向山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0841 太白区向山三丁目19-5	715-0565	H10. 4. 10
茂庭台児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0252 太白区茂庭台四丁目1-10	281-3293	H2. 4. 2
八木山児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0801 太白区八木山本町一丁目40-1	229-0833	H13. 4. 9
八木山南児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0804 太白区鉤取三丁目13-1	743-0258	H12. 1. 11
柳生児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-1106 太白区柳生七丁目20-7	306-6751	H9. 4. 26
湯元児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	982-0245 太白区秋保町湯向24-21	397-1255	H8. 4. 12
泉ヶ丘児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3201 泉区泉ヶ丘四丁目11-29	372-1002	S54. 4. 1
市名坂児童館	特定非営利活動法人 MIYAGI子どもネットワーク (仙台市)	981-3117 泉区市名坂字明神31-2	375-8836	H17. 4. 1
桂児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3134 泉区桂三丁目19-1	375-0550	H13. 12. 4
加茂児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3122 泉区加茂三丁目5-1	378-1980	S61. 4. 1
北中山児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3215 泉区北中山二丁目16-1	379-5568	H8. 4. 17
黒松児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-8006 泉区黒松一丁目15-4	233-6059	S44. 4. 1
向陽台児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3102 泉区向陽台五丁目19-14	373-8003	S51. 4. 1
将監児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3132 泉区将監八丁目9-1	373-2002	S49. 4. 1
将監児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3132 泉区将監八丁目1-18	373-6611	S58. 4. 1
将監西児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3132 泉区将監十丁目19-1	372-0836	S53. 4. 1
松陵児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3108 泉区松陵三丁目28-2	372-7907	H4. 4. 7
住吉台児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3223 泉区住吉台西四丁目2-3	376-5969	H5. 4. 6
高森児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3203 泉区高森三丁目4-346	378-6778	S59. 4. 1

Ⅷ 幼児教育・保育施設, 児童, 母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
高森東児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3203 泉区高森七丁目1-3	377-4480	H6. 4. 6
長命ヶ丘児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3212 泉区長命ヶ丘六丁目10-12	378-5444	S57. 4. 1
鶴が丘児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3109 泉区鶴が丘三丁目17-20	373-3832	S56. 4. 1
寺岡児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3204 泉区寺岡三丁目1-3	378-3288	S62. 4. 1
七北田児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3133 泉区泉中央三丁目33-5	372-3051	H2. 4. 6
南光台児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-8003 泉区南光台七丁目10-40	253-3410	S47. 4. 1
南光台東児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-8001 泉区南光台東一丁目49-22	252-2993	S55. 4. 1
虹の丘児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-8007 泉区虹の丘一丁目9-5	373-3510	H1. 4. 6
根白石児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3221 泉区根白石字町西上12	379-2469	S48. 4. 1
南中山児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3213 泉区南中山四丁目18-1	379-3695	S63. 4. 1
八乙女児童館	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3111 泉区松森字不動148	272-1230	S49. 4. 1
館児童センター	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 (仙台市)	981-3214 泉区館七丁目1-11	376-5149	H3. 4. 4

●子育てふれあいプラザ

主に乳幼児とその家族を対象とした子育て支援の拠点施設である。ひろば事業, 相談, 情報提供事業のほか乳幼児の一時預かり等も行う。(仙台市子育てふれあいプラザ条例)【4か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	開館日
仙台市子育てふれあいプラザ	特定非営利活動法人せんだいファミリーサポート・ネットワーク(仙台市)	980-0021 青葉区中央二丁目10-24 仙台市ガス局ショールーム3階	726-6181	H16. 1. 15
仙台市子育てふれあいプラザ若林	せんだいファミリーサポートネットワーク・冒険あそび場せんだいみやぎネットワークグループ(仙台市)	984-0811 若林区保春院前丁3-1 仙台市若林区中央市民センター別棟等複合施設2階	282-1516	H29. 10. 1
仙台市子育てふれあいプラザ長町南	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(仙台市)	982-0011 太白区長町七丁目20-5 ララガーデン長町5階	399-7705	H21. 10. 28
仙台市子育てふれあいプラザ泉中央	一般社団法人マザー・ウイング(仙台市)	981-3133 泉区泉中央一丁目8-6 仙台市泉図書館・のびすく泉中央3・4階	772-7340	H21. 4. 28

●一時保護施設

(児童福祉法第12条の4)【1か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員
仙台市児童相談所 一時保護所	仙台市	981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1	219-5111	20

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

●助産施設

保健上必要があるにもかかわらず，経済的理由で入院助産を受けることができない妊婦を入院させ，助産を行う施設である。(児童福祉法第36条)【3か所】

施設名	所在地	電話番号
東北大学病院助産施設	980-8574 青葉区星陵町1-1	717-7000
仙台市立病院助産施設	982-8502 太白区あすと長町一丁目1-1	308-7111
仙台赤十字病院助産施設	982-8501 太白区八木山本町二丁目43-3	243-1111

●乳児院

棄児，父母の死亡，離婚等で保護者のない乳児，又は病気等で保護者に監護させることが不適当な乳幼児を入院させて養育することを目的とする施設である。(児童福祉法第37条)【2か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
丘の家乳幼児ホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教育院	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	233-3202	30	S30.12.1
宮城県済生会 みやぎ乳児院	社会福祉法人恩賜財団 宮城県済生会	983-0833 宮城野区東仙台六丁目1-1	293-1281	55	S26.12.1

●母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子で，さまざまな問題のために児童の養育が十分できない場合に児童とともに入所させて保護し，自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設である。

(児童福祉法第38条)【3か所】

施設名	運営(設置)主体	電話番号	定員	設置年月日
仙台むつみ荘	社会福祉法人仙台市社会事業協会	278-0005	20	S26.8.1
仙台つばさ荘	社会福祉法人仙台市社会事業協会	274-1811	20	S24.4.1
宮城県 さくらハイッ	社会福祉法人宮城県福祉事業協会(宮城県)	256-9420	20	S23.12.1

●児童養護施設・地域小規模児童養護施設

児童養護施設は，乳児を除いて保護者のいない児童及び家庭環境に恵まれない児童を入所させ養護することを目的とする施設である。(児童福祉法第41条)【4か所】

地域小規模児童養護施設は，地域社会の民間住宅等を活用して，家庭的な環境の中で養護を実施することにより，児童の社会的自立の促進に寄与することを目的とする施設である。(児童福祉法第41条)【12か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
丘の家子どもホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教育院	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	234-6303	71	S27.5.17
かりんの家 (地域小規模)	社会福祉法人 仙台キリスト教育院	—	—	6	H12.10.1
ひまわり (地域小規模)	社会福祉法人 仙台キリスト教育院	—	—	6	H20.4.1
若枝の家 (地域小規模)	社会福祉法人 仙台キリスト教育院	—	—	6	H30.4.1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
すみれ (地域小規模)	社会福祉法人 仙台キリスト教育児院	—	—	6	R2.4.1
小百合園	社会福祉法人 善き牧者会	983-0837 宮城野区栢江1-2	257-3898	44	S24.12.31
セキレイ (地域小規模)	社会福祉法人 善き牧者会	—	—	6	R1.9.1
ラ・サール・ホーム	社会福祉法人 ラ・サール会	983-0833 宮城野区東仙台六丁目12-2	257-3801	68	S24.3.31
星の家 (地域小規模)	社会福祉法人 ラ・サール会	—	—	6	H28.4.1
昂 (地域小規模)	社会福祉法人 ラ・サール会	—	—	6	H30.6.1
虹 (地域小規模)	社会福祉法人 ラ・サール会	—	—	6	R5.4.1
仙台天使園	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	982-0252 太白区茂庭台四丁目1-30	281-5181	55	S23.4.1
さくら (地域小規模)	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	—	—	6	H26.4.1
つばき (地域小規模)	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	—	—	6	H30.4.1
みずき (地域小規模)	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	—	—	6	H31.4.1
かつら (地域小規模)	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	—	—	6	R2.4.1

●児童心理治療施設

家庭環境，学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となっている児童が短期間入所し，社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とする施設である。(児童福祉法第43条の2)【1か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
小松島子どもの家	社会福祉法人 仙台キリスト教育児院	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	233-1755	31	S54.7.1

●児童自立支援施設

不良行為をなし，又はなす恐れのある児童を入所させ，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援することを目的とする施設である。(児童福祉法第44条)【1か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	定員	設置年月日
宮城県さわらび学園	宮城県	982-0215 太白区旗立二丁目4-1	245-0333	28	S23.4.1

●自立援助ホーム

義務教育終了後，児童福祉施設を退所し，就職する20歳未満の児童等を入所させ，共同生活を通じ生活指導等を行い，社会的自立の促進に寄与することを目的とした施設である。(児童福祉法第6条の3第1項)【1か所】

施設名	運営(設置)主体	電話番号	定員	設置年月日
せんだんの家	社会福祉法人 東北福祉会	719-5948	9	H10.4.1

Ⅷ 幼児教育・保育施設，児童，母子の保健福祉施設等

●小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し，相当の経験を有する者等の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業である。（児童福祉法第6条の3第8項）【6か所】

施設名	定員	設置年月日
ファミリーホームすずき	6	H25. 4. 1
ファミリーホームみえさん家	6	R2. 11. 1
ファミリーホームBird Tree	6	R2. 12. 1
ファミリーホーム・ミモザ	6	R4. 2. 1
ファミリーホーム仙台ベース	6	R4. 4. 1
ファミリーホームエール	6	R4. 10. 1

●婦人相談所

保護を要する女性の相談，指導，一時保護を行う機関である。（売春防止法第34条）【1か所】

施設名	運営(設置)主体	電話番号
宮城県女性相談センター	宮城県	256-5203

●婦人保護施設

保護を要する女性を入所させ，生活指導や職業訓練等の自立支援を行う施設である。（売春防止法第36条）

【1か所】

施設名	経営(設置)主体	電話番号	定員	設置年月日
宮城県コスモスハウス	社会福祉法人宮城県福祉事業協会（宮城県）	399-7550	20	S32. 4. 1

●母子・父子福祉施設

母子家庭等に対し，各種相談に応じ，その福祉向上のための便宜を総合的に提供することを目的とする施設である。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条）【1か所】

施設名	運営(設置)主体	所在地	電話番号	設置年月日
宮城県母子・父子福祉センター	公益財団法人宮城県母子福祉連合会（宮城県）	983-0832 宮城野区安養寺三丁目7-3	295-0013	S55. 4. 1

こども若者局事業概要 令和5年8月

発行 仙台市こども若者局総務課
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
電話：022-214-8201（直通）
FAX：022-214-5010
E-mail：fuk005340@city.sendai.jp